

## 【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 9月28日
【中間会計期間】	自 平成29年 1月 1日 至 平成29年 6月30日
【会社名】	ドイツ銀行 (Deutsche Bank Aktiengesellschaft)
【代表者の役職氏名】	取締役会会長 ジョン・クライアン (John Cryan, Chairman of the Management Board) 取締役会共同副会長 マルクス・シェンク (Marcus Schenck, Co-deputy Chairman of the Management Board)
【本店の所在の場所】	ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン タウヌスアンラ ゲ12 (Tausananlage 12, 60325 Frankfurt am Main, Federal Republic of Germany)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 箱田 英子
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内 2丁目 6番 1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03(6212)8316
【事務連絡者氏名】	弁護士 箱田 英子 同 飯村 尚久 同 江橋 翔
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内 2丁目 6番 1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03(6212)8316
【縦覧に供する場所】	該当なし

(注1) 本書において、別段の記載がある場合を除き、「提出会社」または「当行」とはドイツ銀行を指し、「当行グループ」とはドイツ銀行とその連結子会社を指す。

(注2) 本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1ユーロ = 131.34円の換算率(平成29年 8月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値)による。

(注3) 本書の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しないことがある。

## 第一部【企業情報】

### 第1【本国における法制等の概要】

#### 1 会社制度等の概要

(1) 提出会社の属する国・州等における会社制度  
変更なし

(2) 提出会社の定款等に規定する制度  
変更なし

#### 2 外国為替管理制度

変更なし

#### 3 課税上の取扱い

変更なし

## 第2【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

(a) ドイツ銀行グループ(連結ベース)(注1)

年度/期間	1/1 - 12/31 2015	1/1 - 12/31 2016	1/1 - 6/30 2015	1/1 - 6/30 2016	1/1 - 6/30 2017
	百万ユーロ (億円)	百万ユーロ (億円)	百万ユーロ (億円)	百万ユーロ (億円)	百万ユーロ (億円)
純収益合計(注2)	33,525 (44,032)	30,014 (39,420)	19,553 (25,681)	15,454 (20,297)	13,962 (18,338)
税引前利益(損失)	- 6,097 (- 8,008)	- 810 (- 1,064)	2,708 (3,557)	987 (1,296)	1,701 (2,234)
純利益(損失)	- 6,772 (- 8,894)	- 1,356 (- 1,781)	1,377 (1,809)	256 (336)	1,041 (1,367)
ドイツ銀行株主に帰属する純利益(損失)およびその他の資本構成要素	- 6,794 (- 8,923)	- 1,402 (- 1,841)	1,339 (1,759)	232 (305)	1,018 (1,337)
包括利益(損失)合計(税引後)	- 4,278 (- 5,619)	- 2,721 (- 3,574)	3,582 (4,705)	- 378 (- 496)	- 683 (- 897)
普通株式	3,531 (4,638)	3,531 (4,638)	3,531 (4,638)	3,531 (4,638)	5,291 (6,949)
株主持分合計	62,678 (82,321)	59,833 (78,585)	70,762 (92,939)	61,865 (81,253)	66,258 (87,023)
資産合計	1,629,130 (2,139,699)	1,590,546 (2,089,023)	1,694,176 (2,225,131)	1,803,290 (2,368,441)	1,568,734 (2,060,375)
基本的流通株式1株当たり純資産(ユーロ(円))	40.31 (5,294)	38.14 (5,009)	50.64 (6,651)	39.75 (5,221)	31.43 (4,128)
基本的1株当たり利益(損失)(ユーロ(円))(注3)	- 4.52 (- 594)	- 1.08 (- 142)	0.80 (105)	- 0.03 (- 4)	0.40 (53)
希薄化後1株当たり利益(損失)(ユーロ(円))(注3)	- 4.52 (- 594)	- 1.08 (- 142)	0.78 (102)	- 0.03 (- 4)	0.38 (50)
Tier1自己資本比率(注4)	12.3	13.1	12.5	12.0	(注5)15.4
規制自己資本合計比率(注4)	15.4	16.6	15.5	15.1	(注5)18.8
営業活動によるキャッシュ・フロー	67,252 (88,329)	70,610 (92,739)	3,928 (5,159)	29,747 (39,070)	41,782 (54,876)
投資活動によるキャッシュ・フロー	- 8,242 (- 10,825)	11,239 (14,761)	- 6,422 (- 8,435)	- 4,026 (- 5,288)	- 185 (- 243)
財務活動によるキャッシュ・フロー	- 5,583 (- 7,333)	- 1,649 (- 2,166)	- 3,781 (- 4,966)	- 1,413 (- 1,856)	6,657 (8,743)
現金および現金同等物の中間期末残高または期末残高	105,478 (138,535)	185,649 (243,831)	48,557 (63,775)	129,295 (169,816)	231,537 (304,101)
従業員数(常勤換算)(人)	101,104	99,744	98,647	101,307	96,652

(注1) IFRSによる。

(注2) 信用リスク引当金繰入額控除前

(注3) AT1証券にかかる利払いについて調整されたドイツ銀行株主に帰属する純利益に基づき計算されている。

(注4) CRR/CRD4完全適用ベースに基づいている。

(注5) 2017年4月に完了した総額80億ユーロの増資を反映した試算値を示している(この反映については欧州中央銀行(ECB)が2017年7月26日に正式に承認)。

提出代理人注：本ドイツ銀行グループ（連結ベース）の数字には一部原文財務諸表と異なる箇所がありますが、本表の数字が正しいことを確認しております。

(b) ドイツ銀行（非連結ベース）

ドイツ銀行（非連結ベース）の情報は、中間報告書において公表されていない。

## 2【事業の内容】

### (1) 会社の目的

変更なし

### (2) 事業の内容

ドイツ、フランクフルト・アム・マインに本店を置くドイツ銀行はドイツ最大の銀行であり、その資産合計（2017年6月30日現在1兆5,690億ユーロ）からみてヨーロッパおよび世界における最大級の金融機関である。2017年6月30日現在で、当行は、常勤相当で96,652名の従業員を雇用し、2016年12月31日現在で、世界62か国で2,656支店（そのうち67%はドイツ国内）を運営している。当行は、多岐にわたる投資、金融商品およびこれらに関連する商品やサービスを、世界中の個人顧客、事業法人および機関投資家に提供している。

2017年6月30日現在、当行は、以下の3つのコーポレート部門で構成されている。

- コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（CIB）
- プライベート・アンド・コマーシャル・バンク（PCB）
- ドイツェ・アセット・マネジメント（Deutsche AM）

これらの3つのコーポレート部門は管理（インフラストラクチャー）部門により支えられている。さらに、当行は、世界の各地域を統括するリージョナル・マネジメント部門を有している。

当行は、世界の多くの国の既存もしくは潜在顧客と取引を行う体制を整えている。こうした体制には下記の拠点が含まれる。

- 多数の国における子会社および支店
- 上記以外の多数の国における駐在員事務所
- 上記以外の国々の顧客に対応する1名以上の営業担当者

### (3) 日本における業務活動

平成29年6月29日提出の有価証券報告書の記載内容に下記を追加する。

2017年 - ドイツェ・アセット・マネジメント株式会社が第一種金融商品取引業者として、金融商品取引法に基づき登録

## 3【関係会社の状況】

### (1) 親会社

当行には親会社はない。

(2) 子会社および関連会社等 (2017年6月30日現在)

名称	住所	資本金	ドイツ銀行グループの所有割合 (%)	主要な事業の内容	ドイツ銀行との関係内容
DBO1グローバル・サービス・プライベート・リミテッド	ムンバイ	554,554,550 インド・ルピー	100.0	その他サービス業 (ドイツ銀行グループ会社のシェアードサービスセンター)	-
ドイチェ・バンク (チャイナ) Co., Ltd.	北京	4,426,000,000 人民元	100.0	商業銀行業	-
ドイチェ・バンク・ルクセンブルクS.A.	ルクセンブルク	3,959,500,000 ユーロ	100.0	商業銀行業	-
ドイチェ・バンク・プライベート・ウント・ゲシェフツクンデン・アクチエンゲゼルシャフト	フランクフルト	550,000,000 ユーロ	100.0	商業銀行業	-
ドイチェ・バンクS.A. - バンコ・アレミアオ	サンパウロ	996,550,987.99 ブラジル・レアル	100.0	商業銀行業	-
ドイチェ・バンク・セキュリティーズ Inc.	ウィルミントン	2,000米ドル	100.0	証券業 (米国ブローカー・ディーラー)	-
ドイチェ・バンク・ソシエダド・アノニマ・エスパニョーラ	マドリッド	109,987,494 ユーロ	99.81	商業銀行業	-
ドイチェ・バンク・ソチエター・ペル・アツィオーニ	ミラノ	412,153,993.8 ユーロ	99.86	商業銀行業	-
ドイチェ・バンク (スイス) SA	ジュネーブ	100,000,000 スイス・フラン	100.0	商業銀行業	-
ドイチェ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズ	ニューヨーク	2,127,308,670 米ドル	100.0	商業銀行業	-
ドイチェ・CIB センター・プライベート・リミテッド	ムンバイ	10,020,160 インド・ルピー	100.0	その他サービス業 (ドイツ銀行グループ会社のシェアードサービスセンター)	-
ドイチェ・ポストバンクAG	ボン	547,000,000 ユーロ	100.0	商業銀行業	-
ドイチェ・アセット・マネジメント・インベストメントGmbH	フランクフルト	115,000,000 ユーロ	100.0	投資マネジメント会社	-
サル・オッペンハイムjr.& Cie. AG & Co. KGaA	ケルン	700,000,000 ユーロ	100.0	商業銀行業	-
ドイチェ・アジア・パシフィック・ホールディングスPte Ltd	シンガポール	666,687,663 シンガポール・ドル	100.0	金融持株会社	-
ドイチェ・ナレッジ・サービス Pte. Ltd.	シンガポール	52,481,980.22 米ドル	100.0	その他サービス業 (ドイツ銀行グループ会社のシェアードサービスセンター)	-
DB・ユーエスエー・コーポレーション	ウィルミントン	3,650米ドル	100.0	金融持株会社 (米国中間持株会社)	-
ドイツ証券株式会社	東京	72,728,000,000円	100.0	金融商品取引業	-

#### 4 【従業員の状況】（2017年6月30日現在）

##### (1) ドイツ銀行グループ（連結）

従業員数（常勤相当）	96,652人
コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（CIB）	16,196
プライベート・アンド・コマーシャル・バンク（PCB）	43,533
ドイチェ・アセット・マネジメント（Deutsche AM）	3,760
管理部門／リージョナル・マネジメント	33,162

（注）常勤相当の人数算出につき四捨五入されているため合計が一致しない可能性がある。

##### (2) ドイツ銀行AG

ドイツ銀行（非連結ベース）の情報は、中間報告書において公表されていない。

## 第3【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

2017年上半期は、(デリバティブ契約の公正価値における当行グループの自己の信用リスクの影響を反映した)債務調整評価(DVA)や当行債務の評価額に関連したマイナスの影響および2017年第2四半期における厳しい市場環境の影響を受けた。前年上半期に比べ減収となったが、利息以外の費用の減少額と信用リスク引当金繰入額の減少額の合計は減収の額を上回った。

2017年上半期の当行グループの純収益は、2016年上半期から15億ユーロ、率にして10%減少し、140億ユーロとなった。この減収は、2016年上半期に拡大した当行のクレジット・スプレッドが2017年上半期には縮小したことによる8億ユーロ超の下振れを主な要因とするものである。このクレジット・スプレッドの縮小は、CIBにおけるデリバティブのDVAおよびC&Aにおける当行債務の評価の双方に影響を与えた。CIBの収益は、ボラティリティの低い環境下での顧客取引の低迷やタイトなマージンによっても影響を受けた。PCBの純収益は、2016年上半期には資産の処分によるプラスの影響が計上されていたことや、個人顧客サービスユニット(PCSS)ビジネスの売却を受けて2016年上半期には計上されていた収益の基盤が縮小したことのほか、継続する低金利によるマイナスの影響を受けて減少した。この減収は、サル・オープンハイムの事業基盤におけるワークアウト業務から生じた利益により一部相殺された。Deutsche AMは、2016年上半期にはアセット・マネジメント・インディアの売却による一時的な収益やHETAアセット・レゾリューションAGにおける評価増が反映されていたこと、および2016年上半期には計上されていた保険契約のポジションに係る時価の変動の影響がなかったことを受けて、2017年上半期は減収となった。これらの要因の影響を除くと、市況の改善によるオルタナティブの運用報酬やマネジメント・フィーの増加を主な要因として、Deutsche AMの収益は増加した。

2017年上半期の税引前利益は、2016年上半期から7億1,400万ユーロ、率にして72%増加して、17億ユーロとなった。この増加は主に、利息以外の費用や信用リスク引当金繰入額の減少によるものであった。

2017年上半期の純利益は、2016年上半期の2億5,600万ユーロに対し、10億ユーロとなった。2017年上半期の法人所得税費用は、2016年上半期の7億3,100万ユーロに対し、6億6,000万ユーロであった。2017年上半期の実効税率は、主に当行の拠点の合理化に関連する控除の対象外となる費用の影響を受けて、39%となった。2016年上半期の実効税率は74%であった。

### 2【生産、受注及び販売の状況】

該当事項なし

### 3【対処すべき課題】

「第3 事業の状況、7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析：戦略」参照

### 4【事業等のリスク】

変更なし

### 5【経営上の重要な契約等】

当行グループは、以下の会社と経営支配および損益移転契約を締結している。

- A. DBベタイリグンクス - ホールディング GmbH
- B. ドイツェ・バンク・プリパート・ウント・ゲシェフツクンデン・アクチエンゲゼルシャフト
- C. DBキャピタル・マーケッツ(ドイツェランド) GmbH
- D. サル・オープンハイム jr. & Cie. AG & Co. KGaA
- E. ノーリスバンク GmbH
- F. DWSホールディング&サービス GmbH
- G. ドイツェ・アセット・マネジメント・インベストメント GmbH
- H. RREEFMマネジメント GmbH
- I. PBCバンキング・サービスズ GmbH
- J. サル・オープンハイム・オルタナティブ・インベストメント GmbH



K．ノルトヴェストドイチャー・ヴォーヌングスバウトレーガー・ゲゼルシャフト・ミット・ベシュレンクター・ハフトゥンク

L．ドイチェ・ポストバンクAG

上記会社は、当該契約に基づき、当行により支配され、各会社の利益を当行に移転するかまたは当行がその損失を填補するものとされている。

## 6【研究開発活動】

該当事項なし

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(無監査)

## 経営および財務の概況

## 経済環境

## 世界経済

経済成長(%) <sup>1</sup>	2017年6月30日	2017年3月31日	主な要因
世界経済	3.6 <sup>2</sup>	3.4	コモディティの価格低迷がグローバル・トレードへの刺激を弱め逆風となっているが、世界経済は回復している。 また、ヨーロッパ各国の選挙による政治的危機は実体化していない。
このうち：先進国	2.0 <sup>2</sup>	1.8	年初めのヨーロッパ経済は予想以上の高成長を遂げ、政治的不確実性の減少とともに、予測は上向き傾向である。
このうち：新興市場	4.7 <sup>2</sup>	4.8	新興国はキャッチアップ効果を享受している。
ユーロ圏経済	1.8 <sup>2</sup>	1.4	ヨーロッパ各国の選挙による政治的危機は実体化していない。対照的に、フランス選挙の結果はフランスの改革プロセスを押し進める可能性がある。
このうち：ドイツ経済	1.6 <sup>2</sup>	1.5	逼迫した労働市場、拡張的通貨政策および追加的財政刺激策は、5年間連続して上方への成長をもたらす可能性がある。
米国経済	2.4 <sup>2</sup>	2.2	米ドル高による輸出へのマイナスの影響および原油安によるエネルギー・セクターへのマイナスの影響は薄れた。ポジティブな勢いが上向きのセンチメントから生まれる可能性がある。
日本経済	1.2 <sup>2</sup>	1.3	年初の景気低迷にもかかわらず、2017年の第2四半期は輸出関連の成長率がわずかに持ち直した。
アジア経済 <sup>3</sup>	6.1 <sup>2</sup>	6.2	グローバル・トレードは堅調であったが、複数の新興市場国における内需低迷により相殺された。
このうち：中国経済	6.7 <sup>2</sup>	6.9	不動産売上の減少と資金の引き上げを背景に、成長はわずかに減速することが見込まれる。

1 四半期実質GDP成長率(対前年比%) 出典：別途記載のものを除き各国の当局。

2 出典：ドイツ銀行リサーチ予測。

3 中国、インド、インドネシア、韓国および台湾を含む。

## 銀行業界

ユーロ圏における民間部門に対する貸出は、2017年度第2四半期も緩やかな成長が続いた。企業向け貸出は対前年比0.4%増加し、家計への貸出は、2.4%増加した。預金は増加傾向にあり、増加率は4.3%であった。ドイツでは、企業向け貸出はわずかに増加し対前年比3.1%であったが、住宅ローンおよび消費者向け貸出の伸び率はほぼ変わらず、それぞれ4%および0.8%であった。ドイツの銀行の民間部門預金は利率がほぼゼロか、企業向けではマイナスに低下したにもかかわらず、対前年比5%増である。

2017年度第2四半期の米国での貸出は2017年度第1四半期の不振から脱するに至らなかった。貸出金額はわずかに増加したが、市場の成長率は2016年の記録に遠く及ばない。企業向け貸出金は年率にすると2.9%の増加である。2016年6月の増加率は8.5%であった。リテール向け貸出金は、前年は6.1%の伸びであったが、伸び悩んでいる。どちらの貸出も、全てのカテゴリーにおいて業績不振である点は同じである。個人部門の預金の成長率も年率にして3.1%まで減少した。2016年夏季は、この倍であった。

日本では、2017年度第2四半期の貸出金および預金の増加率は一定の範囲に集中しており、前者は対前年比3.3%の増加、後者は4.4%減少であった。貸出の成長率は2009年以来の高水準に達した一方で、預金の成長率は例年通りの堅調さである。

中国の信用好景気は2017年度第2四半期も継続しており、場合によっては成長が加速している。前四半期と同様、家計向け貸出金額は中長期貸出の拡大を背景に対前年比25%増加した。企業向け貸出の成長は著しく、貸出金残高が対前年比11%増加した。全体として、民間部門の貸出は2011年以来最も力強い成長を遂げ、貸出金残高もおよそ2倍である。資金調達の面では、過去数ヵ月にわたり預金は若干減速したが、数字的には対前年比2桁台の伸びを保っている。しかし、預金と貸出金の差は過去10年間で最低水準である。預貸比率は、経済危機以降の低水準の61%から、負債の水準が高まり、現在は90%を超えている。

## ドイツ銀行の業績

2017年度第2四半期のドイツ銀行の業績は主に複数の要因、特に市場環境とドイツ銀行の戦略および経営的意思決定に起因する収益減少の影響を受けている。収益の減少は、2016年度第2四半期と比べ訴訟費用および減損の減少を受け信用リスク引当金および利息以外の費用が減少したことによる相殺効果を上回っている。利息以外の費用の減少はまた、費用削減努力、売却および2017年1月1日以降消滅したNCOUの影響を受けている。新たな部門構成の導入と4月のおよそ80億ユーロの増資により、よりシンプルで強い、成長する銀行を創るための重要な一歩を踏み出した。

当行グループの主要な業績指標 (KPI)	2017年6月30日終了 6ヶ月間	2016年6月30日終了 6ヶ月間
純収益	140億ユーロ	155億ユーロ
税引前利益	17億ユーロ	10億ユーロ
純利益	10億ユーロ	3億ユーロ
税引後平均有形株主資本利益率 <sup>1</sup>	3.8%	0.9%
税引後平均株主資本利益率 <sup>1</sup>	3.2%	0.7%
調整済コスト <sup>2</sup>	120億ユーロ	127億ユーロ
費用収益比率 <sup>3</sup>	86.3%	90.0%
プロフォーマCRR/CRD 4 リスク・ウェイトド・アセット (RWA) (完全適用ベース) 6	3,551億ユーロ	4,022億ユーロ
プロフォーマCRR/CRD 4普通株式等Tier 1資本比率 (完全適用ベース) <sup>4,6</sup>	14.1%	10.8%
プロフォーマCRR/CRD 4レバレッジ比率 (段階的適用) <sup>5,6</sup>	4.2%	4.0%
プロフォーマCRR/CRD 4レバレッジ比率 (完全適用ベース) <sup>5,6</sup>	3.8%	3.4%

- 1 ドイツ銀行株主に帰属する純利益およびその他の資本構成要素に基づく。詳細は、本書の第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 中間財務書類の連結財務諸表に対する注記「その他の情報：GAAP以外の財務的測定尺度」を参照のこと。
- 2 利息以外の費用合計から、のれんおよびその他の無形資産の減損、訴訟、保険業務に係る費用、再編および退職費用を除いたもの。詳細は、本書の第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 中間財務書類の連結財務諸表に対する注記「その他の情報：GAAP以外の財務的測定尺度」を参照のこと。
- 3 利息以外の費用合計が、信用リスク引当金繰入前の純利息収益合計に利息以外の収益を加えた額に占める比率。
- 4 普通株式等Tier 1資本比率 (CRR/CRD 4完全適用ベース) は、CRR/CRD 4の暫定的な規定を考慮しない当行グループの普通株式等Tier 1資本比率の計算を表す。本比率の計算に関する詳細は、本書中のリスク・レポートに記載されている。
- 5 本比率の計算に関する詳細は、本書中のリスク・レポートに記載されている。
- 6 2017年6月30日現在の規制自己資本と関連する資本およびレバレッジ比率は、2017年7月26日にECBによって正式に承認された時点で資本として計算に含まれる2017年4月に完了した資本増強による80億ユーロの受取金総額を反映したプロフォーマ・ベースで表示されている (詳細は本書中のリスク・レポートの「規制自己資本」を参照のこと)。

2017年3月の戦略発表の通り、新たな部門構成は2017年度第2四半期に係る当行グループの報告書に反映されている。前期のデータは修正され新たな部門構成に反映されている。ビジネスモデルは簡素化され、コーポレート・アンド・インベストメント・バンク (CIB)、プライベート・アンド・コマーシャル・バンク (PCB) およびドイチェ・アセット・マネジメント (Deutsche AM) の3部門で構成される。前述の通り、NCOUは2017年以降廃止され、本書中の2016年の財務情報にのみ含まれている。

## 連結経営成績

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2017年6月30日 終了3ヶ月間	2016年6月30日 終了3ヶ月間	変動額	増減 (%)	2017年6月30日 終了6ヶ月間	2016年6月30日 終了6ヶ月間	変動額	増減 (%)
純収益								
このうち：								
コーポレート・アンド・ インベストメント・バン ク (CIB)	3,618	4,321	-704	-16	8,026	8,960	-934	-10
プライベート・アンド・ コマーシャル・バンク (PCB)	2,558	2,764	-207	-7	5,261	5,362	-102	-2
ドイチェ・アセット・マ ネジメント (Deutsche AM)	676	705	-29	-4	1,283	1,395	-112	-8
非中核部門 (NCOU)	0	-349	349	N/M	0	-333	333	N/M
連結及び調整 (C&A)	-236	-57	-179	N/M	-608	69	-677	N/M
純収益合計	6,616	7,386	-770	-10	13,962	15,454	-1,492	-10
信用リスク引当金繰入額	79	259	-181	-70	212	564	-352	-62
利息以外の費用：								
給与手当	2,921	2,959	-38	-1	6,068	6,153	-85	-1
一般管理費	2,724	3,221	-497	-15	5,924	6,957	-1,033	-15
保険業務に係る費用	0	74	-74	N/M	0	118	-118	-100
のれんおよびその他の無形 資産の減損	6	285	-279	-98	6	285	-279	-98
再構築費用	64	179	-115	-64	50	390	-339	-87
利息以外の費用合計	5,715	6,718	-1,004	-15	12,049	13,903	-1,854	-13
税引前利益	822	408	415	102	1,701	987	714	72
法人所得税費用	357	388	-31	-8	660	731	-71	-10
当期純利益	466	20	446	N/M	1,041	256	784	N/M

N/M - 表記するに値しない。

## 2016年度と2017年度の四半期比較

2017年度第2四半期、当行グループの収益は、主に市場の低いボラティリティと利幅の減少に起因する消極的な顧客の取引活動により減少した。当行の業績もまた自己信用スプレッドの縮小およびドイツ銀行支店の処分によりマイナスの影響を受けた。収益の減少は、利息以外の費用の減少および信用リスク引当金の減少による相殺額を上回る。

2017年度第2四半期の当行グループの純収益は、770百万ユーロ、率にして10%減少し、66億ユーロとなった。CIBの収益の減少は主に低いボラティリティ環境に起因する消極的な顧客の取引活動によるもので、セールス/トレーディングの収益に影響を与えた。利幅の減少はグローバル・トランザクション・バンキングにマイナスの影響を与えた。PCBの純収益の減少は主に2016年度第2四半期に計上された売却のプラスの影響がなかったことおよび低金利からのマイナスの影響による。Deutsche AMの収益の減少は主に2016年度第2四半期に計上されたHETA Asset Resolution AG (HETA) に関連する評価切り上げによる利益がなかったことおよびAbbey Lifeの保険契約のポジションに係る時価の変動がなかったことによる。これらの影響を除けば、Deutsche AMの収益は2016年度第2四半期と比べて高く、主に市場環境の好転によるオルタナティブ商品にかかる運用報酬およびマネジメント・フィーによるものであった。

信用リスク引当金繰入額は、2017年度第2四半期は79百万ユーロであり、2016年の同時期と比べ181百万ユーロ、率にして70%減少した。この減少は、主にCIBによるもので、船舶セクターの低迷は続いているものの広範な業績改善に起因する。PCBの他の減少はポストバンクにおける引当金の繰戻によるものであった。

利息以外の費用は、2016年度第2四半期から10億ユーロ、率にして15%減少し、2017年度第2四半期は57億ユーロとなった。利息以外の費用の減少は、主に事業再構築費用および減損費用の減少、売却の効果およびNCOUの閉鎖、訴訟費用の減少および費用削減努力の効果を反映している。給与手当は、2016年度第2四半期から38百万ユーロ、率にして1%減少し、29億ユーロとなった。人員削減の効果は変動報酬の計上額が増加したことにより大半が相殺された。一般管理費は、2016年度第2四半期から497百万ユーロ、率にして15%減少し、27億ユーロとなった。これは主に2016年度第2四半期に比べ訴訟費用が減少したこと、売却の効果、NCOUの閉鎖、専門家費用および情報技術（IT）コストの減少によるものである。事業再構築費用は2016年度第2四半期と比べて115百万ユーロ減少し、64百万ユーロとなった。減少は事業再編施策の段階的实施によるものである。

2017年度第2四半期の税引前利益は、2016年度第2四半期と比べて415百万ユーロ、率にして102%増加し822百万ユーロとなった。この増加は主に、利息以外の費用の減少と信用リスク引当金の減少に起因する。

2017年度第2四半期の純利益は、2016年度第2四半期の20百万ユーロに対し、466百万ユーロとなった。2017年度第2四半期の法人所得税費用は、2016年度第2四半期の388百万ユーロに対し、357百万ユーロであった。2017年度第2四半期の実効税率は、主に控除の対象外の合理化推進費用の影響を受けて、43%となった。2016年度第2四半期の実効税率は、95%であった。

## 2016年度と2017年度の半期比較

2017年度上半期は、債務評価調整（DVA、デリバティブの公正価値における当グループの自己信用リスクに影響する）および自己債務評価に関連するマイナスの影響の他、2017年度第2四半期の厳しい市場環境によるマイナスの影響を受けた。利息以外の費用の減少および信用リスク引当金の減少の合計額は収益の減少を上回った。

2017年度上半期の当行グループの純収益は、15億ユーロ、率にして10%減少し、140億ユーロとなった。収益の減少は主に対前年比で800百万ユーロ以上マイナスに振れたことによるが、これは2016年度上半期には拡大していたドイツ銀行の信用スプレッドが、2017年度上半期には縮小したため、これは、CIBのデリバティブDVAおよびC&Aの銀行自己債務に影響を与えた。CIBの収益は低いボラティリティ環境における消極的な顧客の取引活動および利幅の縮小によっても影響を受けた。PCBの純収益の減少は、主に2016年に計上された売却からのプラスの影響がなかったこと、PCS事業の売却後の収益源の縮小および低金利によるマイナスの影響の継続に関係する。これはSal. Oppenheimフランチャイズのワークアウト業務からの利益により一部相殺された。Deutsche AMにおける収益の減少は、主に2016年に計上されたAsset Management Indiaの売却による一時的利益およびHETAに関連する評価の引き上げ、および保険契約のポジションに係る時価の変動がなかったことによる。これらの影響を除けば、Deutsche AMの収益は主に市場環境の好転によるオルタナティブ商品にかかる運用報酬およびマネジメント・フィーに起因して増加した。

2017年度上半期の信用リスク引当金繰入額は、2016年度上半期から352百万ユーロ、率にして62%減少し、212百万ユーロとなった。これはCIBにおける減少の結果であり、船舶セクターの低迷は続いているものの広範な業種で業績改善されたためである。他に、ポストバンクの引当金戻入、前年NCOUにおいて報告されていた資産に関連する繰入額がなかったことによるPCBにおける減少の結果でもある。

2017年度上半期の利息以外の費用は、2016年度上半期から19億ユーロ、率にして13%減少して、120億ユーロとなった。利息以外の費用の減少の主な要因としては、減損、事業再編および訴訟費用の減少、NCOUの売却および閉鎖の影響および費用削減努力の影響が挙げられる。給与手当は、2016年度上半期から85百万ユーロ、率にして1%減少して、61億ユーロとなった。人員削減および解雇費用減少の影響の大半は変動報酬の増加により相殺された。一般管理費は、2016年度上半期から10億ユーロ、率にして15%減少し、59億ユーロとなった。これは主に訴訟費用の減少によるものであるが、今後状況が変化した場合、訴訟および規制措置関連の相当額の追加費用が発生する可能性がある。また、給与手当の減少はNCOUの売却および閉鎖と専門家費用の減少が影響している。事業再構築費用は2016年度上半期と比べて339百万ユーロ減少し、50百万ユーロであった。2017年度上半期は、ドイツにおけるPCB事業の事業再編施策を厳格に行使したことによる事業再編引当金の繰戻しを含んでいる。

2017年度上半期の税引前利益は、2016年度上半期と比較して714百万ユーロ、率にして72%増加し17億ユーロとなった。主に利息以外の費用の減少および信用リスク引当金の減少に起因して改善した。

2017年度上半期の純利益は、2016年度上半期の256百万ユーロに対し、10億ユーロとなった。2017年度上半期の法人所得税費用は、2016年度上半期の731百万ユーロに対し、660百万ユーロであった。2017年度上半期の実効税率は39%であり主に控除の対象外となる合理化推進費用の影響である。2016年度上半期の実効税率は74%であった。

## セグメント別の経営成績

以下の表は、2017年6月30日および2016年6月30日に終了した3ヶ月間および6ヶ月間における事業セグメント別の業績（IFRSに基づく連結業績への調整を含む。）を示すものである。当行グループのセグメント別の開示の記載方法の変更に関する情報については、本書の第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 中間財務書類の連結財務諸表に対する注記「セグメント情報」を参照されたい。

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2017年6月30日終了3ヶ月間					連結および調整 連結合計
	コーポレート・ アンド・インベ ストメント・パ ンク	プライベート・ アンド・コマー シャル・バンク	ドイチェ・ア セット・マネジ メント	非中核事業部門	連結および調整	
純収益	3,618	2,558	676	-	-236	6,616
信用リスク引当金繰入額	56	22	-0	-	1	79
利息以外の費用:						
給与手当	949	965	193	-	814	2,921
一般管理費	1,979	1,264	247	-	-767	2,724
保険業務に係る費用	0	0	0	-	0	0
のれんおよびその他の無形資産の 減損	6	0	0	-	0	6
再構築費用	66	-4	2	-	0	64
利息以外の費用合計	3,000	2,226	442	-	47	5,715
非支配持分	19	-1	1	-	-19	0
税引前利益（損失）	543	310	234	-	-265	822
費用収益比率（%）	83	87	65	-	N/M	86
資産	1,210,252	332,498	11,511	-	14,473	1,568,734
プロフォーマ リスク・ウェイト ド・アセット（CRD 4完全適用ベ ース） <sup>2</sup>	241,918	88,530	9,019	-	15,636	355,102
プロフォーマ CRD 4レバレッジ・ エクスポージャー算定値 （報告日におけるスポットの価額） <sup>2</sup>	1,078,596	345,967	3,270	-	14,775	1,442,609
平均株主資本	45,190	15,228	4,649	-	-54	65,013
税引後平均有形株主資本利益率 （%） <sup>1</sup>	3.5	6.3	62.3	-	N/M	3.2
税引後平均株主資本利益率（%） <sup>1</sup>	3.2	5.5	13.5	-	N/M	2.7

N/M - 表記するに値しない。

- 1 当行グループの税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均株主資本利益率は、当行グループの報告ベースの実効税率43%を反映している。各セグメントの税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均株主資本利益率に関しては、適用税率は33%となっている。
- 2 2017年6月30日現在の規制自己資本と関連する資本およびレバレッジ比率は、2017年7月26日にECBによって正式に承認された時点で資本として計算に含まれる2017年4月に完了した資本増強による80億ユーロの受取金総額を反映したプロフォーマ・ベースで表示されている（詳細は本書中のリスク・レポートの「規制自己資本」を参照のこと）。

2016年6月30日終了3ヶ月間

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	コーポレート・ アンド・インベ ストメント・バ ンク	プライベート・ アンド・コマー シャル・バンク	ドイチェ・ア セット・マネジ メント	非中核事業部門	連結および調整	連結合計
純収益	4,321	2,764	705	-349	-57	7,386
信用リスク引当金繰入額	155	101	0	5	-1	259
利息以外の費用：						
給与手当	971	1,000	165	17	807	2,959
一般管理費	2,352	1,233	270	263	-897	3,221
保険業務に係る費用	0	0	74	0	0	74
のれんおよびその他の無形資産の 減損	285	0	0	0	0	285
再構築費用	96	64	26	-1	-5	179
利息以外の費用合計	3,705	2,296	535	278	-96	6,718
非支配持分	2	0	0	-0	-2	0
税引前利益（損失）	460	367	170	-632	42	408
費用収益比率（％）	86	83	76	N/M	N/M	91
資産	1,394,510	336,199	26,139	15,224	31,219	1,803,290
リスク・ウェイトド・アセット (CRD 4完全適用ベース)	255,144	94,682	12,580	27,376	12,436	402,217
CRD 4レバレッジ・エクスポ ージャー算定値 (報告日におけるスポットの価額)	1,016,642	348,667	4,508	19,311	25,410	1,414,538
平均株主資本	38,556	13,632	5,813	4,023	-12	62,011
税引後平均有形株主資本利益率 (％) <sup>1</sup>	3.4	8.1	46.2	N/M	N/M	0.1
税引後平均株主資本利益率(％) <sup>1</sup>	3.1	7.0	7.6	N/M	N/M	0.1

N/M - 表記するに値しない。

- 1 当行グループの税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均株主資本利益率は、当行グループの報告ベースの実効税率95%を反映している。各セグメントの税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均株主資本利益率に関しては、適用税率は35%となっている。

2017年6月30日終了6ヶ月間

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	コーポレート・ アンド・インベ ストメント・バ ンク	プライベート・ アンド・コマー シャル・バンク	ドイチェ・ア セット・マネジ メント	非中核事業部門	連結および調整	連結合計
純収益	8,026	5,261	1,283	-	-608	13,962
信用リスク引当金繰入額	113	100	-0	-	-0	212
利息以外の費用：						
給与手当	2,056	1,948	381	-	1,683	6,068
一般管理費	4,481	2,556	483	-	-1,596	5,924
保険業務に係る費用	0	0	0	-	0	0
のれんおよびその他の無形資産の 減損	6	0	0	-	0	6
再構築費用	98	-52	4	-	0	50
利息以外の費用合計	6,642	4,452	868	-	87	12,049
非支配持分	23	-1	1	-	-23	0
税引前利益（損失）	1,249	710	414	-	-672	1,701
費用収益比率（％）	83	85	68	-	N/M	86
資産	1,210,252	332,498	11,511	-	14,473	1,568,734
プロフォーマ リスク・ウェイト ド・アセット（CRD 4完全適用ベ ース） <sup>2</sup>	241,918	88,530	9,019	-	15,636	355,102
プロフォーマ CRD 4レバレッジ・ エクスポージャー算定値 （報告日におけるスポットの価額） <sup>2</sup>	1,078,596	345,967	3,270	-	14,775	1,442,609
平均株主資本	43,055	14,684	4,720	-	314	62,773
税引後平均有形株主資本利益率 （％） <sup>1</sup>	4.2	7.5	57.1	-	N/M	3.8
税引後平均株主資本利益率（％） <sup>1</sup>	3.9	6.5	11.7	-	N/M	3.2

N/M - 表記するに値しない。

- 1 当行グループの税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均株主資本利益率は、当行グループの報告ベースの実効税率39%を反映している。各セグメントの税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均株主資本利益率に関しては、適用税率は33%となっている。
- 2 2017年6月30日現在の規制自己資本と関連する資本およびレバレッジ比率は、2017年7月26日にECBによって正式に承認された時点で資本として計算に含まれる2017年4月に完了した資本増強による80億ユーロの受取金総額を反映したプロフォーマ・ベースで表示されている（詳細は本書中のリスク・レポートの「規制自己資本」を参照のこと）。



2016年6月30日終了6ヶ月間

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	コーポレート・ アンド・インベ ストメント・バ ンク	プライベート・ アンド・コマー シャル・バンク	ドイチェ・ア セット・マネジ メント	非中核事業部門	連結および調整	連結合計
純収益	8,960	5,362	1,395	-333	69	15,454
信用リスク引当金繰入額	305	179	1	80	-0	564
利息以外の費用：						
給与手当	2,102	2,030	364	32	1,625	6,153
一般管理費	4,833	2,482	550	717	-1,625	6,957
保険業務に係る費用	0	0	118	0	0	118
のれんおよびその他の無形資産の 減損	285	0	0	0	0	285
再構築費用	240	120	32	4	-6	390
利息以外の費用合計	7,461	4,631	1,063	753	-5	13,903
非支配持分	25	0	0	-0	-25	0
税引前利益（損失）	1,170	552	331	-1,165	99	987
費用収益比率（％）	83	86	76	N/M	N/M	90
資産	1,394,510	336,199	26,139	15,224	31,219	1,803,290
リスク・ウェイトド・アセット (CRD 4完全適用ベース)	255,144	94,682	12,580	27,376	12,436	402,217
CRD 4レバレッジ・エクスポ ージャー算定値 (報告日におけるスポットの価額)	1,016,642	348,667	4,508	19,311	25,410	1,414,538
平均株主資本	38,923	13,832	5,864	3,776	-3	62,393
税引後平均有形株主資本利益率 (％) <sup>1</sup>	4.2	6.1	43.1	N/M	N/M	0.9
税引後平均株主資本利益率(％) <sup>1</sup>	3.9	5.2	7.4	N/M	N/M	0.7

N/M - 表記するに値しない。

- 1 当行グループの税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均株主資本利益率は、当行グループの報告ベースの実効税率74%を反映している。各セグメントの税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均株主資本利益率に関しては、適用税率は35%となっている。

## コーポレート部門

## コーポレート・アンド・インベストメント・バンク (CIB)

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2017年6月 30日終了 3ヶ月間	2016年6月 30日終了 3ヶ月間	変動額	増減 (%)	2017年6月 30日終了 6ヶ月間	2016年6月 30日終了 6ヶ月間	変動額	増減 (%)
純収益：								
グローバル・トランザクション・バン キング	975	1,104	-130	-12	2,015	2,205	-190	-9
株式オリジネーション	115	124	-8	-7	268	188	80	43
債券オリジネーション	311	411	-100	-24	702	706	-3	-0
アドバイザー	137	72	65	91	250	222	28	12
オリジネーションおよびアドバイザー	563	606	-43	-7	1,220	1,116	104	9
貸出業務	554	582	-28	-5	1,109	1,163	-54	-5
セールス/トレーディング(株式)	537	742	-205	-28	1,228	1,505	-277	-18
セールス/トレーディング(FIC)	1,132	1,290	-158	-12	2,838	2,779	58	2
セールス/トレーディング	1,668	2,031	-363	-18	4,066	4,284	-219	-5
その他	-143	-3	-140	N/M	-384	192	-576	N/M
純収益合計	3,618	4,321	-704	-16	8,026	8,960	-934	-10
信用リスク引当金繰入額	56	155	-99	-64	113	305	-192	-63
利息以外の費用：								
給与手当	949	971	-22	-2	2,056	2,102	-46	-2
一般管理費	1,979	2,352	-373	-16	4,481	4,833	-352	-7
保険業務に係る費用	0	0	0	N/M	0	0	0	N/M
のれんおよびその他の無形資産の減損	6	285	-279	-98	6	285	-279	-98
再構築費用	66	96	-30	-31	98	240	-142	-59
利息以外の費用合計	3,000	3,705	-705	-19	6,642	7,461	-819	-11
非支配持分	19	2	17	N/M	23	25	-2	-8
税引前利益	543	460	83	18	1,249	1,170	79	7

N/M - 表記するに値しない。

3月5日の発表のとおり、当行は部門構成の見直しを行い、CIB部門に対しては以下のように新しいセグメント・レポート体制を反映した。CIBは従前のグローバル・マーケット(GM)、コーポレート・ファイナンス(CF)およびグローバル・トランザクション・バンキング(GTB)事業から成る。新しいレポート体制では、GMの貸出業務は独立開示し、従前は「セールス/トレーディング 債券およびその他の商品」として報告されていた一部の活動とローン商品を含んでいる。これには、一般的には、トレーディング勘定を保有して売買をオリジネートするというよりも、資産を保有することを事業目的としたより安定的な収益が含まれる。また、前部門の残余資産は「その他」として報告される。市場の慣習にならい、信用評価調整(CVA)および調達評価調整(FVA)の影響については個別に議論していない。それらはセールス・アンド・トレーディングにおいて報告されている。

## 2016年度と2017年度の四半期比較

2017年度第2四半期のCIBの純収益は、前年同四半期から704百万ユーロ、率にして16%減少し、36億ユーロとなった。2017年度第2四半期はマクロ経済と地政学的な不確実性が続いたにもかかわらず、金融市場ではボラティリティが非常に低く、このことが顧客の取引活動にマイナスの影響を及ぼした。プライマリー資本市場の活動は、前年よりは活発であったものの、2017年度第1四半期と比較して低下した。

グローバル・トランザクション・バンキングの純収益は、資金調達分配方法の変更を含む利幅の減少の影響により130百万ユーロ、率にして12%減少し、10億ユーロであった。キャッシュ・マネジメント収益はわずかに減少であった。最近の米国の金利上昇が2016年の顧客数と関連商品の減少によるマイナスの影響により相殺されたためである。取引手数料は利幅の減少を受けて減少した。トラスト・エージェンシー・アンド・セキュリティーズ・サービスは基本的には横ばいで、特定の顧客および国からの撤退に起因する取引量の減少は米国における金利上昇の影響により相殺された。

2017年度第2四半期のオリジネーションおよびアドバイザーの収益は、43百万ユーロ、率にして7%減少し、563百万ユーロであった。債券オリジネーションの収益は米国の顧客の消極的な取引活動を受けて前年同期比24%減少した。株式オリジネーションの収益は、好調だった2017年度第1四半期の後、業界全体の取引量が減少したことを受けて、7%減少した。アドバイザーの収益は、2017年度第2四半期に多くの取引が完了したことにより91%増加した。

貸出業務の純収益は、2016年の第2四半期と比べて5%減少し554百万ユーロであった。資産担保貸出および商業用不動産の好調な業績は投資適格貸出業務からの収益の減少により相殺された。

セールス/トレーディング（FIC）の純収益は158百万ユーロ、率にして12%減少して11億ユーロになった。クレジット収益はアジアにおけるディストレス商品の好成績に支えられて大幅に増加した。金利商品からの収益は米国金利事業におけるマーケット・メイクにとって困難な四半期であったことにより減収となった。外国為替収益は英国における欧州連合離脱を問う国民投票に関連して取引量が増加した影響を受けて好調だった前年の同期と比べて減少した。当四半期は非常に低いボラティリティの影響で顧客の取引活動が非常に消極的だったためである。新興市場における収益は取引のある地域全体で減少した。アジア/太平洋地域の外国為替および金利収益は主に顧客取引が減少したことにより大きく減少した。

セールス/トレーディング（株式）の純収益は205百万ユーロ、率にして28%減少して537百万ユーロになった。プライム・ファイナンスは利幅の縮小と顧客資産残高の減少により大幅に減少した。2017年度第2四半期末の残高は2016年9月末の水準より高いが、2016年度第2四半期に記録された水準よりは依然として低い。株式デリバティブ収益はわずかに減少した、これは低いボラティリティ環境および顧客取引の低迷による現物株収益の減少により顧客からのフローが影響を受けたためである。

その他の収益は、2016年は300万ユーロの損失であったが、143百万ユーロの損失となった。これには、特定のデリバティブ負債のDVAの影響に関連する104百万ユーロの損失（2016年は11百万ユーロの損失）が含まれる。ポートフォリオが新たなコーポレート主導のCIB戦略と整合しないと特定された資産に関連する収益は、2017年度第2四半期において「その他」に計上されている。

信用リスク引当金繰入額は99百万ユーロ、率にして64%減少した。減少は、船舶業界では不振が続いてはいるが、その他の業界で業績が広く改善したこと起因する。

利息以外の費用は、前年同期と比べて705百万ユーロ、率にして19%減少して30億ユーロになった。これは主に、2016年度第2四半期と比べて訴訟引当金とのれんの減損が大きく減少したこと起因する。給与手当以外の費用は専門家費用の減少により減少した、また2016年度第2四半期は、当行による各事業の買収に先立つオランダにおける中堅企業（SME）顧客向けデリバティブ販売に関する金融業界全体の自主的な改善スキームのドイツ銀行持分を含んでいる。

税引前利益は、543百万ユーロ（2016年：460百万ユーロ）となった。収益の対前年比減少は、利息以外の費用の減少と信用リスク引当金の減少により相殺された。

## 2016年度と2017年度の半期比較

2017年度上半期の収益は、2016年度上半期と比べ934百万ユーロ、率にして10%減少し、80億ユーロであった。特定のデリバティブ負債にかかわるDVA損失323百万ユーロ（2016年は191百万ユーロの利益）は、2017年度第1四半期のメソドロジーの変更を含んでおり、この変動の主要要因となった。2016年度上半期はまたセールス/トレーディングで報告された買戻し条件付きシニア無担保債券に対する公開買い付けに関連する利益を含んでいた。

グローバル・トランザクション・バンキングの純収益は、190百万ユーロ、率にして9%減少し、20億ユーロとなった。これには資金調達分配方法の変更を含む利幅の減少が影響している。キャッシュ・マネジメントの収益は基本的には変動はなかった。最近の米国における金利上昇と外国為替業務における成長が2016年の顧客数および関連商品の減少の影響を相殺したためである。トレーディング収益は利幅の減少を受けて減少した。トラスト・エージェンシー・アンド・セキュリティ・サービスは基本的に横ばいであり、特定の顧客および国からの撤退に起因する取引量の減少は米国における金利上昇の影響により相殺された。

2017年度第2四半期のオリジネーションおよびアドバイザリーの収益は、前年と比べて104百万ユーロ、率にして9%増加し、12億ユーロであった。債券オリジネーションの収益は基本的には変動がなかった。レバレッジド・ローン市場への積極的な流入に後押しされて2017年度第1四半期は好調であったが、2017年度第2四半期の顧客の消極的な取引活動と発行数の低下により相殺されたためである。株式オリジネーションの収益は43%増加した。2017年の発行数が増加したこと、特にIPO市場ではドイツ銀行が主要プレーヤーであったことに恩恵を受けた。アドバイザリー収益は、強固なパイプラインおよび業界基盤があることから12%増加した。

貸出業務の純収益は、2016年度上半期と比べて5%減少し11億ユーロであった。資産担保貸出および商業用不動産の好調な業績は投資適格貸出業務からの収益の減少により相殺された。

セールス/トレーディング（FIC）の純利益は、58百万ユーロ、率にして2%増加し、28億ユーロとなった。クレジット収益は、2016年は困難な市場環境がフロー・ビジネスに影響を与えていたが、2017年度上半期はディストレス商品に対する顧客の積極的な活動に支えられて大幅に増加した。金利収益は、2016年の、特に第1四半期は市場環境が悪く、その結果と比べると増加した、外国為替収益は、特に2017年度第2四半期の低いボラティリティ環境が顧客フローに影響を与え減収となった。新興市場収益は取引のある地域で全体的に減収となった。アジア/太平洋地域の外国為替および金利の収益は基本的には変動はなく、2017年の第1四半期は好調であったが、2017年度第2四半期は顧客の消極的な取引活動により減少した。

セールス/トレーディング（株式）の純収益は、は277百万ユーロ、率にして18%減少し、12億ユーロとなった。プライム・ファイナンスの収益は、利幅の縮小と顧客残高の減少により大幅に減少した。2017年度第2四半期末の残高は2016年9月末の水準より高いが、2016年度上半期に記録された水準よりは依然として低い。株式デリバティブ収益は前年の困難な状況と比べると改善した。現物株収益は、2017年に表面化した顧客の消極的な取引活動をうけて、基本的には変動はなかった。

その他の収益は、2016年は192百万ユーロの利益だったが、384百万ユーロの損失であった。これには、特定のデリバティブ負債のDVAの影響に関連する323百万ユーロの損失（2016年は191百万ユーロの利益）が含まれる。当該損失のうち136百万ユーロは、2017年1月1日に施行されたドイツ破たん処理メカニズム法（Abwicklungsmechanismusgesetz）により導入された銀行破たん事象における債権者ヒエラルキーの変更によるものである。このヒエラルキーの変更により、デリバティブの相手先は債権者の序列構造（waterfall structure）においてはシニア無担保債券保有者より上位に位置するため、結果としてデリバティブの相手先はより厚い保護を受けることになった。このより厚い保護は、相手先にとってはデリバティブ資産の評価額を増加させ、その結果当グループの貸借対照表におけるデリバティブ負債の評価額が増加するため、損失計上につながった。ポートフォリオが新たなコーポレート主導のCIB戦略と整合しないと特定された資産に関連する収益は、2017年度第2四半期において「その他」に計上されている。

信用リスク引当金繰入額は192百万ユーロ、率にして63%減少した。減少は、船舶業界では不振が続いてはいるが、その他の業界で業績が広く改善したことに起因する。

利息以外の費用は、2016年度上半期と比べて819百万ユーロ、率にして11%減少して66億ユーロを計上した。これは主に、2016年度上半期と比べて訴訟引当金が減少し、またのれんの減損、退職費用および再構築費用が大きく減少したことがプラスの影響をもたらしたことによる。給与手当および給与手当以外の費用はいずれも2016年度上半期と比べて減少した。

税引前利益は、12億ユーロであり、前年上半期と比べ7%増加した。前年上半期からの利息以外の費用および信用リスク引当金の減少が、収益の減少を上回った。

プライベート・アンド・コマーシャル・バンク (PCB)

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2017年6月 30日終了 3ヶ月間	2016年6月 30日終了 3ヶ月間	変動額	増減 (%)	2017年6月 30日終了 6ヶ月間	2016年6月 30日終了 6ヶ月間	変動額	増減 (%)
純収益：								
プライベート・アンド・コマーシャル・クライアント	1,305	1,365	-60	-4	2,603	2,728	-125	-5
ポストバンク	726	903	-177	-20	1,498	1,764	-266	-15
ウェルス・マネジメント	526	490	35	7	1,159	988	171	17
Hua Xia	0	6	-6	-100	0	-118	118	N/M
純収益合計	2,558	2,764	-207	-7	5,261	5,362	-102	-2
このうち：								
純利息収益	1,536	1,548	-12	-1	2,925	3,184	-259	-8
手数料収入	850	848	2	0	1,773	1,768	4	0
その他の収益	171	368	-197	-54	563	410	153	37
信用リスク引当金繰入額	22	101	-79	-78	100	179	-79	-44
利息以外の費用：								
給与手当	965	1,000	-35	-3	1,948	2,030	-82	-4
一般管理費	1,264	1,233	32	3	2,556	2,482	74	3
保険業務に係る費用	0	0	0	N/M	0	0	0	N/M
のれんおよびその他の無形資産の減損	0	0	0	N/M	0	0	0	N/M
再構築費用	-4	64	-68	N/M	-52	120	-172	N/M
利息以外の費用合計	2,226	2,296	-70	-3	4,452	4,631	-180	-4
非支配持分	-1	0	-1	N/M	-1	0	-1	N/M
税引前利益(損失)	310	367	-57	-15	710	552	158	29

N/M - 表記するに値しない。

プライベート・アンド・コマーシャル・バンク（PCB）は、従前のプライベート・ウェルス・アンド・コマーシャル・クライアント部門およびポストバンク部門を合わせて、2017年度第2四半期より創設された。

## 2016年度と2017年度の四半期比較

2017年度第2四半期、PCBの税引前利益は310百万ユーロであった。対前年比の減少は主に、2016年度第2四半期の特定の要因によるものであり、VISA Europe Limitedの当行持ち分の売却による利益が再構築費用により一部相殺されたことを含む。2017年度第2四半期は2つの特別な収益項目があるが、ほぼ相互に相殺している。ウェルス・マネジメントの収益はSal. Oppenheimフランチャイズのワークアウト業務から恩恵を受けているが、一方ポストバンクの収益は信託優先証券の残余資産の認識中止によりマイナスの影響を受けた。当四半期における信用リスク引当金繰入額は非常に低い水準であった。選択的にポートフォリオを売却したことおよびポストバンク関連の引当金戻入による。これらの要因を除けば、PCBの業績は前年度の第2四半期と比べ回復している。

純収益は、主に前述のVISA Europe Limitedの当行持ち分の売却による利益がプライベート・コマーシャル・クライアント（PCC）事業およびポストバンクの双方に計上されていた前年度の四半期と比べて、207百万ユーロ、率にして7%減少して、26億ユーロとなった。PCC事業ではVISA Europe Limitedの当行持ち分の売却による利益は88百万ユーロであり、前年比60百万ユーロ、率にして4%の収益減少の主要要因である。当四半期にはイタリアにおける特定の売却取引からの利益があったが限定的であった。PCC事業における純利息収益は基本的には安定的であった。低金利環境が預金商品収益の継続的な減少をもたらしたが、他の商品が内部資金取引を活発にした効果により相殺された。手数料収入は前年同四半期とほぼ同水準であった。消費者向け貸出業務における支払い保証保険を含む保険商品の販売は減少したが、継続的に販売に注力してきたことによる好調な投資商品収益により相殺された。ポストバンク業務における収益は、2016年度第2四半期と比べて177百万ユーロ、率にして20%減少した。減少は2016年度第2四半期に計上されたVISA Europe Limitedの当行持ち分の売却による104百万ユーロが当四半期には発生しなかった結果であり、また信託優先証券の残余資産を当四半期に認識中止したことに関連して118百万ユーロのマイナスの影響を受けた結果である。これらの影響を除けば、ポストバンクの収益は、主に新たなプライシング・モデルを採用したことにより口座商品の手数料収入が増加したことにより、わずかに増加した。純利息収益は低金利環境が預金収益に与えた影響により減収となったが、貸出金額が増加したことから貸出金収益が増加し、一部相殺された。ウェルス・マネジメント（WM）業務における収益は35百万ユーロ、率にして7%増加した。主要な要因は135百万ユーロのSal. Oppenheimフランチャイズのワークアウト業務からの利益であり、これは2016年度第3四半期にプライベート・クライアント・サービス（PCS）事業売却後の収益源の減少による影響を上回った。これらの要因を除けば、WMの収益は2016年度第2四半期と比べて減少しており、主に預金減少による純利息収益の減少、米州地域における貸出金額の減少と選択的なローン売却に起因する。手数料収入は前年度と比べわずかに減少している。

信用リスク引当金繰入額は、2016年度第2四半期と比べて79百万ユーロ、率にして78%減少し、22百万ユーロとなった。良好な経済環境が継続したことによるポストバンクにおける引当金の戻入と選択的なポートフォリオの売却に起因する。

利息以外の費用は、2016年度第2四半期から70百万ユーロ、率にして3%減少し、22億ユーロとなった。主に再構築費用の68百万ユーロの減少の影響であった。当四半期の利息以外の費用はまた、PCS事業の売却後、費用の水準が削減されたことおよび再編手続の実行により出費が抑えられたことによりプラスの影響を受けた。これらの費用削減効果は規制および投資への支出の他、業績連動報酬の増加により一部相殺された。

税引前利益は、2016年度第2四半期と比べて57百万ユーロ減少し、310百万ユーロとなった。この減少は主に、前述した前年のVISA Europe Limitedの当行持ち分の売却による利益の影響を、当四半期には再編活動からのマイナス影響が減少したものの、これによっても一部しか相殺できなかったことが要因である。

PCBの運用資産は2017年3月31日と比べて50億ユーロ減少し5,000億ユーロとなった。外貨換算および相場上昇による80億ユーロのマイナスの影響は、主に預金商品から発生した正味資金流入の30億ユーロにより一部相殺された。

## 2016年度と2017年度の半期比較

PCBの成績は前年度上半期と比較して大幅に改善した。これは両期の特定の要因による。2016年度上半期はVISA Europe Limitedの当行持ち分の売却の他、2015年度における被投資会社による売却取引に基づくプライベート・コマーシャル・クライアント（PCC）事業の持ち分からの配当支払金により恩恵を受けた。これらのプラスの影響は華夏銀行の持ち分に関連する正味価格評価および再構築費用のマイナスの影響により一部相殺された。2017年度上半期はウェルス・マネジメント（WM）のSal. Oppenheimフランチャイズのワークアウト業務、PCC事業における再編引当金繰戻およびポストバンクにおける信用損失の引当金戻入から恩恵を受けた。これらのプラスの影響はポストバンクにおける信託優先証券の残余資産の認識中止のマイナスの影響により一部相殺された。これらの特定の要因を除けば、PCBの営業成績は堅調であった。

純収益は、2016年度上半期から102百万ユーロ、率にして2%減少し、53億ユーロとなった。両期ともに上述の収益項目の影響を受けている。PCCからの収益は、2016年度上半期から125百万ユーロ、率にして5%減少した。これには、残りの収益に反映されたVISA Europe Limitedの当行持ち分の売却からのプラスの影響88百万ユーロが含まれている。2017年度上半期は、程度は小さいが、イタリアにおける特定の売却からの恩恵を受けた。純利息収益は2016年度上半期と比べ減少した。純利息収益には、前述のPCCの保有株式からの受取配当金50百万ユーロが含まれている。その他に、現在も継続する低金利環境が影響してPCCの預金商品からの収益が減少した。手数料収入は販売強化を受けて投資商品収益が回復したことによりわずかに増加した。ポストバンク事業における収益は2016年度上半期と比べ266百万ユーロ、率にして15%減少した。これは、2017年度上半期における信託優先証券の残余資産の認識中止による118百万ユーロのマイナスの影響と、2016年度上半期のVISA Europe Limitedの当行持ち分の売却利益104百万ユーロがなかったことによるものである。純利息収入は預金収益における低金利環境の影響で減少したが、貸出金額が増加した結果貸出金収益が増加し、一部相殺された。手数料収入は新たなプライシング・モデルの採用を反映して、主に当座預金において増加した。それ以外に、投資商品収益も対前年比で増加した。WMからの収益は171百万ユーロ、率にして17%増加した。主に、Sal. Oppenheimフランチャイズのワークアウト業務からの利益310百万ユーロによるものである。これらの効果は、2016年度第3四半期のプライベート・クライアント・サービス（PCS）事業の売却後収益源が減少したことによる影響を相殺して余りあった。これらの要素を除けば、WMの収益は前年度上半期と比べて減少しており、これは主に預金ベースの減少の他選択的にローン売却したことによる純利息収入の減少に起因する。手数料収入は前年同期と比べ安定的であった。華夏銀行の収益には2016年度上半期の華夏銀行の当行持ち分に関連した118百万ユーロのマイナス評価が当期発生しなかったことを含んでいる。

信用リスク引当金繰入額は、前年同期比79百万ユーロ、率にして44%減少し、100百万ユーロとなった。これはポストバンクの引当金戻入および引き続き好調な経済環境による恩恵を受けている。両期ともに選択的ポートフォリオの売却からのプラスの影響を受けている。

利息以外の費用は、2016年度上半期から180百万ユーロ、率にして4%減少し、45億ユーロとなった。これは、主に再構築費用が172百万ユーロ減少したことによる。前年度上半期は純再構築費用120百万ユーロを含む一方、2017年度上半期はドイツのPCC事業において再編施策を厳格に実行したことにより、52百万ユーロの再編引当金戻入により恩恵を受けた。2017年度上半期の利息以外の費用はまた、PCS事業の売却後に費用水準が減少したことおよび再編施策の実行で削減されたことからプラスの影響を受けた。これらの費用削減効果はインフラ、デジタル化への投資、規制プロジェクト、その他の戦略に対する支出増の他、変動報酬計上により一部相殺された。

税引前利益は、2016年度上半期から158百万ユーロ増加し、710百万ユーロとなった。この増加は、VISA Europe Limited、華夏銀行、Sal. Oppenheimフランチャイズおよび信託優先証券の残余財産に関する前述の特定の収益要因と、再編活動による影響の減少および信用リスク引当金の戻入とが複合した結果である。

PCBの運用資産は2016年12月31日から40億ユーロ増加し、5,000億ユーロであった。これは50億ユーロの正味資金流入（WM事業で20億ユーロ、PCC事業で30億ユーロ）によるものである。正味資金流入は主に預金商品から発生し、これは部分的に、2016年度第3、4四半期に市場でのドイツ銀行に対するマイナスの認識により資金が正味流出した後、運用資産の委託業務を取り戻すことに成功したことによる。マーケットおよび外国為替関連の効果は相互にほぼ相殺している。

## ドイチェ・アセット・マネジメント（Deutsche AM）

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2017年6月 30日終了 3ヶ月間	2016年6月 30日終了 3ヶ月間	変動額	増減 (%)	2017年6月 30日終了 6ヶ月間	2016年6月 30日終了 6ヶ月間	変動額	増減 (%)
純収益：								

マネジメント・フィー	575	538	37	7	1,138	1,079	59	5
運用報酬および取引手数料	86	26	61	N/M	105	47	58	122
その他の収益	15	70	-56	-79	40	155	-114	-74
Abbey lifeの保険契約のポジションに係る時価の変動	0	71	-71	N/M	0	114	-114	N/M
純収益合計	676	705	-29	-4	1,283	1,395	-112	-8
信用リスク引当金繰入額	-0	0	-0	N/M	-0	1	-1	N/M
利息以外の費用合計：								
給与手当	193	165	28	17	381	364	18	5
一般管理費	247	270	-23	-9	483	550	-67	-12
保険業務に係る費用	0	74	-74	N/M	0	118	-118	-100
のれんおよびその他の無形資産の減損	0	0	0	N/M	0	0	0	N/M
再構築費用	2	26	-24	-92	4	32	-28	-87
利息以外の費用合計	442	535	-93	-17	868	1,063	-195	-18
非支配持分	1	0	1	N/M	1	0	1	N/M
税引前利益	234	170	64	38	414	331	83	25

N/M - 表記するに値しない。

2017年3月5日に発表の通り、当行は部門構成の再編を行った。Deutsche AMは基本的な改編はせず、ドイツ銀行の資産管理活動を行い、サービスを提供する個人投資家と機関投資家に対して投資のソリューションを提供することを中心に活動する。

#### 2016年度と2017年度の四半期比較

2017年度第2四半期のDeutsche AMの業績は非常に好調であった。2016年度第2四半期と比較して市場環境が改善したことにより、年度の初めからプラス方向の勢いを継続した。新規の純資産はまた、パッシブおよびアクティブ両商品がリードして、前四半期に続いて正味資金流入が見られた。

純収益は、29百万ユーロ、率にして4%減少し、676百万ユーロとなった。マネジメント・フィーは、市場環境の好転を反映したアクティブ商品が原動力となり、37百万ユーロ、率にして7%増加した。運用報酬および取引手数料は、オルタナティブ商品からのファンド運用報酬が好調であったことから大きく61百万ユーロ増加した。その他の収益はHETA Asset Resolution AG (HETA) のエクスポージャーに関連する評価切り上げから恩恵を受けていた2016年度第2四半期から56百万ユーロ、率にして79%減少した。2016年度第4四半期にAbbey lifeが売却されたため、2016年度第2四半期には保険加入者のポジションに係る時価評価の変動71百万ユーロが計上されていたが、当四半期は計上されていない。

利息以外の費用は、93百万ユーロ、率にして17%減少し、442百万ユーロとなった。Abbey life関係費用が発生しなかったことおよび再構築費用および退職費用が大幅に減少したことによる一般管理費の減少によるものであり、給与手当費用の増加により一部相殺された。

税引前利益は、2016年度第2四半期から64百万ユーロ、率にして38%増加し、234百万ユーロとなった。これは、利息以外の費用の減少が要因であるが、Abbey lifeの時価評価の変動やHETAに関連する評価の切り上げなどの一時的要因による恩恵を受けていた前年度と比べて収益がわずかに減少したことにより一部相殺されている。

2017年6月30日現在の運用資産は、2017年3月31日から120億ユーロ減少して7,110億ユーロとなった。これは、外国為替の不利な変動による200億ユーロの影響によるものであるが、60億ユーロの純資産の流入および40億ユーロの有利な市場の動きにより一部相殺された。

単位：十億ユーロ	オルタナティブ	キャッシュ	エクイティ	債券	マルチ・アセット	運用資産合計
2017年3月31日現在残高	86	63	183	306	84	723
流入	4	3	10	18	12	47
流出	-3	-9	-9	-16	-4	-41
正味流入	1	-5	1	2	8	6
為替の影響	-3	-2	-4	-10	-1	-20
市場の動き	1	-1	2	1	0	4



その他	0	0	0	0	-2	-2
2017年6月30日現在残高	85	56	182	299	90	711
平均手数料率 (bps)	53	7	52	14	42	32

## 2016年度と2017年度の半期比較

2017年度上半期のDeutsche AMの業績は、前年度上半期と比較して市場環境が改善し、堅調であった。純資産が流出した前年同期と比べ、2017年度上半期は好転し、ドイツ、欧州・中東・アフリカ (EMEA) およびアジア太平洋地域が牽引し110億ユーロの純資産の流入が見られた。

2017年度上半期の純収益は、112百万ユーロ、率にして8%減少し、13億ユーロとなった。マネジメント・フィーは、有利な市場環境を反映するアクティブ商品に起因して59百万ユーロ、率にして5%増加した。運用報酬および取引手数料は、第2四半期にオルタナティブ商品からの運用報酬が好調であったことから58百万ユーロと大幅増となった。その他の収益は、Asset Management Indiaの売却益およびHETAに関連する評価切り上げにより恩恵を受けていた前期と比べ、114百万ユーロ、率にして74%減少した。2016年度第4四半期にAbbey lifeが売却されたため、2016年度上半期には保険加入者のポジションに係る時価評価の変動114百万ユーロが計上されていたが、当上半期は計上されていない。

利息以外の費用は、2016年度上半期と比べて195百万ユーロ、率にして18%減少し、868百万ユーロとなった。Abbey life関係費用が発生しなかったことおよび再構築費用および退職費用が大幅に減少したことによる一般管理費の減少によるものであり、給与手当費用の増加により一部相殺された。

税引前利益は、2016年度上半期と比べて83百万ユーロ、率にして25%増加し、414百万ユーロとなった。前述の利息以外の費用の減少が要因であるが、前年度のAsset Management Indiaの売却益およびHETAに関連する評価切り上げなどの一時的要因からの収益が減少したことにより一部相殺されている。

2017年6月30日現在の運用資産は、2016年12月31日から50億ユーロ増加して7,110億ユーロとなった。これは、市場の有利な動きによる160億ユーロの影響および110億ユーロの純資産の流入によるが、220億ユーロの外国為替の不利な変動により一部相殺された。

単位：十億ユーロ	オルタナティブ	キャッシュ	エクイティ	債券	マルチ・アセット	運用資産合計
2016年12月31日現在残高	84	63	171	305	82	706
流入	10	4	22	39	18	93
流出	-8	-9	-19	-37	-10	-82
正味流入	2	-5	2	2	8	11
為替の影響	-3	-2	-5	-11	-1	-22
市場の動き	2	-1	13	2	1	16
その他	0	0	1	0	-1	0
2017年6月30日現在残高	85	56	182	299	90	711
平均手数料率（bps）	53	7	52	14	42	32

### 非中核事業部門（NCOU）

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2017年6月 30日終了 3ヶ月間	2016年6月 30日終了 3ヶ月間	変動額	増減 (%)	2017年6月 30日終了 6ヶ月間	2016年6月 30日終了 6ヶ月間	変動額	増減 (%)
純収益	-	-349	349	N/M	-	-333	333	N/M
信用リスク引当金繰入額	-	5	-5	N/M	-	80	-80	N/M
利息以外の費用：								
給与手当	-	17	-17	N/M	-	32	-32	N/M
一般管理費	-	263	-263	N/M	-	717	-717	N/M
保険業務に係る費用	-	0	0	N/M	-	0	0	N/M
のれんおよびその他の無形資産の減損	-	0	0	N/M	-	0	0	N/M
再構築費用	-	-1	1	N/M	-	4	-4	N/M
利息以外の費用合計	-	278	-278	N/M	-	753	-753	N/M
非支配持分	-	-0	0	N/M	-	-0	0	N/M
税引前利益（損失）	-	-632	632	N/M	-	-1,165	1,165	N/M

N/M - 表記するに値しない。

### 2016年度と2017年度の四半期 / 半期比較

2017年度以降、非中核事業部門（NCOU）は単独部門として存続しない。2016年12月31日時点の残余資産は、現在そのほとんどが該当する事業部門であるコーポレート・アンド・インベストメント・バンクおよびプライベート・コマーシャル・バンクにより管理されている。

## 連結および調整 (C&amp;A)

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2017年6月 30日終了 3ヶ月間	2016年6月 30日終了 3ヶ月間	変動額	増減 (%)	2017年6月 30日終了 6ヶ月間	2016年6月 30日終了 6ヶ月間	変動額	増減 (%)
純収益	-236	-57	-179	N/M	-608	69	-677	N/M
信用リスク引当金繰入額	1	-1	2	N/M	-0	-0	-0	143
利息以外の費用：								
給与手当	814	807	7	1	1,683	1,625	58	4
一般管理費	-767	-897	130	-14	-1,596	-1,625	29	-2
保険業務に係る費用	0	0	0	N/M	0	0	0	N/M
のれんおよびその他の無形資産の 減損	0	0	0	N/M	0	0	0	N/M
再構築費用	0	-5	5	N/M	0	-6	6	N/M
利息以外の費用合計	47	-96	142	N/M	87	-5	93	N/M
非支配持分	-19	-2	-17	N/M	-23	-25	2	-6
税引前利益 (損失)	-265	42	-307	N/M	-672	99	-771	N/M

N/M - 表記するに値しない。

## 2016年度と2017年度の四半期比較

C&Aの税引前損益は、2016年度第2四半期の42百万ユーロの税引前利益に対し、2017年度第2四半期は265百万ユーロの税引前損失であった。これは主に、2017年度第2四半期には164百万ユーロのマイナスの影響があったためであり、アルゼンチンとウルグアイのドイツ銀行子会社に関連する為替換算調整額の実現およびアルゼンチンの子会社売却損失に起因するものである。2017年度第2四半期はまた3百万ユーロの評価損および利息関連商品およびクロス・カレンシーをベースとした利益にかかる期間差異を含んでいるが、当行のクレジット・スプレッドが縮小（これは前年同期71百万ユーロのプラスであった）したことによるマイナスの収益により大半が相殺された。また、収益には事業部門で計上された地方債課税相当額がC&Aを通じて相殺されたことによる30百万ユーロの損失が含まれる。さらに、2016年度第2四半期にはキルヒとの和解合意に関連した73百万ユーロの保険金支払いによる利益を計上していた。

## 2016年度と2017年度の半期比較

C&Aの税引前損益は、2016年度上半期は99百万ユーロの税引前利益であったのに対し、2017年度上半期は672百万ユーロの税引前損失であった。この減少は主に、2017年度上半期には190百万ユーロの評価および期間差異による損失があったことによるものであった。このマイナスの影響は、当行のクレジット・スプレッドの大幅な縮小によるものであった。一方2016年度上半期は当行の信用スプレッドが拡大し、243百万ユーロの利益であった。また、減少には2017年度上半期の167百万ユーロの損失が含まれている。これはアルゼンチン、ウルグアイおよびニュージーランドにおけるドイツ銀行の子会社に関連する為替換算調整額の実現、およびアルゼンチンの子会社の売却損によるものである。さらに、収益には事業部門で計上された地方債課税相当額がC&Aを通じて相殺された59百万ユーロの損失が含まれている。華夏銀行株式売却に関連したヘッジの結果である29百万ユーロの損失も含まれている。

財政状態

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く）	2017年6月30日	2016年12月31日	変動額	増減（％）
現金および中央銀行預け金	227,514	181,364	46,150	25
インターバンク預け金（中央銀行以外）	9,109	11,606	-2,497	-22
中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付買入有価証券および借入有価証券	34,401	36,368	-1,967	-5
トレーディング資産	188,192	171,044	17,148	10
デリバティブ金融商品のプラスの時価	396,340	485,150	-88,810	-18
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	89,751	87,587	2,164	2
このうち：				
売戻条件付買入有価証券	52,878	47,404	5,474	12
借入有価証券	22,184	21,136	1,048	5
貸出金	398,698	408,909	-10,211	-2
満期保有有価証券	3,189	3,206	-17	-1
ブローカー業務および有価証券に関連する債権	125,453	105,100	20,353	19
残りの資産	96,087	100,213	-4,126	-4
資産合計	1,568,734	1,590,546	-21,812	-1
預金	581,478	550,204	31,274	6
中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売却有価証券および貸付有価証券	26,495	29,338	-2,843	-10
トレーディング負債	68,392	57,029	11,363	20
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	371,682	463,858	-92,176	-20
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	64,112	60,492	3,620	6
このうち：				
買戻条件付売却有価証券	53,517	50,397	3,120	6
貸付有価証券	1,442	1,298	144	11
その他の短期借入金	20,232	17,295	2,937	17
長期債務	165,070	172,316	-7,246	-4
ブローカー業務および有価証券に関連する債務	155,566	122,019	33,547	27
その他の負債	44,497	53,176	-8,679	-16
負債合計	1,497,524	1,525,727	-28,203	-2
資本合計	71,210	64,819	6,391	10

## 資産の変動

2017年6月30日現在の資産合計は、2016年度末から218億ユーロ、率にして1%減少した。

この資産全体の減少は主に、外国為替レート商品に属するデリバティブ金融商品のプラスの時価が888億ユーロ減少したことによる。

貸出金は通常業務の範囲で満期が到来したことおよび特定の顧客の返済により102億ユーロ減少した。

これらの減少は現金および中央銀行預け金残高とインターバンク残高が合わせて437億ユーロ増加したことにより一部相殺されており、それらの変動は主に上述の貸出金の減少、預金の増加および増資による受取金に起因するものである。

ブローカー業務および有価証券に関連する債権は204億ユーロ増加し、主な要因は通常の業務上の取引の未決済残高が増加したことである。取引の未決済残高は、通常年間を通して高い水準にある一方で年度末に減少することが観察されていて、この季節的なトレンドに整合している。また、ブローカー業務および有価証券に関連する債権の増加はデリバティブ金融商品のマイナスの時価が減少したことに対応して、必要担保金が減少したことにより一部相殺されている。

トレーディング資産は171億ユーロ増加したが、これは主に債券によるもので、季節的なトレンドに整合して、EUおよび米国の金利事業における債券ポジションの増加および顧客の取引活動が増加したことが主要因である。

中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付買入有価証券および借入有価証券は、発生主義会計および公正価値会計基準のいずれに基づいた場合でも、企業向け貸出活動の増加と顧客からの資金流入の増加により46億ユーロ増加した。

バランスシートの全体の変動には米ドルに対するユーロの上昇を主な要因とする外国為替レートの変動による453億ユーロの減少の影響が含まれている。また、外国為替レートの変動によるこれらの影響は、本項に記載されるバランスシート項目ごとの変動に含まれている。

## 負債の変動

2017年6月30日現在の負債合計は、2016年度末から282億ユーロ、率にして2%減少した。

この負債全体の減少は主に、デリバティブ金融商品のマイナスの時価の変動（922億ユーロの減少）によるものであり、前述のデリバティブ金融商品のプラスの時価の変動と同様の理由によるものであった。

長期債務の72億ユーロの減少は負債総額の減少にも影響を与えている。資金調達市場は逼迫しており、例年と比べて流動性の高まりが弱い。

これらの減少はブローカー業務および有価証券に関連する債務の増加335億ユーロにより一部相殺された。前述のブローカー業務および有価証券に関連する債権の変動と同様の理由によるものであった。

預金は当上半期中313億ユーロ増加した。主にプライベート・アンド・コマーシャル・バンクにおけるキャンペーンの他、トランザクション・バンクにおけるキャッシュ・マネジメント戦略の結果によるものである。

トレーディング負債は、114億ユーロ増加した。季節的なトレンドに整合して、EUおよび米国の金利ビジネスにおけるトレーディング活動が増加したことが主要因である。

その他の短期借入金は、ホールセール向け貸出とブローカー業務活動により、29億ユーロ増加した。

資産合計と同様に、2017年度上半期の外国為替レートの変動が影響を及ぼしており、これは本項に記載される各種の負債の全体としての変動に既に組み込まれている。

## 流動性

2017年6月30日現在の流動性準備金は、2,850億ユーロであり（2016年12月31日現在では2,190億ユーロ）、2017年6月30日現在のストレス下（複合的シナリオに基づく）でプラスの内部流動性ポジションを維持することができた。また、当行の2017年6月30日現在の流動性カバレッジ比率は144%であった（2016年12月31日現在では128%）。

## 資本

2017年6月30日現在の資本合計は、2016年12月31日と比較して64億ユーロ増加した。この増加の主な要因は、2017年4月の普通株式の新規発行（687.5百万株）による80億ユーロの増資である。その他、10億ユーロのドイツ銀行株主に帰属する純利益およびその他の資本構成要素が寄与している。一部相殺項目としては、16億ユーロの為替換算純損失（特に米ドルに関する）、ドイツ銀行株主に対する392百万ユーロの配当金支払いの他、その他の資本構成要素に対する288百万ユーロのクーポン利払い（税引後）がある。

## プロフォーマ規制自己資本

2017年6月30日現在の当行の規制自己資本、関連資本およびレバレッジ比率はプロフォーマ・ベースで表示しており、2017年4月に完了した80億ユーロの増資の受取金総額を反映している。当該増資は2017年7月26日にECBにより正式に承認された時点で計算に含まれる（詳細は本書中のリスク・レポートの「規制自己資本」参照）。

2017年6月30日現在の当行のCET 1資本（CRR/CRD 4による）は、2017年度上半期に49億ユーロ増加して526億ユーロとなった。2017年6月30日現在のリスク・ウェイトド・アセット（RWA）（CRR/CRD 4による）は、2016年度末現在の3,562億ユーロに対し、3,542億ユーロであった。このCRR/CRD 4 CET 1資本の増加により、2017年6月30日現在のCRR/CRD 4 CET 1資本比率は、2016年度末現在の13.4%から14.9%に増加した。

2017年6月30日現在の当行のCET 1資本（CRR/CRD 4完全適用ベースによる）は、2016年12月31日現在の423億ユーロから78億ユーロ増加して501億ユーロとなった。2017年6月30日現在のリスク・ウェイトド・アセット（CRR/CRD 4完全適用ベースによる）は、2016年度末現在の3,575億ユーロに対し、3,551億ユーロとなった。このCET 1資本の増加により、2017年6月30日現在のCET 1資本比率（CRR/CRD 4完全適用ベースによる）は、2016年度末現在の11.8%から14.1%に増加した。

規制自己資本およびリスク・ウェイトド・アセットの変動に関する詳細は、本書中のリスク・レポートの「規制自己資本」の項に記載されている。

## 関連当事者間取引

当行グループは、当行が相当額の出資持分を保有する複数の会社と取引関係がある。当行はまた、当行の取締役会のメンバーが取締役または非業務執行役員の役職を有する多くの会社と取引関係がある。これらの会社と当行グループとの取引関係は、当行グループが顧客全般に提供する金融サービスの多くにわたっている（詳細については、本書の第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 中間財務書類の連結財務諸表に対する注記の「その他の財務情報」の項参照）。

## 取締役会および監査役会

### 取締役会

2017年4月28日、監査役会はイェームス・フォン・モルトケを2017年7月1日から2020年6月30日までの期間ドイツ銀行AGの取締役会メンバーに任命した。同氏は、最高財務責任者マルクス・シェンク博士の後任である。マルクス・シェンク博士はガース・リッチ と共に2017年7月1日よりコーポレート・アンド・インベストメント・バンク（CIB）の責任者に就任する。

### 監査役会

ペーター・レッシュャーおよびクラウス・リュディガー・トルツシュラー教授/博士は2017年5月18日の年次株主総会終了時をもってドイツ銀行AGの監査役会を辞任した。

2017年5月18日の年次株主総会終了時をもって、パウル・アッハライトナー博士は監査役会のメンバーおよび会長としての任期を満了し、2017年5月18日より5年の任期で監査役会メンバーに再任された。

Security & Privacy EngineeringおよびGoogle Inc.の副社長ゲルハルト・エッセルベックおよび自ら経営する法律事務所(SIMON GmbH)の弁護士であるシュテファン・シモン教授/博士は2016年8月23日より裁判所の命で当行の監査役会メンバーに任命されていたが、2017年5月18日の年次株主総会においてドイツ銀行AGの監査役会メンバーに5年の任期で任命された。

C-QUADRAT Investment AGの創始者であり取締役会メンバーであるゲルト・アレクサンダー・シュッツは2017年5月18日の年次株主総会においてドイツ銀行AGの監査役会メンバーに1年の任期で任命された。

年次株主総会後の監査役会の会議においてパウル・アッハライトナー博士が会長に選出された。

## 戦略

当行の中核事業モデルはドイツを強力なホームとするグローバル・バンクである。我々はコーポレート、機関、資産運用および個人顧客の実際の経済的ニーズのために尽力しており、トランザクション・バンキング、コーポレート・ファイナンスおよびキャピタル・マーケット、アセット・マネジメント、ウェルス・マネジメントおよびリテール・バンキングにおいてサービスを提供している。このビジネスモデルが我々の強さの基礎であり、長期成長の可能性でもある。

当行はさらなる強化と成長への再構築のために、複数の戦略の修正を発表した。2017年3月5日に取締役会および監査役会の決議により決定された。ドイツの国内市場における銀行基盤を強化し、グローバル展開を行う欧州の有力銀行としての地位を強固にすることを目的とする：

- 十分に疑問の余地がない水準の資本を保有する
- 競争に勝利しグローバル展開するために規模と強さにおいてトップレベルのCIBフランチャイズを確保する
- ホームマーケットであるドイツではプライベート・コマーシャル・バンクとして断然トップの地位を得る
- 成長を飛躍させるため、世界規模であるDeutsche AMを経営上分離する
- フロントからバックオフィスへの整合性を高め、インフラ機能をビジネス部門に集中することにより、コーポレート部門数および費用水準を一部削減する
- 利益とビジネスの構成をより安定的なビジネスに移行する

今後もドイツは地理的な中心であり続ける。ホームマーケットであるドイツを維持するだけでなく3つの事業部門すべてにおいて主導的な立場を拡大する。基本的にはグローバル展開を行いつつ、フランチャイズが最も強固で、成長の可能性が最も大きく、そして潜在的調整後リスクのリターンが最も高いとマネジメントが判断した事業に注力する予定である。

- PCBIは、主としてドイツに注力し、ウェルス・マネジメント事業はグローバルに展開する。
- CIBは、中核となる企業顧客のグローバル性を考慮し、ドイツおよびEMEA(ドイツを除く)、米国、カナダならびにアジア・太平洋地域(APAC)において業務を継続する。機関投資家顧客向けにはグローバルな拠点を維持しつつ、最も強力な競争力基盤を持つドイツおよびEMEA(ドイツを除く)に主に注力する。米国では、強固でより数を絞った拠点網を維持していく予定である。
- Deutsche AMは、引き続きドイツおよび拡大EMEAにおいてインベストメント・マネジメントのサービス一式すべてを提供する一方で、米国およびAPACではスペシャリストとしての能力を強化する。

2017年3月の戦略の更新にあたり、新たな財政目標を採用した。新たな目標は以下のとおりである。

- 調整済コスト(ポストバンクの調整済コストを含む)を2018年までに220億ユーロ、2021年までに210億ユーロに
- 通常の事業環境下での約10%の平均有形株主資本利益率(税引後)
- CRR/CRD 4普通株式Tier 1資本比率(完全適用ベース)13%超
- CRR/CRD 4レバレッジ比率(段階的適用ベース)4.5%
- 2018年度以降競争力のある配当性向を目指す

## 戦略的目標と目的に対する進捗

2017年3月5日、財務健全性に対する疑問を払拭するために自己資本を強化すること、および成長への基盤を築くことを発表した。当行グループは、2017年4月に増資を成功裏に完了し、受取金総額は80億ユーロであった。

事業運営を、異なる3つの事業部門に再編し、それぞれを強化し、顧客の範囲を拡大し、マーケット・シェアを改善し、効率性と成長を促進することを目的としている。

企業顧客に重点を置く新しいコーポレート・アンド・インベストメント・バンク（CIB）：セールス・アンド・トレーディング、アドバイザリー、ファイナンスおよびトランザクション・バンキング・ビジネスは1つの部門に統合された。この新しいコーポレート部門「コーポレート・アンド・インベストメント・バンク」は従来のセグメント、「グローバル・マーケット」および「コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング」を統合した。この統合により、本ビジネスにおける焦点を企業顧客へと移行する基盤を形成する一方、強さを保ちながらも重点を絞った機関投資家顧客を維持する。

ドイツで最大のプライベート・アンド・コマーシャル・バンク（PCB）：コーポレート部門「プライベート・アンド・コマーシャル・バンク」は、従前は別個に分かれていたドイツ銀行の個人向け商業銀行業務とポストバンク、ならびに富裕層顧客、基金およびファミリー・ビジネス向けのウェルス・マネジメント事業とを統合した。ポストバンク統合に対する土台として、共同の統合およびガバナンス組織を設けて取組んできた。事業運営と組織の効率化および1つのITプラットフォームを共有するという戦略的な意図が確認された。それと同時に、go-to-marketモデルの導入、本店の効率化、およびドイツにおける支店閉鎖（2017年6月末時点でPCCドイツの177支店が閉鎖された）など、既存の戦略的取り組みが続けられた。

独立した事業運営を行うドイチェ・アセット・マネジメント（Deutsche AM）：Deutsche AMコーポレート部門は基本的な変更はなく、ドイツ銀行の資産運用事業を担っており、顧客である個人投資家および機関投資家に対して投資ソリューションを提供することに注力している。Deutsche AMに独立した法人格および経営モデルを段階的に持たせるための方策として、持分の25%までを公開する施策が進められている。

前年度上半期比で大幅な費用の削減は、公表している費用目標に向けて進捗していることを示している。2017年度上半期の調整済コストは2016年度同期と比べて6%減少した。これは、フルタイム相当（FTE）の人員削減および費用削減の厳格な実施によるものである。全体として、グループ内部のフルタイム相当の人員は2016年12月末の99,744人から、2017年6月末には96,652人に減少した。

[次へ](#)



## リスク・レポート

### 概要

以下のリスク・レポートは、国際財務報告基準第7号（IFRS第7号）の原則に従った信用リスク、マーケット・リスクおよびその他のリスクに関する定量的および定性的開示を提供している。したがって、ここでの報告は原則としてIFRSの評価および連結原則に基づいている。しかし、特定の規制上の開示については、規制上の連結原則が重要であり、当行グループの財務諸表に適用されている原則と異なる。

### CRR/CRD 4の資本フレームワーク

欧州連合では、2013年6月27日に公表された、金融機関および投資会社に対する健全性要件に関する規制(EU)第575/2013号（所要自己資本規制または「CRR」）、ならびに金融機関の活動へのアクセスならびに金融機関および投資会社に対する健全性の監視に関するEU指令第36/2013号（所要自己資本指令第4次改正または「CRD 4」）によってバーゼル3自己資本フレームワークが導入された。この新たな規制上のフレームワークは経過規定を条件として2014年1月1日に発効した。当行グループは、当該経過規定に基づくドイツ銀行の結果に言及する際には「CRR/CRD 4（による）」という用語を使用し、最終的なフレームワークの完全適用に基づく結果に言及する際（適用される経過手法を考慮しない）には、「CRR/CRD 4完全適用ベース（による）」という用語を使用する。CRR/CRD 4が、従前のバーゼル2またはバーゼル2.5による適正自己資本のフレームワークにおいて採用されていた経過規定を維持している場合もある。

当行グループの規制上のエクスポージャーおよび適用される自己資本比率に関する詳細は、本書、さらに2017年6月30日付けの当行グループの第3の柱の報告書に記載されている。

### ICAAP/ILAAPおよびSREP

バーゼル3の第2の柱に規定される内部適正自己資本評価プロセス（以下「ICAAP」という。）は、リスクを識別および評価し、当該リスクに対応するための十分な資本を維持し、かつ適切なリスク管理技法を適用することによって適正自己資本を維持することを銀行に求めるものである。内部適正流動性評価プロセス（以下「ILAAP」という。）は、十分な流動性リスク管理を維持することを重視する。監督上の検証・評価プロセス（以下「SREP」という。）は、一元化した銀行監督メカニズム（SSM）に基づく役割において欧州中央銀行（ECB）が使用する一般的な手法および基準を指す。所要自己資本指令第4次改正（CRD 4）第97条に従い、監督当局は、銀行が実施する取決め、戦略、プロセスおよびメカニズムを定期的に検証し、(a)銀行がさらされる可能性のあるリスク、(b)銀行が財務システム全般をさらす可能性のあるリスクおよび(c)ストレス・テストにより明らかになったリスクを評価する。

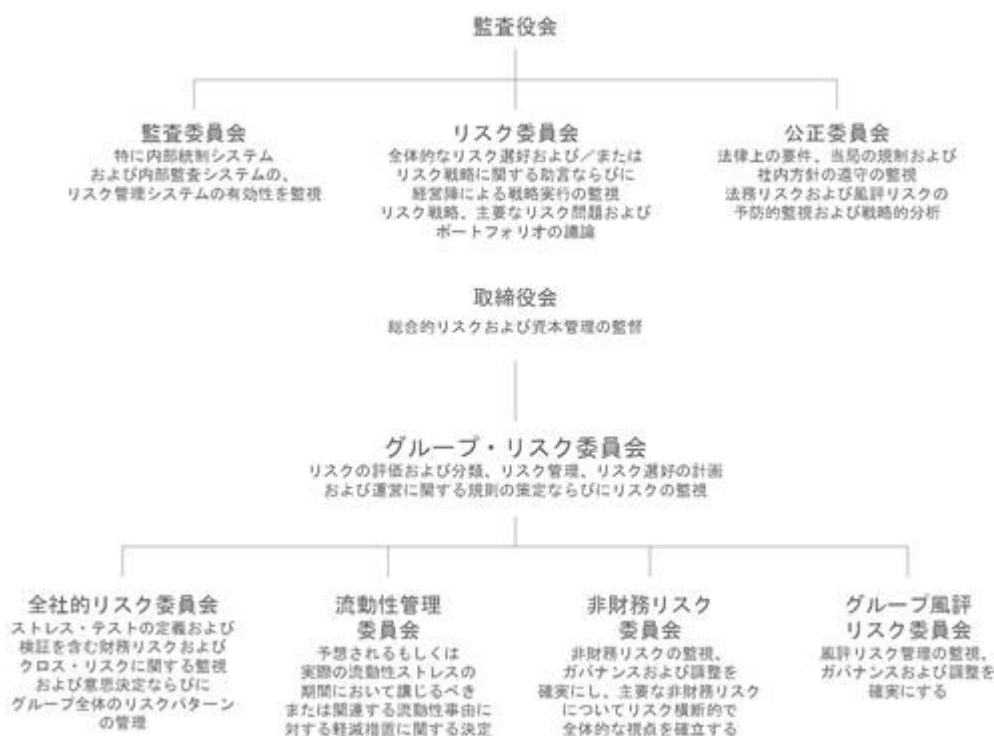
### MRELおよびTLAC

グローバルにシステム上重要な銀行（以下「G-SIB」という。）に対する総損失吸収能力（以下「TLAC」という。）の要件と自己資本および適格負債に関する欧州の最低要件（以下「MREL」という。）の双方は銀行に対し、税金からの資金に頼らずに破綻時に損失を吸収するのに適格な、十分な量の金融商品の維持を義務付けるよう特別に設計されている。2016年11月23日に、欧州委員会（以下「EC」という。）は、TLACをEUの法律に導入するために所要自己資本規制（以下「CRR」という。）の改訂、ならびに単一破綻処理メカニズム規制（以下「SRM規制」という。）および銀行再建および破綻処理指令（以下「BRRD」という。）の改正を提案した。TLACにおいて適格な金融商品は、普通株式等Tier 1、その他Tier 1、Tier 2金融商品および特定の適格無担保負債である。TLACのターム・シートでは、2019年1月1日までにリスク・ウェイトド・アセット（以下「RWA」という。）16%またはレバレッジ・エクスポージャー6%、さらに2022年までにRWA18%およびレバレッジ・エクスポージャー6.75%、という最低要件が導入されている。破綻処理機関は、必要と認める場合、企業ごとにアドオンを要請できることになる。

### リスク管理の枠組み

当行グループのビジネス・モデルは多岐にわたるため、そのリスクを識別、評価、測定、集計、管理すること、および資本を各業務に一定のルールにより割り当てることが不可欠である。リスクと資本の双方は、各部門およびビジネス・ユニットの活動と密接なつながりを持った共通の原則、組織構造ならびに測定手続および監視手続の枠組みを通じて管理されている。詳細は、2016年度有価証券報告書、第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類の「リスク管理原則およびガバナンス」ならびに「リスク・ガバナンス」の項に記載されている。

## ドイツ銀行グループのリスク管理ガバナンス構造



### リスクの識別および評価

当行グループのリスク資産は、当行グループのリスク管理原則に沿ってリスクの識別および重要性評価プロセスを実施することにより更新される。重大なリスクには、信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスク、流動性リスク、ビジネス・リスク、風評リスクおよびクロス・リスクが含まれる。上記の各リスク種類にはサブリスクが含まれ、更新された分類法の原則にもとづきレビューされている。これらの原則は、リスクの間の区別を向上させ、リスク管理の責任者を明確にする。重大なリスクとして識別された新たなリスクはなかった。現在、クロス・リスク（国および業界の集中リスク等）は、当該リスクの包括的な側面を明確にするために単独で表示されている。

主要なリスクである「信用リスク」、「マーケット・リスク」、「オペレーショナル・リスク」および「流動性リスク」ならびに2017年度第2四半期におけるそれぞれの変化に関する詳細な情報は、本リスク・レポートの各リスクに関する特定の項に記載されている。上記の当行グループのすべての重大なリスクに係る管理フレームワークに関する詳細な情報は、当行グループの2016年度有価証券報告書、第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類の「リスクおよび資本管理」の項に記載されている。

重大であると評価されるすべてのリスクは、本リスク・レポートの「内部適正自己資本」の項に記載される内部適正自己資本評価プロセスによりカバーされている。主要なリスク・クラスにわたって、モデル化ならびに資本および需要の数量化のための計測手法が実施されている。重大である標準的でないリスク（風評リスク、モデル・リスク、コンプライアンス・リスク）は、当行グループの経済的資本のフレームワークにおいて主にオペレーショナル・リスクおよび戦略的リスクによって事実上カバーされている。

### リスクおよび資本の概要

#### 主要なリスク指標

下記に記載されているものは、個別のリスク種類にわたって実施される当行グループの総括的なリスク管理から選ばれた主要なリスク比率や対応する指標である。普通株式等Tier 1比率（CET 1）、内部適正自己資本比率（ICA）、レバレッジ比率（LR）、流動性カバレッジ比率（LCR）、ストレスのかかった正味流動性ポジション（SNLP）は、グループの指標として機能している。それらの指標は、リスク選好のフレームワーク、ストレス・テスト（LCRを除く）、リスクと資本計画、再建および破綻処理計画の実務に完全に組み込まれている。これらは少なくとも年に1回は当行グループの取締役会によりレビューされ、承認されている。CET 1、LR、レバレッジ・エクスポージャー、LCRおよびリスク・ウェイトド・アセットの比率や指標は規制により定義づけられており、「金融機関および投資会社に対する健全性要件に関する規制(EU)第575/2013号」（所要自己資本規制または「CRR」）および「金融機関の業務に対するアクセスならびに金融機関および投資会社の健全性の監督に関するEU指

令第36/2013号」(所要自己資本指令第4次改正または「CRD 4」)における完全適用規則に基づいている。上述の規制上の指標に加え、ドイツ銀行固有の内部リスク指標にICA、経済的資本およびSNLPがある。

普通株式等Tier 1比率 <sup>1</sup>		リスク・ウェイト・アセット合計 <sup>1</sup>	
2017年6月30日(プロフォーマ・ベース)	14.1%	2017年6月30日(プロフォーマ・ベース)	3,551億ユーロ
2016年12月31日	11.8%	2016年12月31日	3,575億ユーロ
内部適正自己資本比率		経済的資本合計	
2017年6月30日	172%	2017年6月30日	376億ユーロ
2016年12月31日	162%	2016年12月31日	354億ユーロ
レバレッジ比率 <sup>1,2</sup>		レバレッジ・エクスポージャー <sup>1</sup>	
2017年6月30日(プロフォーマ・ベース)	3.8%	2017年6月30日(プロフォーマ・ベース)	14,430億ユーロ
2016年12月31日	3.5%	2016年12月31日	13,480億ユーロ
流動性カバレッジ比率		ストレスのかかった正味流動性ポジション(sNLP)	
2017年6月30日	144%	2017年6月30日	475億ユーロ <sup>3</sup>
2016年12月31日	128%	2016年12月31日	361億ユーロ

- 2017年6月30日現在の規制自己資本と関連する資本およびレバレッジ比率は、2017年7月26日にECBによって正式に承認された時点で資本として計算に含まれる2017年4月に完了した資本増強による80億ユーロの受取金総額を反映したプロフォーマ・ベースで表示されている。(詳細については、「リスク・レポート：規制自己資本」を参照のこと。)
- 段階的導入ベースのCRR/CRD 4レバレッジ比率(プロフォーマ・ベース)は、2016年12月31日現在は4.1%であったが、2017年6月30日現在は4.2%となった。
- 暫定額。

詳細については、本リスク・レポートの「リスク・プロファイル」、「内部適正自己資本」、「資本性金融商品」、「規制自己資本の変動(段階的導入および完全適用によるCET 1およびリスク・ウェイト・アセットの数値に関して)」、「リスク・ウェイト・アセットの変動」および「レバレッジ比率(段階的導入ベースおよび完全適用ベースによるレバレッジ比率に関して)」ならびに2016年度有価証券報告書、第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類の「リスク選好およびリスク能力」、「再建および破綻処理計画」、「ストレス・テスト」および「内部適正自己資本評価プロセス」の項に記載されている。

## 総合的なリスク評価

主要なリスク区分には、1)財務リスク、例えば、信用リスク、マーケット・リスク、流動性リスク、ビジネス・リスク、クロス・リスク、2)非財務リスク(NFR)、例えば風評リスクやオペレーショナル・リスクが含まれている。当行グループは、内部のガバナンスのプロセスならびにリスク管理手法およびプロセスの使用を通じて、最大のリスクおよび新たに発生しつつあるリスクの識別、評価および軽減を管理している。識別および影響の評価に対する当行グループのアプローチは、当行グループの業績、長期戦略目標および風評に係るこれらのリスクの影響を確実に軽減することを目的としている。主要なリスクの管理の詳細な情報については、2016年度有価証券報告書、第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類の「リスクおよび資本管理」の項に記載されている。

当行グループの通常の分析の一環として、主要なポートフォリオ・リスクの感応度がボトムアップのリスク評価を用いてレビューされ、トップダウンのマクロ経済および政治シナリオ分析によって補完される。この二方面からのアプローチにより、当行グループのリスク全般および事業部門全体に影響を与えるリスクと特定のポートフォリオに関連するリスクの双方を把握することが可能になる。

欧州における政治的リスク(英国を除く)は、オランダの選挙と同様に欧州連合離脱派の候補者が支持されたフランスの大統領選挙および議会選挙が終了したため、第1四半期に比べ幾分軽減した。英国における総選挙の前倒しでは、与党・保守党の議席が過半数を下回り、英国がブレグジットを巡る欧州連合との交渉を受結することがより困難になった。ギリシャの債務支払について合意に達し、イタリアの銀行への救済措置は市場の混乱が生じることなく完了したため、周辺地域のリスクが減少した。最近のより進歩したミサイルの実験が実施されたことによって、米国と北朝鮮の間の緊張が高まり、地政学的リスクは引き続き増加している。当行グループは、(地理的)政治的な不安は、2017年後半も続くことと予想している。一方、業界の調査や経済活動では全般的に堅固なGDPの伸びが示されているため、世界経済の活動は引き続き力強いと予想する。米国では、連邦準備制度理事会が利上げを行い、バランスシートを縮小させる予定である。先進国市場のインフレが引き続き限定的であるにもかかわらず、ECBの見通しはさらに前向きである。

これらのリスクの潜在的影響の評価は、これらの事象が生じた場合に当行グループが吸収する能力を評価する当行グループのグループ全体のストレス・テストに統合されている。これらのテストの結果は、現在利用可能な資本および流動性準備金と

利用可能な軽減策を合わせれば、これらのリスクがテストのパラメータに沿って実現した場合にこれらのリスクの影響を吸収することができることを示していた。

2017年度第2四半期には、米国規制当局に対する行政機関からの一部のより厳格な金融危機後の措置を将来的に変更することへの圧力が高まる中で、金融サービス業の国際的な規制が増加するトレンドへと移行しつつあった。実質的な変化が、米国の規制の枠組みかもしくはより広範囲に及ぶについてはまだ明らかになっていない。また、当行グループは、政治的および規制上の変更の可能性を識別し、当行グループのビジネス・モデルまたはプロセスに起こりうる影響を評価することに重点を置いている。当行グループの重大な訴訟および規制執行については、本書の第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 中間財務書類の連結財務諸表に対する注記「引当金」に記述されている。

リスクおよび資本管理の全体的な焦点は、当行グループのリスク戦略に従って当行グループのリスク・プロファイルを維持すること、当行グループの資本基盤を増加させることおよび貸借対照表の最適化に焦点を当てた当行グループの戦略的経営の取り組みを支援することであった。

## リスク・プロファイル

以下の表は、信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよびビジネス・リスクについて計算された経済的資本使用額により測定された、2016年12月31日および2017年6月30日現在の当行グループの総合的リスク・ポジションを示している。当行グループは通常、総合的（規制対象外）リスク・ポジションを算定するために、リスク・タイプ間の分散効果を考慮している。

リスク・タイプ別経済的資本使用額により測定された総合的リスク・ポジション

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2017年 6月30日現在	2016年 12月31日現在	増減	
			単位： 百万ユーロ	単位：%
信用リスク	13,188	13,105	83	1
マーケット・リスク：	15,171	14,593	578	4
トレーディング・マーケット・リスク	4,878	4,229	649	15
トレーディング以外のマーケット・リスク	10,293	10,364	-71	-1
オペレーショナル・リスク	11,140	10,488	652	6
ビジネス・リスク	6,285	5,098	1,187	23
分散効果 <sup>1</sup>	-8,183	-7,846	-337	4
経済的資本使用額合計	37,601	35,438	2,163	6

<sup>1</sup> 信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略リスク（最も大きなビジネス・リスク）間の分散効果

当行グループの2017年6月30日現在の経済的資本使用額合計は、2016年12月31日現在の354億ユーロから22億ユーロ、率にして6%増加し、376億ユーロとなった。

2017年6月30日現在の信用リスクの経済的資本使用額は、2016年度末現在から82百万ユーロ、率にして1%増加した。この増加の主な要因は、カウンターパーティ信用リスクの構成要素の増加であった。

2017年6月30日現在のトレーディング・マーケット・リスクの経済的資本使用額合計は、2016年度末現在から648百万ユーロ、率にして15%増加して、49億ユーロとなった。この増加は主に、取引債務不履行リスクの要素によるものである。トレーディング以外のマーケット・リスクの経済的資本使用額は、2016年12月31日から71百万ユーロ、率にして1%減少した。これは主に、構造的外国為替リスク・エクスポージャーの減少によるものであった。

2017年6月30日現在のオペレーショナル・リスクの経済的資本使用額は、2016年12月31日現在の105億ユーロから652百万ユーロ、率にして6%増加し、111億ユーロとなった。この増加は主に、既存の自己評価プロセスを当行グループの強化されたリスクおよび統制評価プロセスに置き換えたことと共に、自己評価の結果のスコアリング方法を向上させるモデル変更を行ったことによるものであった。

当行グループのビジネス・リスクに関する経済的資本に係る手法は、借換および風評リスクなどの標準的ではないリスク要素も暗に含む戦略リスク、ならびに税務リスクの要素を把握する。2017年6月30日現在のビジネス・リスクは、2016年12月31日現在から12億ユーロ増加し、63億ユーロとなった。この増加は、最新の12ヶ月の収益予測および税務リスク要素の範囲が拡大したことにより、戦略リスク要素に関する経済的資本使用額が増加したことを反映している。

信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略リスクの間の経済的資本使用額の分散効果は、主にすべてのリスク種類における経済的資本使用額の全体的な増加により、337百万ユーロ増加した。

当行グループが様々な事業活動を組み合わせていることは、当行グループの業務部門によって多様なリスクがとられていることにつながる。当行グループはまた、グループ・レベルでのクロス・リスクの影響考慮前の各業務部門のリスク・プロファイルを反映している、分散前の経済的資本合計（EC）の測定基準を通じて、それぞれのビジネス・モデルに特有の主要なリスクを測定している。

経済的資本によって測定された当行グループの業務部門のリスク・プロファイル

2017年6月30日現在

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	プライベート・アンド・コマーシャル・バンク	ドイチェ・アセット・マネジメント	非中核事業部門	連結および調整等	合計	合計 (%)
信用リスク	7,848	4,572	79	0	688	13,188	35
マーケット・リスク	5,906	1,606	1,861	0	5,797	15,170	40
オペレーショナル・リスク	9,030	1,475	635	0	0	11,140	30
ビジネス・リスク	5,641	134	289	0	221	6,285	17
分散効果 <sup>1</sup>	-6,200	-1,135	-494	0	-353	-8,183	-22
EC合計	22,225	6,652	2,370	0	6,353	37,601	100
EC合計 (%)	59	18	6	0	17	100	N/M

N/M - 表記するに値しない。

1 信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略リスク（最も大きなビジネス・リスク）間の分散効果。

2016年12月31日現在<sup>1</sup>

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	プライベート・アンド・コマーシャル・バンク	ドイチェ・アセット・マネジメント	非中核事業部門	連結および調整等	合計	合計 (%)
信用リスク	8,186	4,308	62	108	442	13,105	37
マーケット・リスク	5,341	1,712	2,197	332	5,009	14,593	41
オペレーショナル・リスク	8,330	1,437	561	160	0	10,488	30
ビジネス・リスク	4,753	32	100	245	-32	5,098	14
分散効果 <sup>2</sup>	-6,008	-1,039	-441	-110	-248	-7,846	-22
EC合計	20,602	6,450	2,479	735	5,171	35,438	100
EC合計 (%)	58	18	7	2	15	100	N/M

N/M - 表記するに値しない。

1 事業セグメントに配分される金額は、2017年6月30日現在の構造に従った比較数値を反映するよう修正再表示されている。

2 信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略リスク（最も大きなビジネス・リスク）間の分散効果。

コーポレート・アンド・インベストメント・バンク(CIB)のリスク・プロファイルは、主にオリジネーション、ストラクチャリングおよびマーケット・メーカー活動を支援するトレーディング業務から生じるマーケット・リスクおよび信用リスクで占められる。そのリスクの大部分は、貿易金融事業およびコーポレート・ファイナンス事業における信用リスクに関連しており、その他の事業からの信用リスクは低いか存在しない。CIBのリスク・プロファイルにおけるオペレーショナル・リスクの割合は、業界における損失プロファイルの増加と共に内部損失を反映し、2016年度末から増加した。CIBの残るリスク・プロファイルは、収益変動リスクを反映するビジネス・リスクによるものである。マーケット・リスクは、主に顧客預金のモデル化お

よびトレーディングから生じる。ビジネス・リスクの経済的資本使用額は2017年度上半期に増加したが、これは主に戦略リスクの要素の経済的使用額が増加したことによるものである。

プライベート・アンド・コマーシャル・バンク（PCB）のリスク・プロファイルは、リテールおよび中堅企業向けビジネス（SMEs）貸出およびウェルス・マネジメント（WM）業務からの信用リスクと、投資リスク、顧客預金のモデル化およびクレジット・スプレッド・リスクからのトレーディング以外のマーケット・リスクで構成されている。信用リスクの経済的資本使用額は2017年度上半期に増加したが、これは主にカウンターパーティ信用リスクの構成要素が増加したことによるものである。

ドイチェ・アセット・マネジメント（Deutsche AM）の業務の主要なリスク要因は、投資ファンドに係る保証であり、当行グループはこれをトレーディング以外のマーケット・リスクとして報告している。それ以外には、Deutsche AMのアドバイザーおよび手数料に重点を置いた業務から主にオペレーショナル・リスクが発生する。マーケット・リスクの経済的資本使用額は2016年度末から減少したが、これは主にトレーディング以外のマーケット・リスクの構成要素が減少したことによるものである。

非中核事業部門（NCOU）のポートフォリオには、当行の戦略上将来非中核となる業務が含まれている。これには、リスク圧縮対象として指定された資産、分離することが適切な資産、著しく資本を必要とするが低収益の資産および法務リスクにさらされている資産がある。NCOUのリスク・プロファイルは、当行グループの全事業範囲にわたるリスクを対象としている。主に非戦略的資産の全面的縮小により、全ての種類のリスクの経済的資本使用額は、2016年を通じて減少した。NCOUは、2017年初頭に廃止され、その資産は他のセグメントに再配分された。

連結および調整（C&A）は、主に構造的な外国為替リスク、年金リスクおよび株式報酬リスクに関するトレーディング以外のマーケット・リスクで構成されている。マーケット・リスクの経済的資本使用額は、2016年度末から増加した。

## リスクおよび資本のパフォーマンス

### 規制自己資本

#### 適正自己資本

当行グループの規制自己資本の計算は、ドイツの法律に組み込まれた金融機関および投資会社に対する健全性要件に関する規制（EU）第575/2013号（所要自己資本規制または「CRR」）ならびに金融機関の業務に対するアクセスならびに金融機関および投資会社の健全性の監督に関するEU指令第36/2013号（所要自己資本指令第4次改正または「CRD 4」）に基づいた自己資本水準に立脚している。本項および「リスク・ウェイト・アセットの変動」の項における情報は、規制上の連結の原則に基づいている。

最終的なCRR/CRD 4のフレームワークの完全適用（適用可能な経過規定の手法を考慮しない。）に従った業績に言及する際には、「CRR/CRD 4の完全適用による」という用語を使用している。一定の場合にCRR/CRD 4は、バーゼル2またはバーゼル2.5による過去の適正自己資本フレームワークにおいて採用されていた経過規定を維持している。これらは、一定の種類の資産のリスク・ウェイトと関連しており、持分投資に対して100%のリスク・ウェイトを適用するという適用除外を認める規定（グランド・ファーザー規定）を含んでいる。これに関して、当行グループは、当行グループのCRR/CRD 4完全適用手法において、限定的な一部の持分ポジションに対して、2017年度末のグランド・ファーザー規定の終了前に、原資産の売却またはその他の対応によってこれらのグランド・ファーザー規定の終了による影響を軽減させるつもりである。

#### 資本性金融商品

当行グループの取締役会は、2021年4月末までに137.9百万株を上限に自己株式を買い戻すことにつき、2016年度年次株主総会から承認を取得済みである。そのうち69.0百万株はデリバティブを用いて買い戻すことができる。この権限は、2016年度年次株主総会により付与された権限に取って代わるものである。当行グループは、CRR/CRD 4規則に基づく2016年および2017年の自社株買戻しにつき、ECBから承認を取得済みである。2016年度年次株主総会から2017年度年次株主総会（2017年5月18日開催）までの間に、14.8百万株が買い戻され、そのうちコール・オプションの行使によるものは0.2百万株であった。買い戻された株式は、同期間において株式報酬のために使用され、次の期間においても使用される予定である。その結果、2017年度年次株主総会の開催日現在、買戻しによる保有自己株式数は1.2百万株であった。2017年度第2四半期において、当行グループは、今後の株式報酬の負債を付与する際の株価の上昇のリスクをヘッジするため、2016年度年次株主総会承認に基づき、コール・オプションの行使によってドイツ銀行の27.5百万株を買い戻した。全てのオプションの満期は18ヶ月超だった。

2017年度年次株主総会において、2022年4月末までに206.7百万株を上限に自己株式を買い戻す権限が当行グループの取締役会に付与された。そのうち103.3百万株はデリバティブを用いて買い戻すことができる。これには、満期が18ヶ月超の41.3百万のデリバティブを含む。この権限は、2016年度年次株主総会により付与された権限に取って代わるものである。2017年度年次株主総会から2017年6月30日までの間に、買い戻された株式はなかった。2017年6月30日現在、買い戻しによる保有自己株式数は1.2百万株であった。

2017年3月5日に、ドイツ銀行は687.5百万株を上限とした資本増強を公表し、既存株主に対して新株予約権およびその他全ての発行済株式と同様の配当請求権を付与した。2017年4月7日に資本増強を完了した。当該資本増強によって、2017年4月上旬にドイツ銀行AGの発行済株式数は687.5百万株増加し、1,379.3百万株から2,066.8百万株となった。受取金総額は、80億ユーロとなり、純調達額は79億ユーロとなった。資本増強の効果は、現在当行グループのIFRS株主持分および規制自己資本のプロフォーマ・ベースに反映されている。従って、2017年6月30日現在の当行グループの規制自己資本と関連する資本およびレバレッジ比率は、2017年7月26日にECBによって正式に承認された時点で資本として計算に含まれる2017年4月に完了した資本増強による80億ユーロの受取金総額を反映したプロフォーマ・ベースで表示されている。

2017年度年次株主総会以降、および2017年6月30日現在、取締役会が利用可能な授權資本は2,560百万ユーロ（1,000.0百万株）であった。2017年6月30日現在、条件付資本は512百万ユーロ（200百万株）であった。

当行グループの従来のハイブリッドTier 1資本性金融商品（ほぼすべてが非累積的信託優先証券）は、元本削減または株式転換条項がないことを主因として、CRR/CRD 4完全適用規則のもとでは、その他Tier 1資本として認識されていない。しかし、CRR/CRD 4の移行規定のもと、その大部分がその他Tier 1資本として認識されており、また、CRR/CRD 4完全適用規則のもと、依然として一部をTier 2資本として認識することができる。段階的廃止の移行期間中に、2012年12月31日現在のパーゼル2.5に準拠した発行によるその他Tier 1金融商品の認識可能な最大金額は、2022年度まで各会計年度の期首において10%（13億ユーロ）減少する予定である。これにより、2017年6月30日に関しては、適格なその他Tier 1金融商品は103億ユーロ（すなわち、新たに発行したAT1ノート46億ユーロおよび移行期間中に認識可能な従来のハイブリッドTier 1金融商品57億ユーロ）となった。名目金額が5億ユーロで適格相当額が5億ユーロの1つの従来のハイブリッドTier 1資本性金融商品が2016年度末に繰上償還された。従来のハイブリッドTier 1金融商品のうち57億ユーロは、CRR/CRD 4完全適用規則のもと、依然としてTier 2資本として認識可能である。2017年6月30日現在、CRR/CRD 4完全適用規則のもと、認識されたその他Tier 1金融商品は、46億ユーロであった。

2017年6月30日現在、CRR/CRD 4に基づく移行期間中に認識された当行グループのTier 2資本は、合計63億ユーロであった。2017年6月30日現在、移行規定のもとでさらにTier 2資本として見なされる従来のハイブリッドTier 1金融商品はなかった。Tier 2資本性金融商品の名目価額の総額は、77億ユーロであった。2017年度第2四半期はTier 2資本性金融商品は繰上償還されなかった。2017年6月30日現在、CRR/CRD 4完全適用規則のもとで認識されたTier 2金融商品は、120億ユーロであった（移行期間中にその他Tier 1資本としてのみ認識可能な57億ユーロの従来のハイブリッドTier 1資本性金融商品を含む。）。

#### 最低所要自己資本および追加的な自己資本バッファ

当行グループに適用される第1の柱のCET 1資本に関する最低所要自己資本は、リスク・ウェイトド・アセット（RWA）の4.50%である。8.00%の第1の柱の総所要自己資本には、その他Tier 1資本を最大1.50%およびTier 2資本を最大2.00%充当できる追加のリソースが要求される。

これらの最低所要自己資本に加えて、以下の資本バッファの要件は、2016年から段階的に導入され、2019年以降、全面的に施行される。G-SII（「グローバルにシステム上重要な金融機関」）の資本バッファとして2019年にCET 1資本でRWAの2.00%が要求され、2017年から1.00%ずつ段階的に導入される。2019年にCET 1資本でRWAの2.50%が要求される資本保全バッファは、CRD 4第129条に基づいて、ドイツ銀行法第10c条に導入され、2017年から1.25%ずつ段階的に導入される。当行に適用される機関特有のカウンターシクリカル資本バッファは、当行グループの関連する信用エクスポージャーが所在する法域に適用されるカウンターシクリカル資本バッファの加重平均である。2017年6月30日現在のカウンターシクリカル資本バッファは、0.02%である。

加えて、ドイツ銀行AGは、BaFinによって「その他のシステム上重要な金融機関」（O-SII）として分類されており、2.00%の追加的な資本バッファの要件を連結ベースで満たさなければならない。ドイツ銀行については、O-SIIバッファが2017年度に第1段階として0.66%適用された。特定の例外が適用される場合を除き、システムック・リスク・バッファ（現在は適用されていない）、G-SIIバッファおよびO-SIIバッファのいずれかが高い方のみを適用しなければならない。従って、O-SIIバッファの要件は、2017年6月30日現在適用されていない。

2016年12月8日に、ドイツ銀行は、ECBから2016年度の第2の柱の監督上の検証・評価プロセス（SREP）の結果を受けた2017年度の健全な最低所要自己資本に関する決定について通知を受けた。当該決定では、2017年1月1日以降、ドイツ銀行は、最低9.52%の段階的導入のCET 1比率を連結ベースで維持することを要求する。当該CET 1所要自己資本は、4.50%の第1の柱の最低所要自己資本、2.75%の第2の柱の要件（SREPアドオン）、1.25%の段階的導入の資本保全バッファ、カウンターシクリカル資本バッファ（2017年6月30日現在0.02%）および1.00%の段階的導入のG-SIIバッファで構成される。

当行に適用される最低所要自己資本、追加的な自己資本バッファおよび第2の柱の要件（SREP）の詳細は、当行の2016年度の有価証券報告書に記載されている。

#### 規制自己資本（プロフォーマ・ベース）の変動

2017年6月30日現在の当行グループの規制自己資本と関連する資本およびレバレッジ比率は、以下に試算ベースで表示されており、2017年7月26日にECBによって正式に承認された時点で資本として計算に含まれる2017年4月に完了した資本増強による80億ユーロの受取金総額を反映したプロフォーマ・ベースで表示されている。

2017年6月30日現在の当行グループのCRR/CRD 4に基づくTier 1資本は613億ユーロであり、526億ユーロの普通株式等Tier 1（CET 1）資本と87億ユーロのその他Tier 1（AT1）資本で構成されている。CRR/CRD 4に基づくTier 1資本は、2016年度末から58億ユーロ増加した。これは、主に、2016年度末からCET 1資本が49億ユーロ増加した一方で、AT1資本が10億ユーロ増加したことによるものである。

CRR/CRD 4に基づくCET 1資本が49億ユーロ増加したことは、主に、2017年4月上旬に完了した資本増強による79億ユーロの純調達額および資本基盤の増加によって10%の限度額関連の控除が4億ユーロ戻し入れられたことによるものであった。その後、これらのプラスの効果は、段階的導入の割合が2016年の60%から2017年の80%に上昇したこと、および自己資本の控除項目における外国為替によるプラスの反対効果によって一部相殺された16億ユーロの通貨換算調整によるマイナスの効果によって減少した。当行グループの10億ユーロのプラスの純利益は、当行グループの2017年度上半期の10億ユーロの未払配当およびAT1クーポンによって全額が相殺された。当該未払配当およびAT1クーポンは、CET 1資本の中間または期末の利益の認識に関するECBの「決定」（EU）（第2015/4号）に従っている。

CRR/CRD 4に基づくAT1資本の10億ユーロの増加は、主に、AT1資本から段階的に控除された規制上の調整額（2016年度末から17億ユーロの減少）の減少によるものである。これらの控除は、一定のCET 1控除の残存金額を反映しており、これは「完全適用ベース」に基づく場合はCET 1資本から控除されるが、移行期間中はAT1資本から減額することが認められている。CET 1資本の水準に対するこれらの控除の段階的導入率は、2017年に80%に増加し（2016年は60%であった）、それに対応して、AT1資本の水準は2017年に20%に減少した（2016年は40%であった）。移行期間中に認識された当行グループの従来のハイブリッドTier 1資本性金融商品は、2016年度末から8億ユーロ減少した。これは、外国為替による影響とこれらのいずれかの金融商品の買戻しによるものである。

2017年6月30日現在の当行グループのCRR/CRD 4の完全適用によるTier 1資本は、2016年度末の468億ユーロに対して、547億ユーロであった。2017年6月30日現在の当行グループのCRR/CRD 4の完全適用によるCET 1資本は、2016年12月31日現在の423億



ユーロに対して、501億ユーロであった。2017年6月末現在の当行グループのCRR/CRD 4の完全適用によるその他のTier 1資本は、2016年度末から増減がなく、46億ユーロであった。

当行グループのCRR/CRD 4の完全適用によるCET 1資本が、2016年度末から78億ユーロ増加したのは、主に、資本増強による79億ユーロの純調達額および資本基盤の増加による6億ユーロの10%の限度額関連の控除の戻入れによるものであった。さらに、5億ユーロのプラスの効果は、プルデンシャル・フィルターによる規制上の調整（債務評価調整および公正価値オプション）から生じた。これらのプラスの効果は、自己資本の控除項目のうち外国為替のプラスの影響を受けた項目に対し認識した16億ユーロの為替換算調整によるマイナスの効果によって一部相殺された。

規制自己資本、RWAおよび自己資本比率のプロフォーマ・ベースの移行テンプレート（無監査）

単位：百万ユーロ	2017年6月30日現在		2016年12月31日現在	
	CRR/CRD 4の 完全適用 <sup>3</sup>	CRR/CRD 4 <sup>3</sup>	CRR/CRD 4の 完全適用	CRR/CRD 4
<b>普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本：金融商品および準備金</b>				
資本性金融商品および関連する株式プレミアム勘定	45,080	45,080	37,290	37,290
利益剰余金	18,168	18,168	20,113	20,113
その他の包括利益（損失）累計額、税引後	1,971	1,934	3,708	3,645
独立してレビューされた中間利益 （予測可能な費用または配当を控除後） <sup>1</sup>	0	0	-2,023	-2,023
その他	0	38	0	79
<b>規制上の調整前の普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本</b>	<b>65,218</b>	<b>65,220</b>	<b>59,088</b>	<b>59,104</b>
<b>普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本：規制上の調整</b>				
追加的な価値の調整（マイナスの金額）	-1,201	-1,201	-1,398	-1,398
その他のブルデンシャル・フィルター（追加評価調整以外）	-107	-73	-639	-428
のれんおよびその他無形資産（関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額）	-8,284	-6,627	-8,436	-5,062
一時差異から発生するものを除く、将来の収益性に依存する繰延税金資産（CRR第38条(3)の条件が満たされる場合には、関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額）	-3,732	-2,986	-3,854	-2,312
期待損失額の計算の結果生じたマイナスの金額	-339	-277	-297	-188
確定給付年金基金資産（マイナスの金額）	-885	-708	-945	-567
機関による自己のCET 1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有（マイナスの金額）	-45	-39	-59	-41
機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合における、機関による当該事業体のCET 1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有（10%/15%基準超過額。適格なショート・ポジションを相殺後）（マイナスの金額）	0	0	0	0
一時差異から生じた繰延税金資産（CRR第38条(3)の条件が満たされる場合には、関連する税金負債を控除後）（10%/15%基準超過額）（マイナスの金額）	0	0	-590	-354
その他の規制上の調整 <sup>2</sup>	-501	-675	-591	-971
<b>普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本に対する規制上の調整合計</b>	<b>-15,094</b>	<b>-12,586</b>	<b>-16,810</b>	<b>-11,321</b>
<b>普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本</b>	<b>50,125</b>	<b>52,634</b>	<b>42,279</b>	<b>47,782</b>
<b>その他Tier 1 (AT1) 資本：金融商品</b>				
資本性金融商品および関連する株式プレミアム勘定	4,676	4,676	4,676	4,676
AT1からの段階的除外の対象となる、CRR第484条(4)に言及されている適格項目の金額および関連する株式プレミアム勘定	N/M	5,719	N/M	6,516
<b>規制上の調整前のその他Tier 1 (AT1) 資本</b>	<b>4,676</b>	<b>10,395</b>	<b>4,676</b>	<b>11,191</b>
<b>その他Tier 1 (AT1) 資本：規制上の調整</b>				
機関による自己のAT1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有（マイナスの金額）	-125	-48	-125	-51
CRR第472条に従って移行期間中にCET 1資本からの控除に関連してAT1資本から控除される残存金額	N/M	-1,691	N/M	-3,437
その他の規制上の調整	0	0	0	0
<b>その他Tier 1 (AT1) 資本に対する規制上の調整合計</b>	<b>-125</b>	<b>-1,740</b>	<b>-125</b>	<b>-3,488</b>
<b>その他Tier 1 (AT1) 資本</b>	<b>4,551</b>	<b>8,655</b>	<b>4,551</b>	<b>7,703</b>
<b>Tier 1資本 (T1 = CET 1 + AT1)</b>	<b>54,675</b>	<b>61,289</b>	<b>46,829</b>	<b>55,486</b>
<b>Tier 2 (T2) 資本</b>	<b>11,966</b>	<b>6,231</b>	<b>12,673</b>	<b>6,672</b>
<b>規制自己資本合計 (TC = T1 + T2)</b>	<b>66,641</b>	<b>67,520</b>	<b>59,502</b>	<b>62,158</b>
<b>リスク・ウェイト・アセット合計</b>	<b>355,102</b>	<b>354,193</b>	<b>357,518</b>	<b>356,235</b>
<b>自己資本比率</b>				
普通株式等Tier 1資本比率（リスク・ウェイト・アセットに対する比率）	14.1	14.9	11.8	13.4
Tier 1資本比率（リスク・ウェイト・アセットに対する比率）	15.4	17.3	13.1	15.6
自己資本合計比率（リスク・ウェイト・アセットに対する比率）	18.8	19.1	16.6	17.4

N/M - 表記するに値しない。

<sup>1</sup> 近時のECBガイダンスに基づき、2017年度第1四半期のCET1資本は100%の未払配当を反映するために下方修正された。従って、当該期間において中間利益からの拠出はなく、第1四半期の資本（10%の限度額控除に対する影響を含む）とCET1資本比率の双方は、CRR/CRD 4の完全適用ベースでそれぞれ236百万ユーロと7ベース・ポイント減少し、段階的導入ベースでそれぞれ232百万ユーロと7ベース・ポイント減少した。その結果、Tier 1資本および規制自己資本合計は減少した。ECBの「決定」（EU）（第2015/4号）に従い、2017年度第2四半期において中間利益は認識されない。

- 2 規制(EU)第1024/2013号第16条第(1)項(c)、第16条第(2)項(b)および(j)に則ったECBによる通知に基づき、2016年10月以降、ドイツ銀行に対して要求されている3億ユーロの追加的な自己資本控除、ならびに2億ユーロの住宅ローンおよび預金保護(「Fonds für baupartechnische Absicherung」)に係る資金の追加調整を含む。
- 3 2017年6月30日現在の規制自己資本と関連する資本およびレバレッジ比率は、2017年7月26日にECBによって正式に承認された時点で資本として計算に含まれる2017年4月に完了した資本増強による80億ユーロの受取金総額を反映したプロフォーマ・ベースで表示されている。

規制自己資本、RWAおよび自己資本比率の移行テンプレート（無監査）

単位：百万ユーロ	2017年6月30日現在		2016年12月31日現在	
	CRR/CRD 4の 完全適用	CRR/CRD 4	CRR/CRD 4の完 全適用	CRR/CRD 4
<b>普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本：金融商品および準備金</b>				
資本性金融商品および関連する株式プレミアム勘定	45,080	45,080	37,290	37,290
CRR第26条(3)に基づきECBによって未認識となっている2017年4月の資本増強における発行済株式	-8,037	-8,037	0	0
利益剰余金	18,168	18,168	20,113	20,113
その他の包括利益（損失）累計額、税引後	1,971	1,934	3,708	3,645
独立してレビューされた中間利益 （予測可能な費用または配当を控除後） <sup>1</sup>	0	0	-2,023	-2,023
その他	0	38	0	79
<b>規制上の調整前の普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本</b>	<b>57,181</b>	<b>57,183</b>	<b>59,088</b>	<b>59,104</b>
<b>普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本：規制上の調整</b>				
追加的な価値の調整（マイナスの金額）	-1,201	-1,201	-1,398	-1,398
その他のプルデンシャル・フィルター（追加評価調整以外）	-107	-73	-639	-428
のれんおよびその他無形資産（関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額）	-8,284	-6,627	-8,436	-5,062
一時差異から発生するものを除く、将来の収益性に依存する繰延税金資産（CRR第38条(3)の条件が満たされる場合には、関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額）	-3,732	-2,986	-3,854	-2,312
期待損失額の計算の結果生じたマイナスの金額	-339	-277	-297	-188
確定給付年金基金資産（マイナスの金額）	-885	-708	-945	-567
機関による自己のCET 1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有（マイナスの金額）	-45	-39	-59	-41
機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合における、機関による当該事業体のCET 1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有（10%/15%基準超過額。適格なショート・ポジションを相殺後）（マイナスの金額）	0	0	0	0
一時差異から生じた繰延税金資産（CRR第38条(3)の条件が満たされる場合には、関連する税金負債を控除後）（10%/15%基準超過額）（マイナスの金額）	-166	-132	-590	-354
その他の規制上の調整 <sup>2</sup>	-501	-675	-591	-971
<b>普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本に対する規制上の調整合計</b>	<b>-15,259</b>	<b>-12,718</b>	<b>-16,810</b>	<b>-11,321</b>
<b>普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本</b>	<b>41,922</b>	<b>44,465</b>	<b>42,279</b>	<b>47,782</b>
<b>その他Tier 1 (AT1) 資本：金融商品</b>				
資本性金融商品および関連する株式プレミアム勘定	4,676	4,676	4,676	4,676
AT1からの段階的除外の対象となる、CRR第484条(4)に言及されている適格項目の金額および関連する株式プレミアム勘定	N/M	5,719	N/M	6,516
<b>規制上の調整前のその他Tier 1 (AT1) 資本</b>	<b>4,676</b>	<b>10,395</b>	<b>4,676</b>	<b>11,191</b>
<b>その他Tier 1 (AT1) 資本：規制上の調整</b>				
機関による自己のAT1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有（マイナスの金額）	-125	-48	-125	-51
CRR第472条に従って移行期間中にCET 1資本からの控除に関連してAT1資本から控除される残存金額	N/M	-1,691	N/M	-3,437
その他の規制上の調整	0	0	0	0
<b>その他Tier 1 (AT1) 資本に対する規制上の調整合計</b>	<b>-125</b>	<b>-1,740</b>	<b>-125</b>	<b>-3,488</b>
<b>その他Tier 1 (AT1) 資本</b>	<b>4,551</b>	<b>8,655</b>	<b>4,551</b>	<b>7,703</b>
<b>Tier 1資本 (T1 = CET 1 + AT1)</b>	<b>46,472</b>	<b>53,119</b>	<b>46,829</b>	<b>55,486</b>
<b>Tier 2 (T2) 資本</b>	<b>11,966</b>	<b>6,231</b>	<b>12,673</b>	<b>6,672</b>
<b>規制自己資本合計 (TC = T1 + T2)</b>	<b>58,438</b>	<b>59,350</b>	<b>59,502</b>	<b>62,158</b>
<b>リスク・ウェイトド・アセット合計</b>	<b>354,688</b>	<b>353,779</b>	<b>357,518</b>	<b>356,235</b>
<b>自己資本比率</b>				
普通株式等Tier 1資本比率（リスク・ウェイトド・アセットに対する比率）	11.8	12.6	11.8	13.4
Tier 1資本比率（リスク・ウェイトド・アセットに対する比率）	13.1	15.0	13.1	15.6
自己資本合計比率（リスク・ウェイトド・アセットに対する比率）	16.5	16.8	16.6	17.4

N/M - 表記するに値しない。

<sup>1</sup> 近時のECBガイダンスに基づき、2017年度第1四半期のCET1資本は100%の未払配当を反映するために下方修正された。従って、当該期間において中間利益からの拠出はなく、第1四半期の資本（10%の限度額控除に対する影響を含む）とCET1資本比率の双方は、CRR/CRD 4の完全適用ベースでそれぞれ236百万ユーロと7ペーシス・ポイント減少し、段階的導入ベースでそれぞれ

- れ232百万ユーロと7ペーシス・ポイント減少した。その結果、Tier 1資本および規制自己資本合計は減少した。ECBの「決定」(EU)(第2015/4号)に従い、2017年度第2四半期において中間利益は認識されない。
- 2 規制(EU)第1024/2013号第16条第(1)項(c)、第16条第(2)項(b)および(j)に則ったECBによる通知に基づき、2016年10月以降、ドイツ銀行に対して要求されている3億ユーロの追加的な自己資本控除、ならびに2億ユーロの住宅ローンおよび預金保護(「Fonds für baupartechnische Absicherung」)に係る資金の追加調整を含む。

## 株主持分の規制自己資本（プロフォーマ・ベース）への調整

単位：百万ユーロ	2017年6月30日現在	2016年12月31日現在
	CRR/CRD 4 <sup>2</sup>	CRR/CRD 4
会計上の貸借対照表による株主持分合計	66,258	59,833
事業体の非連結/連結	-22	-123
このうち、資本剰余金	-6	-6
このうち、利益剰余金	-198	-276
このうち、その他の包括利益（損失）累計額、税引後	182	159
規制上の貸借対照表による株主持分合計	66,236	59,710
経過規定に基づく非支配持分	38	79
未払配当およびAT1クーポン <sup>1</sup>	-1,018	-621
移行期間における非連結/連結に係るその他の包括利益（損失）累計額の戻入れ、税引後	-36	-63
規制上の調整前の普通株式等Tier 1（CET 1）資本	65,220	59,104
プルデンシャル・フィルター	-1,449	-2,206
このうち、追加評価調整	-1,201	-1,398
このうち、証券化資産に起因する資本の増加	-2	-5
このうち、キャッシュ・フロー・ヘッジに係る利得または損失に関連した公正価値準備金および自己の信用状態の変動に起因する、公正価値で測定するものとして指定された負債に係る利得または損失	-71	-423
このうち、CRR第467条および468条に基づく未実現利得および損失に関連した規制上の調整	-175	-380
規制上の調整	-11,137	-9,115
このうち、のれんおよびその他の無形資産（関連する税金負債を控除後）	-6,627	-5,062
このうち、将来の収益性に依存する繰延税金資産	-2,986	-2,666
このうち、予想損失額の計算から生じたマイナスの金額	-277	-188
このうち、確定給付年金基金資産	-708	-567
このうち、機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合における、機関による当該事業体のCET 1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有	0	0
このうち、リスク・ウェイトed・アセットに含まれない証券化ポジション	0	0
このうち、その他	-539	-632
普通株式等Tier 1資本	52,634	47,782
その他Tier 1資本	8,655	7,703
その他Tier 1ノート（AT1 ノート）	4,627	4,625
貸借対照表上の数値	4,674	4,669
事業体の非連結/連結	0	0
貸借対照表のポジションに対する規制上の調整	-47	-45
ハイブリッド資本証券	5,705	6,500
貸借対照表上の数値	5,694	6,373
事業体の非連結/連結	279	301
貸借対照表のポジションに対する規制上の調整	-267	-174
このうち、上限によりその他Tier 1から除外される金額	0	0
このうち、その他	-267	-174
その他の規制上の調整	14	16
その他Tier 1資本からの控除	-1,691	-3,437
Tier 1資本	61,289	55,486
Tier 2資本	6,231	6,672
劣後債務	5,977	6,447
貸借対照表上の数値	7,552	7,762
事業体の非連結/連結	0	0
貸借対照表のポジションに対する規制上の調整	-1,575	-1,315
このうち、CRR第64条に基づく償却	-1,216	-1,027
このうち、その他	-359	-288
その他の規制上の調整	288	288
このうち、上限によりその他Tier 1から除外される金額の加算	0	0
このうち、その他	288	288
Tier 2資本からの控除	-35	-63
自己資本合計	67,520	62,158

<sup>1</sup> 近時のECBガイダンスに基づき、2017年度第1四半期のCET1資本は100%の未払配当を反映するために下方修正された。従って、当該期間において中間利益からの拠出はなく、第1四半期の資本（10%の限度額控除に対する影響を含む）とCET1資本比率の双方は、CRR/CRD 4の完全適用ベースでそれぞれ236百万ユーロと7ペーシス・ポイント減少し、段階的導入ベースでそれぞれ

232百万ユーロと7ベース・ポイント減少した。その結果、Tier 1資本および規制自己資本合計は減少した。ECBの「決定」(EU)(第2015/4号)に従い、2017年度第2四半期において中間利益は認識されない。

2 2017年6月30日現在の規制自己資本と関連する資本およびレバレッジ比率は、2017年7月26日にECBによって正式に承認された時点で資本として計算に含まれる2017年4月に完了した資本増強による80億ユーロの受取金総額を反映したプロフォーマ・ベースで表示されている。

## 株主持分の規制自己資本への調整

単位：百万ユーロ	2017年6月30日現在	2016年12月31日現在
	CRR/CRD 4	CRR/CRD 4
会計上の貸借対照表による株主持分合計	66,258	59,833
事業体の非連結/連結	-22	-123
このうち、資本剰余金	-6	-6
このうち、利益剰余金	-198	-276
このうち、その他の包括利益（損失）累計額、税引後	182	159
規制上の貸借対照表による株主持分合計	66,236	59,710
CRR第26条(3)に基づきECBによって認識が保留されている2017年4月の資本増強において発行された普通株式	-8,037	0
経過規定に基づく非支配持分	38	79
未払配当およびAT1クーポン <sup>1</sup>	-1,018	-621
移行期間における非連結/連結に係るその他の包括利益（損失）累計額の戻入れ、税引後	-36	-63
規制上の調整前の普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本	57,183	59,104
ブルデンシャル・フィルター	-1,449	-2,206
このうち、追加評価調整	-1,201	-1,398
このうち、証券化資産に起因する資本の増加	-2	-5
このうち、キャッシュ・フロー・ヘッジに係る利得または損失に関連した公正価値準備金および自己の信用状態の変動に起因する、公正価値で測定するものとして指定された負債に係る利得または損失	-71	-423
このうち、CRR第467条および468条に基づく未実現利得および損失に関連した規制上の調整	-175	-380
規制上の調整	-11,270	-9,115
このうち、のれんおよびその他の無形資産（関連する税金負債を控除後）	-6,627	-5,062
このうち、将来の収益性に依存する繰延税金資産	-3,118	-2,666
このうち、予想損失額の計算から生じたマイナスの金額	-277	-188
このうち、確定給付年金基金資産	-708	-567
このうち、機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合における、機関による当該事業体のCET 1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有	0	0
このうち、リスク・ウェイトド・アセットに含まれない証券化ポジション	0	0
このうち、その他 <sup>1</sup>	-539	-632
普通株式等Tier 1資本	44,465	47,782
その他Tier 1資本	8,655	7,703
その他Tier 1ノート（AT1 ノート）	4,627	4,625
貸借対照表上の数値	4,674	4,669
事業体の非連結/連結	0	0
貸借対照表のポジションに対する規制上の調整	-47	-45
ハイブリッド資本証券	5,705	6,500
貸借対照表上の数値	5,694	6,373
事業体の非連結/連結	279	301
貸借対照表のポジションに対する規制上の調整	-267	-174
このうち、上限によりその他Tier 1から除外される金額	0	0
このうち、その他	-267	-174
その他の規制上の調整	14	16
その他Tier 1資本からの控除	-1,691	-3,437
Tier 1資本	53,119	55,486
Tier 2資本	6,231	6,672
劣後債務	5,977	6,447
貸借対照表上の数値	7,552	7,762
事業体の非連結/連結	0	0
貸借対照表のポジションに対する規制上の調整	-1,575	-1,315
このうち、CRR第64条に基づく償却	-1,216	-1,027
このうち、その他	-359	-288
その他の規制上の調整	288	288
このうち、上限によりその他Tier 1から除外される金額の加算	0	0
このうち、その他	288	288
Tier 2資本からの控除	-35	-63
自己資本合計	59,350	62,158



1 近時のECBガイダンスに基づき、2017年度第1四半期のCET1資本は100%の未払配当を反映するために下方修正された。従って、当該期間において中間利益からの拠出はなく、第1四半期の資本（10%の限度額控除に対する影響を含む）とCET1資本比率の双方は、CRR/CRD 4の完全適用ベースでそれぞれ236百万ユーロと7ペーシス・ポイント減少し、段階的導入ベースでそれぞれ232百万ユーロと7ペーシス・ポイント減少した。その結果、Tier 1資本および規制自己資本合計は減少した。ECBの「決定」（EU）（第2015/4号）に従い、2017年度第2四半期において中間利益は認識されない。

## リスク・ウェイト・アセットの変動

以下の表は、リスク・ウェイト・アセット（RWA）の概要を、リスク・タイプおよび業務部門別に示している。これらは、インフラストラクチャー関連ポジションのセグメント別の再配分（該当ある場合）の影響の合計およびセグメント間の再配分の影響の合計を含んでいる。

## リスク・タイプおよび業務部門別のリスク・ウェイト・アセット（プロフォーマ・ベース）

単位：百万ユーロ	2017年6月30日現在 <sup>1</sup>					
	コーポレート・ アンド・インベ ストメント・ バンク	プライベート・ アンド・コマー シャル・バンク	ドイチェ・ア セット・マネジ メント	非中核事業部門	連結および 調整等	合計
信用リスク	120,972	75,068	3,295	0	15,386	214,721
決済リスク	32	0	0	0	0	32
信用評価調整（CVA）	6,402	184	63	0	5	6,655
マーケット・リスク	34,589	95	0	0	0	34,684
オペレーショナル・リスク	79,520	12,989	5,594	0	0	98,102
合計	241,514	88,336	8,952	0	15,391	354,193

<sup>1</sup> 2017年6月30日現在の規制自己資本と関連する資本およびレバレッジ比率は、2017年7月26日にECBによって正式に承認された時点で資本として計算に含まれる2017年4月に完了した資本増強による80億ユーロの受取金総額を反映したプロフォーマ・ベースで表示されている。（詳細については、「リスク・レポート：規制自己資本」を参照のこと。）

単位：百万ユーロ	2016年12月31日現在					
	コーポレート・ アンド・インベ ストメント・ バンク	プライベート・ アンド・コマー シャル・バンク	ドイチェ・ア セット・マネジ メント	非中核事業部門	連結および 調整等	合計
信用リスク	124,274	72,735	3,756	4,075	15,505	220,345
決済リスク	36	0	0	0	0	36
信用評価調整（CVA）	8,886	294	139	90	8	9,416
マーケット・リスク	30,198	62	0	3,502	0	33,762
オペレーショナル・リスク	73,610	12,696	4,957	1,413	0	92,675
合計	237,003	85,788	8,853	9,079	15,512	356,235

2017年6月30日現在のリスク・ウェイト・アセット（CRR/CRD 4による）は、2016年度末現在の3,562億ユーロに対し、3,542億ユーロとなった。20億ユーロの減少は、67億ユーロの外国為替レートの変動によるものであるが、これは主にモデルの更新によるオペレーショナル・リスクRWAの54億ユーロの増加により一部相殺された。さらに、前述の外国為替レートの効果およびプロセスの改善やリスク水準の低下によるCVAに関するRWAの減少28億ユーロを除き、信用リスクRWAはわずかに増加した。加えて、マーケット・リスクRWAは9億ユーロ増加したが、これは主に保有証券化商品の増加およびストレスのかかったVaRの水準がわずかに増加したことによるものである。

2017年6月30日現在のリスク・ウェイト・アセット（CRR/CRD 4完全適用ベースによる）は、2016年度末現在の3,575億ユーロに対し、3,551億ユーロとなった。この減少は、経過規定に基づくリスク・ウェイト・アセットについて前述したのと同様の事由によるものであった。完全適用ベースによるリスク・ウェイト・アセットは、以下に説明されている、CRR第495条に基づく持分投資に係るグラント・ファーザー規定の適用により、経過規定に基づくリスク・ウェイト・アセットを9億ユーロ上回った。

2017年において、2017年度末までに持分投資に係るグラント・ファーザー規定が引き続き適用される取引のポートフォリオは、10件の取引から構成され、209百万ユーロであった。当該取引のポートフォリオに対しては、2017年度末までに原資産を売却する予定であるため、CRR第155条に基づき決定されたCRR/CRD 4が完全適用されたRWAの数値に対する190%から370%の間のリスク・ウェイトではなく、100%のリスク・ウェイトが適用される。当行グループは、これらのポジションの売却が実行不可能となるような、非流動的市場またはその他類似的困難な要因が及ぼす市場への影響や潜在的な影響を注意深く監視している。

下表は、報告期間における信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび信用評価調整に関して観察されたリスク・ウェイト・アセットの変動の主要な要因の分析を提供している。

信用リスクに係るリスク・ウェイト・アセット（プロフォーマ・ベース）の変動

単位：百万ユーロ	2017年6月30日終了6ヶ月間 <sup>1</sup>		2016年12月31日終了12ヶ月間	
	信用リスクRWA	所要自己資本	信用リスクRWA	所要自己資本
前報告期間末時点における信用リスクRWA残高	220,345	17,628	242,019	19,362
勘定の規模	326	26	-8,085	-647
勘定の質	-1,984	-159	-3,827	-306
モデル更新	1,866	149	2,328	186
手法および方針	0	0	-1,280	-102
取得および処分	0	0	-12,701	-1,016
外国為替変動	-6,159	-493	350	28
その他	328	26	1,539	123
当報告期間末時点における信用リスクRWA残高	214,721	17,178	220,345	17,628

<sup>1</sup> 2017年6月30日現在の規制自己資本と関連する資本およびレバレッジ比率は、2017年7月26日にECBによって正式に承認された時点で資本として計算に含まれる2017年4月に完了した資本増強による80億ユーロの受取金総額を反映したプロフォーマ・ベースで表示されている（詳細については、「リスク・レポート：規制自己資本」を参照のこと。）

うち、カウンターパーティ信用リスクに係るリスク・ウェイト・アセットの変動

単位：百万ユーロ	2017年6月30日終了6ヶ月間		2016年12月31日終了12ヶ月間	
	信用リスクRWA	所要自己資本	信用リスクRWA	所要自己資本
前報告期間末時点におけるカウンターパーティ信用リスクRWA残高	35,614	2,849	37,276	2,982
勘定の規模	-4,085	-327	-2,740	-219
勘定の質	89	7	511	41
モデル更新	1,866	149	1,439	115
手法および方針	0	0	-60	-5
取得および処分	0	0	-707	-57
外国為替変動	-1,264	-101	-106	-8
その他	0	0	0	0
当報告期間末時点におけるカウンターパーティ信用リスクRWA残高	32,220	2,578	35,614	2,849

信用リスクRWAの変動の表における主な要因の分類は、開示強化タスクフォース（EDTF）の推奨に完全に則ったものである。当行グループのポートフォリオの規模および構成の自律的变化は、「勘定の規模」の項目において考慮されている。「勘定の質」の項目は主に、ポートフォリオの格付遷移、デフォルト時損失率、モデル・パラメーターの再調整および担保カバレッジ活動による影響を示している。「モデルの更新」の項目には、従前のモデルの改善および先進的モデルの拡張が含まれている。外部要因ないし規制上の変更（新規制の適用等）に起因して生じるRWAの変動は、現在は「手法および方針」の項において考慮されている。「取得および処分」の項目は、新規事業や処分関連業務に明確に割り当てられる重大なエクスポージャーの変動を表示するためのものである。上記項目に該当しない変動は、「その他」の項目に含まれている。

信用リスクRWAの2016年12月31日からの60億ユーロ、率にして2.6%の減少の主な要因は、米ドル安による「外国為替変動」の項目の減少である。「勘定の質」の項目の減少は、主に当行グループのデフォルト時損失およびデフォルト確率のパラメータの改善が反映されている。「モデル更新」の項目の増加は、主に当行グループのデリバティブ・ポートフォリオのモデリングの変更を表しており、特定のデリバティブ・ポートフォリオの取扱いの改訂とこれらのリスク期間の組み合わせによりわずかに相殺された。「勘定の規模」の項目の緩やかな変動は、当行グループの貸出金および証券に関連したポートフォリオの増加とリスクの最適化の取組みおよびプロセスの改善による当行グループのカウンターパーティ信用リスクポートフォリオの減少の相殺効果によるものである。「その他」の項目のわずかな減少は、主にCRR第495条に基づく当行グループのグランド・ファザー規定の対象となる株式に関連したポートフォリオの取扱いの改訂が反映されている。

## 信用評価調整に係るリスク・ウェイト・アセットの変動

単位：百万ユーロ	2017年6月30日終了6ヶ月間		2016年12月31日終了12ヶ月間	
	CVA RWA	所要自己資本	CVA RWA	所要自己資本
前報告期間末時点におけるCVA RWA残高	9,416	753	15,877	1,270
リスク水準の変動	-2,363	-189	-5,600	-448
市場データの変動および再調整	0	0	278	22
モデル更新	0	0	-1,000	-80
手法および方針	0	0	0	0
取得および処分	0	0	0	0
外国為替変動	-400	-32	-139	-11
当報告期間末時点におけるCVA RWA期末残高	6,655	532	9,416	753

CRR/CRD 4規制のフレームワークに基づき、当行グループは、相手先の信用の質を考慮に入れたCVAを用いてRWAを計算することを求められている。CVAに関するRWAは、OTCデリバティブのエクスポージャーに関連して予想される相手先リスクにおける評価損リスクをカバーしている。当行グループは、CVAの大部分を、BaFinにより承認された当行グループの内部モデルに基づき計算している。2017年6月30日現在のCVAに関するRWAは67億ユーロであり、2016年12月31日現在の94億ユーロと比較すると、28億ユーロ、率にして29%の減少となっている。この減少は、OTCデリバティブ・ポートフォリオのさらなるリスク低減によるものであった。

## マーケット・リスクに係るリスク・ウェイト・アセットの変動

単位：百万ユーロ	2017年6月30日終了6ヶ月間						
	VaR	SVaR	IRC	CRM	その他	RWA 合計	所要 自己資本
前報告期間末時点におけるマーケット・リスクRWA残高	5,957	14,271	8,662	273	4,599	33,762	2,701
リスク水準の変動	-356	-21	1,675	-128	829	1,999	160
市場データの変動および再調整	194	0	0	0	707	901	72
モデル更新 / 変更	207	-599	-1,390	0	0	-1,782	-143
手法および方針	0	0	0	0	0	0	0
取得および処分	0	0	0	0	0	0	0
外国為替変動	0	0	0	0	-196	-196	-16
その他	0	0	0	0	0	0	0
当報告期間末時点におけるマーケット・リスクRWA残高	6,002	13,651	8,948	145	5,939	34,684	2,775

単位：百万ユーロ	2016年12月31日終了12ヶ月間						
	VaR	SVaR	IRC	CRM	その他	RWA 合計	所要 自己資本
前報告期間末時点におけるマーケット・リスクRWA残高	6,931	17,146	11,608	2,378	11,491	49,553	3,964
リスク水準の変動	-655	-1,547	-2,716	-3,553	-8,852	-17,323	-1,386
市場データの変動および再調整	403	0	0	0	2,018	2,421	194
モデル更新 / 変更	-57	237	-230	0	0	-50	-4
手法および方針	-665	-1,565	0	1,475	0	-754	-60
取得および処分	0	0	0	0	0	0	0
外国為替変動	0	0	0	-27	-58	-84	-7
その他	0	0	0	0	0	0	0
当報告期間末時点におけるマーケット・リスクRWA残高	5,957	14,271	8,662	273	4,599	33,762	2,701

マーケット・リスクの分析は、バリュー・アット・リスク、ストレスのかかったバリュー・アット・リスク、追加的リスク資本賦課、包括的リスク計測に係る当行グループの内部モデルにおける変動、およびマーケット・リスク標準的アプローチの結果を対象としている。これらは、上表の「その他」の区分に含まれる。マーケット・リスク標準的アプローチは、トレーディング証券化商品、nthトゥ・デフォルト・デリバティブ、長期のエクスポージャー、関連する集団投資事業およびポストバンクに係るマーケット・リスクRWAを対象としている。

市場データの水準、ボラティリティ、相関関係、流動性および格付の変動によるマーケット・リスクRWAの変動は、「市場データの変動および再調整」の区分に含まれている。手法の高度化またはリスクの範囲の拡大等、マーケット・リスクRWAの内部モデルに対する変更は、「モデル更新」の区分に含まれている。「手法および方針」の区分には、規制の改訂によるマーケット・リスクRWAモデルおよび算定の変更が反映されている。重要な新規事業および処分は、「取得および処分」の項目に配分される。「外国為替変動」の影響は、CRMおよび標準的アプローチの手法についてのみ算定されている。

2017年6月30日現在、マーケット・リスクに係るRWAは347億ユーロであり、2016年12月31日以降、9億ユーロ（2.7%）の増加であった。当該増加は、主にマーケット・リスク標準的アプローチおよび追加的リスク資本賦課の構成要素によってもたらされた「市場データの変動」および「リスク水準の変動」の項目によるものであった。当該増加は、ストレスのかかったバリュエーション・リスクおよび追加的リスク資本賦課の構成要素による「モデル更新/変更」の項目の減少によって一部相殺された。

オペレーショナル・リスクに係るリスク・ウェイト・アセットの変動

単位：百万ユーロ	2017年6月30日終了6ヶ月間		2016年12月31日終了12ヶ月間	
	オペレーショナル・リスクRWA	所要自己資本	オペレーショナル・リスクRWA	所要自己資本
前報告期間末時点におけるオペレーショナル・リスクRWA残高	92,675	7,414	89,923	7,194
損失プロファイルの変動（内部および外部）	3,036	243	7,048	564
期待損失の変動	-979	-78	-1,798	-144
フォワードルッキングなリスク構成要素	-897	-72	-1,140	-91
モデル更新	4,267	341	-358	-29
手法および方針	0	0	-1,000	-80
取得および処分	0	0	0	0
当報告期間末時点におけるオペレーショナル・リスクRWA残高	98,102	7,848	92,675	7,414

内外の損失事象の変動は、「損失プロファイルの変動」の区分に反映されている。「期待損失の変動」の区分は、部門別事業計画に基づき、特定の制約に従い、AMA自己資本の計数から控除されている。「フォワードルッキングなリスク構成要素」の区分には、事業環境および内部統制要因に重点を置いた、主要なリスク指標と自己評価スコアを通じて、定性的調整、従って、オペレーショナル・リスクの日常的管理活動の実効性と実績が反映されている。「モデル更新」の区分には、モデルの変更の実施といったモデルの高度化が含まれる。「手法および方針」の区分には、規制上のアドオン等、外部による変更が反映されている。「取得および処分」には、新規事業または処分された事業に明確に配分することができる重要なエクスポージャーの変動が含まれる。

54億ユーロの全体的なRWAの増加は、大規模なオペレーショナル・リスク事象の緩やかな増加によるものであった。これは、特に金融機関による規制上の問題の解決による、「損失プロファイルの変動」の一部として、AMAモデルに反映されている。また、2017年度第1四半期に、当行グループが既存の自己評価プロセスを当行グループの強化されたリスクおよび統制評価プロセスに置き換えたことに伴い、自己評価の結果のスコアリング方法を強化する「モデル更新」を実施した。これによって、当行グループは、当該モデル変更のために保有していたアドオンを廃止することができた。

他のオペレーショナル・リスクRWAの構成要素に係るAMAモデルの高度化による追加の影響は、直近で当行グループの共同監督チームにより承認された残りのモデルの変更の実施とともに実現することが見込まれる。

## 経済的資本

### 内部適正自己資本

当行グループの内部適正自己資本評価プロセス（ICAAP）の主要な測定尺度として、当行グループは、内部適正自己資本を、「破綻時を前提としたアプローチ（gone concern approach）」に基づき、以下の表に示すとおり、資本供給総額を資本需要総額で除した比率として評価している

#### 資本供給と資本需要の合計

単位：百万ユーロ

（別途記載のものを除く）

	2017年6月30日現在	2016年12月31日現在
<b>資本供給</b>		
株主持分	66,258	59,833
自己の信用リスクの対象となる、自己債務に係る公正価値利得および債務評価調整 <sup>1</sup>	73	-440
確定給付年金基金資産 <sup>2</sup>	-885	-945
繰延税金資産	-7,983	-8,666
追加評価調整 <sup>3</sup>	-1,201	-1,398
期待ショートフォール	-339	-297
住宅ローンおよび預金保護	-154	-231
自己の資本性金融商品の保有	-32	-45
対応する資金調達が可能でない資産に関する公正価値修正 <sup>4</sup>	-482	-557
非支配持分 <sup>5</sup>	0	0
無形資産	-8,834	-8,982
ハイブリッドTier 1資本性金融商品	10,458	11,259
Tier 2資本性金融商品	7,739	8,003
<b>資本供給</b>	<b>64,618</b>	<b>57,534</b>
<b>経済的資本需要合計</b>		
信用リスク	13,188	13,105
マーケット・リスク	15,170	14,593
オペレーショナル・リスク	11,140	10,488
ビジネス・リスク	6,285	5,098
分散効果	-8,183	-7,846
<b>資本需要</b>	<b>37,601</b>	<b>35,438</b>
<b>内部適正自己資本比率（％）</b>	<b>172</b>	<b>162</b>

1 公正価値オプションに基づき指定された自己債務に係る自己の信用効果による公正価値利得および債務評価調整を控除後。

2 確定給付年金基金の純資産（資産から負債を控除したもの）として報告されている。すなわち、年金制度資産の積立超過に該当する。

3 「規制自己資本」の項で適用されているとおりである。

4 IAS第39号に従って分類変更された資産および対応する資金調達が利用可能でないバンキング勘定の資産に関する公正価値修正を含む。プラスの調整は考慮されていない。

5 各子会社の所要経済的資本を上限とした非支配持分を含む。

100%超の比率であれば、資本供給総額が、リスク・ポジションにより決定された資本需要を十分にカバーしていることを示している。2017年6月30日現在のこの比率は、2016年12月31日現在の162%に対し、172%となった。この比率の変動は、資本供給の増加と資本需要の増加に起因していた。資本供給の71億ユーロの増加は、主に株主持分の増加によるものであった。資本需要の増加は、「リスク・プロファイル」の項で説明しているとおり、経済的資本使用額の増加によるものであった。

上記の適正自己資本の測定尺度は、連結グループ全体（ポストバンクを含む。）に適用され、当行グループのリスクおよび資本管理フレームワークの不可欠な一部をなしている。

## レバレッジ比率

当行グループは、グループ・レベルで、および該当する場合には各地域における地域レベルで、貸借対照表を管理している。財務資源の配分において、当行グループは収益性および株主価値に最も高いプラスの影響を与える事業ポートフォリオを優遇する。当行グループは、貸借対照表の動向を監視および分析し、市場で観測される一定の貸借対照表比率を追跡する。これに基づき、当行グループは、グループ・リスク委員会（GRC）による議論および管理活動を発動する。CRR/CRD 4フレームワークの公表を受けて、当行グループは当該フレームワークに従ったレバレッジ比率の計算を設定した。

### 改訂版CRR/CRD 4フレームワークに従ったレバレッジ比率

CRR/CRD 4のフレームワークは、リスクに基づく所要自己資本に対する補足的測定尺度としての役割を果たすことを目的として、リスク以外に基づくレバレッジ比率を導入した。その目的は、銀行セクターにおけるレバレッジ増大の抑制、広範な財務システムおよび経済に損害を与え得るレバレッジ解消プロセスの不安定化回避の支援、および簡素でリスク以外に基づく「バック・ストップ」測定尺度を伴う、リスクに基づく要求事項の強化である。現在CRR/CRD 4のフレームワークは、関連する金融機関が遵守すべき強制的な最低レバレッジ比率を規定していないが、2016年11月23日に欧州委員会が公表した法案では、3%の最低レバレッジ比率の導入が提案されている。当該法案では、レバレッジ比率が法案の発効から2年後に適用されることになっているが、引き続きEUの金融機関の間で政策的な討議が継続される。

当行グループは、当行グループのレバレッジ比率のエクスポージャーを、規則(EU)第575/2013号を改正した2015年1月17日の欧州委員会の欧州連合官報で公表された2014年10月10日の委任規則(EU)第2015/62号に基づき、CRR第429条に従い完全適用ベースで算出している。さらに、当行グループは下表に示すとおり、レバレッジ比率を段階的導入ベースで提供する。

当行グループのレバレッジ比率のエクスポージャーの合計額は、デリバティブ、証券金融取引（SFT）、オフバランス・エクスポージャー、およびその他のオンバランス・エクスポージャー（デリバティブとSFT以外）の構成要素から成る。

デリバティブのレバレッジ・エクスポージャーは、現在の再構築コストを構成するデリバティブの規制上の時価評価方式に加え、潜在的な将来の調達原価にかかる規制上定義されたアドオンを使用して算出される。相手先から現金で受領した変動証拠金は、レバレッジ比率エクスポージャー測定尺度の現在の再構築コスト部分から控除され、相手先に支払った変動証拠金は、一定の条件を満たす場合、貸借対照表上で資産として認識された債権に関連するレバレッジ比率エクスポージャー測定尺度から控除される。デリバティブ取引で差入れられた現金変動証拠金として認識された債権の控除は、以下の「レバレッジ比率の共通開示」の表のデリバティブ・エクスポージャーに表示されている。売建クレジット・デリバティブの実質想定元本、すなわち、Tier 1資本に組み入れられた公正価値のマイナスの変動をすべて控除した想定元本は、レバレッジ比率エクスポージャー測定尺度に含まれる。その結果生じるエクスポージャー測定尺度は、一定の条件を満たす場合、同一の参照ネームに係る購入クレジット・デリバティブの実質想定元本分がさらに減額される。

証券金融取引（SFT）の構成要素には、債権総額が含まれ、これは一定の条件を満たす場合、SFT未払金と相殺される。エクスポージャー総額に加えて、相手先信用リスクにかかる規制上のアドオンが含まれる。

オフバランス・エクスポージャーは、信用リスクに係る標準的アプローチの信用リスク換算掛目（CCF）（0%、20%、50%、または100%）に従うが、10%を下限とするリスク区分に依拠する。

その他のオンバランス・エクスポージャーの構成要素（デリバティブおよびSFTを除く）は、資産（デリバティブおよびSFTを除く）の会計上の価値およびTier 1資本を算定するに当たって控除される資産の額に対する規制上の調整を反映する。

以下の表は、完全適用による、レバレッジ比率エクスポージャーおよびレバレッジ比率を、2016年2月16日の欧州連合官報で公表された委員会実施規則(EU)第2016/200号に基づき、欧州委員会が採用した実施技術基準（ITS）の開示表に従い表示するものである。追加的な情報として、段階的導入の数値も含まれている。

2017年6月30日現在の当行グループの規制自己資本と関連する資本およびレバレッジ比率を下表にプロフォーマ・ベースで表示しており、2017年7月26日にECBによって正式に承認された時点で資本として計算に含まれる2017年4月に完了した資本増強による80億ユーロの受取金総額が反映されている。

会計上の資産およびレバレッジ比率エクスポージャー（プロフォーマ・ベース）の調整の要約

単位：十億ユーロ	2017年	2016年
	6月30日現在 <sup>1</sup>	12月31日現在
公表された財務諸表における資産合計	1,569	1,591
会計目的上連結されたが、規制上の連結範囲には含まれない企業に関する調整	0	0
デリバティブ金融商品に関する調整	-204	-276
証券金融取引に関する調整(SFT)	28	20
オフバランス項目に関する調整（すなわち、オフバランス・エクスポージャーの信用相当額への転換）	96	102
その他の調整	-47	-90
レバレッジ比率合計エクスポージャー測定尺度（完全適用）	1,443	1,348
レバレッジ比率合計エクスポージャー測定尺度（段階的導入）	1,444	1,350

<sup>1</sup> 2017年6月30日現在の規制自己資本と関連する資本およびレバレッジ比率は、2017年7月26日にECBによって正式に承認された時点で資本として計算に含まれる2017年4月に完了した資本増強による80億ユーロの受取金総額を反映したプロフォーマ・ベースで表示されている。（詳細については、「リスク・レポート：規制自己資本」を参照のこと。）

レバレッジ比率（プロフォーマ・ベース）の共通開示

単位：十億ユーロ （別途記載のものを除く）	2017年	2016年
	6月30日現在 <sup>2</sup>	12月31日現在
デリバティブ・エクスポージャー合計	172	177
証券金融取引エクスポージャー合計	148	135
オフバランス・エクスポージャー合計	96	102
その他の資産	1,042	948
Tier 1資本の算定上控除された資産額 <sup>1</sup>	-14	-15
Tier 1資本（完全適用）	54.7	46.8
レバレッジ比率エクスポージャー総額測定尺度（完全適用）	1,443	1,348
レバレッジ比率（完全適用、%）	3.8	3.5
Tier 1資本（段階的導入）	61.3	55.5
レバレッジ比率エクスポージャー総額測定尺度（段階的導入）	1,444	1,350
レバレッジ比率（段階的導入、%）	4.2	4.1

<sup>1</sup> 完全適用によるTier 1資本の定義を使用している。段階的導入によるTier 1資本の定義を使用している金額は、2017年6月30日現在および2016年12月31日現在、それぞれ-130億ユーロおよび-130億ユーロである。

<sup>2</sup> 2017年6月30日現在の規制自己資本と関連する資本およびレバレッジ比率は、2017年7月26日にECBによって正式に承認された時点で資本として計算に含まれる2017年4月に完了した資本増強による80億ユーロの受取金総額を反映したプロフォーマ・ベースで表示されている。（詳細については、「リスク・レポート：規制自己資本」を参照のこと。）



## レバレッジ比率の共通開示

単位：十億ユーロ (別途記載のものを除く)	2017年 6月30日現在	2016年 12月31日現在
デリバティブ・エクスポージャー合計	172	177
証券金融取引エクスポージャー合計	148	135
オフバランス・エクスポージャー合計	96	102
その他の資産	1,042	948
Tier 1資本の算定上控除された資産額 <sup>1</sup>	-15	-15
Tier 1資本(完全適用)	46.5	46.8
レバレッジ比率エクスポージャー総額測定尺度(完全適用)	1,442	1,348
レバレッジ比率(完全適用、%)	3.2	3.5
Tier 1資本(段階的導入)	53.1	55.5
レバレッジ比率エクスポージャー総額測定尺度(段階的導入)	1,443	1,350
レバレッジ比率(段階的導入、%)	3.7	4.1

<sup>1</sup> 完全適用によるTier 1資本の定義を使用している。段階的導入によるTier 1資本の定義を使用している金額は、2017年6月30日現在および2016年12月31日現在、それぞれ-140億ユーロおよび-130億ユーロである。

## 2017年度上半期のレバレッジ比率(プロフォーマ・ベース)に影響を与えた要素の説明

2017年6月30日現在の、当行グループの規制自己資本と関連する資本およびレバレッジ比率は、2017年7月26日にECBによって正式に承認された時点で資本として計算に含まれる2017年4月に完了した資本増強による80億ユーロの受取金総額を反映したプロフォーマ・ベースで表示されている。(詳細については、「リスク・レポート：規制自己資本」を参照のこと。)

2017年6月30日現在の、当行グループのCRR/CRD 4完全適用ベースによるレバレッジ比率は3.8%であった(2016年12月31日現在では3.5%)。これは、2017年6月30日現在のTier 1自己資本547億ユーロ(CRR/CRD 4完全適用ベースによる)の、適用される測定尺度を用いたエクスポージャー14,430億ユーロに対する比率である(2016年12月31日現在では、それぞれ468億ユーロおよび13,480億ユーロ)。

当行グループの経過規定によるCRR/CRD 4に基づくレバレッジ比率は、2017年6月30日現在、4.2%であり(2016年12月31日現在では4.1%)、経過規定により適用されるエクスポージャー測定尺度は14,440億ユーロとすると(2016年12月31日現在では、それぞれ555億ユーロおよび13,500億ユーロ)、Tier 1資本は613億ユーロとして算定された。経過規定における当該エクスポージャーは、完全適用によるエクスポージャーよりも10億ユーロ高かった(2016年12月31日現在では20億ユーロ)。これは、経過規定の下では、Tier 1資本の算定において控除される資産の金額がより低いからである。

最新のECBガイダンスに基づき、当行グループは、財務会計において計上される資産価値に基づき(すなわち、ドイツ銀行グループでは、IFRSベースの取引日基準を採用)、2017年度第2四半期におけるレバレッジ比率エクスポージャーの算定に未決済残高を含めている。取引日基準の適用によって、通常の方法による資産購入において、取引日と決済日の間のレバレッジ比率エクスポージャーが一時的に増加している。2017年6月30日時点で報告された増加の規模は、640億ユーロであった。なお、現在起草されている所要自己資本規制(以下「CRR」という。)の改訂案において、改訂が発効された場合、受渡同時決済により決済される通常の方法による売上の未決済支払残高と未決済受取残高を相殺することが可能になるため、当該増加はほぼゼロとなる。

2017年度上半期において、当行グループのレバレッジ比率エクスポージャーは、950億ユーロ増加し、14,430億ユーロとなった。これは、主にその他の資産が930億ユーロ増加したことによるものであるが、上記の未決済残高に加えて、当行グループの残高の変動も反映している。特に、貸出金の減少によって一部相殺されたものの、貸借対照表上の現金および中央銀行預け金、ならびにデリバティブ以外のトレーディング資産が増加している。さらに、SFTエクスポージャーは130億ユーロ増加したが、これは貸借対照表上のSFT関連項目(償却原価および公正価値の両方に基づき、売却条件付買入有価証券、借入有価証券およびプライム・ブローカレッジ債権)の増加を反映している。50億ユーロのデリバティブ・エクスポージャーの減少は、主に潜在的な将来の調達原価にかかるアドオンの減少に関連している。加えて、取消不能貸出コミットメントにかかる想定元本および偶発負債の減少に伴い、オフバランス・エクスポージャーが70億ユーロ減少した。

2017年度上半期におけるレバレッジ比率エクスポージャーの増加は、米ドルに対するユーロの上昇に主に起因する480億ユーロの外国為替の変動によるマイナスの影響を含んでいる。

2017年6月30日現在、IFRSに基づく資産合計のIFRSに基づく資本合計に対する比率として計算した当行グループのレバレッジ比率は22で、これに対し、2016年12月31日現在では25であった。

Tier 1資本の変動の主な要因については、本レポートの「規制自己資本」の項を参照のこと。

## 信用リスク・エクスポージャー

## 信用エクスポージャーの分類

当行グループは、信用エクスポージャーを大きく分けて二つの項目、法人信用エクスポージャーおよび消費者信用エクスポージャーに分類している。

- 当行グループの消費者信用エクスポージャーは、主としてドイツ、イタリアおよびスペインの小口標準均質貸出金によって構成されており、個人向け貸出金、住宅用および住宅用以外のモーゲージ貸出金、当座貸越、ならびに当行グループの個人顧客向けおよびリテール業務の自営業および中小企業顧客向け貸出金が含まれる。
- 当行グループの法人信用エクスポージャーは、消費者信用エクスポージャーとして定義されたもの以外の全てのエクスポージャーによって構成される。

## 法人信用エクスポージャー

相手先に関する内部信用格付区分別の主要な法人信用エクスポージャー区分

2017年6月30日

単位：百万ユーロ	デフォルト確率 <sup>1</sup>	貸出金	取消不能貸出 コミットメント <sup>2</sup>	偶発負債	OTCデリバティブ <sup>3</sup>	負債証券 <sup>4</sup>	合計
iAAA-iAA	0.00-0.04 %	39,352	18,476	6,241	13,479	43,943	121,489
iA	0.04-0.11 %	39,632	41,601	12,816	9,146	6,652	109,846
iBBB	0.11-0.50 %	54,048	52,204	16,513	6,687	1,771	131,223
iBB	0.50-2.27 %	42,097	28,292	8,064	4,319	451	83,223
iB	2.27-10.22 %	22,207	17,069	3,867	1,221	34	44,397
iCCCおよびそれ以下	10.22-100 %	15,435	3,304	1,956	420	17	21,132
合計		212,771	160,945	49,457	35,271	52,867	511,311

1 ある一年のタイム・ホライズンのデフォルト確率を反映。

2 2017年6月30日現在、106億ユーロの消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメントを含む。

3 適用あるネットティング・アグリーメントおよび受入現金担保の影響を含む。

4 売却可能金融資産および満期保有にかかるものを含む。

2016年12月31日

単位：百万ユーロ	デフォルト確率 <sup>1</sup>	貸出金	取消不能貸出 コミット メント <sup>2</sup>	偶発負債	OTCデリバティブ <sup>3</sup>	負債証券 <sup>4</sup>	合計
iAAA-iAA	0.00-0.04 %	43,149	21,479	5,699	16,408	46,014	132,749
iA	0.04-0.11 %	39,734	45,635	13,712	12,566	6,616	118,264
iBBB	0.11-0.50 %	57,287	47,480	16,753	8,300	1,696	131,515
iBB	0.50-2.27 %	46,496	29,274	9,663	5,333	366	91,132
iB	2.27-10.22 %	22,920	18,173	4,477	1,053	9	46,631
iCCCおよびそれ以下	10.22-100 %	15,069	4,022	2,038	533	21	21,683
合計		224,655	166,063	52,341	44,193	54,722	541,974

1 ある一年のタイム・ホライズンのデフォルト確率を反映。

2 2016年12月31日現在、103億ユーロの消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメントを含む。

3 適用あるネットティング・アグリーメントおよび受入現金担保の影響を含む。

4 売却可能金融資産および満期保有に係るものを含む。

上記の表は、2017年度上半期の間当行グループの法人信用エクスポージャーが、全体として307億ユーロ、率にして6%減少したことを示している。リスク軽減前の法人信用エクスポージャーの質は、投資適格格付のエクスポージャーが71%と横ばいであった。

2016年12月から2017年6月の間における法人信用エクスポージャーの減少は、主に貸出金（119億ユーロ、率にして5%の減少）、OTCデリバティブ（89億ユーロ、率にして20%の減少）および取消不能貸出コミットメント（51億ユーロ、率にして3%の減少）によるものであった。貸出金エクスポージャーの減少は、主に通常の業務および対象となる顧客からの返済の間に到来した満期によるものである。OTCデリバティブの減少は、主にボラティリティおよび顧客フローの低下による外国為替商品、ならびに金利カーブの変動が時価価値の変動と逆相関であったことによる金利商品に起因するものである。取消不能貸出コミットメントの減少は、主に外国為替レートの変動によるものである。

### 消費者信用エクスポージャー

当行グループの消費者信用エクスポージャーにおいて、当行グループは期日後90日以上延滞の消費者貸出金および純信用コスト（取戻額を控除後の年間の純引当金繰入額）を監視している。

#### 消費者信用エクスポージャー

	エクスポージャー総額 (単位：百万ユーロ)		期日後90日以上延滞の債権 (エクスポージャー総額に対する%)		純信用コスト (エクスポージャー総額に対する%) <sup>2</sup>	
	2017年 6月30日現在	2016年 12月31日現在	2017年 6月30日現在	2016年 12月31日現在	2017年 6月30日現在	2016年 12月31日現在
消費者信用エクスポージャー - ドイツ	151,645	150,639	0.71	0.75	0.13	0.13
消費者および中小企業向け融資	20,836	20,316	2.50	2.45	1.00	0.99
モーゲージ貸付	130,809	130,323	0.42	0.48	-0.01	0.00
消費者信用エクスポージャー - ドイツ国外	38,235	38,162	3.75	4.22	0.71	0.68
消費者および中小企業向け融資	14,719	13,663	6.60	8.44	1.03	0.98
モーゲージ貸付	23,516	24,499	1.97	1.87	0.51	0.51
消費者信用エクスポージャー総額 <sup>1</sup>	189,879	188,801	1.32	1.45	0.24	0.24

1 2017年6月30日現在で29億ユーロ、2016年12月31日現在で31億ユーロの減損債権を含む。

2 各貸借対照表の日付に終了した12ヶ月間における純信用コストを当該貸借対照表日付におけるエクスポージャーで除した割合。

2017年6月30日現在の当行グループの消費者信用エクスポージャーの額は、当行グループのドイツにおける貸出金（10億ユーロ増加）、インドにおける貸出金（134百万ユーロ増加）およびポーランドにおける貸出金（主に外国為替レートによる101百万ユーロ増加）に起因して、2016年度末から11億ユーロ、率にして0.57%増加した。当行グループのイタリアにおける160百万ユーロの減少の主な要因は、不良債権の売却であった。

当行グループの消費者信用エクスポージャーの期日後90日以上延滞比率は、2016年度末現在の1.45%から減少し、2017年6月30日現在では1.32%となった。この比率は、スペインおよびイタリアにおける不良債権の売却のプラスの影響によるものである。

2017年6月30日現在の当行グループの消費者信用エクスポージャー総額に対する純信用コスト比率は、2016年度末から横ばいとなる0.24%であった。

#### 融資比率（LTV）バケット別の消費者モーゲージ貸出エクスポージャー<sup>1</sup>

	2017年6月30日現在	2016年12月31日現在
50%以下	68%	68%
50%超70%以下	16%	16%
70%超90%以下	9%	9%
90%超100%以下	3%	3%
100%超110%以下	2%	2%
110%超130%以下	1%	1%
130%超	1%	1%

1 エクスポージャーを該当するLTVバケットに割り当てる際、エクスポージャー金額は基礎となる不動産評価額の相対的割合に従って割り当てられる。

LTV比率は、エクスポージャー金額を不動産評価額に対する比率として表現する。

当行グループのLTV比率は、貸出エクスポージャー総額を各不動産の現在の評価額で除して計算される。これらの評価額は、定期的に更新される。流動性の高い担保により追加担保される取引に関する貸出エクスポージャーは、当該各担保価値につき減額され、一方、先順位担保権がある場合は対応するエクスポージャー総額を増額する。LTVの計算には、不動産担保によって担保されたエクスポージャーが含まれている。不動産以外の種類の担保のみによって担保されたモーゲージ貸出エクスポージャーは、LTVの計算には含まれていない。

貸出金を組成する際ならびに当行グループの信用リスクを監視および管理する際において、債権者の信用度、LTVおよび担保の質は、当行グループのリスク管理の不可欠な部分である。当行グループは通常、債権者の信用度が高いほど、より高いLTVを受け入れる準備がある。しかし、経済見通しがマイナスまたは不動産価格の下落が見込まれる諸国については、LTVの制約が適用される。

2017年6月30日現在、当行グループのエクスポージャーの68%はLTV比率が50%以下のモーゲージ貸出ポートフォリオに関連しており、前年度末から増減がなかった。

#### 一定のユーロ圏諸国に対する信用リスク・エクスポージャー

ソブリン・リスクに関連した懸念から、一定のユーロ圏諸国が以下の各表に示されている。

当行グループの「所在国の観点」において、当行グループは、相手先に対する信用リスク・エクスポージャーを、他の相手先との関係を問わず、またクレジット・デフォルト・スワップについては基礎となる参照資産がこれらのユーロ圏諸国からであるかにかかわらず、主要な相手先の所在国に割り当てることにより集約している。このため当行グループは、グループ親会社が他国に所在する相手先、および他国に所在する事業体からの資産を基礎となる資産としている特別目的事業体に対するエクスポージャーも含めている。

以下の表は、「所在国」の観点に基づいており、当該ユーロ圏諸国に対する当行グループの総額のポジション、未利用のエクスポージャーの割合、および当行グループの正味のエクスポージャーを示している。総額のエクスポージャーは、正味の信用リスク・エクスポージャーを、基礎となる参照資産がこれらの諸国の一つに所在するクレジット・デリバティブ、受入保証および担保について総額ベースに戻した結果を反映している。こうした担保は、特に当行グループのリテール・ポートフォリオに関連して保有されているが、金融機関に関連しても（その大部分がデリバティブのマーギニング（証拠金の評価）の取決めに基づく）、また法人に関連しても保有されている。加えて、金額は信用リスク引当金も反映している。正味の信用エクスポージャーは、保有担保、受入保証、およびさらなるリスク低減措置の影響を考慮後で表示されており、クレジット・デリバティブの売却／（購入）プロテクションの正味名目金額が含まれている。記載されている一定のユーロ圏諸国に対する総額および正味のエクスポージャーには、クレジット・デリバティブのトランシェおよび当行グループのコリレーション業務に関連するクレジット・デリバティブ（設計上、信用リスク中立的な仕組みとなっている。）は含まれていない。さらに、これらのポジションのトランシェ分けされた相関性のある性質は、例えば、等しい名目金額のエクスポージャーが異なるトランシェ・レベルにつき異なるリスク・レベルを示すように、国別に区分した名目金額の意味のある表示にはなじまない。

一定のユーロ圏諸国に対する総額のポジション、それに含まれる未利用のエクスポージャーおよび正味のエクスポージャー - 所在国の観点

単位： 百万ユーロ	ソブリン		金融機関		法人		リテール		その他		合計	
	2017年 6月30日 現在	2016年 12月31日 現在	2017年 6月30日 現在	2016年 12月31日 現在	2017年 6月30日 現在	2016年 12月31日 現在	2017年 6月30日 現在	2016年 12月31日 現在	2017年 6月30日 現在	2016年 12月31日 現在	2017年 6月30日 現在 <sup>1</sup>	2016年 12月31日 現在
<b>ギリシャ</b>												
総額	65	89	429	743	159	986	6	6	0	0	659	1,824
未利用	0	0	28	31	3	21	0	0	0	0	32	52
正味	51	83	13	258	1	15	1	1	0	0	67	357
<b>アイルランド</b>												
総額	1,006	826	719	908	6,940	9,280	30	31	2,598 <sup>2</sup>	3,263 <sup>2</sup>	11,293	14,308
未利用	0	0	35	42	1,699	2,000	0	1	151 <sup>2</sup>	172 <sup>2</sup>	1,884	2,214
正味	778	569	221	352	3,833	5,374	6	5	2,690 <sup>2</sup>	3,459 <sup>2</sup>	7,528	9,759
<b>イタリア</b>												
総額	3,356	2,735	2,858	3,051	10,968	10,591	16,641	17,122	199	358	34,023	33,857
未利用	14	32	58	74	4,907	4,730	202	208	15	26	5,195	5,069
正味	1,413	438	807	920	7,458	7,514	6,967	7,288	199	344	16,843	16,504
<b>ポルトガル</b>												
総額	-174	61	151	127	1,379	1,424	1,726	1,674	35	65	3,117	3,352
未利用	0	0	71	12	218	232	17	12	0	0	306	256
正味	-12	79	100	73	1,052	1,205	122	143	35	65	1,296	1,564
<b>スペイン</b>												
総額	1,381	1,325	1,317	1,947	7,683	8,340	9,597	9,770	165	112	20,144	21,493
未利用	0	0	223	261	3,828	4,310	259	283	0	3	4,310	4,858
正味	1,572	1,195	540	971	5,860	6,643	2,067	1,935	313	265	10,352	11,009
総額合計	5,635	5,037	5,475	6,776	27,129	30,621	28,000	28,603	2,997	3,797	69,236	74,835
未利用合計	14	33	415	419	10,654	11,292	479	504	165	202	11,728	12,449
正味合計 <sup>3</sup>	3,802	2,364	1,681	2,574	18,203	20,751	9,163	9,371	3,237	4,133	36,086	39,194

- 1 エクスポージャー全体の約65%が翌5年以内に期日到来する。
- 2 アイルランドに対するその他のエクスポージャーは、グループ親会社の所在国がアイルランド外である相手先に対するエクスポージャー、および他国を所在国とする事業体からの資産を基礎となる資産としている特別目的事業体に対するエクスポージャーを含む。
- 3 正味合計に、デリバティブに関する信用評価調整額（2017年6月30日現在で112百万ユーロ、2016年12月31日現在で281百万ユーロ）は含まれていない。

上記の特定のユーロ圏諸国に対する正味のエクスポージャー合計は、主にアイルランドおよびスペインにおける減少により、2017年度上半期において31億ユーロ減少した。

一定のユーロ圏諸国に対するソブリン信用リスク・エクスポージャー

以下の金額は、当行グループのソブリン・エクスポージャーの正味の「所在国の観点」を反映している。

一定のユーロ圏諸国に対するソブリン信用リスク・エクスポージャー

単位： 百万ユーロ	2017年6月30日現在				2016年12月31日現在			
	直接的ソブリン・エクスポージャー <sup>1</sup>	CDSが参照するソブリン債務の正味名目金額	正味ソブリン・エクスポージャー	メモ項目：CDSが参照するソブリン債務の正味公正価値 <sup>2</sup>	直接的ソブリン・エクスポージャー <sup>1</sup>	CDSが参照するソブリン債務の正味名目金額	正味ソブリン・エクスポージャー	メモ項目：CDSが参照するソブリン債務の正味公正価値 <sup>2</sup>
ギリシャ	65	-14	51	1	89	-6	83	2
アイルランド	787	-9	778	33	569	0	569	74
イタリア	3,312	-1,899	1,413	470	2,662	-2,223	438	398
ポルトガル	-174	162	-12	-3	61	17	79	-8
スペイン	1,378	194	1,572	537	1,322	-127	1,195	279
合計	5,368	-1,565	3,802	1,039	4,703	-2,339	2,364	744

- 1 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債、売却可能、および償却原価で計上される貸出金として分類されたソブリン債務を含む。
- 2 この金額は、それぞれの国のソブリン債務を参照資産とするデフォルト・スワップに関連した、相手先の信用リスクを表す正味公正価値を反映している。

正味ソブリン信用エクスポージャーは、2016年度末から14億ユーロ増加した。主に、イタリア、スペインおよびアイルランドにおいて増加したが、これらはポルトガルにおける減少によって相殺された。イタリアおよびアイルランドにおける直接的

ソブリン・エクスポージャーの増加は、主に当行グループが保有する負債証券の水準の増加に起因している。ポルトガルにおけるネガティブな直接的ソブリン・エクスポージャーは、負債証券の売りのショート・ポジションによるものであった。

上記の直接的ソブリン・エクスポージャーは、償却原価で保有されるソブリンに対する貸出金の帳簿価額を含んでおり、これらは、2017年6月30日現在で、イタリアが259百万ユーロ、スペインが384百万ユーロ、2016年12月31日現在では、イタリアが261百万ユーロ、スペインが401百万ユーロであった。

## 資産の質

この項では、当行グループの貸出金の資産の質について説明している。この項には、起こり得る借手の信用問題に関する既知の情報により、当行グループの経営陣が借手の契約上の債務の回収可能性について重大な疑義を持つすべての貸出金が含まれている。

### 顧客グループ別の履行債権、再交渉された貸出金、延滞貸出金および減損債権の概要

単位： 百万ユーロ	2017年6月30日現在			2016年12月31日現在		
	法人貸出金	消費者貸出金	合計	法人貸出金	消費者貸出金	合計
延滞しておらず、再交渉されておらず、減損もしていない貸出金	207,333	184,035	391,367	219,106	182,760	401,865
延滞しているが、再交渉されておらず、減損もしていない貸出金	1,093	2,498	3,592	882	2,445	3,327
再交渉されたが、減損していない貸出金	543	466	1,009	357	459	816
減損債権	3,802	2,881	6,683	4,310	3,137	7,447
合計	212,771	189,879	402,651	224,655	188,801	413,455

## 重点産業に関する詳細

「船舶」に対する当行グループの貸出金エクスポージャーは、約50億ユーロであり、大半が担保で保全されている。当行グループの取引先は主にヨーロッパに所在しているが、国際的な顧客構成の多様性に伴い、グローバルなリスクを有する船舶の種類全体にわたって、当該ポートフォリオを分散させている。当該ポートフォリオの大部分は、ここ数年の長引く厳しい市場環境を反映して、非投資適格区分である。

## 減損債権

信用リスク管理部は、各貸借対照表の日付において、債権または債権のグループが減損しているという客観的証拠があるかどうか定期的に評価している。債権または債権のグループが減損していて減損損失が計上されるのは、以下のすべてに該当する場合である。

- 資産の最初の認識後、貸借対照表日までに発生した損失事象（以下「損失事象」という。）の結果としての減損の客観的証拠が存在する。評価を行う際、当行グループは、IAS第10号の要件に従い、財務諸表の発表日までに合理的に入手可能な当該事象に関する情報を検討する。
- その損失事象が金融資産または金融資産のグループの将来の見積キャッシュ・フローに影響を及ぼした。
- 各報告日においてその損失の額について信頼できる見積りを行うことができる。

信用リスク管理部の損失評価は、ファイナンスと共同で行われる定期レビューの対象となっている。

## 減損損失および貸倒引当金

減損の証拠が存在する場合、減損損失は通常、対象債権の当初実効金利を使用した割引予想キャッシュ・フローに基づいて計算される。債権の条件が借手の財政的困難を理由に再交渉されたか、または他の方法により変更されたが、当該債権の認識中止の要件は満たしていない場合、減損損失の測定には、条件変更前の当初実効金利が使用される。当行グループは減損債権の帳簿価額を、引当金勘定を用いて減額し、損失金額は信用リスク引当金繰入額の構成要素として連結損益計算書に認識している。貸倒引当金の増加は、貸倒引当金繰入額の増加として損益計算書に計上している。貸倒償却は引当金を減額するが、取戻された場合、引当金勘定に貸方計上される。以前計上された引当金が不要になったと判断した場合には、引当金を減額し、その額を損益計算書に貸倒引当金繰入額の減少として計上する。現実的な回収の見込みがないと判断され、かつ、すべての担保が実現したか、または当行グループに移転された場合、当該貸出金およびすべての関連する貸倒引当金は、貸倒償却として処理される（つまり、当該貸出金および関連貸倒引当金が貸借対照表から除去される。）。

当行グループは最初に、個別に重要である貸出金について、減損の客観的証拠があるかを個別に評価する。その後、個別には重要でない貸出金、および重要ではあるが個別評価では減損の客観的証拠がない貸出金について、集合的に評価する。

減損損失および信用リスク引当金に関する当行グループの会計処理の詳細については、当行グループの2016年度の連結財務諸表の注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り」に記載されている。

### 業務部門別の減損債権、貸倒引当金および減損債権カバーレージ比率の概要

単位：百万ユーロ	2017年6月30日現在			2016年12月31日現在			2016年度から2017年度の増加（減少）	
	減損債権	貸倒引当金	減損債権カバーレージ比率（%）	減損債権	貸倒引当金	減損債権カバーレージ比率（%）	減損債権	減損債権カバーレージ比率（%）
コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	2,834	1,693	60	3,007	1,895	63	-173	-3
プライベート・アンド・コマーシャル・バンク	3,849	2,259	59	3,646	2,217	61	203	-2
ドイチェ・アセット・マネジメント	0	1	N/M <sup>1</sup>	0	1	N/M <sup>1</sup>	0	N/M
非中核事業部門 <sup>2</sup>	-	-	-	794	432	54	-794	N/M
このうち、IAS第39号に従って貸出金および債権に分類変更された資産	-	-	-	92	69	75	-92	N/M
連結および調整等	0	0	N/M <sup>1</sup>	0	4	N/M <sup>1</sup>	0	N/M
合計	6,683	3,953	59	7,447	4,546	61	-764	-2

N/M - 表記するに値しない。

- 「連結および調整等」ならびに「ドイチェ・アセット・マネジメント」の貸倒引当金は全額、非減損債権に関する集合的評価引当金から成る。
- 2017年以降、非中核事業部門（NCOU）は独立した部門ではなくなった。2016年12月31日現在のその他の減損資産とこれに対応する貸倒引当金は、現在、対応する中核的な事業セグメント、主にプライベート・アンド・コマーシャル・バンクで管理されている。



## 産業部門別減損債権

単位：百万ユーロ	2017年6月30日現在			2016年12月31日現在		
	個別評価	集会的評価	合計	個別評価	集会的評価	合計
金融仲介	129	8	137	122	11	133
ファンド運用管理	10	8	17	14	7	21
製造	473	171	644	524	229	754
卸売および小売	376	188	564	472	234	707
個人	163	2,287	2,450	193	2,467	2,661
商業用不動産	329	32	361	385	37	422
公共部門	11	0	12	19	0	19
その他 <sup>1</sup>	2,237	260	2,497	2,397	334	2,731
合計	3,728	2,955	6,683	4,126	3,321	7,447

<sup>1</sup> このうち、「輸送、倉庫および通信」の減損債権合計は11億ユーロ（45%）である。残りは様々な産業に分かれている（そのうち、単体で「その他」の項目の合計の25%以上を占めるものはない。）。

## 地域別減損債権

単位：百万ユーロ	2017年6月30日現在			2016年12月31日現在		
	個別評価	集会的評価	合計	個別評価	集会的評価	合計
ドイツ	1,038	1,380	2,418	1,154	1,486	2,639
西ヨーロッパ (ドイツを除く)	1,828	1,414	3,242	2,021	1,688	3,709
東ヨーロッパ	43	134	177	46	132	179
北アメリカ	492	2	493	495	1	496
中央および南アメリカ	3	0	3	4	0	5
アジア/太平洋	270	25	295	341	14	355
アフリカ	54	1	55	63	1	64
その他	0	0	0	2	0	2
合計	3,728	2,955	6,683	4,126	3,321	7,447

## 減損債権の推移

単位：百万ユーロ	2017年6月30日終了6ヶ月間			2016年度		
	個別評価	集会的評価	合計	個別評価	集会的評価	合計
期首残高	4,126	3,321	7,447	4,236	3,915	8,151
期中に減損債権に分類されたもの	724	748	1,472	2,177	1,291	3,469
期中に非減損債権に振り替えられたもの <sup>1</sup>	-831	-863	-1,694	-1,080	-723	-1,803
貸倒償却	-76	-213	-289	-979	-987	-1,966
減損債権の処分	-87	-40	-127	-266	-161	-427
為替レートおよびその他の変動	-129	2	-127	38	-15	23
期末残高	3,728	2,955	6,683	4,126	3,321	7,447

<sup>1</sup> 返済を含む。

2017年度上半期における当行グループの減損債権は、764百万ユーロ、率にして10%減少し、67億ユーロとなった。当行グループの個別評価のポートフォリオにおける減少は、主に、CIBにおいて計上された貸倒償却、ならびに旧NCOUの資産のリスク圧縮によるものであったが、当行グループの集会的に評価されるポートフォリオの減少は、PCC Internationalにおける処分に関連して計上された貸倒償却によるものであった。

減損債権カバレッジ比率（個別に減損しているかまたは集会的に評価されるすべての貸出金のオンバランス引当金総額をIFRSに基づく減損債権（担保を除く）で除したものと定義される。）は、2016年度末現在の61%から減少し、2017年6月30日現在では59%となった。

## 信用リスク引当金の変動

当行グループの信用リスク引当金は、貸倒引当金およびオフバランス信用リスク引当金で構成されている。

## 信用リスク引当金の増減

2017年6月30日終了6ヶ月間							
単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	貸倒引当金			オフバランス信用リスク引当金			合計
	個別評価	集成的評価	小計	個別評価	集成的評価	小計	
期首残高	2,071	2,475	4,546	162	183	346	4,892
信用リスク引当金繰入額	109	101	211	9	-8	1	212
このうち：減損債権の処分による(利得)/損失	-1	-20	-21	0	0	0	-21
純貸倒償却額	-264	-430	-694	0	0	0	-694
貸倒償却額	-286	-462	-748	0	0	0	-748
取戻額	22	32	54	0	0	0	54
その他変動	-78	-31	-109	-2	-10	-12	-122
期末残高	1,838	2,115	3,953	169	166	335	4,288
前年度からの増減							
信用リスク引当金繰入額							
単位：百万ユーロ	-197	-171	-368	27	-10	16	-352
単位：%	-64	-63	-64	-150	-360	-110	-62
純貸倒償却額							
単位：百万ユーロ	192	167	359	0	0	0	359
単位：%	-42	-28	-34	0	0	0	-34

2017年6月30日現在の信用リスク引当金は43億ユーロであった(2016年度末現在は49億ユーロ)。この減少は主に貸倒償却によるものであるが、信用リスク引当金繰入額の増加により一部相殺された。

信用リスク引当金繰入額は、2016年度上半期から352百万ユーロ減少した。この減少は、368百万ユーロの貸倒引当金繰入額の減少によるものであるが、16百万ユーロのオフバランス信用リスク引当金の増加によって一部相殺された。当行グループの個別評価ポートフォリオにおける減少は、主にCIBにおいて、船舶業界において引き続き厳しい状況が見られたものの、幅広い業界で業績が改善したことによるものである。PCBのさらなる減少は、ポストバンクにおける売却によるものである。当行グループの集成的評価の貸出金ポートフォリオにおける引当金の減少は、主に2016年に一度限りでNCOUにおいて計上されていた資産に関連した引当項目によるものである。

2016年度上半期からの359百万ユーロの貸倒償却額の減少は、2016年度には一度限りのNCOUおよびポストバンクにおいて計上された資産に関連した純貸倒償却額を計上したことによるものである。

2016年6月30日終了6ヶ月間

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	貸倒引当金			オフバランス信用リスク引当金			合計
	個別評価	集会的評価	小計	個別評価	集会的評価	小計	
期首残高	2,252	2,776	5,028	144	168	312	5,340
信用リスク引当金繰入額	306	272	579	-18	3	-15	564
このうち：減損債権の処分による(利得)/損失	4	-14	-11	0	0	0	-11
純貸倒償却額	-455	-598	-1,053	0	0	0	-1,053
貸倒償却額	-472	-663	-1,134	0	0	0	-1,134
取戻額	17	65	82	0	0	0	82
その他変動	39	-117	-78	-8	-3	-10	-88
期末残高	2,142	2,334	4,476	119	168	287	4,763
前年度からの増減							
信用リスク引当金繰入額							
単位：百万ユーロ	179	56	235	-34	-6	-41	195
単位：%	140	26	69	-205	-68	-158	53
純貸倒償却額							
単位：百万ユーロ	-233	-271	-504	0	0	0	-504
単位：%	105	83	92	0	0	0	92

## マーケット・リスク

### ポストバンクを除くトレーディング・ユニットのマーケット・リスク

以下の表は、信頼水準99%および保有期間1日として計算された、当行グループのトレーディング・ユニットのバリュー・アット・リスク測定基準を示している。

#### トレーディング・ユニットのバリュー・アット・リスク（リスク種類別）

単位： 百万 ユーロ	合計		分散効果		金利リスク		クレジット・ スプレッド ・リスク		株価リスク		外国為替 リスク <sup>1</sup>		コモディティ 価格リスク	
	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年
平均 <sup>2</sup>	31.8	32.0	-29.4	-35.0	20.9	19.7	22.1	26.6	8.0	9.3	9.1	10.7	1.1	0.7
最大 <sup>2</sup>	38.4	59.4	-37.6	-57.0	26.0	29.5	25.1	32.5	11.1	52.4	16.5	16.7	3.0	3.3
最小 <sup>2</sup>	24.2	20.4	-25.2	-25.6	17.1	14.8	20.0	22.3	4.4	4.4	4.4	3.6	0.1	0.2
期末 <sup>3</sup>	33.3	30.1	-31.9	-36.9	21.0	19.9	23.7	24.3	10.3	10.0	8.9	12.6	1.3	0.2

1 金およびその他の貴金属のポジションからのバリュー・アット・リスクを含む。

2 金額はそれぞれ、2017年1月1日から同年6月30日までの期間および2016年通期の当該数値の変動幅を示している。

3 2017年の数値は2017年6月30日現在、2016年の数値は2016年12月31日現在のものである。

2017年度上半期の平均バリュー・アット・リスクは、2016年通期から0.3百万ユーロ減少し、31.8百万ユーロとなった。クレジット・スプレッドのバリュー・アット・リスクの平均値の減少は、固有リスクが減少したことによるものであった。

期末のバリュー・アット・リスクの増加は、金利の方向性エクスポージャーの増加によるものであるが、これは、2016年度末から2017年度第2四半期末に外国為替リスクが減少したことによって相殺された。

2017年度上半期において、当行グループのトレーディング・ユニットは、取引日の97%（2016年通期は87%）についてプラスの収益を達成した。

### 規制上のトレーディング・マーケット・リスク測定

#### ストレスのかかったバリュー・アット・リスク

以下の表は、当行グループのトレーディング・ユニットの、ストレスのかかったバリュー・アット・リスク（信頼水準99%、保有期間1日）を示している。

#### ストレスのかかったバリュー・アット・リスク（リスク種類別）

単位： 百万 ユーロ	合計		分散効果		金利リスク		クレジット・ スプレッド ・リスク		株価リスク		外国為替 リスク <sup>1</sup>		コモディティ 価格リスク	
	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年
平均 <sup>2</sup>	79.6	85.2	-86.7	-78.2	70.1	51.9	63.4	74.9	17.2	20.6	13.5	14.8	2.1	1.3
最大 <sup>2</sup>	125.0	143.7	-104.7	-150.0	92.0	82.5	73.2	99.3	55.0	144.5	28.0	30.4	6.1	3.9
最小 <sup>2</sup>	50.5	60.4	-73.0	-53.4	48.7	37.4	56.3	59.0	1.5	2.4	6.9	3.4	0.3	0.4
期末 <sup>3</sup>	80.4	75.8	-88.5	-91.3	75.8	51.9	63.4	63.0	17.6	29.6	9.9	22.1	2.3	0.5

1 金およびその他の貴金属のポジションからのストレスのかかったバリュー・アット・リスクを含む。

2 金額はそれぞれ、2017年1月1日から同年6月30日までの期間および2016年通期の当該数値の変動幅を示している。

3 2017年の数値は2017年6月30日現在、2016年の数値は2016年12月31日現在のものである。

2017年度上半期のストレスのかかったバリュー・アット・リスクの平均は79.6百万ユーロであり、2016年通期から5.6百万ユーロ減少した。この平均の減少は、クレジット・スプレッドおよび株価の資産クラスにおける減少によるものであった。クレジット・スプレッドのストレスのかかったバリュー・アット・リスクの平均は、2016年通期から減少した。これは、固有リスクの減少および信用スプレッドの構成要素に対するモデルの強化によるわずかな減少によるものである。さらに、株価のストレスのかかったバリュー・アット・リスクの平均は、正味ロング・エクスポージャーの減少および株式の損失を被るプロファイルの改善によって減少した。

期末のストレスのかかったバリュー・アット・リスクの増加は、金利の方向性エクスポージャーの増加によるものである。これは、外国為替リスクと株価リスクの減少によって相殺された。

#### 追加的リスクに係る自己資本賦課

規制報告目的では、各報告日の追加的リスクに係る自己資本賦課は、報告日におけるスポットの価額と、その報告日に先立つ12週間の平均値のいずれか大きい方を表している。以下の報告日について表示した追加的リスクに係る自己資本賦課は、スポットの価額ならびにこれらの報告日に先立つ12週間において計算された平均、最大および最小の価額である。

トレーディング・ユニットの追加的リスクに係る自己資本賦課（信頼水準99.9%、資本ホライズン1年）<sup>2, 3</sup>

単位： 百万 ユーロ	合計		NCOU		グローバル・クレジット・トレーディング		コア金利		フィクスト・インカムおよびカレンシーAPAC		エマージング・マーケット・デット		その他	
	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年
平均 <sup>1</sup>	673.8	840.2	0.0	52.0	395.4	393.0	122.8	200.4	192.7	188.6	39.9	116.8	-77.0	-110.5
最大 <sup>1</sup>	715.8	944.4	0.0	57.3	448.6	405.8	183.8	229.6	386.9	243.0	56.3	128.0	-54.3	-65.6
最小 <sup>1</sup>	640.1	693.0	0.0	44.5	268.8	368.0	78.7	173.7	98.9	119.6	20.3	111.6	-112.6	-141.8
期末 <sup>2</sup>	715.8	693.0	0.0	51.8	348.3	368.0	103.9	173.7	348.1	119.6	28.2	121.8	-112.6	-141.8

1 金額はそれぞれ、2017年6月30日および2016年12月31日に先立つ12週間の当該数値の変動幅を示している。

2 ビジネスラインの内訳は、現在のビジネス構造をより良く反映するために2017年の報告で更新された。

3 流動性ホライズンはすべて12ヶ月に設定されている。

2017年度第2四半期末の追加的リスクに係る自己資本賦課は716百万ユーロであり、2016年度末から23百万ユーロ（3%）増加した。2017年度第2四半期末時点の追加的リスクに係る自己資本賦課の12週間の平均は674百万ユーロであり、2016年12月31日に終了した12週間の平均から166百万ユーロ（20%）減少した。この追加的リスクに係る自己資本賦課額の平均の減少は、コア金利およびエマージング・マーケット・デットが2016年通期から減少したことによる。

#### 包括的リスク計測

規制報告目的では、各報告日の包括的リスク計測は、報告日におけるスポットの価額、その報告日に先立つ12週間の平均値および下限のうち最も大きいもので、下限は証券化フレームワークに基づく同等の自己資本賦課の8%に等しい。

トレーディング・ユニットの包括的リスク計測（信頼水準99.9%、資本ホライズン1年）<sup>3</sup>

単位：百万ユーロ	2017年	2016年
平均 <sup>1</sup>	14.9	31.3
最大 <sup>1</sup>	17.4	39.8
最小 <sup>1</sup>	11.6	21.9
期末 <sup>2</sup>	6.1	17.9

1 規制上の包括的リスク計測はそれぞれ、2017年6月30日および2016年12月31日に終了した12週間について計算されている。

2 期末の内部モデルによる包括的リスク計測のスポットの価額。

3 流動性ホライズンはすべて12ヶ月に設定されている。

2017年度上半期末の内部モデルによる包括的リスク計測は6.1百万ユーロであり、2016年度末から17.9百万ユーロ（66%）減少した。2017年度上半期末の当行グループの規制上の包括的リスク計測の12週間の平均は14.9百万ユーロであり、2016年12月31日に終了した12週間の平均から16.3百万ユーロ（52%）減少した。この減少は当該ポートフォリオにおける継続的なリスク低減によるものであった。

## マーケット・リスク標準的アプローチ

2017年6月30日現在、マーケット・リスク標準的アプローチを用いることにより特定の金利リスクが計算される証券化ポジションにより、47億ユーロのリスク・ウェイトド・アセットに対応する378.5百万ユーロの所要自己資本が算出された。2016年12月31日現在では、これらのポジションにより、35億ユーロのリスク・ウェイトド・アセットに対応する278.4百万ユーロの所要自己資本が算出された。

nthトゥ・デフォルト・クレジット・デフォルト・スワップについては、所要自己資本は3.2百万ユーロに減少し、対応するリスク・ウェイトド・アセットは41百万ユーロであった。2016年12月31日現在では、これらは、それぞれ6.4百万ユーロおよび80百万ユーロであった。

2017年6月30日現在、マーケット・リスク標準的アプローチに基づく集团的投資事業に係る所要自己資本は52百万ユーロであり、対応するリスク・ウェイトド・アセットは652百万ユーロであった。2016年12月31日現在では、これらは、それぞれ39百万ユーロおよび487百万ユーロであった。

2017年6月30日現在の、マーケット・リスク標準的アプローチに基づく長寿リスクに係る所要自己資本は37百万ユーロであり、対応するリスク・ウェイトド・アセットは465百万ユーロであった。2016年12月31日現在では、これらはそれぞれ46百万ユーロおよび570百万ユーロであった。

## ポストバンクのトレーディング勘定のマーケット・リスク

信頼水準99%および保有期間1日として計算されたポストバンクのトレーディング勘定のバリュー・アット・リスクは、2017年6月30日現在および2016年度末現在でゼロであった。ポストバンクの現在のトレーディング戦略は、トレーディング勘定に関して新規のトレーディング業務を認めていないため、2017年6月30日現在および2016年度末現在において、ポストバンクのトレーディング勘定にはポジションが含まれていなかったが、ポストバンクは、今後も引き続きトレーディング勘定を保有する金融機関として分類される。

## オペレーショナル・リスク

2017年度上半期において、当行グループのオペレーショナル・リスク損失は、引き続き主に、民事訴訟および規制上の執行措置に関連する損失および引当金の影響を受けた。過年度と比較して幾分減少が見られたが、当該損失は引き続き2017年度上半期における当行グループのオペレーショナル・リスク損失の80%超を占める。法的手続および行政手続に関する詳細は、本書の第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 中間財務書類の連結財務諸表に対する注記の「引当金 - 現在の個別の訴訟」の項に記載されている。当行グループの訴訟関連以外のオペレーショナル・リスク損失は、2016年度上半期における損失の約3分の1に満たない。

当行グループのオペレーショナル・リスク管理は、民事訴訟や規制上の執行措置に関する定期的なレビューならびに損失および主要なリスク指標に関する入手可能なデータに基づくトレンド分析を重視し、潜在的な損益のモニタリングに関する将来を見据えたリスク管理のアプローチを包含している。所要規制自己資本は、主に大規模な外部および内部のオペレーショナル・リスク事象、ならびに合理的に発生し得る損失によるものである。これは、当行グループのAMAモデルにおける引当金、偶発債務および法務的予測に反映されている。当行グループのモデリングアプローチの詳細については、当行グループの2016年度有価証券報告書、第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類の「オペレーショナル・リスク資本の変動の要因」を参照のこと。

## 流動性リスク

外部資金調達源泉の構成（十億ユーロ単位および外部資金調達額に対する割合）

単位：十億ユーロ (別途記載のものを除く)	2017年6月30日現在		2016年12月31日現在	
	金額	割合	金額	割合
資本市場およびエクイティ	210	20%	210	21%
リテール	308	30%	292	30%
トランザクション・バンキング	224	22%	200	20%
その他の顧客 <sup>1</sup>	64	6%	53	5%
無担保ホールセール	49	5%	55	6%
担保付資金調達およびショート	177	17%	165	17%
資金調達ピークル	2	0%	2	0%
外部資金調達額	1,033	100%	977	100%

1 その他の顧客には、信託、自己資金調達ストラクチャー（X-marketsなど）、ならびに委託証拠金/プライム・ブローカレッジに係る現金残高（純額ベースで表示されている。）が含まれる。

参考：貸借対照表との合致には、2017年6月30日現在ではデリバティブおよび決済に係る残高4,445億ユーロ（2016年12月31日現在では5,036億ユーロ）、委託証拠金/プライム・ブローカレッジに係る現金残高のネットティングによる影響額（純額ベースで表示されている。）542億ユーロ（2016年12月31日現在では679億ユーロ）、その他の資金調達以外の負債365億ユーロ（2016年12月31日現在では422億ユーロ）を加える必要がある。

資本市場およびエクイティは、79億ユーロの資本増強による受取金総額を、外国為替の影響によって一部相殺したことによってエクイティが64億ユーロ増加したこと、ならびに全体的に新規発行よりも満期到来額が上回ったことおよび外国為替の影響によって資本市場が61億ユーロ減少したことを反映して、結果として増減がほぼなかった。リテール（富裕層資産管理を含む。）預金は、155億ユーロ増加した。これは、主に2016年12月に重要な訴訟問題が解決したことから市場および顧客マインドが改善したことによるものであった。トランザクション・バンキングの預金は、240億ユーロ増加した。そのうち186億ユーロは、2017年度第2四半期末にかけて受け入れ、2017年度第3四半期にロールオフされる短期預金に関連している。2016年度末から担保付資金調達およびショートが120億ユーロ増加したことは、CIB取引の棚卸資産が2016年度末から増加したことを表している。「その他の顧客」における112億ユーロの増加は、安定した資金調達の源泉ではない残高の変動を反映したものである。これは、主に純額ベースの未払委託証拠金およびプライム・ブローカレッジに係る残高に関連しているが、短期預金の満期到来によって、無担保ホールセールが58億ユーロ減少した。

2017年度上半期において、当行グループは、総額250億ユーロの2017年度の資金調達計画のうち、133億ユーロを調達した。2017年度上半期における3ヶ月物欧州銀行間取引金利（Euribor）に対する平均スプレッドは、95ベーシス・ポイントで（欧州以外での調達スプレッドはすべて、算定基準を3ヶ月物Euriborに変換して計算される。）満期までの平均年限は6.5年であった。当該期間における最も重要な調達は、5年満期の12.5億ユーロのシニア無担保ベンチマーク債の発行と、2021年に満期到来する45億米ドルのシニア債の残高の公開買付けおよび株式交換であり、7億米ドルの買付元本総額および36億米ドルの株式交換額であった。2017年度末にむけて、当行グループは、個人投資家向けの発行、機関投資家向けの私募および追加の公募ベンチマーク債の発行を含む多様な手法により、計画額の残りの資金調達を行う予定である。

定期的なストレス・テスト分析は、特異的ストレスおよび市場に関連したストレスから成る複合的シナリオにおいて発生する可能性のある潜在的な資金調達ギャップを解消するための十分な現金および流動資産を、当行グループが常に保有できるようにすることを旨とする。この目的のため、当行グループは、利用可能な現金および現金同等物、流動性の高い有価証券（国債、政府保証債および政府機関債を含む。）、ならびにその他の抵当に入っていない中央銀行適格資産から成る流動性準備金を保有している。流動性準備金の額は、合計レベルと個別通貨レベルの両方での、想定されるストレス結果の関数である。高ストレスの借換えリスクを招く短期ホールセール負債の増加に対するストレス軽減策として、当該短期調達資金の大部分を現金または流動性の高い有価証券で保有する。このため、流動性準備金の合計額は、保有する短期ホールセール負債のレベルに応じて変動するが、これは、ストレス下における当行グループの全体的な流動性ポジションに重要な影響を及ぼすものではない。流動性準備金には、グループ内で自由に移転可能であるか、または現地の事業体のストレス・アウトフローに対して適用可能な資産のみが含まれる。これらの準備金は、当行が活動を行う主要な通貨および重要な拠点にわたって保有されている。当行グループの流動性準備金の大部分は、当行グループの親会社レベルまたは在外支店レベルで集中的に保有されている。その規模と構成は、上級経営陣の定期的なレビューの対象となっている。適用されるヘアカットは、主に担保付資金調達を通じて取得可能な実際の流動性価値の仮定を反映しており、ストレス期に担保付資金調達市場で観察された実績を考慮している。

親会社（支店を含む。）および子会社別の流動性準備金の構成

単位：十億ユーロ	2017年6月30日現在		2016年12月31日現在	
	帳簿価額	流動性価値	帳簿価額	流動性価値

利用可能な現金および現金同等物（主に中央銀行保有）	227	227	178	178
親会社（在外支店を含む）	191	191	136	136
子会社	36	36	42	42
流動性の高い有価証券 （国債、政府保証債および政府機関債を含む）	42	40	27	25
親会社（在外支店を含む）	33	31	25	24
子会社	10	9	2	1
その他の抵当に入っていない中央銀行適格有価証券	16	8	14	9
親会社（在外支店を含む）	7	6	9	6
子会社	9	3	5	3
流動性準備金合計	285	275	219	212
親会社（在外支店を含む）	231	228	171	166
子会社	54	48	48	46

2017年度上半期において、当行グループの流動性準備金は、2016年度末から663億ユーロ（30.3%）増加した。

当行グループのストレスのかかった正味流動性ポジション（sNLP）は、厳しい市場ストレス事由および特異的流動性ストレス事由を反映した複合的流動性ストレス・シナリオに基づくストレス下の流動性要求に対して、当行グループの利用可能な流動性準備金およびその他のビジネスの資金流入が上回る金額を示している。sNLPは、当行の主要なリスク測定基準の一つとして監視される。2017年6月30日現在の当行グループのsNLP（暫定見込額）は475億ユーロ（2016年12月31日現在のsNLPは360億ユーロ）であった。sNLPは、事業活動、市場事由および当行グループに関するものを含む見解、ならびに当行グループの内部手法の前提の変更によって変動する。当行グループの内部リスク選好は、少なくとも100億ユーロ以上のsNLPを維持することである。

#### 流動性カバレッジ比率

流動性カバレッジ比率（LCR）は、2013年1月にバーゼル委員会によって最終決定されたが、30日間のストレス・シナリオにわたる銀行の流動性リスク・プロファイルの短期的な耐性を促進することを意図している。当該比率は、ストレスのかかったシナリオにおける正味キャッシュ・アウトフロー合計（実際のエクスポージャーと偶発的なエクスポージャーの両方から発生する。）に対する、流動性の調達に使用できる高品質の流動資産（以下「HQLA」という。）の金額として定義されている。

この要求は、2014年10月に採択された委員会委任規則（EU）第2015/61号を通じて欧州法に導入されている。LCRの遵守は、欧州では2015年10月1日より要求されている。

2017年6月30日現在の当行グループのLCRは144%であったが、これは委員会委任規則（EU）第2015/61号に従って計算されている（LCRに関する監督当局への報告に係るEBAのインプリメンテーション・テクニカル・スタンダードに従って計算されている。）。2016年12月31日現在のLCRは128%であった。

単位：十億ユーロ	流動性価値(加重)	
	2017年6月30日現在	2016年12月31日現在
適格流動資産	261	201
総資金流入額	100	93
総資金流出額	282	250
純資金流出額	181	158
LCR比率(%)	144%	128%

[次へ](#)



## キャッシュ・フローの状況

以下は、ドイツ銀行グループのキャッシュ・フローの状況である。

キャッシュ・フロー計算書(注)				
	2016年1月1日から6月30日まで		2017年1月1日から6月30日まで	
	百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
現金および現金同等物、期首残高	105,478	138,535	185,649	243,831
営業活動によるキャッシュ・フロー	29,747	39,070	41,782	54,876
投資活動によるキャッシュ・フロー	- 4,026	- 5,288	- 185	- 243
財務活動によるキャッシュ・フロー	- 1,413	- 1,856	6,657	8,743
現金および現金同等物に対する為替レート変動の純影響	- 489	- 642	- 2,367	- 3,109
現金および現金同等物、中間期末残高	129,295	169,816	231,537	304,101

(注) I F R Sによる。

提出代理人注：本キャッシュ・フロー計算書の数字には一部原文財務諸表と異なる箇所がありますが、本表の数字が正しいことを確認しております。

## 第4【設備の状況】

### 1【主要な設備の状況】

(単位：百万ユーロ(百万円))

	2016年12月31日	2017年6月30日
(ドイツ銀行グループ)		
土地・建物	1,185	1,154
	(155,638)	(151,566)
備品・器具	1,727	1,584
	(226,824)	(208,043)

### 2【設備の新設、除却等の計画】

変更なし

## 第5【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

(2017年6月30日現在)

授権株数(株)(注)	発行済株式総数(株)	未発行株式(数)(注)
2,066,773,131	2,066,773,131	-

(注)ドイツ銀行AGは、上記日付現在有効な定款に、下記のような条件付資本の増加の定めを置いている。

##### 条件付資本(2017年6月30日現在)

株式資本は、100,000,000株以下の記名式無額面株式の新規発行を通じて256,000,000ユーロを上限に条件付で増加する。条件付資本は、

- a) 2014年5月22日の株主総会の決議により取締役会に授与された権限に基づき2019年4月30日以前に当行またはその関連会社により発行される利益分配債、転換社債またはワラント付社債に関連する転換権もしくはオプション権の保有者がその転換権もしくはオプション権を行使する場合、または、
  - b) 上記の権限に基づき2019年4月30日以前に当行またはその関連会社により発行される転換権付利益分配債または転換義務を負う転換社債の保有者がその転換義務を履行する場合
- に限り増加できる。

新株式は、転換権もしくはオプション権の行使および/または転換義務の履行により当該株式が発行された営業年度の開始時より、分配を受領する権利を有する。取締役会は、条件付資本増加の実施に関する詳細を決定する権限を授与される。

株式資本は、90,000,000株以下の記名式無額面株式の新規発行を通じて230,400,000ユーロを上限に条件付で増加する。条件付資本は、

- a) 2012年5月31日の株主総会の決議により取締役会に授与された権限に基づき2017年4月30日以前に当行またはその関連会社により発行される利益分配債、転換社債またはワラント付社債に関連する転換権もしくはオプション権の保有者がその転換権もしくはオプション権を行使する場合、または、
  - b) 上記の権限に基づき2017年4月30日以前に当行またはその関連会社により発行される転換権付利益分配債または転換義務を負う転換社債の保有者がその転換義務を履行する場合
- に限り増加できる。

新株式は、転換権および/もしくはオプション権の行使または転換義務の履行により当該株式が発行された営業年度の開始時より、分配を受領する権利を有する。取締役会は、条件付資本増加の実施に関する詳細を決定する権限を授与される。

##### 【発行済株式】

(2017年6月30日現在)

記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
記名式無額面株式	普通株式	2,066,773,131	ドイツ国内各証券取引所 ニューヨーク証券取引所	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式である。当行定款上、日本の会社法に基づく単元株式数の定めはない。

#### (2)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

記載事項なし

( 3 ) 【発行済株式総数及び資本金の状況】( 2017年 6月30日現在 )

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額	資本金残高	摘 要
2017年 4月3日	687,500,000	2,066,733,131	1,760,000,000ユーロ (231,158百万円)	5,290,939,215.36ユーロ (694,912百万円)	当行の株主に対する2対1(所有する 既存の2株に対して1株)の比率のラ イツ・オファリング(1株当たり行使 価格11.65ユーロ)による増資

( 4 ) 【大株主の状況】

当行株式は、引き続きほぼ100%浮動株式である。ドイツ証券取引法に規定する所有株式割合3%以上の報告義務に基づき通知による、当行の大株主は下記のとおりである。

名称	所在地	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
C-QUADRATスペシャル・シチュエー ションズ・デディケーティッド・ファン ド	ケイマン諸島	9.90%(注1)
ブラックロック・インク	ウィルミントン・デラウェア州	5.97%(注2)
パラマウント・サービシズ・ホール ディングス・リミテッド	英領ヴァージン諸島	3.05%(注3)
スプリーム・ユニバーサル・ホール ディングス・リミテッド	ケイマン諸島	3.05%(注4)

(注1) 2017年5月2日付の当行宛の通知に基づく2017年4月28日付の数値。その後、2017年9月18日現在まで変更の通知は受けていない。

(注2) 2017年8月28日付の当行宛の通知に基づく2017年8月23日付の数値。その後、2017年9月18日現在まで変更の通知は受けていない。

(注3) 2015年8月24日付の当行宛の通知に基づく2015年8月20日付の数値。その後、2017年9月18日現在まで変更の通知は受けていない。

(注4) 2015年8月24日付の当行宛の通知に基づく2015年8月20日付の数値。その後、2017年9月18日現在まで変更の通知は受けていない。

## 2【株価の推移】

### 【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

下記の表は、各期間の東京証券取引所およびドイツ取引所 Xetra System（電子現金市場取引システム）における当行株式の最高・最低株価の推移を示したものである。

#### (1) 東京証券取引所

2006年9月29日付で、ドイツ銀行は東京証券取引所における株式の上場を廃止した。従って当該中間会計期間における月別最高・最低株価はない。

#### (2) ドイツ取引所 Xetra System

	月別	2017年1月 ユーロ(円)	2017年2月 ユーロ(円)	2017年3月 ユーロ(円)	2017年4月 ユーロ(円)	2017年5月 ユーロ(円)	2017年6月 ユーロ(円)
当該中間会計期間における月別最高・最低株価 (無額面株式)	最高	17.82 (2,340)	17.13 (2,250)	17.67 (2,321)	17.36 (2,280)	17.69 (2,323)	16.19 (2,126)
	最低	15.27 (2,006)	15.73 (2,066)	15.12 (1,986)	14.70 (1,931)	15.58 (2,046)	14.87 (1,953)

3【役員の状況】（提出日現在）

男性23名、女性9名（役員のうち女性の比率28.1%）

以下の者が、新たに取締役会構成員に就任した。

氏名 (生年月日)	役職(担当)	略歴 初回就任年 任期満了年	所有株式数 (株)
イエームス・フォン・モルトケ (James von Moltke) (1969年4月18日)	チーフ・ファイナンシャル・オフィサー(CFO)	2017年入行 2017年取締役就任(注1) 任期満了年：2020年	(注3)
フランク・シュトラウス (Frank Strauß) (1970年2月3日)	プライベート・アンド・コマーシャル・バンク (ポストバンクを含む)共同責任者	1995年入行 2017年取締役就任(注2) 任期満了年：2020年	(注3)

(注1) 2017年7月1日就任。

(注2) 2017年9月1日就任。

(注3) 当該取締役の役員就任後、本国またはその他の場所で開示されている情報はない。

## 第6【経理の状況】

- a. 本書記載のドイツ銀行および子会社（以下「当グループ」という。）の邦文の中間財務書類（以下「邦文の中間財務書類」という。）は、ドイツ連邦共和国において2017年7月27日に公表された2017年6月30日現在の期中報告書に記載されている原文の中間財務書類（以下「原文の中間財務書類」という。）の翻訳に、以下に掲げる（ ）および（ ）の事項を反映したものである。当グループはその年次連結財務書類および中間連結財務書類を国際会計基準審議会（IASB）が公表し、欧州連合（EU）が支持した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成している。当グループの中間財務書類の日本における開示については、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第76条第1項の規定が適用されている。
- （ ） 原文の中間財務書類には、第2四半期会計期間の連結損益計算書および連結包括利益計算書が含まれている。日本における半期報告書の様式に準拠するため、邦文の中間財務書類にはこれらの第2四半期会計期間の財務書類の翻訳は含まれていない。
  - （ ） 邦文の中間財務書類には、中間財務諸表等規則に基づき、原文の中間財務書類中のユーロ表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には、2017年8月31日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値、1ユーロ = 131.34円の為替レートが使用されている。
- なお、中間財務諸表等規則に基づき、IFRSと日本との会計処理の原則および手続ならびに表示方法の主要な相違については、第6の「3 国際財務報告基準と日本の会計原則との相違」に記載されている。
- 円換算額および第6の「2 その他」および「3 国際財務報告基準と日本の会計原則との相違」の事項は原文の中間財務書類には記載されていない。
- b. 原文の中間財務書類は、外国監査法人等（「公認会計士法」（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。）から、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けていない。

## 1【中間財務書類】

## 連結損益計算書（無監査）

## 損益計算書

単位：百万ユーロ（億円）	2017年6月30日終了 6ヶ月間	2016年6月30日終了 6ヶ月間
利息および類似収益	11,768	12,753
利息費用	5,593	5,136
純利息収益	6,175	7,617
	( /8,110)	( /10,004)
信用リスク引当金繰入額	212	564
信用リスク引当金繰入額控除後の純利息収益	5,963	7,053
	( /7,832)	( /9,263)
手数料およびフィー収益	5,773	5,798
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）	1,953	1,721
売却可能金融資産に係る純利得（損失）	197	364
持分法適用投資による純利益（損失）	103	352
その他の収益（損失）	-240	-399
利息以外の収益合計	7,787	7,837
	( /10,227)	( /10,293)
給与手当	6,068	6,153
一般管理費	5,924	6,957
保険業務に係る費用	0	118
のれんおよびその他の無形資産の減損	6	285
再構築費用	50	390
利息以外の費用合計	12,049	13,903
	( /15,825)	( /18,260)
税引前利益（損失）	1,701	987
	( /2,234)	( /1,296)
法人所得税費用（ベネフィット）	660	731
当期純利益（損失）	1,041	256
	( /1,367)	( /336)
非支配持分に帰属する純利益（損失）	23	24
ドイツ銀行株主に帰属する純利益（損失）およびその他の資本構成要素	1,018	232



## 普通株式1株当たり利益

単位：ユーロ（円）	2017年6月30日終了 6ヶ月間	2016年6月30日終了 6ヶ月間
普通株式1株当たり利益： <sup>1,2</sup>		
基本的	0.40 ( /52.54)	-0.03 ( / 3.94)
希薄化後	0.38 ( /49.91)	-0.03 ( / 3.94)
株式数 単位：百万株 <sup>1</sup>		
基本的1株当たり利益計算上の分母 - 加重平均社外流通株式数	1,834.3	1,554.1
希薄化後1株当たり利益計算上の分母 - 転換想定後の修正加重平均株式数 <sup>3</sup>	1,899.2	1,554.1

- 1 基本的および希薄化後の平均社外流通株式数は、増資に関連して2017年4月に発行された新株予約権の無償交付の要素の影響を反映するために、2017年4月より前のすべての期間について修正されている。
- 2 利益には、2017年4月および2016年4月にその他Tier 1ノートについて支払ったクーポンに関する、税引後でそれぞれ288百万ユーロおよび276百万ユーロの修正が加えられている。その他Tier 1ノートについて支払ったクーポンは、ドイツ銀行株主に帰属しないため、IAS第33号に従い、計算において控除する必要がある。この修正により、2016年6月30日終了6ヶ月間における普通株式1株当たり利益は純損失となった。
- 3 2016年6月30日終了6ヶ月間において純損失が生じていることから、希薄化性潜在的株式は通常、1株当たり利益の計算において考慮されていない。これは、計算において考慮すると1株当たり純損失の減少となるためである。純利益が生じていれば、2016年6月30日終了6ヶ月間の転換想定後の修正加重平均株式数は、18.7百万株の増加であった。

## 連結包括利益計算書（無監査）

単位：百万ユーロ（億円）	2017年6月30日終了 6ヶ月間	2016年6月30日終了 6ヶ月間
損益計算書に認識された純利益（損失）	1,041 ( / 1,367)	256 ( / 336)
その他の包括利益		
純損益に振り替えられない項目		
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引前	111	-572
純損益に振り替えられない項目に係る法人所得税の合計	-52	298
純損益に振り替えられた、または振り替えられる可能性のある項目		
売却可能金融資産		
期中未実現純利得（損失）、税引前	103	851
（純損益に振り替えられた）期中実現純（利得）損失、税引前	-207	-324
キャッシュ・フロー・ヘッジ目的のデリバティブ		
期中未実現純利得（損失）、税引前	-20	35
（純損益に振り替えられた）期中実現純（利得）損失、税引前	4	8
売却目的保有として分類された資産		
期中未実現純利得（損失）、税引前	-162	0
（純損益に振り替えられた）期中実現純（利得）損失、税引前	162	0
外貨換算調整勘定		
期中未実現純利得（損失）、税引前	-1,653	-791
（純損益に振り替えられた）期中実現純（利得）損失、税引前	-26	3
持分法適用投資		
期中純利得（損失）	-20	15
純損益に振り替えられた、または振り替えられる可能性のある項目 に係る法人所得税の合計	37	-157
その他の包括利益（損失）、税引後	-1,724 ( / 2,264)	-635 ( / 834)
包括利益（損失）合計、税引後	-683 ( / 897)	-378 ( / 496)
以下に帰属：		
非支配持分	1	20
ドイツ銀行株主およびその他の資本構成要素	-684	-399

提出代理人注：本連結包括利益計算書の数字には一部原文財務諸表と異なる個所がありますが、本表の数字が正しいことを確認しております。

## 連結貸借対照表（無監査）

## 資産

単位：百万ユーロ（億円）	2017年6月30日 現在	2016年12月31日 現在
現金および中央銀行預け金	227,514	181,364
インターバンク預け金（中央銀行以外）	9,109	11,606
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券（逆レポ）	11,025	16,287
借入有価証券	23,376	20,081
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産		
トレーディング資産	188,192	171,044
デリバティブ金融商品のプラスの時価	396,340	485,150
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	89,751	87,587
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	674,284	743,781
売却可能金融資産	53,907	56,228
持分法適用投資	948	1,027
貸出金	398,698	408,909
満期保有証券	3,189	3,206
土地建物および設備	2,746	2,804
のれんおよびその他の無形資産	8,834	8,982
その他の資産	145,875	126,045
当期税金資産	1,248	1,559
繰延税金資産	7,983	8,666
資産合計	1,568,734	1,590,546
	( /2,060,375)	( /2,089,023)

## 負債および資本

単位：百万ユーロ（億円）	2017年6月30日 現在	2016年12月31日 現在
預金	581,478	550,204
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（レポ）	21,373	25,740
貸付有価証券	5,122	3,598
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債		
トレーディング負債	68,392	57,029
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	371,682	463,858
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	64,112	60,492
投資契約負債	601	592
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	504,787	581,971
その他の短期借入金	20,232	17,295
その他の負債	186,811	155,440
引当金	5,425	10,973
当期税金負債	1,081	1,329
繰延税金負債	450	486
長期債務	165,070	172,316
信託優先証券	5,694	6,373
自己普通株式購入義務	0	0
負債合計	1,497,524 ( /1,966,848)	1,525,727 ( /2,003,890)
普通株式、無額面、名目価額2.56ユーロ	5,291	3,531
資本剰余金	39,828	33,765
利益剰余金	19,383	18,987
自己普通株式、取得原価	-33	0
自己普通株式購入義務振替額	0	0
その他の包括利益（損失）累計額、税引後	1,789	3,550
株主持分合計	66,258 ( /87,023)	59,833 ( /78,585)
その他の資本構成要素	4,674	4,669
非支配持分	278	316
資本合計	71,210 ( /93,527)	64,819 ( /85,133)
負債および資本合計	1,568,734 ( /2,060,375)	1,590,546 ( /2,089,023)

## 連結持分変動計算書（無監査）

単位：百万ユーロ（億円）	普通株式 （無額面）	資本剰余金	利益剰余金	自己普通株 式、取得原 価	自己普通株 式購入義務 振替額
2015年12月31日現在残高	3,531 ( /4,638)	33,572 ( /44,093)	21,182 ( /27,820)	-10 ( / 13)	0 ( /0)
包括利益（損失）合計、税引後 <sup>2</sup>	0	0	232	0	0
普通株式の発行	0	0	0	0	0
現金配当の支払	0	0	0	0	0
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引後	0	0	-276	0	0
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	0	-274	0	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	84	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	0	0	81	0
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の増加	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の減少	0	0	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	-129	0	0	0
自己株式の購入	0	0	0	-3,053	0
自己株式の売却	0	0	0	2,791	0
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	4	0	0	0
その他	0	83	0	0	0
2016年6月30日現在残高	3,531 ( /4,638)	33,615 ( /44,150)	20,864 ( /27,403)	-192 ( / 252)	0 ( /0)
2016年12月31日現在残高	3,531 ( /4,638)	33,765 ( /44,347)	18,987 ( /24,938)	0 ( /0)	0 ( /0)
包括利益（損失）合計、税引後 <sup>2</sup>	0	0	1,018	0	0
普通株式の発行	1,760	6,277	0	0	0
現金配当の支払	0	0	-392	0	0
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引後	0	0	-288	0	0
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	0	59	0	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	-14	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	0	0	206	0
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	-1	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の増加	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の減少	0	0	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	-104	0	0	0
自己株式の購入	0	0	0	-5,503	0
自己株式の売却	0	0	0	5,264	0
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	13	0	0	0
その他	0	-109	0	0	0
2017年6月30日現在残高	5,291 ( /6,949)	39,828 ( /52,310)	19,383 ( /25,458)	-33 ( / 43)	0 ( /0)

単位：百万ユーロ（億円）	売却可能金融資産に係る未実現純利得（損失）、該当する税金およびその他控除後 <sup>1</sup>	キャッシュ・フロー・ヘッジ目的のデリバティブに係る未実現純利得（損失）、税引後 <sup>1</sup>	売却目的保有として分類された資産に係る未実現純利得（損失）、税引後 <sup>1</sup>	外貨換算調整勘定、税引後 <sup>1</sup>	持分法適用投資による未実現純利得（損失）
2015年12月31日現在残高	1,384 ( /1,818)	97 ( /127)	662 ( /869)	2,196 ( /2,884)	66 ( /87)
包括利益（損失）合計、税引後 <sup>2</sup>	319	29	0	-720	15
普通株式の発行	0	0	0	0	0
現金配当の支払	0	0	0	0	0
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引後	0	0	0	0	0
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	0	0	0	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	0	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	0	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の増加	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の減少	0	0	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	0	0	0	0
自己株式の購入	0	0	0	0	0
自己株式の売却	0	0	0	0	0
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
2016年6月30日現在残高	1,702 ( /2,235)	126 ( /165)	662 ( /869)	1,476 ( /1,939)	81 ( /106)
2016年12月31日現在残高	912 ( /1,198)	143 ( /188)	0 ( /0)	2,418 ( /3,176)	77 ( /101)
包括利益（損失）合計、税引後 <sup>2</sup>	-87	-16	0	-1,638	-20
普通株式の発行	0	0	0	0	0
現金配当の支払	0	0	0	0	0
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引後	0	0	0	0	0
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	0	0	0	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	0	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	0	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の増加	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の減少	0	0	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	0	0	0	0
自己株式の購入	0	0	0	0	0
自己株式の売却	0	0	0	0	0
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
2017年6月30日現在残高	825 ( /1,084)	126 ( /165)	0 ( /0)	780 ( /1,024)	57 ( /75)

単位：百万ユーロ（億円）	その他の包 括利益（損 失）累計 額、税引後 <sup>2</sup>	株主持分合 計	その他の資 本構成要素 <sup>3</sup>	非支配持分	資本合計
2015年12月31日現在残高	4,404 ( /5,784)	62,678 ( /82,321)	4,675 ( /6,140)	270 ( /355)	67,624 ( /88,817)
包括利益（損失）合計、税引後 <sup>2</sup>	-357	-125	0	20	-104
普通株式の発行	0	0	0	0	0
現金配当の支払	0	0	0	0	0
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引後	0	-276	0	0	-276
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	-274	0	0	-274
報告期間中の株式報奨の純変動	0	84	0	0	84
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	81	0	0	81
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の増加	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の減少	0	0	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	-129	0	0	-129
自己株式の購入	0	-3,053	0	0	-3,053
自己株式の売却	0	2,791	0	0	2,791
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	4	0	0	4
その他	0	83	0 <sup>4</sup>	-22	62
2016年6月30日現在残高	4,047 ( /5,315)	61,865 ( /81,253)	4,675 ( /6,140)	269 ( /353)	66,809 ( /87,747)
2016年12月31日現在残高	3,550 ( /4,663)	59,833 ( /78,585)	4,669 ( /6,132)	316 ( /415)	64,819 ( /85,133)
包括利益（損失）合計、税引後 <sup>2</sup>	-1,761	-743	0	1	-742
普通株式の発行	0	8,037	0	0	8,037
現金配当の支払	0	-392	0	-4	-396
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引後	0	-288	0	0	-288
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	59	0	0	59
報告期間中の株式報奨の純変動	0	-14	0	0	-14
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	206	0	0	206
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	-1	0	0	-1
自己普通株式購入義務振替額の増加	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の減少	0	0	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	-104	0	0	-104
自己株式の購入	0	-5,503	0	0	-5,503
自己株式の売却	0	5,264	0	0	5,264
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	13	0	0	13
その他	0	-109	5 <sup>4</sup>	-35	-140
2017年6月30日現在残高	1,789 ( /2,350)	66,258 ( /87,023)	4,674 ( /6,139)	278 ( /365)	71,210 ( /93,527)

- 1 持分法適用投資による未実現純利得（損失）を除く。
- 2 確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後を除く。
- 3 ドイツ銀行の無担保劣後債で構成され、IFRSに準拠して資本に分類されるその他Tier 1ノードを含む。
- 4 その他の資本構成要素の購入および売却による収入（純額）を含む。

## 連結キャッシュ・フロー計算書（無監査）

単位：百万ユーロ（億円）	2017年6月30日終了 6ヶ月間	2016年6月30日終了 6ヶ月間
当期純利益（損失）	1,041 ( /1,367)	256 ( /336)
営業活動によるキャッシュ・フロー：		
当期純利益を営業活動によるキャッシュ・フローに調整するための修正：		
信用リスク引当金繰入額	212	564
再構築費用	50	390
売却可能金融資産、持分法適用投資およびその他の売却益	-230	-593
繰延法人所得税、純額	272	205
減損、減価償却およびその他の償却、および評価増	1,179	1,160
持分法適用投資の純利益（損失）に対する持分	-105	-105
非資金損益項目等調整後利益（損失）	2,419 ( /3,177)	1,877 ( /2,465)
営業資産および負債の純変動に関する調整：		
中央銀行および銀行への利付定期預金	1,902	-595
中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付買入有価証券、借入有価証券	1,513	1,484
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	-3,289	-9,370
貸出金	9,073	-1,739
その他の資産	-20,249	-56,592
預金	32,515	81
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債および投資契約負債 <sup>1</sup>	4,522	10,021
中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売却有価証券および貸付有価証券	-2,316	7,513
その他の短期借入金	2,951	-3,278
その他の負債	28,901	45,480
優先長期債務 <sup>2</sup>	-7,017	2,851
トレーディング資産および負債、デリバティブ金融商品のプラスおよびマイナスの時価、純額	-9,795	35,527
その他、純額	652	-3,513
営業活動によるキャッシュ・フロー	41,782 ( /54,876)	29,747 ( /39,070)



単位：百万ユーロ（億円）	2017年6月30日終了 6ヶ月間	2016年6月30日終了 6ヶ月間
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー：</b>		
収入：		
売却可能金融資産の売却	5,601	8,338
売却可能金融資産の満期償還	3,545	2,605
満期保有証券の満期償還	0	0
持分法適用投資の売却	24	29
土地建物および設備の売却	39	11
購入：		
売却可能金融資産	-8,587	-14,161
満期保有証券	0	0
持分法適用投資	-5	-17
土地建物および設備	-269	-257
企業結合 / 事業売却による純資金受取（支出）額	47	79
その他、純額	-580	-653
投資活動によるキャッシュ・フロー	-185	-4,026
	( / 243)	( / 5,288)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー：</b>		
劣後長期債務の発行	47	781
劣後長期債務の返済および償還	-32	-833
信託優先証券の発行	0	97
信託優先証券の返済および償還	-401	-839
普通株式の発行	8,037	0
自己株式の購入	-5,503	-3,053
自己株式の売却	5,267	2,790
その他の資本構成要素（AT 1）の発行	0	0
その他の資本構成要素（AT 1）の購入	-114	-90
その他の資本構成要素（AT 1）の売却	122	88
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引前	-335	-333
非支配持分への配当の支払	-4	0
非支配持分の純変動	-35	-21
ドイツ銀行株主に対する現金配当の支払	-392	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,657	-1,413
	( / 8,743)	( / 1,856)
現金および現金同等物に対する為替レート変動の純影響	-2,367	-489
	( / 3,109)	( / 642)

単位：百万ユーロ（億円）	2017年6月30日終了 6ヶ月間	2016年6月30日終了 6ヶ月間
現金および現金同等物の純増加（減少）	45,887	23,819
現金および現金同等物、期首残高	185,649	105,478
現金および現金同等物、期末残高	231,537	129,295
営業活動によるキャッシュ・フローは以下を含む		
法人所得税支払（受取）額、純額	306	753
利息支払額	5,524	5,422
利息および配当受取額	11,604	12,791
現金および現金同等物の構成要素		
現金および中央銀行預け金（中央銀行への利付定期預金を含んでいない）	225,026	120,953
インターバンク預け金（中央銀行以外）（2017年6月30日現在5,107百万ユーロおよび2016年6月30日現在4,919百万ユーロの銀行への定期預金を含んでいない）	6,511	8,342
合計	231,537 ( /304,101)	129,295 ( /169,816)

- 1 2017年6月30日および2016年6月30日終了6ヶ月間において、優先長期債務の発行がそれぞれ2,300百万ユーロおよび3,715百万ユーロ、返済および償還がそれぞれ1,843百万ユーロおよび3,793百万ユーロ含まれている。
- 2 2017年6月30日および2016年6月30日終了6ヶ月間において、発行がそれぞれ19,284百万ユーロおよび27,467百万ユーロ、返済および償還がそれぞれ23,296百万ユーロおよび25,855百万ユーロ含まれている。

提出代理人注：本連結キャッシュ・フロー計算書の数字には一部原文財務諸表と異なる箇所がありますが、本表の数字が正しいことを確認しております。

[次へ](#)

## 連結財務諸表に対する注記

### 作成の基本的事項（無監査）

添付の要約中間連結財務諸表は、ドイツ銀行AGおよびその子会社（以下、併せて「当行グループ」という。）を含み、当行グループの表示通貨であるユーロで表示されている。これらはIAS（国際会計基準）第34号「期中財務報告」の規定に準拠して表示され、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）が公表し、欧州連合（以下「EU」という。）が承認した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されている。当行グループのIFRSの適用にあたり、IASBが公表したIFRSとEUが承認したIFRSとの間に差異は生じない。

第3 事業の状況、7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析の「経営および財務の概況」ならびに「リスク・レポート」に組み込まれたIFRSに基づく開示の一部は中間連結財務諸表の不可欠な一部である。これらには、「経営および財務の概況：セグメント別の業績」に表示されているセグメント別の経営成績のセグメント情報注記が含まれている。この情報の表示は、IAS第34号およびIFRS第8号「事業セグメント」に従っている。

ドイツ銀行の要約中間連結財務諸表は、無監査であり、セグメント情報、損益計算書、貸借対照表およびその他の財務情報に係る補足開示も含んでいる。これらは、「会計原則変更の影響」の項に記載された新たに適用された会計基準書を除き同様の会計方針および重要な会計上の見積りが適用されている、ドイツ銀行の2016年度の監査済の連結財務諸表と併せて読むべきものである。

IFRSに基づく財務諸表の作成には、一定の種類資産および負債に関して、経営陣による見積りおよび仮定が必要である。

これらの見積りおよび仮定は、貸借対照表日現在の資産・負債の報告金額および偶発資産・偶発負債の開示内容ならびに報告期間中の収益・費用の報告金額に影響を与える。実際の結果は経営陣の見積りとは異なることがあり、報告された業績は、必ずしも年度を通じて期待される業績を示すものとみなすべきではない。

## 会計原則変更の影響（無監査）

### 新しい会計基準書

2017年6月30日現在では適用時期が到来していなかったために当要約中間連結財務諸表の作成上は適用されなかった、当行グループに関係がある会計基準書は以下のとおりである。

#### IFRS第2号 株式に基づく報酬

2016年6月、IASBIはIFRS第2号「株式に基づく報酬」について狭い範囲の修正を公表した。これは特定の株式に基づく報酬取引に関する会計処理を明確化するものである。IFRS解釈指針委員会を通じて策定された当該修正は、現金決済型の株式に基づく報酬取引に関する会計処理を明確化しており、当該会計処理には、業績条件、純額決済の特性を持つ株式に基づく報酬取引の分類、および株式に基づく報酬取引の分類を現金決済型から持分決済型に変更する際の会計処理が含まれる。当該修正は2018年1月1日以降に開始する事業年度から適用される。当行グループは現在、IFRS第2号の明確化による影響の評価を行っている。当該修正は、EUの承認をまだ受けていない。

#### IFRS第9号 金融商品

2014年7月、IASBIは、IAS第39号「金融商品：認識および測定」を置き換えるIFRS第9号「金融商品」を公表した。IFRS第9号は、事業体による金融資産の分類および測定方法について新たな要件を導入し、公正価値で測定するものとして指定された発行債務の負債に関する「自己の信用」の報告に対する変更を要求し、金融資産の減損に関する現在の規則を置き換え、ヘッジ会計の要件を修正している。当該基準はまた、企業に対して、より有用かつ関連性の高い開示を財務諸表の利用者に提供するように求めている。IFRS第9号は、2018年1月1日以後開始事業年度から適用される。当該基準は、EUの承認を受けている。後述のIFRS第9号の現在の適用状況に基づき、当行グループは、過年度に報告したとおり、IFRS第9号の適用により全体として、当行グループの株主持分合計が減少することになると見積っている。この減少は、主にIFRS第9号の減損に係る要件によるものである。

#### 導入プログラム

当行グループは、一元管理されたIFRS第9号プログラムを有している。これは当行グループの最高財務責任者が後援するプログラムで、手法、データ・ソーシングおよびモデリング、IT処理ならびに報告に関する専門家を含んでいる。当行グループがこれまでに行った作業には、IFRS第9号の分類および測定要件により影響を受ける金融商品の母集団の評価と、予想信用損失引当金の計算をサポートするための減損手法の策定が含まれる。具体的には、2016年度において当行グループは、信用リスクの著しい増加を評価し、マクロ経済要因を含む将来的な情報を組み込み（2017年度実施）、必要となるITシステムおよびプロセス・アーキテクチャを備えるための手法を策定した。手続を確実に整えるため、当行グループは、2017年6月のデータに基づいて、今後数ヶ月以内に全体的かつ徹底した並行運用の実施を予定している。当該並行運用による結果または検出事項は、当行グループのIFRS第9号の移行の影響の見積りを必要に応じて更新するために使用される。

当該プログラムの導入に係る全体的なガバナンスは、IFRS第9号運営委員会を通じて実施され、財務部、リスク部およびIT部からの代表を含む。当行グループの内部統制制度の一環として、IFRS第9号に関する当行グループ全体のガイダンスおよび研修が全事業および職務を対象に実施される。当行グループは、重要な新規プロセスおよび判断を要する重要な分野に適切な検証と統制が確実に整備されるよう、現行のガバナンスの枠組みの拡充を図っている。予想信用損失の計算プロセスに関するガバナンスは、リスクと財務の部門に分かれている。

#### 金融資産および金融負債の分類および測定

IFRS第9号は、事業体のビジネス・モデルおよび金融商品の契約上のキャッシュ・フローが、財務諸表上のその分類および測定を決定することを要求している。当初認識時に、各金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定（以下「FVTPL」という。）、償却原価、またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定（以下「FVOCI」という。）のいずれかとして分類される。IFRS第9号に基づく要件は既存のIAS第39号の規則に基づく評価と異なることから、IAS第39号に基づく金融資産の分類および測定と一部異なることが予想される。金融負債の分類および測定は、IFRS第9号に基づいても現在の要件からほとんど変更はない。

2016年度において、IFRS第9号適用の結果起こり得る分類および測定の変更について判断するため、当行グループは当初のビジネス・モデルを決定し、金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特徴の評価を行った。これまでに実施した分析の結果、当行グループは、償却原価またはその他の包括利益を通じて公正価値のいずれかで測定されると予想される金融資産の母集団を識別した。これらにはIFRS第9号の減損規則が適用されることとなる。しかし、IFRS第9号の分類および測定が当行グループに及ぼす実際の影響は主に、発効日時点で存在するビジネス・モデルおよび金融資産の手許有高に左右される。そのため、当

行グループは、事業戦略および金融資産の構成の変更を考慮して、2017年度中に当行グループの分析をロール・フォワードする予定である。

発行債務の負債が公正価値で測定するものとして指定されている場合、事業体の自己の信用リスクに起因する公正価値の変動は、損益計算書ではなく、その他の包括利益に認識されるようになる。当該基準はまた、当行グループがIFRS第9号の全面適用前に、事業体の信用リスクに起因する公正価値の変動をその他の包括利益に早期に表示する選択を認めている。当行グループはこの要件を早期適用していない。

#### 金融資産の減損

IFRS第9号の減損の要件は、償却原価で測定される、またはFVOCIの金融資産、ローン・コミットメントおよび金融保証等のオフバランスの貸出コミットメント（本注記では総称して「金融資産」という。）に適用される。

減損損失および引当金の決定は、IAS第39号に定義された損失事象が発生した時に信用損失を認識する発生信用損失モデルから、IFRS第9号に準拠しその時点で予想される潜在的な信用損失に基づき金融資産の当初認識時（または当行グループがローン・コミットメントもしくは金融保証の当事者になった日）に引当金を計上するIFRS第9号の予想信用損失モデルに移行する。現在、当行グループはまず、個別に重要な貸出金について減損の客観的な証拠が存在するか否かを個別に評価している。その後、個別には重要性のない貸出金および重要ではあるが個別の評価では客観的な減損の証拠が得られなかった貸出金を集散的に評価している。

IFRS第9号に準拠し、組成または購入された金融資産に関して、報告日現在の信用リスクが当初認識時以降に増加していない場合、当行グループは12ヶ月間の予想信用損失に相当する額の損失引当金を認識する（第1段階）。この金額は今後12ヶ月間に発生する可能性のある債務不履行による予想信用損失を表す。第1段階の金融資産について、利息収益はその帳簿価額総額に対して計算される。

IFRS第9号は、信用リスクの著しく増加したとみなされる金融資産（第2段階）および報告日現在で信用が減損している金融資産（第3段階）について、残存期間にわたり予想される信用損失（残存期間予想損失）の認識を求めている。残存期間にわたり予想される信用損失とは、金融商品の予想される残存期間に起こり得るすべての債務不履行事象を指す。当行グループは、既存のリスク管理指標（監視リストおよび条件緩和のトリガーなど）や信用格付の変更を活用し、金融資産の信用リスクが著しく増加しているか否かを当行グループが識別できる合理的かつ裏付け可能な情報を考慮する。このプロセスにはマクロ経済要因を含む将来的な情報の考慮が含まれる。さらに、金融資産は支払期限から30日経過すると第2段階に移される。第2段階の金融資産について、利息収益はその帳簿価額総額に対して計算される。

第3段階に振替えられた、信用が減損した金融資産の主な定義として、当行グループはCRR第178条に規定された債務不履行の定義を適用する。これらの金融資産に限り、利息収益はその純帳簿価額に対して計算される。IFRS第9号に基づく予想信用損失の測定では、マクロ経済要因を含む将来的な情報を考慮しなければならない。

IFRS第9号は、個別に重要な金融商品と個別には重要性のない金融商品とを区別していない。そのため、当行グループは個別の取引ごとに信用損失引当金を評価することとした。同様に、第1、第2、第3段階の間の金融資産の振替の評価も、個別の取引ごとに行われることとなる。IAS第39号に基づく現行の減損アプローチの詳細については、注記1「重要な会計方針および重要な会計上の見積り」を参照のこと。

当行グループは、予想信用損失の測定に、デフォルト確率（以下「PD」という。）、デフォルト時損失率（以下「LGD」という。）およびデフォルト時エクスポージャー（以下「EAD」という。）の3つの主要構成要素を使用する。そのため当行グループは、取引に関して規制の枠組みおよびリスク管理の実務における既存のパラメータを可能な限り活用する。IFRS第9号を適用する上で、信用損失引当金は様々な重要な特性の影響を受ける。この中には債務不履行時の予想残高や関連する償却の内訳、金融資産の予想残存期間が含まれるが、これらに限定されない。その結果、第2段階の金融資産の信用損失引当金は、予想残存期間または予想EADに伴い増加することとなる。将来の経済状況の予測を予想信用損失の測定に組み込むことにより、各段階の信用損失引当金への追加的影響が生じる。予想信用損失の残存期間を測定するため、当行グループの計算には、経済予測を反映した移行マトリックスから、対応する残存期間のPDを算出することが含まれる。金融資産の信用が減損しているか否か、また、それにより第3段階に分類すべきか否かを判断するには、予想将来キャッシュ・フローに不利な影響をもたらす事象が一つ以上識別されなければならない。

IFRS第9号の結果、信用損失引当金はドイツ銀行リサーチが提供する将来のマクロ経済のシナリオを考慮に入れた、合理的かつ裏付け可能な将来的な情報に基づくものとなるため、主観性が高まることとなる。これらのマクロ経済のシナリオは継続的に監視される。また、当行グループの予想信用損失の計算に使用される他に、この情報は当行グループの資本計画およびストレステスト実施の基本となる。ドイツ銀行リサーチが提供するこの情報は、当行グループのストレステストの基盤にIFRS第9号の要件に沿った適切な修正を加えたものを利用して、起こり得る将来のシナリオを作成するために利用される。当行グループは、資本予測とストレステストのプロセスによる相乗効果の分析を進めている。IFRS第9号の継続適用による移行の影響と効果は、当行グループの2018年度以降の資本計画に反映されている。マクロ経済要因と例外的な要因を考慮した調整を含む将来的な情報の通常の利用は、ガバナンスの枠組みにより監視される。

上述のとおり、IFRS第9号は、全体的な信用損失引当金の水準上昇をもたらすと見込まれている。この予想される上昇は、当初認識時に降信用リスクが著しく増加していない金融商品に係る今後12ヶ月間の予想信用損失に相当する引当金を計上するという要件と、残存期間の予想損失を適用しなければならない金融資産の母集団の方が大きいことによるものである。

#### ヘッジ会計

また、IFRS第9号は、ヘッジ会計とリスク管理実務を整合させることを目的とした新たなヘッジ会計の規則を組み込んでいる。全般的に、現在の規則に基づく一部の制限が削除され、より多くの種類のヘッジ手段およびヘッジ対象項目にヘッジ会計が利用可能となる。IFRS第9号には、IFRS第9号のヘッジ会計の適用を延期してIAS第39号のヘッジ会計を引き続き適用する、会計方針の選択が含まれている。当行グループは、この会計方針を選択することを決定したため、IFRS第9号の発効日にはIFRS第9号のヘッジ会計を適用しない予定である。しかし、当行グループは、IFRS第9号に関連するIFRS第7号「金融商品：開示」の修正により要求される、ヘッジ会計の新たな開示を導入する予定である。

#### IFRS第15号 顧客との契約から生じる収益

2014年5月、IASBIは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を公表した。当該基準は、収益を認識する方法および時期について規定しているが、IAS第39号 / IFRS第9号の適用対象である金融商品に関連した収益認識には影響を及ぼさない。IFRS第15号は、IFRSの下で収益認識を現在規定する他のいくつかのIFRSの基準および解釈指針を置き換え、すべての顧客との契約に適用される単一の、原則主義の、5つのステップから成るモデルを規定している。当該基準はまた、より有益で目的適合性のある開示を財務諸表の利用者に提供するように企業に要求している。IFRS第15号は、2018年1月1日以後開始事業年度から適用される。IFRS第15号が当行グループの連結財務諸表に重大な影響を及ぼすことはない。当該基準は、EUの承認を受けている。

#### IFRS第16号 リース

2016年1月、IASBIはIFRS第16号「リース」を公表した。これは、単一の借手の会計モデルを導入し、基礎となる資産の価値が低い場合を除き、期間が12ヶ月を超えるすべてのリースに関して資産および負債を認識するよう借手に求めるものである。借手は、基礎となるリース資産の使用権を表す使用権資産およびリース料の支払債務を表すリース債務を認識するよう求められる。貸手の現行の会計処理に対する変更は、軽微なものに留まる。当該基準はまた企業に対して、より有益で関連性の高い開示を財務諸表の利用者に提供するように要求している。IFRS第16号は2019年1月1日以後開始事業年度から適用される。当行グループは現在、IFRS第16号の影響の評価を行っている。当該基準は、EUの承認をまだ受けていない。

#### IFRS第17号 保険契約

2017年5月、IASBIはIFRS第17号「保険契約」を公表した。これは、当該基準の範囲内における保険契約の認識、測定、表示および開示の原則を確立するものである。IFRS第17号は、企業が各国の会計基準を用いて保険契約を会計処理することを許容していたがために数多くの異なるアプローチが生じていたIFRS第4号を置き換えている。IFRS第17号は、すべての保険契約について一貫した方法での会計処理を求めることにより、IFRS第4号によって生じていた比較可能性の問題を解決して投資家と保険会社の双方に利益をもたらすものである。保険負債は、取得原価ではなく現在価値を用いて会計処理されることになる。この情報は定期的に更新され、財務諸表利用者により有用な情報を提供する。IFRS第17号は、2021年1月1日以後開始事業年度から適用される。当行グループの現在の事業活動に基づき、当初の見積りではIFRS第17号が当行グループの連結財務諸表に重要な影響を及ぼすことはない。当該基準は、EUの承認をまだ受けていない。

## セグメント情報（無監査）

以下のセグメント情報は、「マネジメント・アプローチ」に従って作成されている。これは、最高業務意思決定者（ドイツ銀行取締役会）が、セグメントに資源を配分し経営成績を評価するために日常的に検討を行う、企業の内部経営管理報告を基礎としたセグメントを表示することを要求している。

### 事業セグメント

当行グループのセグメント報告は、内部経営管理報告システムに反映されている組織体制に沿って行われており、事業セグメントの経営成績の評価および事業セグメントへの資源配分の基礎となっている。組織体制の変更による修正再表示は、概して、当行グループの経営管理報告システムにおいて考慮された場合に、前期の比較数値の表示に反映された。

2017年度第2四半期から、2017年3月5日に発表された当行グループの戦略に従い、当行グループの事業運営は以下の部門からなる新たな部門構造に基づき再編されている。

- コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（以下「CIB」という。）
- プライベート・アンド・コマーシャル・バンク（以下「PCB」という。）
- ドイツェ・アセット・マネジメント（以下「Deutsche AM」という。）

ドイツ銀行の過年度に報告されたセグメント情報からの主な変更の概要は以下のとおりである。

コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（CIB）- 新たなコーポレート部門である「コーポレート・アンド・インベストメント・バンク」は、旧セグメントの「グローバル・マーケット」と「コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング」を統合したものである。これは、当行のコーポレート・ファイナンス、グローバル・マーケットおよびグローバル・トランザクション・バンキングの各事業で構成されている。

プライベート・アンド・コマーシャル・バンク（PCB）- コーポレート部門である「プライベート・アンド・コマーシャル・バンク」は、過年度には個別に報告されていたドイツ銀行およびポストバンクの個人顧客および商業顧客との事業、ならびに富裕層顧客、財団およびファミリー・オフィス向けのウェルス・マネジメント事業を統合したものである。

ドイツェ・アセット・マネジメント（Deutsche AM）- コーポレート部門である「ドイツェ・アセット・マネジメント」に大きな変更はなく、ドイツ銀行の資産運用業務が含まれる。当該部門は個人投資家や個人投資家にサービスを提供する金融機関への投資ソリューション提供に重点を置いている。

過年度においては「連結および調整」に報告されていた、当行グループの事業セグメントに割当ベースで反映されている一部の管理部門は、より緊密に当行グループの各事業部門に統合されている。

2017年度以降、非中核事業部門（NCOU）は独立部門ではなくなった。2016年12月31日時点の残余レガシー資産は現在、コーポレート・アンド・インベストメント・バンクおよびプライベート・アンド・コマーシャル・バンクを中心とした対応する事業セグメントによって管理されている。

## 資本的支出および資産の処分

2017年度上半期において、当行グループは以下の資本的支出または資産の処分を実施した。

2016年8月、ドイツ銀行グループは、アルゼンチンに所在する当行グループの子会社であるドイツ銀行S.A.をBanco Comafi S.A.に売却する契約を締結した。この取引は、グローバル・ネットワークを合理化する当行グループの計画の一部である。2017年6月、この取引は成功裏に完了した。

2017年3月、ドイツ銀行グループは、ドイツの銀行セクターの共同支配企業として設立されたドイツの大手決済サービス会社であるConcardis GmbHに対する当行グループの持分を、Advent InternationalとBain Capital Private Equityのコンソーシアムに売却する正式契約に署名した。

2015年12月28日、ドイツ銀行グループは、当行グループの華夏銀行に対する持分19.99%のすべてを、PICC Property and Casualty Company Limited (以下「PICC Property and Casualty」という。)に売却することに合意した。当該取引は慣習的な完了条件が満たされ、中国銀行業監督管理委員会を含む規制当局の承認を得る必要があった。PICC Property and Casualtyが華夏銀行に対するドイツ銀行の持分を取得するための規制当局の承認が付与され、2016年度第4四半期に株式譲渡が完了した。すべての残余手続は2017年度第1四半期に完了した。

## 平均株主資本の配分

2017年度より、当行グループは、資本の配分方法を精緻化した。株主資本は、各セグメントの所要規制自己資本に基づいて全額が当行グループのセグメントに配分されるようになり、当行グループの普通株式等Tier 1比率および当行グループのレバレッジ比率の外部に公表された目標値を達成するために必要とされる株主資本の金額を上限とすることはなくなった。所要規制自己資本は、当行グループの普通株式等Tier 1資本比率、当行グループのレバレッジ比率および当行グループのストレス下でのキャピタル・ロスに対する各セグメントの貢献の合計を反映したものとなっている。これら3点それぞれに対する各セグメントの貢献は、当行グループにとっての相対的重要性と制約レベルを反映するために重み付けされている。普通株式等Tier 1資本比率およびレバレッジ比率への貢献は、CRR/CRD 4規則の完全適用を仮定したリスク・ウェイトド・アセット (RWA) およびレバレッジ比率エクスポージャー (LRE) によって測定される。当行グループのストレス下のキャピタル・ロスは、定義されたストレスシナリオにおける当行グループの全体的な経済的リスク・エクスポージャーの尺度である。のれんおよびその他の無形資産は、配分される有形株主資本およびそれぞれのリターンの算定を可能とするために、引き続き当行グループのセグメントに直接帰属する。株主資本および有形株主資本は、月次で配分され、四半期および年間の平均値が計算される。

2017年度の平均株主資本を配分する目的上、2017年度より非中核事業部門 (NCOU) は独立したコーポレート部門ではなくなったため、2016年度の非中核事業部門 (NCOU) 残高は連結および調整 (C&A) に配分されている。

## セグメント別の経営成績

事業セグメントの業績 (IFRSに基づく連結経営成績への調整を含む。) については、第3 事業の状況、7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析の「経営および財務の概況：経営成績：セグメント別の経営成績」を参照のこと。



## 連結損益計算書に関する情報（無監査）

## 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純損益

単位：百万ユーロ	2017年6月30日 終了3ヶ月間	2016年6月30日 終了3ヶ月間	2017年6月30日 終了6ヶ月間	2016年6月30日 終了6ヶ月間
純利息収益	3,108	3,693	6,175	7,617
トレーディング収益 <sup>1</sup>	1,078	-20	2,514	401
純損益を通じて公正価値で測定するもの として指定された金融資産 / 負債に係る 純利得（損失）	-234	444	-560	1,320
純損益を通じて公正価値で測定する金融資 産 / 負債に係る純利得（損失）合計	845	424	1,953	1,721
純損益を通じて公正価値で測定する金融資 産 / 負債に係る純利息収益および純損益合 計	3,953	4,117	8,128	9,338
セールス / トレーディング（エクイ ティ）	448	554	948	1,084
セールス / トレーディング（FIC）	1,146	1,411	2,980	2,833
セールス / トレーディング合計	1,594	1,965	3,928	3,916
金融	365	371	813	800
グローバル・トランザクション・バン キング	468	536	976	1,050
その他商品	-165	-85	-475	39
コーポレート・アンド・インベストメン ト・バンク	2,261	2,787	5,242	5,805
プライベート・アンド・コマーシャル・バ ンク	1,656	1,621	3,067	3,712
ドイチェ・アセット・マネジメント	-10	116	29	128
非中核事業部門	0	-709	0	-840
連結および調整	44	302	-210	533
純損益を通じて公正価値で測定する金融資 産 / 負債に係る純利息収益および純損益合 計	3,953	4,117	8,128	9,338

1 トレーディング収益は、ヘッジ会計に適格でないデリバティブからの利得および損失を含む。

## 手数料およびフィー収益

単位：百万ユーロ	2017年6月30日 終了3ヶ月間	2016年6月30日 終了3ヶ月間	2017年6月30日 終了6ヶ月間	2016年6月30日 終了6ヶ月間
信託業務による手数料およびフィー	1,123	1,026	2,177	2,053
有価証券業務による手数料およびフィー	793	895	1,649	1,776
その他の顧客サービスによるフィー	923	1,000	1,948	1,970
手数料およびフィー収益合計	2,839	2,921	5,773	5,798

## 年金およびその他の退職後給付

単位：百万ユーロ	2017年6月30日 終了3ヶ月間	2016年6月30日 終了3ヶ月間	2017年6月30日 終了6ヶ月間	2016年6月30日 終了6ヶ月間
勤務費用	85	77	171	155
純利息費用（収益）	3	-3	5	-6
確定給付制度の費用合計	88	74	176	149
確定拠出制度の費用合計	99	103	231	233
退職後給付の費用合計	187	177	407	382
強制加入のドイツ社会保障年金制度に対する事業主の拠出額	59	57	122	121

当行グループは、2017年度において退職給付制度に約300百万ユーロを定期的な拠出として支払う予定である。2017年12月31日終了年度中に制度資産が当行グループに返還されることは見込まれていない。

## 確定給付制度債務を算定するための割引率

単位：%	2017年6月30日 現在	2016年12月31日 現在
ドイツ	1.9	1.7
英国	2.6	2.6
米国	3.7	4.0

## 一般管理費

単位：百万ユーロ	2017年6月30日 終了3ヶ月間	2016年6月30日 終了3ヶ月間	2017年6月30日 終了6ヶ月間	2016年6月30日 終了6ヶ月間
IT関連費用	927	985	1,860	1,921
不動産関連費および設備費	449	453	898	907
専門的サービス報酬	431	566	850	1,122
通信およびデータ・サービス	180	190	356	383
旅費および交際費	96	126	194	232
バンキングおよびトランザクション費用	193	163	354	317
マーケティング費用	66	69	126	126
連結対象の投資	0	84	0	169
その他の費用 <sup>1</sup>	381	583	1,286	1,780
一般管理費合計	2,724	3,221	5,924	6,957

1 2017年6月30日終了3ヶ月間においては訴訟引当金の戻入純額が26百万ユーロ、2016年6月30日終了3ヶ月間においては訴訟関連費用純額が120百万ユーロ（193百万ユーロの費用がキルヒの和解契約に関連する73百万ユーロの回収額により相殺されている。）含まれている。2017年6月30日終了6ヶ月間における訴訟引当金の戻入純額は57百万ユーロ、2016年6月30日終了6ヶ月間における訴訟関連費用は308百万ユーロであった。また、銀行税勘定には、2017年6月30日終了3ヶ月間において21百万ユーロの費用および2016年度の同期間において12百万ユーロの純還付額が含まれ、2017年6月30日終了6ヶ月間および2016年6月30日終了6ヶ月間においてはそれぞれ561百万ユーロおよび526百万ユーロの銀行税費用が含まれている。

## 再構築

再構築は、2015年10月に概要を示した複数年にわたる戦略、ならびに2017年3月に発表した当行グループの新たな戦略指標および目標の一部を成している。これらの新たな施策には、当行グループの事業を3つの部門に再編成し、一部株式の新規公開（IPO）を通じてDeutsche AMのリポジショニングを図り、コスト構造変革プログラムを拡張するための取り組みが含まれている。これは、当行グループが成長を成し遂げ、調整後費用を2018年度には約220億ユーロに、2021年度までには約210億ユーロに削減して当行グループの事業を強化することを目的としたものである。

再構築費用は、解雇給付、雇用の打ち切りによる未償却の繰延報酬報奨の前倒しを補填するための追加費用、および不動産に関連する契約解除費用から成る。

## 部門別の再構築費用純額

単位：百万ユーロ	2017年6月30日 終了3ヶ月間	2016年6月30日 終了3ヶ月間	2017年6月30日 終了6ヶ月間	2016年6月30日 終了6ヶ月間
コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	-66	-91	-98	-234
プライベート・アンド・コマーシャル・ク ライアンツ	4	-64	52	-120
ドイチェ・アセット・マネジメント	-2	-26	-4	-31
非中核事業部門	0	1	0	-4
再構築費用純額合計	-64	-179	-50	-390

## 種類別の再構築費用純額

単位：百万ユーロ	2017年6月30日 終了3ヶ月間	2016年6月30日 終了3ヶ月間	2017年6月30日 終了6ヶ月間	2016年6月30日 終了6ヶ月間
再構築 - 従業員関連	-64	-187	-55	-398
このうち：				
解雇給付	-54	-173	-38	-369
繰延報酬の前倒し償却	-10	-14	-16	-27
社会保障	-1	-1	-1	-3
再構築 - 従業員関連以外 <sup>1</sup>	0	8	4	8
再構築費用純額合計	-64	-179	-50	-390

1 主に不動産および技術に関連した契約解除費用。

2017年6月30日および2016年12月31日現在の再構築引当金は、それぞれ465百万ユーロおよび741百万ユーロであった。現在の再構築引当金の大部分は、今後2年の間に使用される予定である。

2017年6月30日終了3ヶ月間において、当行グループの再構築プログラムの一環として479名の正規職員が削減された。これらの削減は以下の部門内で確認された。

	2017年6月30日 終了3ヶ月間
コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	58
プライベート・アンド・コマーシャル・バンク	319
ドイチェ・アセット・マネジメント	7
管理部門/リージョナル・マネジメント	95
正規職員数合計	479

## 実効税率

2016年度対2017年度、3ヶ月間の比較

当四半期の法人所得税費用は、357百万ユーロであった（2016年度第2四半期：388百万ユーロ）。実効税率(43%)（2016年度第2四半期：95%）は、主に当行グループ・ネットワークの合理化に関連する損金不算入となる費用による影響を受けた。

#### 2016年度対2017年度、6ヶ月間の比較

2017年度上半期における法人所得税費用は660百万ユーロ（2016年度上半期：731百万ユーロ）であった。実効税率（39%）（2016年度上半期：74%）は、主に当行グループ・ネットワークの合理化に関連する損金不算入となる費用による影響を受けた。

## 連結貸借対照表に関する情報（無監査）

## 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債

単位：百万ユーロ	2017年6月30日 現在	2016年12月31日 現在
トレーディング目的保有として分類された金融資産：		
トレーディング資産：		
トレーディング証券	174,999	156,926
その他のトレーディング資産 <sup>1</sup>	13,193	14,117
トレーディング資産合計	188,192	171,044
デリバティブ金融商品のプラスの時価	396,340	485,150
トレーディング目的保有として分類された金融資産合計	584,533	656,194
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産：		
売戻条件付買入有価証券	52,878	47,404
借入有価証券	22,184	21,136
貸出金	5,568	7,505
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融資産	9,121	11,541
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産合計	89,751	87,587
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	674,284	743,781

1 2017年6月30日および2016年12月31日現在、それぞれ124億ユーロおよび132億ユーロのトレーディング可能債権が含まれている。

単位：百万ユーロ	2017年6月30日 現在	2016年12月31日 現在
トレーディング目的保有として分類された金融負債：		
トレーディング負債：		
トレーディング証券	67,884	56,592
その他のトレーディング負債	508	437
トレーディング負債合計	68,392	57,029
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	371,682	463,858
トレーディング目的保有として分類された金融負債合計	440,074	520,887
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債：		
買戻条件付売却有価証券	53,517	50,397
貸出コミットメント	24	40
長期債務	6,640	6,473
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融負債	3,932	3,582
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債合計	64,112	60,492
投資契約負債 <sup>1</sup>	601	592
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	504,787	581,971

1 これらは、保険の諸条件により公正価値と等しい償還価額となる投資契約である。

## 売却可能金融資産

単位：百万ユーロ	2017年6月30日 現在	2016年12月31日 現在
負債証券	49,678	51,516
持分証券	1,063	1,149
その他の資本持分	783	804
貸出金	2,383	2,759
売却可能金融資産合計	53,907	56,228

## 満期保有証券

2016年度第1四半期に、当行グループは、当行のバンキング勘定における収益および資本のボラティリティをより適切に表示する目的で、満期保有カテゴリーの使用を開始した。当行の既存のバンキング勘定の金利に対するエクスポージャーの管理に加えて、この新たな会計上の分類は、当行グループの特定の資産負債管理方針（返済期限の変更など）の一助となる。

当行グループは2016年1月4日より、32億ユーロの売却可能証券を満期保有投資へ分類変更した。分類変更された資産はすべて高格付の国債、国際機関債および政府関係機関債であり、当行グループの戦略的流動性準備金の一部として当行グループのトレジャリーにより管理されている。

## 売却可能から満期保有へ分類変更された金融資産の帳簿価額および公正価値

単位：百万ユーロ	2017年6月30日現在		2016年12月31日現在	
	帳簿価額 (CV)	公正価値 (FV)	帳簿価額 (CV)	公正価値 (FV)
分類変更された負債証券：				
G7国債	426	436	428	446
その他の国債、国際機関債および政府関係機関債	2,763	2,815	2,778	2,859
満期保有に分類変更された金融資産合計	3,189	3,251	3,206	3,305

## 公正価値で計上される金融商品

## 公正価値ヒエラルキー

公正価値で計上される金融商品は、以下のとおり、IFRSの公正価値ヒエラルキーの3つのレベルに分類されている。

レベル1 - 活発な市場における相場価格を使用して評価される金融商品は、活発で流動性のある市場における相場価格から直接、公正価値を決定でき、かつ、市場で観察される金融商品が、当行グループの手許有高内の価格決定される金融商品の代表的なものである場合の金融商品である。

これらには、国債、ならびに活発かつ流動性の高い取引所で取引されているデリバティブおよび持分証券が含まれている。

レベル2 - 観察可能な市場データを使用した評価技法により評価される金融商品は、活発な市場で取引される類似商品を参照することにより公正価値を決定できる金融商品か、または評価技法によりその評価額を導き出すが、評価技法に使用される入力値がすべて観察可能である金融商品である。

これらには、多くのOTCデリバティブ、多くの投資適格の上場クレジット債、一定のCDS、多くの債務担保証券（CDO）、および多くの流動性の比較的低い株式が含まれている。

レベル3 - 直接観察不可能な市場データを使用した評価技法により評価される金融商品は、市場の観察可能な情報を参照することにより直接公正価値を決定することができず、他の何らかの価格決定技法の使用を要する金融商品である。この区分に分類される金融商品は、観察不可能で、かつ、公正価値に重要な影響を及ぼす要素を有する。

これらには、より複雑なOTCデリバティブ、ディストレスト債、高度な仕組み債、流動性の低い資産担保証券（ABS）、流動性の低いCDO（現金およびシンセティック）、モノライン・エクスポージャー、第三者割当増資、多くの商業用不動産（CRE）貸出金、流動性の低い貸出金および一定の地方債が含まれている。

公正価値で保有する金融商品の帳簿価額<sup>1</sup>

単位：百万ユーロ	2017年6月30日現在			2016年12月31日現在		
	活発な市場における相場価格 (レベル1)	観察可能なパラメータによる評価技法 (レベル2)	観察不可能なパラメータによる評価技法 (レベル3)	活発な市場における相場価格 (レベル1)	観察可能なパラメータによる評価技法 (レベル2)	観察不可能なパラメータによる評価技法 (レベル3)
公正価値で保有する金融資産：						
トレーディング資産	101,127	78,035	9,030	89,943	70,415	10,686
トレーディング証券	100,833	69,331	4,836	89,694	62,220	5,012
その他のトレーディング資産	294	8,705	4,194	248	8,195	5,674
デリバティブ金融商品のプラスの時価	15,826	372,293	8,221	13,773	461,579	9,798
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	7,432	81,153	1,166	10,118	75,867	1,601
売却可能金融資産	26,751	23,206	3,950	28,695	23,380	4,153
公正価値で測定するその他の金融資産	26	3,453 <sup>2</sup>	18	28	3,618 <sup>2</sup>	33
公正価値で保有する金融資産合計	151,163	558,141	22,384	142,558	634,860	26,271
公正価値で保有する金融負債：						
トレーディング負債	50,448	17,939	5	41,664	15,311	52
トレーディング証券	50,448	17,431	5	41,664	14,874	52
その他のトレーディング負債	0	508	0	0	437	0
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	13,918	350,749	7,016	13,616	441,386	8,857
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	4	62,204	1,904	4	58,259	2,229
投資契約負債 <sup>3</sup>	0	601	0	0	592	0
公正価値で測定するその他の金融負債	0	2,346 <sup>2</sup>	-636 <sup>4</sup>	0	4,647 <sup>2</sup>	-848 <sup>4</sup>
公正価値で保有する金融負債合計	64,369	433,839	8,289	55,283	520,195	10,290

- 1 2016年度有価証券報告書、第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類の連結財務諸表に対する注記01 - 「重要な会計方針および重要な会計上の見積り」に記載されているように、金融商品の相殺に関する当行グループの会計方針に従って、この表中の金額は通常総額ベースで表示されている。
- 2 ヘッジ会計に適切なデリバティブに主に関連している。
- 3 これらは、保険の諸条件により公正価値と等しい償還価額となる投資契約である。これらの契約の詳細は2016年度有価証券報告書、第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類の連結財務諸表に対する注記42 - 「保険および投資契約」を参照。
- 4 主契約が償却原価で保有されている契約に組み込まれているが、組込デリバティブが分離されているデリバティブに関連している。分離された組込デリバティブは、プラスまたはマイナスの公正価値を有する可能性があるが、この表においては主契約の分類と整合させて表示されている。分離された組込デリバティブは、経常的に公正価値で保有されており、公正価値ヒエラルキーの分類間で分割されている。

2017年度において、流動性のテスト手続に基づいて売却可能金融資産（17億ユーロの資産）が、レベル1からレベル2へ振替えられた。



## 評価技法

以下は、当行グループが取引している異なった種類の金融商品の公正価値を設定する際に使用される評価技法の説明である。

ソブリン債、準ソブリン債および社債ならびに持分証券 最近の取引がない場合、公正価値は、直近の市場価格（直近日以後のすべてのリスク変動および情報を調整したもの）から決定される場合がある。近い代用金融商品が活発な市場で取引されている場合、公正価値は、金融商品のリスク・プロファイルの相違に関して代用金融商品の価値を調整することにより決定される。近い代用金融商品が入手不可能な場合には、公正価値は、より複雑なモデリング技法を使用して見積られる。これらの技法には、信用、金利、流動性およびその他のリスクの現在の市場相場を使用する割引キャッシュ・フロー・モデルが含まれる。持分証券については、モデリング技法には株価収益率に基づくものも含まれることがある。

モーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券（MBS/ABS）には、住宅用・商業用MBSおよびその他のABS（CDOを含む。）が含まれる。ABSは、それらが様々な基礎となる資産を有し、また発行事業体が様々な資本構成を有するため、固有の特性を有している。多くのCDO金融商品と同様に、基礎となる資産がそれ自体ABSである場合には、複雑度はさらに増加する。

信頼できる外部価格が入手不可能な場合において、ABSは、適用可能なときは、市場において観察可能な類似取引に基づき行われる相対的価値分析、または入手可能で観察可能な入力値を組み込む業界標準の評価モデルを使用して評価される。業界標準の外部モデルは、独立した価格テストが可能な仮定に基づき、一定取引の元本および利息の支払を計算する。入力値には期限前償還率、損失仮定（タイミングおよび強度）および割引率（スプレッド、利回りまたはディスカウント・マージン）が含まれる。これらの入力値/仮定は、適切な場合、実際の取引、外部市場調査および市場インデックスから得られる。

貸出金 一定の貸出金については、公正価値は、最近生じた取引の市場価格（同取引日より後のすべてのリスク変動および情報を調整したもの）から決定されることがある。最近の市場取引がない場合、公正価値を決定するため、ブローカーの気配値、コンセンサス・プライシング、代用金融商品または割引キャッシュ・フロー・モデルが使用される。割引キャッシュ・フロー・モデルは、必要に応じて、信用リスク、金利リスク、為替リスク、予想デフォルト時損失率およびデフォルト時利用金額のパラメータ入力値を組み込んでいる。信用リスク、デフォルト時損失率およびデフォルト時利用率のパラメータは、入手可能かつ適切な場合、貸出金市場またはCDS市場からの情報を使用して決定される。

レバレッジ貸出金は、取引固有の特性を有する場合があります。それにより市場で観察される取引の関連性が限定される可能性がある。外部プライシング・サービスから観察可能な価格が入手可能な類似の取引が存在する場合、この情報は、取引の相違を反映させるための適切な調整をした上で使用される。類似の取引が存在しない場合、割引キャッシュ・フロー評価技法が、適切なレバレッジ貸出金インデックス（産業分類、貸出金の劣後化ならびに貸出金および貸出相手先のその他の関連情報を組み込んでいる。）から得られた信用スプレッドとともに使用される。

店頭デリバティブ金融商品 流動性の高い取引市場における市場標準取引（金利スワップ、G7通貨による外国為替予約およびオプション契約、ならびに上場証券またはインデックスに係るエクイティ・スワップおよびオプション契約等）は、市場標準モデルおよび公表パラメータ入力値を使用して評価される。パラメータ入力値は、可能な限り、プライシング・サービス、コンセンサス・プライシング・サービスおよび活発な市場において最近生じた取引から入手される。

より複雑な金融商品は、その金融商品に特有のより洗練されたモデリング技法を使用してモデル化され、入手可能な市場価格に調整される。モデルから出力された価値が関連する市場参照値に調整されない場合、モデルから出力された価値に対して差異を調整するための評価調整が行われる。あまり活発でない市場では、データは頻度の少ない市場取引、ブローカーの気配値から、また外挿法および内挿法を通して得られる。観察可能な価格または入力値が入手不可能な場合、過去のデータ、取引の経済性に関するファンダメンタル分析および類似取引からの代用情報等の、その他の関連する情報源を評価することにより公正価値を決定するために経営陣の判断が要求される。

公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債 公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の公正価値は、その金融負債に関連する当行グループの信用リスクの測定を含む、すべてのマーケット・リスク要因を組み込んでいる。金融負債には、仕組み債の発行、仕組み預金および連結ビークルが発行するその他の仕組み証券が含まれ、これらは活発な市場で取引されていないことがある。これらの金融負債の公正価値は、関連する信用度調整後のイールド・カーブを使用して、契約上のキャッシュ・フローを割引くことにより決定される。マーケット・リスク・パラメータは、資産として保有する類似金融商品と整合する手法で評価される。例えば、仕組み債に組み込まれたデリバティブは、上記の「店頭デリバティブ金融商品」の項に記載された同様の手法を使用して評価される。

公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債に担保が付されている場合（貸付有価証券および買戻条件付売却有価証券等）、当該信用補完は負債の公正価値の評価に考慮される。

投資契約負債 投資契約負債に関連する資産は当行グループが保有する。当行グループは、投資契約によりこれらの負債の決済にこれらの資産を使用することを義務付けられている。そのため、投資契約負債の公正価値は、基礎となる資産（すなわち、保険契約の解約時に支払われる金額）の公正価値によって決定される。

重要で観察不可能なパラメータを含む評価技法から得られた公正価値で計上された金融商品の分析（レベル3）

公正価値ヒエラルキーのレベル3の金融商品の一部は、観察不可能な入力値に対して、相殺関係にある同一または類似するエクスポージャーを有している。しかし、これらはIFRSに従って、総額で資産および負債として表示することを要求されている。

トレーディング証券 一定の流動性の低い新興市場における社債および流動性の低い高度な仕組み社債は、ヒエラルキーの当該レベルに含まれている。さらに、証券化事業体が発行したノート、商業用・住宅用MBS、債務担保証券およびその他のABSの一部の保有はここで報告されている。当期間における減少は主に、売却および決済（レベル2とレベル3の間の振替および購入によって相殺された。）に起因している。

公正価値ヒエラルキーの当該レベルに分類されるデリバティブ商品のプラスおよびマイナスの時価は、一つまたは複数の重要で観察不可能なパラメータに基づき評価される。観察不可能なパラメータは、一定の相関関係、一定の長期ボラティリティ、一定の期限前償還率、信用スプレッドおよびその他の取引に特有のパラメータを含む場合がある。

レベル3のデリバティブには、ボラティリティが観察不可能な一定のオプション、参照される基礎となる資産間の相関関係が観察不可能な一定のバスケット・オプション、長期金利オプション・デリバティブ、複数通貨の外国為替デリバティブ、および信用スプレッドが観察不可能な一定のクレジット・デフォルト・スワップが含まれている。当期間における減少は、決済、損失ならびにレベル2とレベル3の間の振替によるものである。

公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類されるその他のトレーディング金融商品は、主に一つまたは複数の重要で観察不可能なパラメータに基づく評価モデルを使用して評価されるトレーディング可能債権から構成される。レベル3の貸出金は、流動性の低いレバレッジ貸出金および流動性の低い住宅用・商業用モーゲージ貸出金から構成される。当期間における減少は、売却および決済ならびに損失（購入および発行によって相殺された。）によるものである。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 / 負債 公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された一定の企業向け貸出金および仕組み債は、公正価値ヒエラルキーの当該レベルに分類される。企業向け貸出金は、観察可能な信用スプレッド、回収率および観察不可能な利用率のパラメータを組み込んだ評価技法を使用して評価されている。リボルビング貸出枠は、デフォルト時の利用率パラメータが重要で観察不可能であるため、ヒエラルキーのレベル3において報告されている。

さらに、組込デリバティブを含む、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された一定のハイブリッド債の発行は、重要で観察不可能なパラメータに基づき評価される。これらの観察不可能なパラメータは、単一の株式のボラティリティの相関関係を含んでいる。当期間における資産の減少は、主に売却、決済、レベル2とレベル3の間での振替および損失（購入および発行によって一部相殺された。）によるものである。負債の減少は、レベル2とレベル3の間での振替および決済（発行により一部相殺された。）によるものである。

売却可能金融資産には、トレーディング目的でない不良債権のポートフォリオおよび近い代用品がなく市場の流動性が非常に低い場合の非上場の資本性金融商品が含まれている。資産の減少は、売却および決済（利得、購入により相殺された。）ならびにレベル2とレベル3の間での振替によるものである。

レベル3に分類された金融商品の調整

2017年6月30日現在

単位： 百万ユーロ	期首残高	連結会社グループの変動	利得 / 損失合計 <sup>1</sup>	購入	売却	発行 <sup>2</sup>	決済 <sup>3</sup>	レベル3への振替 <sup>4</sup>	レベル3からの振替 <sup>4</sup>	期末残高
公正価値で保有する金融資産： トレーディング証券	5,012	0	-24	843	-1,176	0	-229	1,162	-752	4,836
デリバティブ金融商品のプラスの時価	9,798	0	-638	0	0	0	-645	2,204	-2,498	8,221
その他のトレーディング資産	5,674	-7	-317	924	-1,734	261	-622	584	-569	4,194
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	1,601	0	-62	88	-76	71	-318	117	-256	1,166
売却可能金融資産	4,153	-2	121 <sup>5</sup>	93	-61	0	-537	208	-25	3,950
公正価値で測定するその他の金融資産	33	0	-2	0	0	0	-14	0	0	18
公正価値で保有する金融資産合計	26,271	-8	-921 <sup>6,7</sup>	1,948	-3,048	332	-2,364	4,274	-4,100	22,384
公正価値で保有する金融負債： トレーディング証券	52	0	-3	0	0	0	-44	0	0	5
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	8,857	0	-544	0	0	0	-444	844	-1,697	7,016
その他のトレーディング負債	0	0	-0	0	0	0	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	2,229	-7	-36	0	0	119	-102	70	-370	1,904
公正価値で測定するその他の金融負債	-848	0	140	0	0	0	36	-18	54	-636
公正価値で保有する金融負債合計	10,290	-7	-442 <sup>6,7</sup>	0	0	119	-554	897	-2,013	8,289

- 1 利得および損失合計は主に、連結損益計算書において報告された純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）に関連している。当該残高にはまた、連結損益計算書において報告された売却可能金融資産に係る純利得（損失）、ならびにその他の包括利益、税引後において報告された売却可能金融資産に係る未実現純利得（損失）および為替レート変動が含まれている。なお、一定の金融商品はレベル1またはレベル2の金融商品によりヘッジされているが、上記の表にはこれらのヘッジ手段に係る利得および損失が含まれていない。また、観察可能および観察不可能なパラメータの両方が、公正価値ヒエラルキーのレベル3において分類された金融商品の公正価値を決定するために使用される場合がある。表中の利得および損失は、観察可能および観察不可能なパラメータの両方の変動に起因している。
- 2 発行は、負債の発行に係る現金受取額および借手に対する貸出金の新規発行に係る現金支払額に関連している。
- 3 決済は、資産または負債を決済するためのキャッシュ・フローを表している。負債性および貸出金の金融商品については、これには満期時の元本、元本の償却および元本の返済が含まれている。デリバティブについては、すべてのキャッシュ・フローは決済に表示されている。
- 4 レベル3への振替およびレベル3からの振替は、入力パラメータの観察可能性の変動に関連している。当期において、それらは当期首の公正価値で計上されている。同表は、レベル3に振り替えられた金融商品については、当期首において当該金融商品がレベル3に振り替えられたかのように当該金融商品に係る利得および損失ならびにキャッシュ・フローを示している。同様にレベル3から振り替えられた金融商品については、同表は、当期における当該金融商品に係る利得および損失ならびにキャッシュ・フローを示していない。これは、同表が、当期首において当該金融商品がレベル3から振り替えられたかのように表示しているためである。
- 5 売却可能金融資産に係る利得および損失合計には、その他の包括利益、税引後において認識された利得26百万ユーロ、ならびに損益計算書に認識され、売却可能金融資産に係る純利得（損失）に表示されている利得23百万ユーロが含まれている。

- 6 この金額には為替レート変動の影響が含まれている。公正価値で保有する金融資産合計については、この影響は327百万ユーロの損失であり、公正価値で保有する金融負債合計については、この影響は75百万ユーロの利得である。為替レート変動の影響はその他の包括利益累計額、税引後において報告されている。
- 7 資産については、プラスの残高は利得を、マイナスの残高は損失を表している。負債については、プラスの残高は損失を、マイナスの残高は利得を表している。

2016年6月30日現在

単位： 百万ユーロ	期首残高	連結会社グループの変動	利得/損失合計 <sup>1</sup>	購入	売却	発行 <sup>2</sup>	決済 <sup>3</sup>	レベル3への振替 <sup>4</sup>	レベル3からの振替 <sup>4</sup>	期末残高
公正価値で保有する金融資産： トレーディング証券	6,669	0	56	482	-2,221	0	-786	1,969	-417	5,752
デリバティブ金融商品のプラスの時価	9,445	0	196	0	0	0	-484	1,206	-1,133	9,230
その他のトレーディング資産	6,082	0	13	1,439	-1,665	162	-503	1,277	-904	5,901
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	4,478	0	-127	0	-127	27	-496	40	-195	3,601
売却可能金融資産	4,874	0	-37 <sup>5</sup>	308	-312	0	-515	108	-79	4,348
公正価値で測定するその他の金融資産	0	0	0	0	0	0	0	51	0	51
公正価値で保有する金融資産合計	31,549	0	102 <sup>6,7</sup>	2,230	-4,325	189	-2,784	4,650	-2,729	28,883
公正価値で保有する金融負債： トレーディング証券	18	0	-0	0	0	0	8	0	0	26
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	7,879	0	39	0	0	0	-589	2,049	-707	8,671
その他のトレーディング負債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	3,053	0	57	0	0	674	-321	85	-327	3,221
公正価値で測定するその他の金融負債	-1,146	0	6	0	0	0	17	-21	182	-961
公正価値で保有する金融負債合計	9,805	0	102 <sup>6,7</sup>	0	0	674	-885	2,113	-852	10,957

- 1 利得および損失合計は主に、連結損益計算書において報告された純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債に係る純利得(損失)に関連している。当該残高にはまた、連結損益計算書において報告された売却可能金融資産に係る純利得(損失)、ならびにその他の包括利益、税引後において報告された売却可能金融資産に係る未実現純利得(損失)および為替レート変動が含まれている。なお、一定の金融商品はレベル1またはレベル2の金融商品によりヘッジされているが、上記の表にはこれらのヘッジ手段に係る利得および損失が含まれていない。また、観察可能および観察不可能なパラメータの両方が、公正価値ヒエラルキーのレベル3において分類された金融商品の公正価値を決定するために使用される場合がある。表中の利得および損失は、観察可能および観察不可能なパラメータの両方の変動に起因している。
- 2 発行は、負債の発行に係る現金受取額および借手に対する貸出金の新規発行に係る現金支払額に関連している。
- 3 決済は、資産または負債を決済するためのキャッシュ・フローを表している。負債性および貸出金の金融商品については、これには満期の元本、元本の償却および元本の返済が含まれている。デリバティブについては、すべてのキャッシュ・フローは決済に表示されている。
- 4 レベル3への振替およびレベル3からの振替は、入力パラメータの観察可能性の変動に関連している。当期において、それらは当期首の公正価値で計上されている。同表は、レベル3に振り替えられた金融商品については、当期首において当該金融商品がレベル3に振り替えられたかのように当該金融商品に係る利得および損失ならびにキャッシュ・フローを示している。同様にレベル3から振り替えられた金融商品については、同表は、当期における当該金融商品に係る利得および損失ならびにキャッシュ・フローを示していない。これは、同表が、当期首において当該金融商品がレベル3から振り替えられたかのように表示しているためである。
- 5 売却可能金融資産に係る利得および損失合計には、その他の包括利益、税引後において認識された損失24百万ユーロが含まれている。
- 6 この金額には為替レート変動の影響が含まれている。公正価値で保有する金融資産合計については、この影響は93百万ユーロの損失であり、公正価値で保有する金融負債合計については、この影響は96百万ユーロの利得である。為替レート変動の影響はその他の包括利益累計額、税引後において報告されている。

- 7 資産については、プラスの残高は利得を、マイナスの残高は損失を表している。負債については、プラスの残高は損失を、マイナスの残高は利得を表している。

#### 観察不可能なパラメータの感応度分析

金融商品の価値が観察不可能なパラメータ入力値に左右される場合、貸借対照表日現在のこれらのパラメータの正確な水準は、合理的に可能性のある代替値の範囲から得られる場合がある。財務諸表を作成する際に、これらの観察不可能な入力パラメータの適切な水準は、現行の市場の証拠と整合し、また、上述の当行グループの評価統制に対するアプローチに沿うように選択される。当行グループが関連する金融商品を合理的に可能性のある代替値の範囲の両極から得られるパラメータ価値を使用して評価した場合、2017年6月30日現在では、公正価値は14億ユーロ増加または931百万ユーロ減少した可能性がある。2016年12月31日現在では、公正価値は18億ユーロ増加または10億ユーロ減少した可能性がある。

2016年12月31日から2017年6月30日にかけての感応度を示す金額の変動に伴い、合理的に可能性のある代替値の使用によるプラスの公正価値変動およびマイナスの公正価値変動の両方が大幅に減少した。これらの変動はいずれも、主に同時期のレベル3の母集団が減少したことによるものである（例えば、当行グループのレベル3資産は2016年度末現在の263億ユーロから2017年度第2四半期末現在の224億ユーロへと減少した。）。これは主に、リスク圧縮および資産売却が行われたためであった。プラスの公正価値変動の減少314百万ユーロ（相対的には18%）およびマイナスの公正価値変動の減少109百万ユーロ（相対的には10%）は概して、全体的なレベル3残高の動きに沿って変動した（例えば、レベル3資産および負債の総額は、当年度において16%減少した。）。割合で見ると、プラスの公正価値変動の減少は、複数の取引における特異的要因によるマイナスの公正価値変動の減少よりも大きい。

当行グループによるレベル3の観測不可能なパラメータの感応度の計算は、慎重性に基づく評価の目的上、評価の不確実性の測定に使用されるアプローチと一致している。慎重性に基づく評価とは、公正価値で保有する資産に対する資本要件である。これは、欧州委員会委任規則（EU）第2016/101号（規則（EU）第575/2013号（CRR）第34条を補完する。）に準拠し、評価の不確実性を定量化して資産計上する仕組みを提供するものであり、第105（14）条に準拠し算定された、公正価値で測定するすべての資産に係る追加の評価調整額をCET 1資本から差し引くよう金融機関に求めている。この計算では、慎重性に基づく評価において、関連する資産および負債に対して実施される出口価格分析が使用される。公正価値が慎重に測定されていることがすでに明らかな場合、感応度の下落が限定される可能性がある。

この開示は、評価を観察不可能な入力パラメータに依拠している金融商品の公正価値に係る、相対的な不確実性の潜在的な影響を説明することを目的としている。しかしながら、実際には、すべての観察不可能なパラメータが同時に合理的に可能性のある代替値の範囲の両極となる可能性は低い。このため上記に開示された見積りは貸借対照表日現在における公正価値の真の不確実性より大きくなる可能性がある。さらに、当該開示は公正価値の将来の変動を予測または暗示するものではない。

ここで考慮される金融商品の多く（特にデリバティブ）については、観察不可能な入力パラメータは、金融商品の価格決定に要求されるパラメータの一部のみを表しており、残りは観察可能なパラメータである。このため、これらの金融商品については、観察不可能な入力パラメータをこれらの範囲の両極に変動させることの全体的な影響は、金融商品の公正価値合計と比較して相対的に小さい可能性がある。その他の金融商品については、公正価値は全体の金融商品価格に基づいて、例えば、合理的な代用金融商品の公正価値を調整することにより決定される。また、すべての金融商品は、当該金融商品を手仕舞いするコストの評価調整を含めた公正価値で既に計上されており、したがって、不確実性それ自体を市場の価格決定に反映させるために不確実性を既に織り込み済みである。このため、この開示において計算される不確実性のマイナスの影響は、財務諸表上の公正価値に既に織り込み済みの不確実性のマイナスの影響を超える部分である。

金融商品の種類別の感応度分析の内訳<sup>1</sup>

	2017年6月30日現在		2016年12月31日現在	
	合理的に可能性のある代替値の使用によるプラスの公正価値変動	合理的に可能性のある代替値の使用によるマイナスの公正価値変動	合理的に可能性のある代替値の使用によるプラスの公正価値変動	合理的に可能性のある代替値の使用によるマイナスの公正価値変動
単位：百万ユーロ				
有価証券：				
負債証券	178	112	213	137
商業用モーゲージ担保証券	8	7	13	12
モーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券	38	35	46	40
社債、ソブリン債およびその他の債務証券	131	70	154	85
持分証券	81	57	116	68
デリバティブ：				
信用	128	132	238	158
エクイティ	145	115	209	150
金利関連	363	170	429	187
外国為替	24	15	32	21
その他	115	79	143	92
貸出金：				
貸出金	410	251	377	227
貸出コミットメント	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
合計	1,444	931	1,758	1,040

1 観察不可能なパラメータに対するエクスポージャーが異なる金融商品の間で相殺される場合には、純影響額のみがこの表で開示される。

重要で観察不可能な入力値の感応度に関する定量的情報

レベル3の公正価値測定に係る観察不可能なパラメータの動向は、必ずしも独立したものではなく、多くの場合、他の観察不可能なパラメータおよび観察可能なパラメータの双方との間に動的な関係が存在する。こうした関係は、ある金融商品の公正価値にとって重要である場合には、相関関係パラメータを通じて明確に捕捉されるか、または価格決定モデルもしくは評価技法を通じて別の方法で管理される。評価技法が複数の入力値を使用する場合、特定の入力値の選択が他の入力値の可能値の範囲を限定することが多い。さらに、広範な市場要素（金利、株価指数、信用指数、コモディティ指数、外国為替レート等）も影響し得る。

下記の値の範囲は、レベル3内の重要なエクスポージャーの評価に使用された入力値の最大値および最小値を示している。開示を構成する金融商品の多様性は重要であることから、特定のパラメータの範囲は広くなる場合がある。例えば、モーゲージ担保証券に係る信用スプレッドの範囲は、より狭いスプレッドを伴う流動性の比較的高い正常ポジションから、より広い信用スプレッドを有する流動性の比較的低い不良ポジションまでを表している。レベル3には流動性の比較的低い公正価値金融商品が含まれていることから、関連する市場力学を捕捉するための各エクスポージャーの種類内の価格決定の分化の度合いが高いため、広範なパラメータが見られると予想される。その次に、主要な各パラメータの種類の簡単な説明が、当該パラメータ間の重要な相互関係に関するコメントとともに記載されている。

信用パラメータは、デフォルト確率およびデフォルトの結果生じる損失の表示を可能にすることにより、エクスポージャーの信用度の評価に使用される。信用スプレッドは、信用度を反映する最たるものであり、発行体と参照ベンチマークとの信用の質の違いを許容するために債券保有者が要求するであろう、ベンチマーク参照金融商品（評価対象の資産に応じて通常はLIBORまたは関連する財務省証券）を上回るプレミアムまたは利回りを示す。信用スプレッドが大きいほど、信用の質が低いことを意味し、結果として特定の債券または借手によって当行に返済される他の貸出金資産の価値は下がる。回収率は、貸出金の債務不履行時に貸手が受け取るであろう金額、または債券の債務不履行時に債券保有者が受け取るであろう金額の見積りを示す。他のパラメータを一定にした場合、回収率が高いほど、特定の債券ポジションの評価額は高くなる。年率換算デフォルト率（Constant Default Rate (CDR)）および年率換算期限前償還率（Constant Prepayment Rate (CPR)）は、これらのパラメータが予定された返済および利払時に発生している進行中の債務不履行や、借手が追加の（通常は自主的な）繰上返済を行うか否か見積ることから、より複雑な貸出金および負債性資産の評価を可能にする。これらのパラメータは、借手による返済が長期にわたって行われる場合や、借手が貸出金を繰上返済できる場合（例えば一部の住宅用モーゲージに見られる。）にお



ける、モーゲージやその他の種類の貸出の公正価値に関する意見の形成の際に特に関連性が高い。CDRが高いほど、貸手が最終的に受け取る現金が少なくなることから、特定の貸出金またはモーゲージの評価額は低くなる。

金利、信用スプレッド、インフレ率、外国為替レートおよび株価が、一定のオプション金融商品やその他の複雑なデリバティブ（デリバティブ保有者が受け取るペイオフがこれらの参照基礎数値の長期にわたる動向に左右される場合）において参照される。ボラティリティ・パラメータは、基礎となる金融商品に係るリターンの変動性の評価を可能にすることにより、オプションの動向の主要な属性を表す。このボラティリティは確率の尺度であり、ボラティリティが高いほど特定の結果が生じる確率が高まることを意味する。参照基礎数値（金利、信用スプレッド等）は、オプションから期待できるリターンの大きさを表すことにより、オプションの評価額に影響を及ぼす。このため、特定のオプションの評価額は、基礎となる金融商品の価値および当該金融商品のボラティリティ（ペイオフの大きさを示す。）、ならびに当該ペイオフが発生する確率に左右される。ボラティリティが高いと、プラスのリターンの確率が高まることから、オプション保有者のオプションの価値は高まる。オプションによって表されるペイオフが重要である場合にも、オプションの価値は高まる。

相関関係は、デリバティブまたは他の金融商品に複数の参照基礎数値が存在する場合に、参照基礎数値間の影響力のある関係を表すために使用される。こうした関係（例えばコモディティ相関関係や金利・為替相関関係）の一部の背後には通常、世界的需要によるコモディティ群への影響や金利平価による外国為替レートへの影響といったマクロ経済的要因が存在する。クレジット・デリバティブや株式バスケット・デリバティブといった場合には、信用参照数値間や株式間により具体的な関係が存在し得る。信用相関関係は、様々な信用商品の信用パフォーマンス間関係の見積りに使用され、株式相関関係は様々な株式のリターン間関係の見積りに使用される。相関関係エクスポージャーを有するデリバティブは、ロングまたはショートの間関係のいずれかである。高い相関関係は、参照基礎数値間に強い関係が存在することを示唆し、このことはロングの相関関係デリバティブの価値の上昇につながる。負の相関関係は、参照基礎数値間関係が反対であることを意味する（すなわち、ある参照基礎数値の価格の上昇が他の参照基礎数値の価格の下落につながる。）。

流動性の比較的低い有価証券の評価にはEBITDA（利息、税金、減価償却費および償却費前利益）マルチプル法が使用され得る。この方法の下では、企業の企業価値（以下「EV」という。）は、観察可能な類似企業のEV / EBITDA倍率を識別し、評価見積りの対象である企業のEBITDAにこの倍率を適用することにより見積ることができる。この方法の下では、使用される一般に上場した類似企業と評価対象企業との流動性の差に起因した流動性の調整が頻繁に適用される。EV / EBITDA倍率が高いほど、公正価値は上昇する。

レベル3に分類された金融商品および観察不可能な入力値に関する定量的情報

2017年6月30日現在

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	公正価値		評価技法 <sup>1</sup>	重要で観察不可能な 入力値 (レベル3)	範囲	
	資産	負債				
公正価値で保有する金融 商品 - トレーディング目的保 有、公正価値で測定するもの として指定、および売却可 能： トレーディング目的で保有す るモーゲージ担保証券および その他の資産担保証券：						
商業用モーゲージ担保証券	213	0	価格に基づく技法	価格	0%	101%
			割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bps)	122	2,114
モーゲージ担保証券および その他の資産担保証券	858	0	価格に基づく技法	価格	0%	102%
			割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bps)	43	1,500
				回収率	0%	100%
				年率換算デフォルト率	0%	13%
				年率換算期限前償還率	0%	33%
モーゲージ担保証券およびそ の他の資産担保証券合計	1,071	0				
負債証券およびその他の債務 証券	3,808	1,618	価格に基づく技法	価格	0%	176%
トレーディング目的保有	3,506	5	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bps)	1	384
社債、ソブリン債および その他の債務証券	3,506					
売却可能	302					
公正価値で測定するものと して指定	0	1,613				
持分証券	1,015	0	マーケット・アプローチ	価格 / 純資産価額	60%	90%
トレーディング目的保有	259	0		企業価値 / EBITDA (マ ルチプル)	1	13
売却可能	603		割引キャッシュ・フロー	加重平均資本コスト	8%	9%
公正価値で測定するものと して指定	153					
貸出金	5,752	0	価格に基づく技法	価格	0%	244%
トレーディング目的保有	2,954	0	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bps)	180	4,612
公正価値で測定するものと して指定	633			年率換算デフォルト率	0%	5%
売却可能	2,164			回収率	6%	80%
貸出コミットメント	0	23	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bps)	6	491
				回収率	37%	75%
			ローン価格決定モデル	利用率	0%	100%
その他の金融商品	2,518 <sup>2</sup>	269 <sup>3</sup>	割引キャッシュ・フロー	IRR	3%	24%
				レポ・レート(bps)	168	198
公正価値で保有するデリバ ティブ以外の金融商品合計	14,164	1,909				

- 1 評価技法および続く重要な観察不可能な入力値は、各ポジション合計に関連している。
- 2 その他の金融資産には、その他のトレーディング資産12億ユーロ、公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融資産380百万ユーロおよびその他の売却可能金融資産881百万ユーロが含まれている。
- 3 その他の金融負債には、公正価値で測定するものとして指定された買戻条件付売却有価証券241百万ユーロおよび公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融負債27百万ユーロが含まれている。

2016年12月31日現在

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	公正価値		評価技法 <sup>1</sup>	重要で観察不可能な 入力値 (レベル3)	範囲	
	資産	負債				
公正価値で保有する金融 商品-トレーディング目的保 有、公正価値で測定するもの として指定、および売却可 能： トレーディング目的で保有す るモーゲージ担保証券および その他の資産担保証券：						
商業用モーゲージ担保証券	294	0	価格に基づく技法	価格	0%	103%
			割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bps)	119	2,000
モーゲージ担保証券および その他の資産担保証券	1,071	0	価格に基づく技法	価格	0%	110%
			割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bps)	105	2,000
				回収率	0%	100%
				年率換算デフォルト率	0%	18%
				年率換算期限前償還率	0%	29%
モーゲージ担保証券およびそ の他の資産担保証券合計	1,365	0				
負債証券およびその他の債務 証券	3,626	1,757	価格に基づく技法	価格	0%	169%
トレーディング目的保有	3,373	52	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bps)	26	882
社債、ソブリン債および その他の債務証券	3,373					
売却可能	253					
公正価値で測定するものと して指定	0	1,705				
持分証券	937	0	マーケット・アプローチ	価格/純資産価額	60%	100%
トレーディング目的保有	274	0		企業価値/EBITDA(マ ルチプル)	1	12
売却可能	633		割引キャッシュ・フロー	加重平均資本コスト	8%	22%
公正価値で測定するものと して指定	30					
貸出金	7,571	0	価格に基づく技法	価格	0%	180%
トレーディング目的保有	4,105	0	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bps)	180	4,612
公正価値で測定するものと して指定	980			年率換算デフォルト率	0%	24%
売却可能	2,486			回収率	25%	80%
貸出コミットメント	0	40	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bps)	0	481
				回収率	30%	99%
			ローン価格決定モデル	利用率	0%	100%
その他の金融商品	2,974 <sup>2</sup>	485 <sup>3</sup>	割引キャッシュ・フロー	IRR	3%	24%
				レボ・レート(bps)	178	214
公正価値で保有するデリバ ティブ以外の金融商品合計	16,474	2,282				

1 評価技法および続く重要な観察不可能な入力値は、各ポジション合計に関連している。

2 その他の金融資産には、その他のトレーディング資産16億ユーロ、公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融資産592百万ユーロおよびその他の売却可能金融資産780百万ユーロが含まれている。

3 その他の金融負債には、公正価値で測定するものとして指定された買戻条件付売却有価証券444百万ユーロおよび公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融負債41百万ユーロが含まれている。

2017年6月30日現在

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く) 公正価値で保有する金融 商品： デリバティブ金融商品の 時価：	公正価値		評価技法	重要で観察不可能 な入力値 (レベル3)	範囲
	資産	負債			
金利デリバティブ	4,409	2,389	割引キャッシュ・フロー	スワップ・レート (bps) インフレ・スワップ・レート 年率換算デフォルト率 年率換算期限前償還率	-70 1,050 0% 8% 0% 15% 0% 18%
			オプション価格決定モデル	インフレ・ボラティリティ 金利ボラティリティ	0% 5% 0% 106%
				金利間の相関関係 ハイブリッド相関関係	-12% 100% -85% 85%
クレジット・デリバティブ	795	1,134	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド (bps) 回収率	3 35,605 0% 100%
			相関関係価格決定モデル	信用相関関係	13% 85%
エクイティ・デリバティブ	1,280	2,147	オプション価格決定モデル	株式ボラティリティ インデックス・ボラティリティ インデックス間の相関関係 株式間の相関関係 株式先渡 インデックス先渡	7% 72% 4% 33% 0% 0% 3% 87% 0% 10% 0% 96%
FXデリバティブ	1,415	1,031	オプション価格決定モデル	ボラティリティ	-7% 31%
その他のデリバティブ	322	-321	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド (bps)	- -
			オプション価格決定モデル	インデックス・ボラティリティ コモディティ相関関係	0% 63% 10% 40%
デリバティブ金融商品の時価 合計	8,221	6,380			

1 主契約が償却原価で保有されている契約に組み込まれているが、組込デリバティブが分離されているデリバティブが含まれている。

2016年12月31日現在

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く) 公正価値で保有する金融 商品： デリバティブ金融商品の 時価：	公正価値		評価技法	重要で観察不可能 な入力値 (レベル3)	範囲	
	資産	負債				
金利デリバティブ	5,587	3,446	割引キャッシュ・フロー	スワップ・レート (bps) インフレ・スワップ・レート 年率換算デフォルト率 年率換算期限前償還率	-0 -1% 0% 0%	2,309 16% 15% 19%
			オプション価格決定モデル	インフレ・ボラティリティ 金利ボラティリティ 金利間の相関関係 ハイブリッド相関関係	0% 0% -12% -50%	5% 123% 99% 93%
クレジット・デリバティブ	829	1,126	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド (bps) 回収率	0 0%	8,427 100%
			相関関係価格決定モデル	信用相関関係	13%	85%
エクイティ・デリバティブ	1,142	2,098	オプション価格決定モデル	株式ボラティリティ インデックス・ボラティリティ インデックス間の相関関係 株式間の相関関係 株式先渡 インデックス先渡	10% 10% 73% 8% 0% 0%	67% 44% 88% 88% 8% 20%
FXデリバティブ	1,654	1,780	オプション価格決定モデル	ボラティリティ	-8%	39%
その他のデリバティブ	586	-441	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド (bps)	-	-
			オプション価格決定モデル	インデックス・ボラティリティ コモディティ相関関係	5% -21%	110% 85%
デリバティブ金融商品の時価 合計	9,798	8,008				

1 主契約が償却原価で保有されている契約に組み込まれているが、組込デリバティブが分離されているデリバティブが含まれている。

[次へ](#)

報告日現在において保有されるまたは発行済のレベル3の金融商品に係る未実現利得または損失

レベル3の金融商品に係る未実現利得または損失は観察不可能なパラメータのみによるものではない。ヒエラルキーの当該レベルにおける金融商品の評価に対するパラメータ入力値の多くは観察可能であり、利得または損失は、当該期間にわたるこれらの観察可能なパラメータの変動が一因となっている。ヒエラルキーの当該レベルにおけるポジションの多くは、公正価値ヒエラルキーの他のレベルに分類されている金融商品によって経済的にヘッジされている。当該ヘッジのすべてに係る、計上された相殺関係にある利得または損失は以下の表には含まれていない。同表は、IFRS第13号に従って報告日において保有されているレベル3に分類された金融商品それ自体に関連する利得および損失のみを示している。レベル3の金融商品に係る未実現利得および損失は、連結損益計算書において、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純利益のいずれにも含まれる。

単位：百万ユーロ	2017年6月30日 終了6ヶ月間	2016年6月30日 終了6ヶ月間
公正価値で保有する金融資産：		
トレーディング証券	44	66
デリバティブ金融商品のプラスの時価	-382	668
その他のトレーディング資産	-48	68
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	-42	-24
売却可能金融資産	90	52
公正価値で測定するその他の金融資産	-1	0
公正価値で保有する金融資産合計	-339	830
公正価値で保有する金融負債：		
トレーディング証券	2	-0
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	251	-247
その他のトレーディング負債	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	-9	-113
公正価値で測定するその他の金融負債	-143	-11
公正価値で保有する金融負債合計	99	-371
合計	-240	459

#### 取引日利益の認識

評価技法で使用された入力値に重要で観察不可能なものがある場合、金融商品は取引価格で認識され、取引日利益は繰延べられる。以下の表は、純損益を通じて公正価値で分類された金融商品に関して、重要で観察不可能なパラメータにより繰延べられた取引日利益の期首から現在までの変動を示している。当該残高は主にデリバティブ金融商品に関連している。

単位：百万ユーロ	2017年6月30日	2016年6月30日
期首残高	916	955
期中の新規取引	116	191
償却	-164	-196
満期取引	-65	-74
その後の観察可能性の変動	-69	-82
為替レートの変動	0	-1
期末残高	734	793

## 公正価値で計上されない金融商品の公正価値

この項は、当行グループの2016年度有価証券報告書、第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類の連結財務諸表に対する注記15 - 「公正価値で計上されない金融商品の公正価値」と併せて読むべきものである。

貸借対照表において公正価値で計上されない当行グループの金融商品の公正価値を設定するために使用される評価技法は、当行グループの2016年度有価証券報告書、第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類の連結財務諸表に対する注記14 - 「公正価値で計上される金融商品」に記載されたものと整合している。

公正価値で計上されないその他の金融商品は、公正価値ベースで管理されていない（例えば、小口貸出金、預金および法人顧客に供与した与信枠）。これらの金融商品については、公正価値は開示目的で計算されるのみであり、貸借対照表および損益計算書に影響を及ぼさない。さらに、当該金融商品は通常取引されないため、これらの公正価値の決定には経営陣の重要な判断が要求される。

貸借対照表において公正価値で計上されない金融商品の見積公正価値<sup>1</sup>

単位：百万ユーロ	2017年6月30日現在		2016年12月31日現在	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
<b>金融資産：</b>				
現金および中央銀行預け金	227,514	227,514	181,364	181,364
インターバンク預け金（中央銀行以外）	9,109	9,109	11,606	11,606
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	11,025	11,026	16,287	16,287
借入有価証券	23,376	23,376	20,081	20,081
貸出金	398,698	399,725	408,909	407,834
満期保有証券	3,189	3,251	3,206	3,305
その他の金融資産	132,472	132,468	112,479	112,468
<b>金融負債：</b>				
預金	581,478	581,758	550,204	550,402
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券	21,373	21,370	25,740	25,739
貸付有価証券	5,122	5,122	3,598	3,598
その他の短期借入金	20,232	20,237	17,295	17,289
その他の金融負債	168,328	168,328	135,273	135,273
長期債務	165,070	166,692	172,316	171,178
信託優先証券	5,694	6,127	6,373	6,519

<sup>1</sup> 当行グループの2016年度有価証券報告書、第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類の連結財務諸表に対する注記01 - 「重要な会計方針および重要な会計上の見積り」に記載されているように、金融商品の相殺に関する当行グループの会計方針に従って、金額は通常総額ベースで表示されている。

## 金融資産と金融負債の相殺

当行グループは、当行グループの2016年度有価証券報告書、第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類の連結財務諸表に対する01 - 「重要な会計方針および重要な会計上の見積り：金融商品の相殺」に記載された基準に従って、貸借対照表上純額ベースで一定の金融資産と金融負債を表示することができる。

下表は、相殺による連結貸借対照表への影響、および強制力のあるマスター・ネットティング契約または類似契約の対象となる金融商品のネットティングによる財務上の影響、ならびに利用可能な現金担保および金融商品担保に関する情報を示している。

## 資産

2017年6月30日現在

	金融資産 の総額	貸借対照 表上、相 殺される 総額	貸借対照 表上で表 示される 金融資産 の純額	貸借対照表上、相殺されない金額			
				マス ター・ ネット ィング 契約 の影響	現金担保	金融商品 担保 <sup>1</sup>	純額
単位：百万ユーロ							
中央銀行ファンド貸出金および売 戻条件付買入有価証券（強制力あ り）	8,754	0	8,754	0	0	-8,717	37
中央銀行ファンド貸出金および売 戻条件付買入有価証券（強制力な し）	2,271	0	2,271	0	0	-2,111	160
借入有価証券（強制力あり）	21,286	0	21,286	0	0	-20,305	981
借入有価証券（強制力なし）	2,090	0	2,090	0	0	-1,956	134
純損益を通じて公正価値で測定す る金融資産							
トレーディング資産	188,658	-466	188,192	0	-95	-365	187,732
デリバティブ金融商品の プラスの時価（強制力あり）	488,839	-109,547	379,292	-311,023	-47,475	-7,602	13,192
デリバティブ金融商品の プラスの時価（強制力なし）	17,048	0	17,048	0	-2,081	-1,243	13,724
純損益を通じて公正価値で測定 するものとして指定された金融 資産（強制力あり）	108,982	-47,415	61,567	-2,952	-801	-53,939	3,875
純損益を通じて公正価値で測定 するものとして指定された金融 資産（強制力なし）	28,184	0	28,184	0	0	-18,886	9,298
純損益を通じて公正価値で測定す る金融資産合計	831,711	-157,427	674,284	-313,976	-50,452	-82,035	227,821
貸出金	398,698	0	398,698	0	-13,210	-42,643	342,845
その他の資産	169,685	-23,810	145,875	-30,078	-608	-86	115,103
このうち、ヘッジ会計に適格な デリバティブのプラスの時価 （強制力あり）	7,949	-4,630	3,319	-2,574	-607	-86	52
ネットィングの対象とならない残 りの資産	315,477	0	315,477	0	-379	-216	314,882
資産合計	1,749,971	-181,237	1,568,734	-344,053	-64,649	-158,069	1,001,963

1 不動産およびその他の非金融商品担保を除く。



負債

2017年6月30日現在

単位：百万ユーロ	金融負債 の総額	貸借対照 表上、相 殺される 総額	貸借対照 表上で表 示される 金融負債 の純額	貸借対照表上、相殺されない金額				純額
				マス ター・ ネット ィング 契約 の影響	現金担保	金融商品 担保		
預金	581,478	0	581,478	0	0	0	581,478	
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（強制力あり）	13,873	0	13,873	0	0	-13,873	0	
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（強制力なし）	7,501	0	7,501	0	0	-6,974	527	
貸付有価証券（強制力あり）	4,885	0	4,885	0	0	-4,885	0	
貸付有価証券（強制力なし）	237	0	237	0	0	-72	165	
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債								
トレーディング負債	69,171	-779	68,392	0	0	0	68,392	
デリバティブ金融商品のマイナスの時価（強制力あり）	461,188	-105,542	355,646	-311,747	-25,937	-7,861	10,101	
デリバティブ金融商品のマイナスの時価（強制力なし）	16,036	0	16,036	0	-1,566	-960	13,510	
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債（強制力あり）	91,758	-46,635	45,123	-2,952	0	-42,170	1	
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債（強制力なし）	19,590	0	19,590	0	2,622	-9,360	12,852	
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	657,744	-152,957	504,787	-314,699	-24,882	-60,351	104,855	
その他の負債	215,091	-28,280	186,811	-51,406	-275	-148	134,982	
このうち、ヘッジ会計に適切なデリバティブのマイナスの時価（強制力あり）	3,470	-1,165	2,305	-1,851	-275	-148	31	
ネットィングの対象とならない残りの負債	197,953	0	197,953	0	0	0	197,953	
負債合計	1,678,761	-181,237	1,497,524	-366,105	-25,157	-86,303	1,019,959	

## 資産

2016年12月31日現在

単位：百万ユーロ	貸借対照表上、相殺されない金額						
	金融資産 の総額	貸借対照 表上、相 殺される 総額	貸借対照 表上で表 示される 金融資産 の純額	マス ター・ ネッティ ング契約 の影響	現金担保	金融商品 担保 <sup>1</sup>	純額
中央銀行ファンド貸出金および売 戻条件付買入有価証券（強制力あ り）	17,755	-4,020	13,735	0	0	-13,719	16
中央銀行ファンド貸出金および売 戻条件付買入有価証券（強制力な し）	2,552	0	2,552	0	0	-2,225	327
借入有価証券（強制力あり）	18,470	0	18,470	0	0	-17,637	832
借入有価証券（強制力なし）	1,611	0	1,611	0	0	-1,555	56
純損益を通じて公正価値で測定す る金融資産							
トレーディング資産	171,520	-477	171,044	0	-101	-884	170,059
デリバティブ金融商品の プラスの時価（強制力あり）	592,048	-126,523	465,525	-386,727	-51,790	-9,349	17,658
デリバティブ金融商品の プラスの時価（強制力なし）	19,625	0	19,625	0	-2,055	-1,244	16,327
純損益を通じて公正価値で測定 するものとして指定された金融 資産（強制力あり）	95,802	-40,998	54,804	-2,748	-928	-46,670	4,457
純損益を通じて公正価値で測定 するものとして指定された金融 資産（強制力なし）	32,783	0	32,783	0	0	-21,074	11,709
純損益を通じて公正価値で測定す る金融資産合計	911,778	-167,998	743,781	-389,475	-54,874	-79,221	220,211
貸出金	408,909	0	408,909	0	-13,039	-47,703	348,167
その他の資産	153,732	-27,686	126,045	-39,567	-589	-104	85,786
このうち、ヘッジ会計に適格な デリバティブのプラスの時価 （強制力あり）	8,830	-5,314	3,516	-2,719	-589	-104	104
ネットティングの対象とならない残 りの資産	275,442	0	275,442	0	-423	-307	274,712
資産合計	1,790,249	-199,704	1,590,546	-429,042	-68,925	-162,473	930,106

1 不動産およびその他の非金融商品担保を除く。

## 負債

2016年12月31日現在

単位：百万ユーロ	貸借対照表上、相殺されない金額						
	金融負債 の総額	貸借対照 表上、相 殺される 総額	貸借対照 表上で表 示される 金融負債 の純額	マス ター・ ネット ィング契 約の影 響	現金担保	金融商品 担保	純額
預金	550,204	0	550,204	0	0	0	550,204
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（強制力あり）	21,209	-4,020	17,189	0	0	-17,189	0
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（強制力なし）	8,551	0	8,551	0	0	-8,403	149
貸付有価証券（強制力あり）	3,524	0	3,524	0	0	-3,524	0
貸付有価証券（強制力なし）	75	0	75	0	0	-50	25
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債							
トレーディング負債	57,902	-873	57,029	0	0	0	57,029
デリバティブ金融商品のマイナスの時価（強制力あり）	569,064	-124,325	444,739	-386,612	-35,124	-9,325	13,678
デリバティブ金融商品のマイナスの時価（強制力なし）	19,119	0	19,119	0	-1,721	-897	16,501
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債（強制力あり）	82,421	-39,031	43,390	-2,748	0	-40,642	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債（強制力なし）	17,694	0	17,694	0	-7,910	-7,664	2,120
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	746,200	-164,228	581,971	-389,360	-44,755	-58,528	89,328
その他の負債	186,896	-31,456	155,440	-56,679	-1,298	0	97,463
このうち、ヘッジ会計に適切なデリバティブのマイナスの時価（強制力あり）	5,793	-1,200	4,593	-2,834	-1,297	0	463
ネットィングの対象とならない残りの負債	208,773	0	208,773	0	0	0	208,773
負債合計	1,725,431	-199,704	1,525,727	-446,039	-46,053	-87,693	945,942

個々の列に表示されているものの詳細な情報は、当行グループの2016年度有価証券報告書、第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類の連結財務諸表に対する注記19 - 「金融資産と金融負債の相殺」に記載されている。

信用リスク引当金

2017年6月30日終了6ヶ月間

	貸倒引当金			オフバランス信用リスク引当金			合計
	個別評価	集合的評価	小計	個別評価	集合的評価	小計	
単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)							
期首残高	2,071	2,475	4,546	162	183	346	4,892
信用リスク引当金繰入額	109	101	211	9	-8	1	212
このうち：							
減損債権の処分による (利得)/損失	-1	-20	-21	0	0	0	-21
純貸倒償却額：	-264	-430	-694	0	0	0	-694
貸倒償却額	-286	-462	-748	0	0	0	-748
取戻額	22	32	54	0	0	0	54
その他の変動	-78	-31	-109	-2	-10	-12	-122
期末残高	1,838	2,115	3,953	169	166	335	4,288

前年度からの増減

信用リスク引当金繰入額							
単位：百万ユーロ	-197	-171	-368	27	-10	16	-352
単位：%	-64	-63	-64	-150	-360	-110	-62
純貸倒償却額							
単位：百万ユーロ	192	167	359	0	0	0	359
単位：%	-42	-28	-34	0	0	0	-34

2016年6月30日終了6ヶ月間

	貸倒引当金			オフバランス信用リスク引当金			合計
	個別評価	集合的評価	小計	個別評価	集合的評価	小計	
単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)							
期首残高	2,252	2,776	5,028	144	168	312	5,340
信用リスク引当金繰入額	306	272	579	-18	3	-15	564
このうち：							
減損債権の処分による (利得)/損失	4	-14	-11	0	0	0	-11
純貸倒償却額：	-455	-598	-1,053	0	0	0	-1,053
貸倒償却額	-472	-663	-1,134	0	0	0	-1,134
取戻額	17	65	82	0	0	0	82
その他の変動	39	-117	-78	-8	-3	-10	-88
期末残高	2,142	2,334	4,476	119	168	287	4,763

前年度からの増減

信用リスク引当金繰入額							
単位：百万ユーロ	179	56	235	-34	-6	-41	195
単位：%	140	26	69	-205	-68	-158	53
純貸倒償却額							
単位：百万ユーロ	-233	-271	-504	0	0	0	-504
単位：%	105	83	92	0	0	0	92

## その他の資産およびその他の負債

## その他の資産

単位：百万ユーロ	2017年6月30日現在	2016年12月31日現在
ブローカー業務および有価証券に関連する債権		
未収金 / 未収委託証拠金	43,495	57,924
プライム・ブローカレッジ業務に係る債権	10,664	9,859
決済日経過の未決済有価証券取引	5,093	6,409
未決済の通常取引に係る受取債権	66,201	30,908
ブローカー業務および有価証券に関連する債権合計	125,453	105,100
未収利息	2,580	2,433
売却目的保有資産	466	563
その他	17,376	17,950
その他の資産合計	145,875	126,045

## その他の負債

単位：百万ユーロ	2017年6月30日現在	2016年12月31日現在
ブローカー業務および有価証券に関連する債務		
未払金 / 未払委託証拠金	64,014	70,706
プライム・ブローカレッジ業務に係る債務	24,142	20,155
決済日経過の未決済有価証券取引	3,485	2,668
未決済の通常取引に係る支払債務	63,925	28,490
ブローカー業務および有価証券に関連する債務合計	155,566	122,019
未払利息	2,761	2,712
売却目的保有負債	736	701
その他	27,748	30,008
その他の負債合計	186,811	155,440

## 預金

単位：百万ユーロ	2017年6月30日現在	2016年12月31日現在
無利息要求払預金	221,860	200,122
利付預金		
要求払預金	128,946	129,654
定期預金	141,386	130,299
貯蓄預金	89,287	90,129
利付預金合計	359,618	350,082
預金合計	581,478	550,204

## 引当金

## 引当金の種類別の変動

単位：百万ユーロ	住宅貯蓄 事業	オペレ ショナル・ リスク	民事訴訟	規制執行	再構築	モーゲー ジ買戻し請求	その他 <sup>1</sup>	合計
2017年1月1日現在残高	1,059	309	2,014	5,607	741	164	735	10,629
連結会社グループの変動	0	0	-6	0	-1	0	-4	-11
新規繰入額	135	24	104	84	135	0	569	1,051
取崩額	105	15	955	3,662	306	0	633	5,676
戻入額	14	22	63	186	102	0	64	451
為替レート変動の影響 / 割引の巻戻し	-5	-9	-60	-364	-2	-12	-12	-464
振替	14	0	-0	-3	-1	0	3	13
その他	0	0	0	0	0	0	0	0
2017年6月30日現在残高	1,084	287	1,034	1,476	465	152	593	5,091

1 連結貸借対照表に開示されている引当金の残りの部分に関しては、オフバランス信用リスク引当金が開示されている注記「信用リスク引当金」を参照のこと。

## 引当金の種類

住宅貯蓄引当金は、ドイツ・ポストバンク・グループおよびDeutsche Bank Bauspar-Aktiengesellschaftの住宅貯蓄事業から発生する。住宅貯蓄においては、顧客が建築ローン契約を締結し、それによって、顧客が貸出銀行に目標金額を預金すると、顧客は建築ローンによる借入を受ける権利を得る。建築ローン契約に関連して、アレンジメント・フィーが課され、また、預金額に対して（通常は他の銀行預金よりも低い金利で）利息が支払われる。顧客が借入を行わないと決めた場合には、顧客は遡及的なボーナス金利を受領する権利を得る。これは、低い契約貯蓄金利と固定金利（現在は市場金利を大幅に上回っている。）との差額を反映するものである。住宅貯蓄引当金は、ボーナス金利およびアレンジメント・フィー払戻しに係る潜在的負債に関連している。潜在的なボーナス金利負債を計算するためのモデルには、影響を受ける顧客基盤の割合、適用されるボーナス金利、顧客状況および支払時期に関するパラメータが含まれる。当該引当金に影響を及ぼすその他の要素は、顧客行動に関する利用可能な統計データ、および将来的に当該事業に影響する可能性のある一般環境である。

営業引当金は、オペレーション・リスクから発生するが、引当金として独立掲記される民事訴訟引当金および規制執行引当金は除かれる。

オペレーション・リスクは、内部手続、人員およびシステムが不十分である、もしくは機能していないこと、または外部の事象によって生じる損失のリスクである。営業引当金を算定する目的で使用される定義は、民事訴訟または規制執行案件により発生する損失リスクが除外されることからリスク管理の定義とは異なる。リスク管理目的上のオペレーション・リスクには、民事訴訟または規制執行案件における顧客、相手先および規制機関への支払が営業上の欠陥に係る損失事象に相当する場合は法的リスクが含まれるが、ビジネス・リスクおよび風評リスクは含まれない。

民事訴訟引当金は、民事訴訟において顧客、相手先またはその他の当事者からの請求が生じている、またはその可能性があるような、契約不履行または他の法的もしくは規制上の責任の不履行を主張する現在または潜在的な請求や手続から発生する。

規制執行引当金は、政府規制当局、自主規制機関またはその他の執行機関による罰金または違約金の査定が生じている、またはその可能性があるような、法的または規制上の責任の不履行を主張する現在または潜在的な請求や手続から発生する。

再構築引当金は、再構築活動から発生する。当行グループは、今後数年にわたり、主にコスト、重複および複雑性の削減を進めることで、長期的な競争力の強化を目指している。詳細については2016年度有価証券報告書、第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類の連結財務諸表に対する注記10 - 「再構築」を参照のこと。

モーゲージ買戻し請求引当金は、ドイツ銀行の米国住宅用モーゲージ貸出金事業から発生する。2005年度から2008年度までの間に、ドイツ銀行はドイツ銀行の米国住宅用モーゲージ貸出金事業の一環として約840億米ドルのプライベート・レーベルの証券化商品および710億米ドルの貸出金をホール・ローンの売却を通じて売却した。ドイツ銀行は、表明・保証の重大な違反があったとの主張に基づき、購入者、投資家および金融保証会社から貸出金を買戻すよう、またはそれによって発生したと主張されている損失について、これらの者に対して補償を行うよう請求を受けている。ドイツ銀行の通常の慣行では、契約上の権利に従って行われた有効な買戻し請求についてはこれを処理する。

2017年6月30日現在、ドイツ銀行は約846百万米ドルの未処理の解約合意の対象となっていないモーゲージ買戻し請求（貸出金の当初の元本残高に基づく。）を有している。これらの請求は主に、受託者またはサービスによるプライベート・レーベルの証券化商品に関する請求から構成されている。2017年6月30日現在において、ドイツ銀行はこれら未処理の請求に対して引当金173百万米ドル（152百万ユーロ）を設定した。ドイツ銀行は、請求を条件として、一部のモーゲージ貸出金のオリジネーターまたは売手からの補償契約の受益者である。これに関してドイツ銀行は、2017年6月30日現在、64百万米ドル（56百万ユーロ）の債権を認識した。2017年6月30日現在において、当該債権控除後の当該請求に対する純引当金繰入額は109百万米ドル（95百万ユーロ）であった。

2017年6月30日現在、ドイツ銀行は、当初の元本残高約88億米ドルの貸出金について、買戻しを完了したか、解約合意を取得したか、和解したかまたは時機を失した請求を却下していた。これらの買戻し、合意および和解に関連して、ドイツ銀行は、上述のようにドイツ銀行が売却した貸出金のうち約981億米ドルについて、潜在的な請求に関する義務の免除を獲得している。

ドイツ銀行が売却したモーゲージ貸出金に関してさらにモーゲージ買戻し請求が行われる可能性があるが、ドイツ銀行はそれらの時期および金額を信頼性をもって見積ることができない。2015年6月11日、ニューヨーク州控訴裁判所は、手続が適時に開始されなかったことを理由に、ドイツ銀行が発行した住宅用モーゲージ担保証券に関連する訴訟において主張されたモーゲージ買戻し請求の却下を認める判決を下した。裁判所は、問題となった貸出金に関する契約上の表明・保証の違反を主張する買戻し請求は、証券化のクロージング日現在で発生しており、したがってニューヨークの6年の時効を過ぎているとした。本判決および関連する判決は、ドイツ銀行に対し将来買戻し請求が行われる程度と当該請求が認められる可能性に影響する場合がある。

ドイツ銀行は、ホール・ローンとして第三者に売却した貸出金（2005年度から2008年度までの間に売却したすべての米国住宅用モーゲージ貸出金のほぼ半分を占める。）のサービスではなく、売却後は、そのパフォーマンスについての情報へのアクセスを喪失した。ドイツ銀行が証券化を行ったモーゲージ貸出金についてのパフォーマンスが公表されている間は、そのパフォーマンスと受領した買戻し請求との間に直接的な相関関係はみられなかった。債務不履行となった貸出金ならびに返済中の貸出金および全額返済済みの貸出金について請求を受領している。

その他の引当金には、貸出手数料の払戻しに対する引当金、繰延販売手数料および銀行税に対する引当金を含む、様々な異なる環境から発生するいくつかの特定の項目が含まれている。

#### 引当金および偶発負債

当行グループは、過去の事象から発生した現在の債務が存在し、当該債務により経済的流出が発生する可能性が高く、かつ、当該債務を信頼性をもって見積ることが可能な場合にのみ、潜在的損失に対する引当金を認識する。かかる債務を信頼性をもって見積ることが不可能な場合、引当金は認識されず、当該債務は偶発負債とみなされる。偶発負債はまた、将来の経済的流出の可能性が「ほとんどない」よりも高いが「高い」よりも低い、潜在的債務を含んでいる。特定の請求に対して引当金が設定されている場合、偶発負債は計上されない。ただし複数の請求から成る案件もしくは一連の案件については、請求に対して引当金が計上される場合もあれば、偶発負債が計上される場合もある（または引当金も偶発負債も計上されない場合もある。）。

当行グループは、当行グループを重要な訴訟リスクにさらす法的および規制環境において営業活動を行っている。このため、当行グループは、ドイツおよび、米国を含むドイツ以外の多くの法域において、訴訟、仲裁ならびに規制上の手続および調査に関わっている。近年、多くの地域で規制と監督が強化され、規制機関、政府機関およびその他は金融サービス提供者に対し、強化された監督および調査に従うことを求めている。このことから追加的な規制上の調査および執行措置が発生し、民事訴訟が提起されることも多い。この傾向は、世界的な金融危機およびヨーロッパのソブリン債の危機を受けて急激に加速している。

どの請求が損失の可能性が「高い」、または「高い」よりも低い、「ほとんどない」よりも高いかを判断し、次に、そうした請求に関する可能性のある損失を見積るに当たり、当行グループは複数の要素を考慮する。これらの要素には、請求の性質およびその基礎となる事実、個々の問題の判決に至るまでの経過および訴訟経緯、裁判所や他の裁判機関による判決、類似の案件における当行グループの経験および他社の経験（当行グループが把握している範囲で）、過去の和解協議、類似の案件における他社による和解（当行グループが把握している範囲で）、利用可能な補償、ならびに弁護士およびその他の専門家の意見および見解が含まれるが、これらに限定されない。

2017年6月30日および2016年12月31日現在、当行グループが民事訴訟および規制執行案件について認識している引当金は、上表に記載されている。当行グループが資金の流出の可能性が高いと考える一部の案件について、当行グループは潜在的な流出の金額を信頼性をもって見積ることが不可能であったため、引当金を認識していない。

信頼性の高い見積りが可能な案件について、当行グループは、2017年6月30日現在、可能性が「ほとんどない」よりは高いが「高い」よりも低い将来損失の合計は、民事訴訟案件については約12億ユーロ（2016年12月31日：15億ユーロ）、規制執行案件については5億ユーロ（2016年12月31日：8億ユーロ）になると見積っている。これらの数値は、当行グループの潜在的負債が連帯負債である案件、およびかかる負債が第三者によって支払われると当行グループが予想する案件を含んでいる。その他の重要な民事訴訟および規制執行案件について、当行グループは、資金の流出の可能性が「ほとんどない」より高いが「高い」よりも低いものの、その金額を信頼性をもって見積ことは不可能であると考えており、このため、かかる案件を偶発負債の見積りに含めていない。さらに、その他の重要な民事訴訟および規制執行案件について、当行グループは、資金の流出の可能性は「ほとんどない」と考えており、そのため、引当金を認識しておらず、偶発負債の見積りにも含めていない。

当該可能性のある損失の見積額、および引当金額は、現在入手可能な情報に基づいており、重要な判断ならびに様々な仮定、変数および既知/未知の不確実性に左右される。こうした不確実性には、（特に問題の初期段階において）当行グループが入手可能な情報の不正確性や不完全性が含まれ、裁判所や他の裁決機関による将来の判決または規制機関や訴訟相手による可能性の高い訴訟や見解に関する当行グループの仮定が誤りである可能性がある。さらに、これらの問題に関する可能性のある損失の見積りには、判断および見積りを行う際によく使用される統計的または他の定量的な分析ツールの使用を適用できない場合が多く、当行グループの判断および見積りを要する他の多くの領域と比較してより一層大きな不確実性にさらされている。可能性のある損失の見積額は、設定される引当金と同様に、規制当局または訴訟相手により当初求められる金額よりも大幅に少なくなる可能性があり、また少なくなることが多い。あるいは、発生する可能性のある潜在的な最大損失は、当行グループに不利な最終判決をもたらす案件に関するものであった。さらに、当行グループが事業を行ういくつかの法域において、訴訟相手は求める金額を表明するよう要求されないことが多く、要求される場合でも、金額には通常の申立における事実の主張または法的請求に適用される同様の要件が適用されない可能性がある。

将来損失の可能性が「ほとんどない」よりも高いと当行グループが判断する問題、ならびに信頼性の高い見積りが可能な問題およびそうした問題に関する可能性のある損失の見積額は、時々変化する。そうした見積りが行われた問題において、実際の結果は、可能性のある損失の見積額と大幅に異なる場合がある。加えて、損失の可能性は「ほとんどない」と当行グループが考えていた問題において、損失が発生する可能性もある。とりわけ、可能性のある損失の見積総額は、それらの問題に関する当行グループの潜在的な最大損失エクスポージャーを表していない。

当行グループは、最終判決や法的責任の決定の前に訴訟や規制上の手続または調査を解決する場合がある。当行グループは、（当行グループが法的責任に対する有効な抗弁を有すると信じる場合であっても）法的責任に係る争いを継続することによるコスト、経営努力、またはビジネス上、規制上もしくは評判上のマイナスの結果を回避する目的で、そうする場合がある。さらに、勝利できないことによる潜在的な結果が解決コストとは不釣り合いな場合に、そうする場合がある。当行グループは、同様の理由により、法的にそうせざるを得ない状況ではないと当行グループが信じる状況においても、相手先に損失を払い戻しすることがある。

## 現在の個別の訴訟

以下は、当行グループが重要な引当金を計上している、または重大な偶発負債の可能性が「ほとんどない」よりも高い、または重要な事業リスクもしくは評判リスクの可能性のある民事訴訟および規制執行案件（または一連の案件）に関する記載であり、類似した案件は統合され、一部の案件は数件の訴訟または請求から成る。開示された案件には、損失の可能性が「ほとんどない」よりも高いが、当行グループが可能性のある損失を信頼性をもって見積ることができない案件が含まれる。

Eschファンド訴訟 Sal. Oppenheim jr. & Cie. AG & Co. KGaA（以下「Sal. Oppenheim」という。）はドイツ銀行による2010年の取得以前、クローズ・エンド型不動産ファンドへ参加するためのマーケティングおよび資金調達に関与していた。当該ファンドは、ドイツの法律に基づき民法上の組合として組成された。通常、Josef Esch Fonds-Projekt GmbHが、計画およびプロジェクトの開発を行っていた。Sal. Oppenheimは当該会社に対し、共同支配企業を通じて間接的な持分を保有していた。当該事業に関連して、多数の民事訴訟がSal. Oppenheimに対して提起されている。訴状のすべてではないが、その内のいくつかはSal. Oppenheimの元マネージング・パートナーやその他の個人に対するものである。Sal. Oppenheimに対して提起されている当該訴訟は、当初約11億ユーロの投資に関連している。一部の訴訟が棄却あるいは和解がなされた後において、当初約320百万ユーロであった投資に関する訴訟が今も係属中である。現在係属中の訴訟の合計請求額は、約360百万ユーロである。投資家は、ファンドへの参加を解除し、当該投資に関連する潜在的な損失および負債に対する補償を受けることを求めている。当該訴状は、投資家による投資の意思決定に関連するリスクおよびその他の重要な側面に関する十分な情報をSal. Oppenheimが提供しなかったとする点に一部基づいている。個別の訴訟の事実に基づき、いくつかの裁判所はSal. Oppenheimに有利な判決を下し、いくつかの裁判所は不利な判決を下した。上訴は係属中である。当行グループはこれらの案件について引当金および



偶発負債を計上したが、開示することがこれらの問題の結果を著しく不利にする可能性がある」と結論付けたため、その金額を開示していない。

外国為替調査および訴訟 ドイツ銀行は、外国為替市場の取引および様々なその他の側面の調査を行っている一定の規制当局および法執行機関から情報要請を受け取っている。ドイツ銀行はこれらの調査に協力している。これに関連して、ドイツ銀行は、外国為替取引および外国為替ビジネスのその他の側面について内部グローバル調査を行った。

2016年10月19日、米国商品先物取引委員会の執行部（以下「CFTC」という。）は、「ドイツ銀行の外国為替に関する調査は終了しており、CFTCが現時点でさらなる行動を起こす予定はない」と通知する内容のドイツ銀行に対する書簡（以下「CFTCレター」という。）を発行した。慣例により、CFTCレターは、CFTCが「将来いつでも調査の再開を決定する裁量を維持している。」と声明している。CFTCレターは、ドイツ銀行の外国為替の取引および慣行に関するその他の規制当局および法執行機関による進行中の調査に拘束力のある影響を及ぼさない。

2016年12月7日、ドイツ銀行がCADE（ブラジルの反トラスト法執行機関）と、ブラジルを拠点としたドイツ銀行の元トレーダーによる行為に関する調査を解決するための合意に達したことが発表された。この合意の一環として、ドイツ銀行は罰金51百万ブラジルリアルを支払い、最終的解決に至るまでCADEの行政手続に引き続き従うことに合意した。これにより、ドイツ銀行が継続的に解決のための条件を満たすことを条件として、ドイツ銀行に関連するCADEの行政手続は完了する。

2017年2月13日、米国司法省（DOJ）の犯罪部門不正セクションは、「外国為替市場に関連する連邦犯罪法違反の可能性に関する」犯罪調査をDOJが終了していることをドイツ銀行に対して通知する書簡（以下「DOJレター」という。）を発行した。慣例により、DOJレターは、DOJが調査に関して追加の情報または証拠を得た場合には、調査を再開する可能性があることを声明している。DOJレターは、ドイツ銀行の外国為替の取引および慣行に関するその他の規制当局および法執行機関による進行中の調査に拘束力のある影響を及ぼさない。

2017年4月20日、ドイツ銀行AG、DB USA Corporationおよびドイツ銀行AGニューヨーク支店が連邦準備制度理事会と、ドイツ銀行の外国為替の取引および慣行に関する調査を解決するための合意に達したことが発表された。当該合意の条件に従い、ドイツ銀行は差し止め命令に従い、137百万米ドルの民事制裁金を支払うことに合意した。さらに、連邦準備制度理事会はドイツ銀行に対し、外国為替事業およびその他同様の商品に関する「監視、内部統制、コンプライアンス、リスク管理および調査プログラムの更なる改善を継続的に実施」し、その進捗について連邦準備制度理事会へ定期的に報告するよう命じた。

一部のその他の規制当局による調査は進行中であり、ドイツ銀行はこれらの調査に協力している。

ドイツ銀行は、外国為替相場を操作したとしてニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所に提起された反トラスト法および米国商品取引法に係る請求を主張する複数の推定上の集団訴訟において被告として指定されている。集団訴訟における訴状は損害賠償額を特定していない。2015年1月28日、当該集団訴訟を監督する連邦裁判所は、米国の原告に関係する当時係属中であった1件の訴訟の却下申立を否認し、一方で、非米国の原告に関係する2件の訴訟の却下申立を再訴不能の形で認めた。裁判所による2015年1月28日の命令より後に、追加の訴訟が提起されている。現在4件の米国での訴訟が係属中である。第1の係属中の訴訟は併合された訴訟であり、米国またはその海外領土において居住している、または事業を行っている店頭市場のトレーダーの推定集団および中央取引所のトレーダーの推定集団を代表して提起されたもので、ベンチマーク・レートとスポット・レートの両方、特にこれらのスポット・レートのスプレッドについて、競争を制限し、それらを操作する違法な契約があると主張している。当該訴状はさらに、これらの推定される共謀が、結果的に外国為替の先物およびオプションの中央取引所における人為的な価格につながったと主張している。2016年9月20日、ドイツ銀行による併合訴訟の却下申立の一部が認められ、一部が否認された。第2の訴訟は当該併合訴訟の主張をなぞるもので、かかる不正とされる行為が1974年米国従業員退職所得保障法（ERISA）における被告の信託義務の違反を引き起こす結果となったと主張している。第3の推定集団訴訟は、2015年12月21日、Axiom Investment Advisors, LLCによって同裁判所に提訴された。当該訴訟は、ドイツ銀行が、「ラスト・ルック」と呼ばれる機能を通して、電子取引プラットフォームに出された為替注文を拒否し、後に推定集団のメンバーにとって価格が前よりも不利になってからこれらの注文を執行したと主張している。原告は、契約違反に基づく請求、準契約上の請求およびニューヨーク州法に基づく請求を主張している。2016年9月26日に提起され、2017年3月24日に修正され、その後2017年4月28日に提起された同様の訴訟と併合された第4の推定集団訴訟（以下「間接購入者」訴訟という。）は当該併合訴訟の主張をなぞるもので、かかる不正とされる行為が為替商品の「間接購入者」に損害を与えたと主張している。これらの請求はシャーマン法および様々な州の消費者保護法に基づいて申立てられた。

2016年8月24日、裁判所は被告のERISA訴訟の却下申立を認めた。当該訴訟における原告は米国第二巡回控訴裁判所へ上訴通知を提出した。2017年2月13日、ドイツ銀行のラスト・ルック訴訟の却下申立の一部は認められ、一部は否認された。2017年3月24日、間接購入者訴訟の原告は修正訴状を提出した。ドイツ銀行は、当該訴訟の却下申立を行う意向である。併合訴訟およびラスト・ルック訴訟の開示手続は開始された。間接購入者訴訟の開示手続はまだ始まっていない。

ドイツ銀行はまた、オンタリオ州およびケベック州において提起された2件のカナダの集団訴訟において被告として指定されている。2015年9月10日に提訴されたこれらの集団訴訟は、米国の併合訴訟と同様の事実を主張しており、カナダ競争法およびその他の訴因に基づき、損害賠償を請求している。

当行グループは、開示することがこれらの問題の結果を著しく不利にする可能性があるとは結論付けたため、これらの案件に関して引当金または偶発負債を設定しているか否かを開示していない。

**銀行間取引金利事項 規制および法執行案件** ドイツ銀行は、様々な規制当局および法執行機関（米国の様々な州の検事総長を含む）から、ロンドン銀行間取引金利（LIBOR）、欧州銀行連盟の銀行間取引金利（EURIBOR）、東京銀行間取引金利（TIBOR）およびその他の銀行間取引金利の設定に関する業界全体の調査に関連した情報要請を受け取っている。ドイツ銀行はこれらの調査に協力している。

以前報告したとおり、2013年12月4日、ドイツ銀行は、ユーロ金利デリバティブおよび円金利デリバティブの取引における反競争行為に関する欧州委員会の調査を解決するための集団和解の一環として欧州委員会との間で和解に達した。和解契約の条件に従い、ドイツ銀行は総額725百万ユーロを支払うことで合意した。この罰金は全額支払われており、当行の引当金の一部を構成していない。

また、以前に報告されたとおり、2015年4月23日、ドイツ銀行は、LIBOR、EURIBOR、およびTIBORの設定に関する不正行為に対する調査を解決するため、米国司法省（DOJ）、米国商品先物取引委員会（CFTC）、英国金融行為監督機構（FCA）、ニューヨーク州金融サービス局（DFS）と個別の和解を締結した。これらの契約の条件に基づいて、ドイツ銀行はDOJ、CFTCおよびDFSに対し罰金21.75億米ドル、ならびにFCAに対し罰金226.8百万英ポンドを支払うことで合意した。DOJとの問題解決の一環として、DB Group Services (UK) Ltd.（ドイツ銀行の間接保有完全子会社）はコネチカット州地区米国連邦地方裁判所において、1件の有線通信不正行為の有罪を主張し、ドイツ銀行は3年の起訴猶予契約を締結した。これに従い、ドイツ銀行は（特に）1件は有線通信不正行為、もう1件は価格操作に関してドイツ銀行がシャーマン法に違反しているとする情報をコネチカット州地区米国連邦地方裁判所に提出することに同意した。DB Group Services (UK) Ltd.への2017年3月28日付の判決を受けて2017年4月に支払われた150百万米ドルを含む上記の罰金は、全額支払われており、当行の引当金の一部を構成していない。

2016年11月29日、米国証券取引所の職員はドイツ銀行に対して、同取引所は銀行間取引金利（IBOR）の調査を完了し、取引所による強制措置を勧告する予定はないことを通知した。

2016年12月21日、スイスの競争委員会WEKOは、ドイツ銀行AGを含む様々な銀行に向けて、EURIBORおよび円LIBORに係るIBOR関連の和解決定について公式に発表した。2017年3月20日、ドイツ銀行は、円LIBORについて罰金5.0百万スイスフランおよびWEKOへの手数料約0.4百万スイスフランを支払った。ドイツ銀行は、EURIBORに係る罰金について、WEKOに対してかかる行為を初めて通知した当事者であることから、全額免除を獲得した。当該和解金額は、既に全額が既存の訴訟引当金に計上されている。

様々な銀行間取引金利の設定に関するドイツ銀行のその他の調査は引き続き進行中であり、ドイツ銀行は引き続きさらなる訴訟にさらされている。上述のとおり、ドイツ銀行は、LIBOR、EURIBOR、およびTIBORの設定に関して、米国の州検事総長の作業部会による調査の対象となっている。当行は引き続き米国の州検事総長の調査に協力する。

当行グループは、開示することがこれらの結果を著しく不利にする可能性があるとは結論付けたため、残りの調査に関して引当金または偶発負債を設定したか否かを開示していない。

**民事訴訟の概要** ドイツ銀行は、以下の段落において説明される、様々な銀行間取引金利の設定に関する不正とされる操作に関連する米国における45件の民事訴訟および英国における1件の係属中の訴訟の当事者となっている。ドイツ銀行および他の多数の被告に対する、推定集団訴訟を含む民事訴訟の大部分が、ニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所（SDNY）において係属中である。6件を除く米国のすべての民事訴訟が、米ドルLIBORの設定に関する操作の結果、損失が発生したと主張する当事者を代表して提起された。また、ドイツ銀行に対する、米ドルLIBORに関連しない6件の民事訴訟がSDNYにおいて係属中であり、このうち、2件が円LIBORおよびユーロ円TIBORに、1件がEURIBORに、1件の併合訴訟が英ポンド（GBP）LIBORに、1件がスイスフラン（CHF）LIBORに、1件が2つのシンガポールドル（SGD）ベンチマーク・レート、シンガポール銀行間取引金利（SIBOR）およびスワップ・オファー・レート（SOR）に関連している。

上述の米国における45件の民事訴訟のすべてに対する損害賠償請求が、米国商品取引法（CEA）、連邦および州反トラスト法、米国威力脅迫および腐敗組織に関する連邦法（RICO）ならびにその他の連邦法および州法の違反を含む、様々な法的理論を根拠に主張されている。5件を除くすべてにおいて、原告は賠償額を正式に明示していない。特定の賠償額を主張する5件の訴訟は、米ドルLIBORの広域係属訴訟に併合された個別訴訟で、ドイツ銀行を含む全被告に対して、総額で少なくとも12.5億米ドル超の損害賠償を請求している。当行グループは、開示することがこれらの結果を著しく不利にする可能性があるとは結論付けたため、これらの訴訟に関して引当金または偶発負債を設定したか否かを開示していない。

**米ドルLIBOR** 1件を除き、これらの米ドルLIBORに関する米国の民事訴訟はすべて、SDNYにおいて広域係属訴訟（以下「米ドルLIBOR MDL」という。）の一部として併合されている（また、従前から係属中であった米ドルLIBORの非広域訴訟は下記の通り、却下が最終確定したことを受けて完了した）。ドイツ銀行に対して係属中の多数の個別訴訟およびそれらの類似性を鑑み、米ドルLIBOR MDLに併合されている民事訴訟は、該当する訴訟すべてに関する下記の概要に含まれている。個別訴訟の状況または判決がドイツ銀行に対して重要である場合を除き、個別の訴訟の開示はされていない。

2013年3月から2016年12月の、請求範囲を限定する一連の米ドルLIBOR MDLについての判決を受けて、原告は現在、反トラスト法に係る請求、CEA法に係る請求ならびに州法の不正、契約、不当利得およびその他の不法行為に係る請求を主張している。裁判所はまた、対人管轄権の欠如および時効を過ぎていることを根拠として一部の原告の請求を却下する判決を下している。

2016年5月23日、米国第二巡回控訴裁判所は、米ドルLIBOR MDLの被告に対する反トラスト法に係る請求の回復を求める意見を表明し、さらに審理するよう地方裁判所に差し戻しを行った。2016年12月20日、地方裁判所は、反トラスト法に係る一部の請求を却下する判決を下したが、その他については請求を認めた。複数の原告が2016年12月20日付の地方裁判所の判決について第二巡回控訴裁判所に控訴しており、これらの控訴は地方裁判所で進行中の訴訟と並行して係属中である。これらの控訴は初期段階にあり、概要説明はまだ開始されていない。

訴訟のうちの数件において開示手続が進められており、集団認定の申立は現在、2017年8月までに概要説明が行われる予定である。

2017年1月10日、ドイツ銀行は、シカゴ・マーカントイル取引所で取引されるユーロドル先物およびオプションについて申立てられた取引に基づく請求を主張する米ドルLIBOR MDLの一部として係属中の推定上の集団訴訟（*FTC Capital GmbH 対 Credit Suisse Group AG*）を解決するため、原告と仮契約を締結した。当該和解契約は2017年7月13日に締結された。当該和解については、和解金額は既に全額が既存の訴訟引当金に反映されており、追加の引当金は計上されていない。当該和解契約は、追加書類の提出と裁判所の承認を条件とする。

最終的に、米ドルLIBOR MDL訴訟のうちの1件は、（ドイツ銀行およびその他の外国の被告に対する）対人管轄権に関する根拠を含め、全体が却下されたが、原告は第二巡回控訴裁判所に控訴している。この控訴に関する概要説明は完了したものの、口頭弁論の日程は未定である。

SDNYにおいて係属中のMDLの範囲外の訴訟において、原告は請求の却下を受けて訴状を修正する申立を提起し、修正を求める当該申立についての決定が待たれている。他方のMDLの範囲外の訴訟（カリフォルニア州中央地区米国連邦地方裁判所において係属中である）の却下が、2016年12月に米国第九巡回控訴裁判所に認められ、控訴の出訴期限は満了している。

他に、英国においてドイツ銀行を相手取った米ドルLIBORに関する民事訴訟が1件あり、欧州連合の機能に関する条約第101条、1998年英国競争法第1章第2項および米国州法に基づく損害賠償請求が主張されている。この英国の訴訟は、ドイツ銀行に対して2017年7月に提起された。

**円LIBORおよびユーロ円LIBOR** 2017年1月24日、ドイツ銀行は、円LIBORおよびユーロ円LIBORを操作したとして、SDNYにおいて係属中である2件の推定上の集団訴訟（*Laydon 対 Mizuho Bank, Ltd. および Sonterra Capital Master Fund Ltd. 対 UBS AG*）を解決するために、原告と仮契約を締結した。2017年7月21日、ドイツ銀行と原告は77百万米ドルで和解に合意し、予備承認を求めて裁判所に合意書を提出した。2017年8月11日までに支払いが予定されているこの和解の金額は、全額が既存の訴訟引当金に反映されており、この和解に関する追加の引当は計上されていない。当該和解契約は、裁判所による更なる検討と承認を条件とする。

**EURIBOR** 2017年1月24日、ドイツ銀行は、EURIBORを操作したとして、SDNYにおいて係属中である推定上の集団訴訟（*Sullivan 対 Barclays PLC*）を解決するために、原告と仮契約を締結し、当該訴訟に係る係属中の複数の却下申立を取り下げた。2017年5月10日、ドイツ銀行と原告は170百万米ドルで和解に合意し、予備承認を求めて2017年6月12日に裁判所へ合意書を提出した。2017年7月7日、裁判所は予備承認を与えた。当該和解契約は、裁判所による更なる検討と承認を条件とする。和解の条件に従い、ドイツ銀行は170百万米ドルを支払ったため、当該金額を訴訟引当金に反映していない。

**GBP LIBOR、CHF LIBORならびにSIBORおよびSOR** 英ポンド（GBP）LIBOR、スイスフラン（CHF）LIBOR、ならびにシンガポール銀行間取引金利（SIBOR）およびスワップ・オファー・レート（SOR）のそれぞれを操作したとして提起されている推定上の集団訴訟が、SDNYにおいてそれぞれ係属中である。これらの各訴訟は、概要説明が実施された却下申立の対象となっている。開示手続は中断している。

**銀行手形スワップ・レート請求** 2016年8月16日、オーストラリア銀行手形スワップ・レート（以下「BBSW」という。）に関連して談合および操作が行われたとする申立に基づく請求が行われ、ドイツ銀行およびその他の被告に対して推定上の集団訴訟がニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所に提起された。訴状は、被告がBBSWの確定に影響を与えることを意図してマネー・マーケット取引に関与し、BBSWの虚偽の提案を行い、BBSWの規則を支配してさらなる不正行為に及んだと特に主張している。原告は、2003年度から現在に至るまでにBBSWにリンクした金融商品のうち米国内で行われた取引について関与した個人および事業体を代表して訴訟を提起した。修正された訴状が2016年12月16日に提出され、十分な概要説明が実施された却下申立の対象となっている。

紹介雇用慣行および一定のビジネス関係についての調査 多様な法域の一定の規制当局および法執行機関（米国証券取引委員会および米国司法省を含む。）は、顧客、潜在的な顧客および政府職員から紹介された候補者に関する当行の雇用慣行ならびに仲介者およびコンサルタントの契約に関して、米国海外腐敗行為防止法およびその他の法令へのドイツ銀行の法令順守を特に調査している。ドイツ銀行はこれらの調査に応じて協力し続けている。その他の法域における一定の規制当局も、これらの調査について概要を把握している。当行グループは、これらの規制当局による調査の一部に関して引当金を計上している。当行グループは、開示することがこれらの規制当局による調査の結果を著しく不利にする可能性がある結論付けたため、当該引当金の金額を開示していない。現在判明している事実に基づき、現時点で当行が判決の時期を予測することはできない。

キルヒ ミュンヘンの検察庁（Staatsanwaltschaft München I）は、特にドイツ銀行の数名の元取締役会メンバーについて、キルヒ訴訟に関連した犯罪捜査を行い、現在も実施中である。キルヒ訴訟には、ドイツ銀行AGとレオ・キルヒ博士および同氏が支配していたメディア企業との間の数件の民事訴訟手続が含まれていた。主な問題は、2002年に当時ドイツ銀行の取締役会スポークスマンであったロルフ・プロイヤー博士が行ったブルームバーグ・テレビジョンとのインタビューが、キルヒ会社が破綻する原因となったか否かであった。当該インタビュー中にプロイヤー博士は、キルヒ博士（および同氏の会社）が融資を獲得できないことについて言及していた。2014年2月、ドイツ銀行とキルヒ氏の相続人は包括的和解に達し、これにより両者間の法的な争いはすべて終了した。

検察庁の主張は、ミュンヘン上級地方裁判所および連邦裁判所におけるキルヒ氏とドイツ銀行AGとの民事訴訟のうちの1件で提出された提出物におけるドイツ銀行顧問弁護士による事実の陳述につき、該当する元取締役会メンバーが、当該陳述が誤りであることに気付いたとされた後に速やかな訂正を怠った、および/またはそれぞれが当該手続において誤った陳述を行ったというものである。

2016年4月25日、ミュンヘン地方裁判所は、ユルゲン・フィッチェン氏および他4名の元取締役会メンバーに関係する主要な捜査についてミュンヘン地方裁判所で行われた審理を受けて、全ての被告および当該手続の二次的参加人であった当行を無罪とした。2016年4月26日、検察庁は上訴を申し立てた。上訴は事実誤認ではなく法律上の過失の再審理に限定されている。2016年10月18日、判決書が送達されてから数週間後、検察庁は元取締役会メンバーのユンゲル・フィッチェン氏、ロルフ・プロイヤー博士およびジョゼフ・アッカーマン博士についてのみ上訴を維持し、元取締役会メンバーのクレメンス・ボーアサイ博士およびテッセン・ヴァン・ハイドブレック博士についての上訴は取り下げることを通じたため、両者の無罪が確定した。

検察庁による他の捜査（これはキルヒ民事訴訟手続における訴訟不正の企てにも対応している）は進行中である。ドイツ銀行はミュンヘン検察庁に全面的に協力している。

当行グループは、これらの訴訟手続が当行グループに及ぼす重要な経済的影響はないと考えており、これらに関して引当金または偶発負債を計上していない。

KOSPI指数下落問題 2010年11月11日のクロージング・オークションでの韓国総合株価指数200（以下「KOSPI200」という。）の約2.7%の下落を受け、韓国金融監督庁（以下「FSS」という。）は捜査を開始し、KOSPI200の下落はドイツ銀行による、KOSPI200の指数裁定ポジションの一部として保有されていた約16億ユーロ相当の株式バスケットの売却に起因するとの懸念を表明した。2011年2月23日、FSSの業務を監督する韓国金融監督委員会がFSSによる結論および勧告を検討し、以下の措置を決定した。すなわち、( )ドイツ銀行グループの5名の従業員およびドイツ銀行の子会社であるDeutsche Securities Korea Co.（DSK）に対し、市場を操作したとして様々な企業犯罪の法的責任について韓国検察庁に刑事告訴すること、( )DSKの現物株式および上場デリバティブの自己売買業務ならびにDMA（ダイレクト・マーケット・アクセス）現物株式トレーディングを2011年4月1日に開始し2011年9月30日に終了する6ヶ月間に関して停止すること、およびDSKが1名の指定された従業員に対して6ヶ月間雇用を停止する要求を課すことであった。業務停止には適用除外があり、DSKが既存のデリバティブ連動証券の流動性供給者としての業務を継続することを許可している。2011年8月19日、韓国検察庁は、スポット/先物関連市場の操作の疑いでDSKおよびドイツ銀行グループの4名の従業員を起訴することを決定したと発表した。当該刑事裁判は2012年1月に開始された。2016年1月25日、ソウル中央地方法院はDSKのトレーダーおよびDSKに対し有罪の評決を下した。15億韓国ウォン（2.0百万ユーロ未満）の刑事上の罰金がDSKに科された。裁判所はまた、基礎となった取引活動により発生した利益の没収を命じた。当行グループは2011年度における基礎となった取引活動に係る利益を差し出した。刑事裁判の判決は、検察および被告の両方によって上訴されている。

加えて、2010年11月11日のKOSPI200の下落の結果損失を受けたと主張する一部の当事者によって、ドイツ銀行およびDSKに対して多数の民事訴訟が韓国裁判所に提起されている。2015年度第4四半期より、これらの訴訟のいくつかについて、第一審裁判所の決定が当行およびDSKに対して下された。未解決の既知の請求における総請求金額は最大で50百万ユーロ（現在の為替レート）に上る。当行グループはこれらの未解決の民事案件に関して引当金を設定している。当行グループは、開示することがこれらの案件の結果を著しく不利にする可能性がある結論付けたため、この引当金の金額を開示していない。

生命保険買取調査 2017年5月2日、ニューヨーク州南部地区連邦検察局は、2005年度から2008年度の期間中の生命保険資産に対する投資の発行および購入を含む、当行の生命保険買取事業の実績に関する調査を終了したと当行に通知した。慣例により、連邦検察局は、追加情報または証拠を入手した場合には当該調査を再開する可能性があるとして当行に通知している。

モーゲージ関連および資産担保証券事項ならびに調査 規制当局および政府案件 ドイツ銀行および一部の関係会社（これらの段落において、合わせて「ドイツ銀行」という。）は、米国金融詐欺対策タスク・フォースの住宅用モーゲージ担保証券ワーキング・グループのメンバーを含む一定の規制当局および政府機関から、モーゲージ貸出金、住宅用モーゲージ担保証券（RMBS）、商業モーゲージ担保証券（CMBS）、債務担保証券（CDO）、その他の資産担保証券およびクレジット・デリバティブの発行、購入、証券化、販売、評価および/または取引に関する活動についての召喚状および情報要請を受け取っている。ドイツ銀行は、これらの召喚状および情報要請にこたえて、全面的に協力している。

2016年9月12日、ドイツ銀行は、ドイツ銀行のRMBSの発行および証券化業務の調査を根拠として米国司法省（DOJ）が提起を検討していた潜在的な請求の和解に関して、DOJとの協議を開始し、最初の要求額は140億米ドルであった。2016年12月23日、ドイツ銀行は、2005年度から2007年度に行われたRMBS事業に関する潜在的な請求を解決するためにDOJと基本合意に達したと発表した。2017年1月17日、当該和解が確定し、DOJにより発表された。和解に基づき、ドイツ銀行は、民事制裁金31億米ドルを支払い、消費者救済に41億米ドルを提供することに合意した。

2016年9月、ドイツ銀行は、メリーランド州の検事総長から、2002年度から2009年度のドイツ銀行のRMBSおよびCDO事業に関する情報要請の行政召喚状を受け取った。2017年6月1日、ドイツ銀行とメリーランド州の検事総長は、本件を解決するために150万米ドルの現金および80万米ドルの消費者救済で合意に達した（ドイツ銀行がDOJとの和解の一部として合意した総額41億米ドルの消費者救済から配分される）。

当行グループは一部の規制当局による進行中の調査に関して引当金を計上しているが、その他については設定していない。当行グループは、開示することがこれらの規制当局による調査の結果を著しく不利にする可能性があるとして結論付けたため、これらの引当金の金額を開示していない。

発行人および引受人としての民事訴訟 ドイツ銀行は、RMBSおよびその他の資産担保証券の売出しにおける発行人または引受人としての様々な役割について、民間の当事者により提起された多数の民事訴訟において被告として指定されている。下記に記載のこれらの訴訟には、売出書類に重要な虚偽記載および脱漏（基礎となるモーゲージ貸出金の発行において準拠した引受基準に関するものを含む。）があったと主張しているか、または発行時点において貸出金に関連した様々な表明または保証の違反があったと主張している。当行グループはこれらの民事訴訟のいくつかに関して引当金を計上しているが、すべてについては計上していない。当行グループは、開示することがこれらの案件の結果を著しく不利にする可能性があるとして結論付けたため、これらの引当金の金額を開示していない。

ドイツ銀行は、Novastar Mortgage Corporationが発行した6件のRMBS売出しの引受人の1社としての役割に関連して、集団訴訟の被告となっている。当該訴状において、特定の損害賠償は主張されていない。当該訴訟は、かかる売出しにおいて証券を購入した投資家集団を代表する原告により提起された。当事者は、総額165万米ドルで解決する合意に達し、かかる金額の一部は当行によって支払われた。当該和解は裁判所の最終承認が条件となっている。

Aozora Bank, Ltd. (Aozora) は、ドイツ銀行の事業体に対して（とりわけ）価格が下落したとされる様々なCDOへのAozoraの投資に関して、不正および関連する請求を主張する訴訟を提起した。2015年1月14日、裁判所は、Blue Edge ABS CDO, Ltd.として識別されるCDOに関連してAozoraによって提起されたドイツ銀行AGおよびその子会社であるDeutsche Bank Securities Inc.に対する訴訟について、当該2社による却下の申立を認めた。Aozoraは、この判決について控訴し、2016年3月31日、控訴裁判所は下級裁判所による却下を認めた。Aozoraは、更なる控訴は考えていない。これとは別に、他のドイツ銀行の子会社であるDeutsche Investment Management Americas, Inc.は、UBS AGおよび関連企業とともに、Brooklyn Structured Finance CDO, Ltd.として識別されるCDOに関連してAozoraにより提起された訴訟において被告となっている。2015年10月13日、裁判所は、不正ならびに不正補助および不正教唆に係るAozoraの請求の却下を求めた被告の申立を棄却し、被告はこの判決について控訴した。2016年9月14日、口頭弁論が開かれ、2016年11月3日、控訴裁判所は下級裁判所による判決を覆し、被告によるAozoraの請求の却下申立を認めた。Aozoraは、更なる控訴は考えておらず、2016年12月15日、裁判所は請求を却下する判決を下した。

ドイツ銀行は、RMBSの売出しに関連し(a)Colonial Bank（すべての被告に対して189万米ドル以上の損害賠償を主張）、(b) Guaranty Bank（すべての被告に対して901万米ドル以上の損害賠償を主張）および(c)Citizens National BankとStrategic Capital Bank（すべての被告に対して66万米ドル以上の損害賠償を主張）の管財人として米国連邦預金保険公社（FDIC）によって提起された3件の訴訟において被告となっている。これらの訴訟のそれぞれにおいて、控訴裁判所は、出訴期限を理由に過去に却下された請求を再開させている。Guaranty Bankに関する訴訟において、米国最高裁判所への再審理および移送命令の申請は棄却され、開示手続が進行中である。Colonial Bankに関する訴訟において、再審理の申請は棄却され、2016年10月6日、被告は米国最高裁判所への移送命令の申請を行ったが、これは2017年1月9日に棄却された。2017年6月21日、FDICは第二修正訴

状を提出した。Citizens National BankおよびStrategic Capital Bankに関する訴訟では、同様の控訴が2017年1月18日に棄却され、2017年6月26日、被告は米国最高裁判所へ移送命令の申請を行った。

Residential Funding Companyは、Residential Funding Companyに売却した貸出金の表明・保証の違反ならびにResidential Funding Companyに対して提起されたRMBS関連の請求および訴訟を受けて発生した損失の補償に関して、ドイツ銀行に対し買戻し訴訟を提起した。当該訴状において、特定の損害賠償は主張されなかった。2016年6月20日、当事者は秘密和解契約を履行し、2016年6月24日に裁判所は再訴不能の形で当該訴訟を却下した。

ドイツ銀行は、2件のRMBS証券の再証券化に関してFederal Home Loan Bank of San Franciscoによって提起された請求を解決するための和解に最近達しており、和解の金額は当行にとって重要ではなかった。この和解および過去の別の2件の請求の一部和解により、ドイツ銀行は、1件のRMBSの売出しに関する訴訟において引き続き被告となっている。この売出しにおける引受人として、ドイツ銀行には契約上の補償が定められている。2017年1月23日、RMBS売出しに関連する請求を解決するために和解契約が履行され、本件は終了した。

ドイツ銀行は、RMBSの購入に関連するコモン・ローに関する請求を主張しているRoyal Park Investments (Fortis Bankの一定の資産を取得するために設立された特別目的ピークルによる請求を意図した代理人として)によって提起された訴訟の被告となっている。当該訴状において、特定の損害賠償は主張されていない。2017年4月17日、裁判所は当該訴状を却下し、原告は控訴している。

2014年6月、受託者としてのHSBCは、ACE Securities Corp.の2006-SL2 RMBS売出しのモーゲージ貸出金に関してドイツ銀行が買戻しを行っていないと主張して、過去の訴訟について再審理を行うよう、ニューヨーク州裁判所にドイツ銀行に対する訴訟を提起した。同売出しにおけるモーゲージ貸出金に関してドイツ銀行が提供した表明・保証の違反を主張し、受託者としてのHSBCがドイツ銀行に対して提起した別の訴訟の却下を申立てる上訴の結果が出るまで、当該再訴は保留されている。2016年3月29日、裁判所は、再訴を却下し、2016年4月29日、原告は上訴申立を提起した。

ドイツ銀行は、Countrywideが発行した1件のRMBS証券の購入を無効にしよう求めてCharles Schwab Corporationが提起した民事訴訟において、被告として指定された。2015年度第4四半期において、当該訴訟においてドイツ銀行に補償を行うBank of Americaは、ドイツ銀行に関係する問題となっている1件の証券に関する訴訟について、和解契約を締結した。2016年3月16日、裁判所は、Deutsche Bank Securities Inc.を被告として却下することを再訴不能の形で確定した。

2016年2月18日、ドイツ銀行およびAmherst Advisory & Management LLC (Amherst) は、5件のRMBS信託に関する契約違反訴訟を解決するために、和解契約を履行した。2016年6月30日、両当事者は、2016年2月18日に締結した契約の修正および文言修正を行い、和解契約を履行した。2016年8月の証券保有者による和解の承認投票結果を受け、受託者は和解契約を受け入れ、当該訴訟を取り下げた。2016年10月17日、当事者は再訴不能の形で訴訟の中止に合意し、これが裁判所において2016年10月18日および10月19日に承認されたことで5件の訴訟が解決された。ドイツ銀行が支払う和解金の一部は、当該訴訟の非当事者により補償された。

ドイツ銀行は、RMBSの購入に関連するコモン・ローおよび連邦証券法に関する請求を主張しているPhoenix Light SF Limited (旧WestLB AGが設立および/または管理する特別目的ピークルによる請求を意図した代理人として)により提起された訴訟において被告であった。2016年10月14日、当事者は、当行にとって重要ではない金額で、本件を解決するために和解契約を確定した。2016年11月2日、裁判所は再訴不能の形で訴訟の中止を承認し、訴訟が解決した。

2016年2月3日、Lehman Brothers Holdings, Inc. (Lehman) は、ニューヨーク州南部地区米国連邦破産裁判所において、特にMortgageIT, Inc. (MIT) およびMITの継続企業とされるドイツ銀行AGに対して、MITがLehmanに売却し、次にLehmanがFederal National Mortgage Association (Fannie Mae) およびFederal Home Loan Mortgage Corporation (Freddie Mac) に売却した63件のモーゲージ貸出金に関して、2003年および2004年の特定の貸出金購入契約における表明・保証の違反があったとして対審手続を起こした。当該訴状は、これらの貸出金に関する請求を解決するため、Lehmanの破産手続の一環として、Fannie MaeおよびFreddie Macとの間で達した和解に関連してLehmanが負った損失の補償を求めている。2016年12月29日、Lehmanは約10.3百万米ドルの損害賠償を主張し、DB Structured Products, Inc.およびMITに対する第二修正訴状を提出した。被告は2017年3月31日に第二修正訴状の却下を求める申立を提起した。

他の発行体によるRMBSの売出しの引受人としてのみのドイツ銀行に対する訴訟においては、ドイツ銀行は発行体から補償を受ける契約上の権利を有している。しかし、これらの補償を受ける権利は、発行体が現在破産もしくはそれ以外で破綻しているか、または将来破産もしくはそれ以外で破綻する可能性がある場合、その全部または一部が事実上行使不能となっている可能性がある。

**受託者としての民事訴訟** ドイツ銀行は、特定のRMBS信託の受託者としての役割に関して、様々な投資家グループによって提起された8件の個別の民事訴訟において被告となっている。これらの訴訟は概ね、受託者が当該信託の受託者としての一定の義務の適切な履行を怠ったとして、契約違反、信託義務違反、利益相反を回避する義務の違反、1939年信託証券法の過失および/または違反に関する請求を主張するものである。これら8件の訴訟には、BlackRock Advisors, LLC、PIMCO-Advisors, L.P.およびその他 (BlackRock集団訴訟) が運用するファンドを含む、ある投資家グループによって提起された2件の推定上の



集団訴訟、Royal Park Investments SA/NVによって提起された1件の推定上の集団訴訟および5件の個別訴訟が含まれる。BlackRock集団訴訟のうち1件は、62件の信託に関してニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所において係属中であり、当該信託では総額98億米ドルの実現損失が担保に生じたと主張しているが、訴状は損害賠償額を明らかにしていない。2017年1月23日、裁判所は受託者の却下申立を一部認め、一部否認した。2017年2月3日、裁判所は原告の、オリジネーターまたはスポンサーが破産した21の信託に係る表明・保証に関する請求を却下する命令を下した。残っているのは、数件の信託に関する1939年信託証書法の違反に係る請求および契約違反に係る請求だけである。2017年3月27日、受託者は訴状に対する回答を提出した。開示手続は進行中である。2つ目のBlackRock集団訴訟は、465件の信託に関してカリフォルニア州上級司法裁判所において係属中であり、当該信託では総額757億米ドルの実現損失が担保に生じたと主張しているが、訴状は損害賠償額を明らかにしていない。受託者は、原告が主張した不法行為に係る請求の却下を求める異議申立および契約違反に係る請求の特定の要素の削除を求める申立を提起した。そして2016年10月18日、裁判所は受託者の異議申立を支持して不法行為に係る請求を却下し、削除申立を却下した。2016年12月19日、受託者は訴状に対する回答を提出した。当該訴訟における開示手続は進行中である。Royal Park Investments SA/NVによって提起された推定上の集団訴訟は、ニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所において係属中であり、10件の信託に係るもので、当該信託では総額31億米ドル超の実現損失が担保に生じたと主張しているが、訴状は損害賠償額を明らかにしていない。Royal Parkは2017年5月1日に新たな集団認定の申立を提起し、この申立は保留中である。開示手続は進行中である。

その他5件の個別訴訟には以下の訴訟が含まれる。(a)National Credit Union Administration Board(以下「NCUA」という。)は、97件の信託に対する投資家として、総額172億米ドルの実現損失が担保に生じたと主張しているが、訴状は損害賠償額を明らかにしていない。(b)43件のRMBS信託により発行されたRMBS証券を保有する一定のCDO(総称して「Phoenix Light」という。)および527百万米ドルを超える損害賠償の請求。(c)Western and Southern Life Insurance Companyおよび関連事業体5社(総称して「Western & Southern」という。)は、18件のRMBS信託に対する投資家として、そのうち10件の信託の受託者に対して、総額で「数千万米ドルの損害賠償」による実現損失が担保に生じたと主張しているが、訴状は損害賠償額を明らかにしていない。(d)50件のRMBS信託に対する投資家として、Commerzbank AGは「数億米ドルの損失」の回収を求めている。(e)IKB International, S.A.(清算中)およびIKB Deutsche Industriebank AG(総称して「IKB」という。)は、37件のRMBS信託の投資家として、268百万米ドルを超える損害賠償を請求している。NCUAの訴訟では、請求の原因を述べていないことを理由とした受託者の却下申立は係属中であり、開示手続は停止されている。Phoenix Light訴訟では、残る43件の信託に係る開示手続は進行中である。Western & Southern訴訟では、2016年11月18日、受託者は修正訴状に対する回答を提出し、当該訴訟において残る10件の信託に係る開示手続は進行中である。Commerzbank訴訟では、2017年2月10日、請求の原因を述べていないことを理由とした受託者の却下申立は一部が認められ、一部が否認され、受託者は2017年5月1日、回答を提出し、当該訴訟における50件の信託について開示手続は進行中である。IKBの訴訟では、裁判所は受託者の却下申立に係る口頭審理を2017年5月3日に行ったが、裁定には至っていない。2017年6月20日、IKBの原告は4件の信託に関して、ドイツ銀行に対して主張されたすべての請求の棄却を再訴不能の形で求めた。開示手続は進行中である。

当行グループはこれらの8件の訴訟について、偶発負債が存在するものの、現時点で偶発負債の金額を信頼性をもって見積ることはできないと考えている。

ポストバンク任意的公開買付 2010年9月12日、ドイツ銀行は、ドイツ・ポストバンクAG(ポストバンク)の全株式の取得を目的とした任意的公開買付を実施する決定を発表した。2010年10月7日、当行は正式な公開買付書類を発行した。公開買付において、ドイツ銀行はポストバンクの株主に対してポストバンク株式1株当たり25ユーロの対価を提示した。当該公開買付では、ポストバンクの株式合計約48.2百万株を取得した。

2010年11月、ポストバンクの元株主で公開買付を受け入れたEffecten-Spiegel AGが、提示価格は余りにも低く、ドイツ連邦共和国の準拠法を順守して決定されなかったと主張する請求をドイツ銀行に対して提起した。原告は、ドイツ銀行が、遅くとも2009年には、ポストバンクの全株式を対象とした強制的公開買付を行うべきであったと主張している。原告は、遅くとも2009年にドイツ買収法第30条に従って、ドイツポストAGが保有していたポストバンクの議決権をドイツ銀行AGに帰属させるべきであったと主張している。これに基づき、原告は2010年の任意的公開買付でポストバンクの株式についてドイツ銀行AGが提示した対価は、1株当たり57.25ユーロに引き上げられるべきであったと主張している。

ケルン地方裁判所は、2011年に当該請求を却下し、ケルン控訴裁判所は2012年に上訴を却下した。連邦裁判所は、ケルン控訴裁判所の判決を棄却し、当該案件を控訴裁判所に差し戻した。その判決において、連邦裁判所は、ドイツ銀行AGとドイツポストAGが2009年に「協調した」という原告の主張について控訴裁判所が十分に検討しなかったと表明した。ケルン控訴裁判所は、2017年11月8日に追加審理を予定している。

2010年の公開買付を受け入れたポストバンクの別の元株主も、2014年以降、ケルン地方裁判所で係属中のEffecten-Spiegel AGがドイツ銀行に対して提起した請求と同様の請求を提起している。これらの原告の一部が、ドイツ資本市場モデル・ケース法に基づくモデル・ケース手続(Musterverfahren)の申立を行った後、ドイツ銀行はモデル・ケース手続の開始を支持することを決定し、ケルン地方裁判所へ手続の申立を行った。ケルン地方裁判所は、判決を2017年9月末に下す意向を発表した。

2015年9月、ポストバンクの元株主は、2015年8月のポストバンクの株主総会で採択されたスクイズアウトの決議を取り消すために、ケルン地方裁判所でポストバンクに対して株主訴訟を提起した。とりわけ、原告は、ドイツ銀行が2009年により高い株価での強制的公開買付を実施しなかったという主張に基づき、ドイツ銀行により保有されるポストバンク株式の議決権は停止の状態であったと主張している。スクイズアウトは完了しており、当該手続自体には逆転効果はないが、賠償金の支払いが発生する可能性がある。当該手続の原告は上記のEffecten-Spiegelの手続で主張されたものと類似の法律的主張を参照している。ケルン地方裁判所は、2017年9月末に判決を下す意向を示した。

2010年の任意的公開買付より前にポストバンク全株式の強制的公開買付を行う義務をドイツ銀行が負っていたか否かという法律上の問題も、係属中の2件の審査手続（*Spruchverfahren*）に影響を及ぼす可能性がある。これらの手続は、2015年に行われたポストバンク株主のスクイズアウトならびに2012年にDB Finanz-Holding AGとポストバンクの間で締結された支配の行使および損益の移転に係る合意（*Beherrschungs- und Gewinnabführungsvertrag*）に関する補償支払額の増額を求めてポストバンクの元株主が開始したものである。

当行グループは、開示することがこれらの結果を著しく不利にする可能性があるとは結論付けたため、これらの案件に関して引当金または偶発負債を設定したか否かを開示していない。

**貴金属調査および訴訟** ドイツ銀行は、一定の規制当局および法執行機関から、貴金属取引および関連行為の調査に関連する情報および書類提出などの要請を受け取っている。ドイツ銀行はこれらの要請に協力し、適宜、関連当局に参与している。これに関連して、ドイツ銀行は、貴金属ベンチマークならびに貴金属取引および貴金属事業のその他の側面に対するドイツ銀行の過去の関与について、独自の内部レビューを実施している。

ドイツ銀行は、ニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所において係属中の併合された2件の集団訴訟の被告となっている。これらの訴訟は、Gold FixおよびSilver Fixへの参加を通じて金および銀の価格操作を行ったとして、米国反トラスト法、米国商品取引法および関連する州法の違反を主張しているが、特定の額の損害賠償は主張していない。ドイツ銀行は、両訴訟の和解のため契約の合意に達し、その財務上の条件はドイツ銀行にとって重要ではない。この契約は裁判所の最終承認を条件とする。

さらに、ドイツ銀行は、オンタリオ州およびケベック州内で金および銀に関して、カナダの集団訴訟の被告となっている。それぞれの訴訟は、カナダ競争法違反およびその他の訴因を主張して損害賠償を請求している。

当行グループは、これらの案件の一部に関して、引当金を計上している。当行グループは、開示することがこれらの結果を著しく不利にする可能性があるとは結論付けたため、当該引当金の金額を開示しておらず、また、上記以外の案件に関して引当金を計上したか否か、これらの案件のいずれかについて偶発負債を計上したか否かについても開示していない。

**ロシア/英国の株式売買に係る調査** ドイツ銀行は、モスクワとロンドンで特定のクライアントがドイツ銀行と締結した、互いに相殺される株式売買の状況について調査している。調査中の当該取引の総額は重要である。ドイツ銀行による法律、規制または方針の違反の可能性および関連する内部統制環境についての内部調査は完了しており、ドイツ銀行は調査により特定された結果を評価している。現在までに、一部のドイツ銀行の方針に対する違反およびドイツ銀行の統制環境の欠陥が特定されている。ドイツ銀行は、当該調査のいくつかの法域（ドイツ、ロシア、英国および米国を含む。）の規制当局および法執行機関に助言を行っている。ドイツ銀行は、本件において特定の個人に関して懲戒処分を行っており、他の者についても正当な場合には引き続き同様の処分を行う。

2017年1月30日および31日、ニューヨーク州金融サービス局（DFS）および英国金融行為監督機構（FCA）は、本件の調査に関連して当行と和解したと発表した。当該和解により、上記の株式売買関連の調査も含めた当行の投資銀行部門のマネーロンダリング防止（AML）管理機能に関するDFSおよびFCAの調査は終了した。DFSとの和解契約の条件に基づいて、ドイツ銀行は同意審決を受け、民事制裁金425百万米ドルを支払うこと、および最長2年間、独立した監視人を設置することに合意した。FCAとの和解契約の条件に基づき、ドイツ銀行は民事制裁金約163百万英ポンドを支払うことに合意した。2017年5月30日、連邦準備制度理事会は、当案件および連邦準備制度理事会が識別した他のAMLに係る問題を解決して当行と和解したと発表した。ドイツ銀行は罰金41百万米ドルを支払った。ドイツ銀行はまた、独立の第三者を雇い、銀行秘密法/AMLプログラムを評価し、ドイツ銀行の子会社であるDeutsche Bank Trust Company Americasの特定の外国コルレス銀行業を見直すことに合意した。当行は書面による改善計画およびプログラムの提出も求められている。DFS、FCAおよび連邦準備制度理事会の和解金額は、既に大部分が既存の訴訟引当金に反映されていた。

ドイツ銀行は、DOJを含む規制当局および法執行機関に引き続き協力している。これらは、当該証券売買について独自の調査を継続している。当行グループは、残りの調査に関する引当金を計上している。当行グループは、開示することがこれらの案件の結果を著しく不利にする可能性があるとは結論付けたため、当該引当金の金額を開示していない。

**ソブリン債、国際機関債および政府関係機関債（SSA債）に関する調査および訴訟** ドイツ銀行は、一定の規制当局および法執行機関から、SSA債取引に関連する情報および書類提出などの要請を受け取っている。ドイツ銀行はこれらの調査に協力している。



ドイツ銀行は、ニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所において提起された複数の推定上の集団訴訟において被告となっている。当該訴訟は、SSA債の流通市場を操作した疑いに関して、米国反トラスト法およびコモン・ローの違反があったと主張している。これらの訴訟は初期の段階にある。

当行グループは、こうした開示が結果に著しく不利な影響を及ぼしうると結論付けたため、本件に関して引当金または偶発負債を設定しているか否かを開示していない。

信託優先証券訴訟 ドイツ銀行とその一部の関係会社および元役員は、ドイツ銀行およびその関係会社が2006年10月から2008年5月までの間に売出した一部の信託優先証券を購入した者を代表し、連邦証券法に基づく請求を主張して、ニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所に提起され併合された推定上の集団訴訟の被告となっている。2016年7月25日、裁判所は問題となっている5件の売出しのうち3件に関するすべての請求を却下する判決を下した。しかし、2007年11月および2008年2月の売出しに関連する一部の請求については、手続を進めることを認めた。2016年11月17日、原告は2007年11月の売出しについて集団認定を申立てた。2017年1月20日、原告は集団認定の申立を修正し、2008年2月の売出しを含めるために推定集団の代表者メンバーを追加するよう求めた。裁判所は*California Public Employees' Retirement System*対*ANZ Securities*訴訟における米国最高裁判所の判決が下されるまで、すべての手続を停止した。当該訴訟においては、最高裁判所が推定上の集団メンバーの請求に関して、推定上の集団訴訟の申立が証券法第13条の3年の時効を経過していないかのどうかを検討することが予定されていた。これは2008年2月の売出しに関する請求に関連するものであった。2017年6月26日、最高裁判所は、第13条における3年の規定は出訴期限であって衡平法上の中断の対象にはならないとする意見を表明した。2017年7月20日付の命令によって、裁判所は2008年2月の売出しについて、被告によるすべての請求却下の申立を承認し、また、裁判所はANZの影響について協議する会議を2017年10月16日に設定した。裁判所が当該請願を裁定した後に、当事者は集団訴訟認定を求める原告の要請へと進み、開示手続を開始する予定である。

当行グループは、開示することがこの結果を著しく不利にする可能性があるとして結論付けたため、本件に関して引当金または偶発負債を設定しているか否かを開示していない。

米国の禁輸措置に関連した事項 ドイツ銀行は、米国の禁輸措置に関する法律の対象である国々の当事者に対し米国の金融機関を通じて過去に行った米ドル建ての支払指図書処理について、一定の米国の規制当局および法執行機関から情報要請を受け取っている。これらの機関は、当該処理が米国の連邦法および州法に従っていたかについて調査している。2006年、ドイツ銀行は、イラン、スーダン、北朝鮮およびキューバの相手先ならびに一定のシリアの銀行との間で新たな米ドル建ての事業を行わないこと、および法的に可能な範囲で当該相手先との既存の米ドル建ての事業から撤退することを自主的に決定した。2007年、ドイツ銀行は、いかなる通貨においてもイラン、シリア、スーダンおよび北朝鮮の相手先との間で新たな事業を行わないこと、および法的に可能な範囲であらゆる通貨による当該相手先との既存の事業から撤退することを決定した。ドイツ銀行はさらに、キューバの相手先との米ドル建て以外の事業を制限する決定を下した。2015年11月3日、ドイツ銀行は、ドイツ銀行に対する調査を解決するため、ニューヨーク州金融監督局およびニューヨーク連邦準備銀行との間に契約を締結した。ドイツ銀行はこれら2つの当局に対してそれぞれ200百万米ドルおよび58百万米ドルを支払い、一部の従業員を解雇すること、一部の元従業員を再雇用しないこと、1年間、独立した監視人を設置することに合意した。さらに、ニューヨーク連邦準備銀行は特定の改善措置を命じ、特に、効果的なOFACコンプライアンス・プログラムの確立と、ニューヨーク連邦準備銀行がその効果に納得するまでの、独立した者によるプログラムの年次レビューの実施を求めた。米国法執行当局（DOJを含む）による調査は依然、継続中である。

当行グループは、開示することがこの結果を著しく不利にする可能性があるとして結論付けたため、本件に関して引当金または偶発負債を設定しているか否かを開示していない。

米国財務省証券に関する調査および訴訟 ドイツ銀行は、一定の規制当局および法執行機関から、米国財務省証券の入札、取引および関連する市場活動に関する情報および書類提出などの要請を受け取っている。ドイツ銀行はこれらの調査に協力している。

ドイツ銀行は複数の推定上の集団訴訟において被告となっている。当該訴訟は、米国財務省証券市場を操作した疑いに関して、米国反トラスト法、米国商品取引法およびコモン・ローの違反があったと主張している。これらの訴訟は初期の段階にあり、ニューヨーク州南部地区に併合されている。

当行グループは、開示することがこれらの結果を著しく不利にする可能性があるとして結論付けたため、これらの案件に関して引当金または偶発負債を設定しているか否かを開示していない。

## 長期債務

単位：百万ユーロ

2017年6月30日  
現在

2016年12月31日  
現在

優先債務：		
債券およびノート		
固定利付	80,135	84,924
変動利付	34,435	37,082
劣後債務：		
債券およびノート		
固定利付	4,760	4,882
変動利付	1,817	1,906
その他	43,924	43,523
長期債務合計	165,070	172,316

## 発行済および社外流通株式

2017年4月7日、ドイツ銀行AGは新株予約権を伴う公開買付を通じた現金払込により授權資本の枠内での増資を完了した。合計で687.5百万株の新たな普通株式が発行され、調達額は80億ユーロとなった。発行された当該新株には既存株式と同等の配当権が付されている。新株予約権の98.92%が行使され、1株当たり11.65ユーロの引受価格で680.1百万株の新株が発行された。残り7.4百万株の新株は、1株当たり平均価格15.50ユーロにて市場で売却された。

資本に直接計上された増資に関する取引費用は1億ユーロ（税引後）であった。

単位：百万株	2017年6月30日 現在	2016年12月31日 現在
発行済株式	2,066.8	1,379.3
自己株式	1.4	0.2
このうち：		
買戻し	1.2	0.0
その他	0.2	0.2
社外流通株式	2,065.4	1,379.1

## その他の財務情報（無監査）

## 信用関連コミットメントおよび偶発負債

## 取消不能貸出コミットメントおよび貸出関連偶発負債

通常の事業活動の過程において、当行グループは、フロンティング・コミットメントを含む取消不能貸出コミットメントおよび偶発負債（金融保証および履行保証、スタンドバイ信用状ならびに顧客のための補償契約から構成されている。）を定期的に締結している。これらの契約に基づいて、当行グループは、債務契約に基づく履行や、第三者の債務不履行に基づく受益者に対する支払いを要求される。これらの商品に関して、当行グループは、請求が行われるか否か、および行われる場合には、いつ、どの程度行われるかについて、詳細には把握していない。当行グループがフロンティング・コミットメントに関連して現金を支払わなければならない場合、当行グループは即時にその他のシンジケート貸主に返済を求めらるであろう。当行グループは信用エクスポージャーの監視の際に上記すべての金融商品を検討し、固有の信用リスクを軽減するために担保を要求する場合がある。信用リスクの監視により、予想される請求から損失の発生する可能性が高いと考えられた場合、引当金が設定され、貸借対照表に計上される。

以下の表は、当行グループの取消不能貸出コミットメントおよび貸出関連偶発負債を示しており、担保および引当金は考慮されていない。この表は、締結したこれらすべての負債を履行しなければならない場合の、当行グループの潜在的な最大利用額を示している。このため、この表はこれらの負債に係る予想将来キャッシュ・フローを表すものではない。それは、これらの負債の多くが引き出されることなく期限切れとなるため、および発生する請求が顧客によって履行されるかまたは取り決めた担保からの受取金により回収される可能性があるためである。

単位：百万ユーロ	2017年6月30日現在	2016年12月31日現在
取消不能貸出コミットメント	160,945	166,063
偶発負債	49,457	52,341
合計	210,402	218,404

## 税金に係る取消不能支払コミットメント

銀行再建・破綻処理指令（BRRD）、単一破綻処理基金（SRF）およびドイツ法定預金保護制度に基づく銀行税に関連する取消不能支払いコミットメントは、2017年6月30日現在、372百万ユーロおよび2016年12月31日現在、280百万ユーロであった。

## 関連当事者との取引

一方の当事者が、他方の当事者を直接もしくは間接的に支配しているか、または他方の当事者の財務もしくは営業上の決定に重要な影響力を有する場合、両者は関連当事者とみなされる。当行グループの関連当事者には、以下が含まれる。

- 経営幹部およびその近親者、ならびに経営幹部またはその近親者が支配しているか、重要な影響力を有しているか、または重要な議決権を有している企業
- 子会社、共同支配企業および関連会社ならびにこれらの各子会社
- ドイツ銀行の従業員を対象とした退職後給付制度

### 経営幹部との取引

経営幹部とは、ドイツ銀行グループの活動の計画、指揮および管理を直接的または間接的に行う権限および責任を有する者のことである。当行グループは、現在任命されている取締役および親会社の監査役が、IAS第24号でいう「経営幹部」を構成すると考えている。2017年6月30日現在の当行グループと経営幹部との取引には、貸出金およびコミットメント49百万ユーロ、ならびに預金8百万ユーロが含まれていた。2016年12月31日現在、当行グループと経営幹部との取引には、貸出金およびコミットメント49百万ユーロ、ならびに預金7百万ユーロが含まれていた。加えて、当行グループは決済および口座サービスや投資相談といった銀行サービスを、経営幹部およびその近親者に提供している。

### 子会社、関連会社および共同支配企業との取引

ドイツ銀行AGとその子会社との取引は、関連当事者間取引の定義を満たしている。これらの取引が連結上消去されている場合、それらは関連当事者間取引として開示されていない。当行グループとその関連会社および共同支配企業ならびにそれぞれの子会社との取引も関連当事者間取引としての条件を満たしている。

子会社、共同支配企業および関連会社との取引は、個々に重要ではないため、以下の表においてまとめて表示されている。

## 行われた貸出および付与された保証

単位：百万ユーロ	関連会社およびその他の関連当事者	
	2017年6月30日 現在	2016年12月31日 現在
貸出金残高、期首現在	297	396
期中の貸出金の変動 <sup>1</sup>	-6	-86
連結会社グループの変動	0	0
為替レートの変動 / その他	-5	-13
貸出金残高、期末現在 <sup>2</sup>	287	297
その他の信用リスク関連取引：		
貸倒引当金	0	0
貸倒引当金繰入額	1	0
保証およびコミットメント	60	62

1 期中に貸出した貸出金および返済された貸出金による純影響額は、「期中の貸出金の変動」として示されている。

2 延滞貸出金は、2017年6月30日現在0百万ユーロおよび2016年12月31日現在7百万ユーロであった。2017年6月30日および2016年12月31日現在、当行グループは上記の貸出金に対してそれぞれ14百万ユーロおよび22百万ユーロの担保を保有していた。

## 受け入れた預金

単位：百万ユーロ	関連会社およびその他の関連当事者	
	2017年6月30日 現在	2016年12月31日 現在
預金、期首現在	87	162
期中の預金の変動 <sup>1</sup>	-34	-74
連結会社グループの変動	-0	0
為替レートの変動 / その他	-3	-1
預金、期末現在	50	87

1 期中に受け入れた預金および払戻した預金による純影響額は、「期中の預金の変動」として示されている。

## その他の取引

関連会社とのトレーディング資産およびデリバティブ金融取引のプラスの時価は、2017年6月30日現在では0百万ユーロ、2016年12月31日現在では8百万ユーロであった。関連会社とのトレーディング負債およびデリバティブ金融取引のマイナスの時価は、2017年6月30日現在では7百万ユーロ、2016年12月31日現在では0百万ユーロであった。

## 年金制度との取引

当行グループは、多数の年金制度と取引関係がある。これに従って、当行グループは、これらの制度に対して、投資運用管理を含む金融サービスを提供している。年金基金は、ドイツ銀行AGの株式または有価証券を保有または売買することができる。2017年6月30日現在、これらの制度との取引は当行グループにとって重要ではなかった。

## 売却目的保有の非流動資産および処分グループ

売却目的保有の非流動資産および処分グループは、貸借対照表上その他の資産およびその他の負債に計上されている。本注記は、2017年6月30日現在の売却目的保有の非流動資産および処分グループの種類および財務上の影響について説明している。

### 報告日現在の売却目的保有の非流動資産および処分グループ

2017年6月30日現在、売却目的保有資産は466百万ユーロ（2016年12月31日現在：563百万ユーロ）であり、2017年6月30日現在、処分グループに含まれている負債は736百万ユーロ（2016年12月31日現在：701百万ユーロ）であった。

2017年6月30日現在、売却目的保有として分類される非流動資産および処分グループに関連して、その他の包括利益（損失）累計額に直接認識された未実現純利得または損失はない（2016年12月31日：0百万ユーロ）。

### アルゼンチンにある子会社であるドイツ銀行S.A.の売却

2017年6月5日、当行グループはアルゼンチンにある子会社であるドイツ銀行S.A.のBanco Comafi S.A.への売却が完了したと発表した。2017年5月に規制当局から実質的な承認を受けたことに伴い、当該事業体は6月の売却に先立って売却目的保有の処分グループとして分類されていた。この売却により、主にC&Aに計上された為替換算調整額（CTA）の実現を含め、190百万ユーロの税引前売却損が生じた。

## 後発事象

ドイツ銀行は、当事業年度の4月はじめに、現金拠出による80億ユーロの新規の無額面登録株式687.5百万株の発行を成功裏に完了した。この増資を普通株式等Tier 1（CET 1）資本として認識するには、CRR第26条(3)に従い、ECBによる承認が必要となる。ECBはかかる承認を2017年7月26日に与えた。したがって、増資による調達額は当該日よりCET 1資本として認識されているが、2017年6月30日現在においては法定資本金には含まれないため、資本またはレバレッジ比率の計算にも含まれない。

その結果、当報告書における規制上の資本ならびに関連する資本およびレバレッジ比率は、増資が既に2017年6月30日時点で実施されていたものとして反映しプロフォーマ・ベースで表示されている一方で、リスク・レポートにおける個々の開示では、増資の影響を除外した同日現在の法定資本金ならびに資本およびレバレッジ比率を示している。

報告日より後に、上記の他に、当行グループの経営成績、財政状態および純資産に重要な影響を及ぼした重要な事象は発生していない。

## その他の情報（無監査）

### GAAP以外の財務的測定尺度

当報告書、および当行グループが発行しているまたは発行する可能性があるその他の報告書には、GAAP以外の財務的測定尺度が含まれている。GAAP以外の財務的測定尺度とは、当行グループの過去または将来の経営成績、財政状態またはキャッシュ・フローの尺度である。この尺度は、当行グループの財務諸表においてIFRSに従って計算および表示された最も直接に比較可能な尺度に含められる（から除外される）金額を除外する（含める）調整を含む場合がある。

### 資本利益率

当行グループは、税引後平均株主持分利益率および税引後平均有形株主持分を計上しているが、これらはいずれもGAAP以外の財務的測定尺度である。

税引後平均株主持分利益率および平均有形株主持分は、ドイツ銀行株主に帰属する純利益（損失）が、平均株主持分および平均有形株主持分にそれぞれ占める割合として計算されている。

ドイツ銀行株主に帰属する純利益（損失）は、GAAP以外の財務的測定尺度であり、純利益（損失）から非支配持分に帰属する税引後利益（損失）を除外した金額として定義される。当行グループでは、報告実効税率（2017年6月30日終了3ヶ月間においては43%、前年同期においては95%）を反映している。2017年6月30日終了6ヶ月間における当該税率は39%、前年同期においては74%であった。セグメント別では、適用された税率は、2017年のすべての報告期間において33%で、2016年のすべての報告期間において35%である。

グループ・レベルでは、有形株主持分は、連結貸借対照表上の株主持分の報告額からのれんおよびその他の無形資産を除外したものである。セグメント別の有形株主持分は、「平均株主資本の配分」の項に記載されている通り、各セグメントに配分された株主持分からのれんおよびその他の無形資産を控除して算出されている。株主持分および有形株主持分は平均ベースで表示されている。

当行グループは、平均有形株主持分を表示することによって当行グループの競合他社との比較が容易になると考えており、当行グループによる資本利益率の開示の中で、当該尺度を記載している。しかし、平均有形株主持分はIFRSに規定された測定尺度ではないため、当行グループの当該尺度に基づく比率は、計算方法の違いを考慮せずに他社の比率と比較すべきではない。

上記の比率の調整は下表に記載されている。

2017年6月30日終了3ヶ月間

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	プライベート・アンド・コマーシャル・バンク	ドイチェ・アセット・マネジメント	非中核事業部門	連結および調整	連結合計
税引前利益(損失) (IBIT)	543	310	234	-	-265	822
法人所得税費用						-357
当期純利益(損失)	364	208	157	-	-263	466
非支配持分に帰属する純利益(損失)	0	0	0	-	-19	-19
DB株主に帰属する純利益およびその他の資本構成要素	364	208	157	-	-281	447
平均株主資本	45,190	15,228	4,649	-	-54	65,013
加算(差引)：						
のれんおよびその他の無形資産の平均	-3,242	-2,090	-3,644	-	44	-8,930
平均有形株主資本	41,948	13,139	1,005	-	-10	56,082
税引後平均株主資本利益率(%)	3.2	5.5	13.5	-	N/M	2.7
税引後平均有形株主資本利益率(%)	3.5	6.3	62.3	-	N/M	3.2

N/M - 表記するに値しない

2016年6月30日終了3ヶ月間

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	プライベート・アンド・コマーシャル・バンク	ドイチェ・アセット・マネジメント	非中核事業部門	連結および調整	連結合計
税引前利益(損失) (IBIT)	460	367	170	-632	42	408
法人所得税費用						-388
当期純利益(損失)	301	240	111	-413	-219	20
非支配持分に帰属する純利益(損失)	0	0	0	0	-2	-2
DB株主に帰属する純利益およびその他の資本構成要素	301	240	111	-413	-221	18
平均株主資本	38,556	13,632	5,813	4,023	-12	62,011
加算(差引)：						
のれんおよびその他の無形資産の平均	-2,811	-1,834	-4,851	-542	37	-10,001
平均有形株主資本	35,745	11,797	962	3,482	25	52,011
税引後平均株主資本利益率(%)	3.1	7.0	7.6	N/M	N/M	0.1
税引後平均有形株主資本利益率(%)	3.4	8.1	46.2	N/M	N/M	0.1

N/M - 表記するに値しない



2017年6月30日終了6ヶ月間

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	プライベート・アンド・コマーシャル・バンク	ドイチェ・アセット・マネジメント	非中核事業部門	連結および調整	連結合計
税引前利益(損失) (IBIT)	1,249	710	414	-	-672	1,701
法人所得税費用						-660
当期純利益(損失)	837	476	277	-	-549	1,041
非支配持分に帰属する純利益(損失)	0	0	0	-	-23	-23
DB株主に帰属する純利益およびその他の資本構成要素	837	476	277	-	-572	1,018
平均株主資本	43,055	14,684	4,720	-	314	62,773
加算(差引)：						
のれんおよびその他の無形資産の平均	-3,275	-2,072	-3,748	-	150	-8,945
平均有形株主資本	39,780	12,612	972	-	464	53,828
税引後平均株主資本利益率(%)	3.9	6.5	11.7	-	N/M	3.2
税引後平均有形株主資本利益率(%)	4.2	7.5	57.1	-	N/M	3.8

N/M - 表記するに値しない

2016年6月30日終了6ヶ月間

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	プライベート・アンド・コマーシャル・バンク	ドイチェ・アセット・マネジメント	非中核事業部門	連結および調整	連結合計
税引前利益(損失) (IBIT)	1,170	552	331	-1,165	99	987
法人所得税費用						-731
当期純利益(損失)	765	361	216	-762	-324	256
非支配持分に帰属する純利益(損失)	0	0	0	0	-24	-24
DB株主に帰属する純利益およびその他の資本構成要素	765	361	216	-762	-349	232
平均株主資本	38,923	13,832	5,864	3,776	-3	62,393
加算(差引)：						
のれんおよびその他の無形資産の平均	-2,738	-1,943	-4,859	-563	67	-10,036
平均有形株主資本	36,186	11,889	1,005	3,212	65	52,357
税引後平均株主資本利益率(%)	3.9	5.2	7.4	N/M	N/M	0.7
税引後平均有形株主資本利益率(%)	4.2	6.1	43.1	N/M	N/M	0.9

N/M - 表記するに値しない

## 調整後費用

調整後費用は、主要な業績評価指標の一つであり、IFRSに基づく財務的測定尺度としての利息以外の費用と最も直接的な比較が可能なGAAP以外の財務的測定尺度である。調整後費用は、IFRSに基づく利息以外の費用に( )のれんおよびその他の無形資産の減損、( )訴訟費用、( )保険業務に係る費用、( )再構築費用および退職金を調整して計算される。保険業務に係る費用は2016年度後半に売却されたAbbey Life Assurance事業から発生したものであるため、将来の期間には発生しない。当行グループは、これらの項目の影響を除く利息以外の費用の表示は、当行グループの事業に関連する費用をより有意に表していると考えている。

2017年6月30日終了3ヶ月間

単位：百万ユーロ	コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	プライベート・アンド・コマーシャル・バンク	ドイチェ・アセット・マネジメント	非中核事業部門	連結および調整	連結合計
利息以外の費用	3,000	2,226	442	-	47	5,715
のれんおよびその他の無形資産の減損	6	0	0	-	0	6
訴訟費用	-78	48	0	-	4	-26
保険業務に係る費用	0	0	0	-	0	0
再構築費用および退職金	80	9	4	-	1	95
調整後費用	2,992	2,169	438	-	41	5,641

2016年6月30日終了3ヶ月間

単位：百万ユーロ	コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	プライベート・アンド・コマーシャル・バンク	ドイチェ・アセット・マネジメント	非中核事業部門	連結および調整	連結合計
利息以外の費用	3,705	2,296	535	278	-96	6,718
のれんおよびその他の無形資産の減損	285	0	0	0	0	285
訴訟費用	141	55	0	-5	-72	120
保険業務に係る費用	0	0	74	0	0	74
再構築費用および退職金	109	70	34	1	-7	207
調整後費用	3,169	2,171	427	281	-16	6,032

2017年6月30日終了6ヶ月間

単位：百万ユーロ	コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	プライベート・アンド・コマーシャル・バンク	ドイチェ・アセット・マネジメント	非中核事業部門	連結および調整	連結合計
利息以外の費用	6,642	4,452	868	-	87	12,049
のれんおよびその他の無形資産の減損	6	0	0	-	0	6
訴訟費用	-105	45	-1	-	4	-57
保険業務に係る費用	0	0	0	-	0	0
再構築費用および退職金	141	-27	8	-	1	124
調整後費用	6,600	4,434	861	-	82	11,976

2016年6月30日終了6ヶ月間

単位：百万ユーロ	コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	プライベート・アンド・コマーシャル・バンク	ドイチェ・アセット・マネジメント	非中核事業部門	連結および調整	連結合計
利息以外の費用	7,461	4,631	1,063	753	-5	13,903
のれんおよびその他の無形資産の減損	285	0	0	0	0	285
訴訟費用	73	63	1	238	-67	308
保険業務に係る費用	0	0	118	0	0	118
再構築費用および退職金	294	141	58	7	-8	492
調整後費用	6,808	4,428	887	508	70	12,700

#### 基本的社外流通株式1株当たり純資産および基本的社外流通株式1株当たり有形純資産

基本的社外流通株式1株当たり純資産および基本的社外流通株式1株当たり有形純資産は、投資家や業界アナリストが適正自己資本の測定基準として使用および依拠するGAAP以外の財務的測定尺度である。基本的社外流通株式1株当たり純資産は、当行の株主持分合計を期末現在の基本的社外流通株式数で除したものである。有形純資産は、当行の株主持分合計からのれんおよびその他の無形資産を控除したものである。基本的社外流通株式1株当たり有形純資産は、有形純資産を期末現在の基本的社外流通株式数で除して計算される。

#### 有形純資産

単位：百万ユーロ	2017年6月30日 現在	2016年12月31日 現在
株主持分合計（純資産）	66,258	59,833
のれんおよびその他の無形資産	-8,834	-8,982
有形株主持分（有形純資産）	57,424	50,851

#### 基本的社外流通株式数

単位：百万株 (別途記載のものを除く)	2017年6月30日 現在	2016年12月31日 現在 <sup>1</sup>
発行済株式数	2,066.8	1,545.5
自己株式	-1.4	-0.2
権利確定した株式報奨	42.7	23.3
基本的社外流通株式数	2,108.1	1,568.6

基本的社外流通株式1株当たり純資産 (単位：ユーロ)	31.43	38.14
基本的社外流通株式1株当たり有形純資産 (単位：ユーロ)	27.24	32.42

<sup>1</sup> 増資に関連して2017年4月に発行された新株予約権の無償交付の要素の影響を反映するために、2016年12月31日に係るすべての数値は修正されている。

## CRR/CRD 4の完全適用によるプロフォーマ測定

当行グループの規制上の資産、エクスポージャー、リスク・ウェイト・アセット、資本および資本比率は、規制目的で計算されたものであり、CRR/CRD 4に基づき本書全体にわたって記載されている。CRR/CRD 4は「経過」（または「フェーズ・イン」）規定を定めている。当該規定では、規制上の調整に係る新規定は段階的に導入され、かつ一定の種類の資産のリスク・ウェイトと関連していることから、当該新規定の下では適格でなくなった資本性金融商品は段階的に除外することが認められている。一定の場合にCRR/CRD 4は、バーゼル2またはバーゼル2.5による過去の適正自己資本フレームワークにおいて採用されていた経過規定を維持している。この経過規定は、一定の種類の資産のリスク・ウェイトと関連している。別途記載のものを除き、本書に記載されている当行グループの2017年6月30日および2016年12月31日現在のCRR/CRD 4に基づくソルベンシー測定尺度は、これら経過規定を反映している。

当行グループは本書において、CRR/CRD 4に基づく経過規定を考慮に入れず、最終的なCRR/CRD 4のフレームワークの完全適用を反映した「完全適用」ベースでのCRR/CRD 4に基づく測定尺度も記載している。ただし、以下を除く。

当該経過規定は、持分投資に対して、CRR/CRD 4の完全適用規則において適用されたであろう、CRR第155条に基づき決定された190%から370%の間のリスク・ウェイトではなく、100%のリスク・ウェイトを適用するという適用除外を認める規定（グラント・ファーザー規定）を含んでいる。CRR/CRD 4の最終フレームワークの完全適用においては、持分投資に係るグラント・ファーザー規定は適用されないが、当行グループがCRR/CRD 4を完全適用するに当たって、限定的な一部の持分ポジションに対して、当該グラント・ファーザー規定を引き続き適用している。これは、グラント・ファーザー規定が2017年度末に終了する前に、資産の売却その他の手段を講じることによって、グラント・ファーザー規定の終了による影響を軽減することを意図したものである。当行グループは、これらのポジションの売却が実行不可能となるような、非流動的市場またはその他類似の困難な要因が及ぼす市場への影響や潜在的な影響を注意深く監視している。

2017年6月30日現在の当行グループの規制上の資本ならびに関連する資本およびレバレッジ比率は、2017年4月に完了した増資による調達総額80億ユーロを反映するためプロフォーマ・ベースで表示されている。ECBが当該増資を正式に承認したのは2017年7月26日である。

2017年6月30日現在、当行グループの完全適用に基づくRWAを算定するに当たって、当行グループが持分投資に係るグラント・ファーザー規定を適用した取引ポートフォリオは10件の取引から構成され、エクスポージャーの額は209百万ユーロであった。2017年6月30日現在、これらの取引に対してグラント・ファーザー規定を適用しなかった場合の完全適用に基づくプロフォーマRWAは、最大で773百万ユーロであり、したがって、当行グループの完全適用に基づくプロフォーマRWAは、最大で3,557億ユーロであった。これに対して、グラント・ファーザー規定を適用した場合の完全適用により報告した当行グループの完全適用に基づくプロフォーマRWAは、3,551億ユーロであった。また、グラント・ファーザー規定を適用しなかった場合の完全適用に基づくRWAを用いて、完全適用に基づくプロフォーマCET 1自己資本比率、Tier 1自己資本比率および総自己資本比率を算定した場合、当行グループのプロフォーマCET 1およびTier 1自己資本比率はそれぞれ、14.1%および15.4%であり、グラント・ファーザー規定を適用した完全適用により報告された比率と端数処理によって同じとなっている。また、当行グループのプロフォーマ総自己資本比率は18.7%から18.8%へ増加する。

2016年12月31日現在、当行グループの完全適用に基づくRWAを算定するに当たって、当行グループが持分投資に係るグラント・ファーザー規定を適用した取引ポートフォリオは15件の取引から構成され、エクスポージャーの額は220百万ユーロであった。2016年12月31日現在、これらの取引に対してグラント・ファーザー規定を適用しなかった場合の完全適用に基づくRWAは、最大で816百万ユーロであり、したがって、当行グループの完全適用に基づくRWAは、最大で3,581億ユーロであった。これに対して、グラント・ファーザー規定を適用した場合の完全適用により報告した当行グループの完全適用に基づくRWAは、3,575億ユーロであった。また、グラント・ファーザー規定を適用しなかった場合の完全適用に基づくRWAを用いて、2016年12月31日現在の完全適用に基づくCET 1自己資本比率、Tier 1自己資本比率および総自己資本比率を算定した場合、これらの自己資本比率はそれぞれ、11.8%、13.1%および16.6%であり、グラント・ファーザー規定を適用した完全適用により報告された比率と変わらない（端数処理による）。

CRR/CRD 4の最終的な導入が当行グループの予想と異なる場合があり、また、かかる導入に関する競合他社の仮定および見積りが変更される場合があることから、当行グループのCRR/CRD 4の完全適用による測定尺度は、競合他社が用いる同様の分類の測定尺度と比較できない可能性がある。

CRR/CRD 4の完全適用に基づく計算は新たな規制上の資本に係る基準に対する当社グループの進展度合いを反映するものであり、多くの競合他社がCRR/CRD 4完全適用ベースの計算について説明していることから、当行グループは、こうした計算が投資家に有意な情報を提供していると考えている。

これらCRR/CRD 4の完全適用による測定およびCRR/CRD 4の経過規定に基づく大部分の直接比較可能な測定との相違に関する説明については、本書の第一部 企業情報、第3 事業の状況、7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析の「リスク・レポート：リスクおよび資本のパフォーマンス：資本およびレバレッジ比率」を参照のこと。

## 2【その他】

### (1) 後発事象

該当なし。

### (2) 訴訟

本書記載の中間連結財務諸表に対する注記「引当金」を参照。

## 3【国際財務報告基準と日本の会計原則との相違】

当行グループは、ドイツ商法（HGB）第315条の求めるところに従い、その年次連結財務諸表および中間連結財務諸表を、国際会計基準審議会（IASB）が公表し、欧州連合（EU）が支持した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成することが要求されている。IFRSと日本において一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「日本の会計原則」という。）との主要な相違は、以下のとおりである。

### 1) 統一的な会計方針

IFRSでは、連結財務諸表は、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、統一的な会計方針を用いて作成される。グループ会社が、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、連結財務諸表において採用されているものの以外の会計方針を使用している場合、連結財務諸表の作成時に、その財務諸表に対して適切な修正が行われる。関連会社および共同支配事業体の経営成績に対する当行グループの持分は、当行グループの会計方針と整合するよう修正される。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、連結財務諸表を作成する場合、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社および子会社が採用する会計処理の原則および手続は、原則として統一しなければならない。ただし、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」（以下、「実務対応報告第18号」という。）により、在外子会社等の財務諸表がIFRSまたは米国会計基準に準拠して作成されている場合には、一定の項目（のれんの償却、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理、研究開発費の支出時費用処理など）の修正を条件に、これを連結決算手続上利用することができる。

関連会社についても、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」に従い、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社（その子会社を含む）および持分法を適用する被投資会社が採用する会計処理の原則および手続は、原則として統一することとされた。ただし、実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外関連会社については、当面の間、実務対応報告第18号で規定される在外子会社に対する当面の取扱いに準じて行うことができる。

### 2) 連結の原則

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に基づき、当行グループは当行グループが支配しているすべての投資先を連結している。投資者が、関連性のある活動におけるパワーおよび投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャーを有し、かつ、投資先に対するパワーを通じて当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合には、投資先を支配していることになる。支配の評価はすべての事実および状況に基づいて行われ、事実および状況に変更が生じた兆候が存在する場合にはその結論は再評価される。これは、事業体と新たに実行されたものを含め、当行グループが有する契約上の取決めの変更を含んでおり、所有持分の変動のみに限定されない。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、実質支配力基準により連結の範囲が決定され、支配の及ぶ会社（子会社）は連結の範囲に含まれる。ただし、子会社のうち支配が一時的であると認められる企業、または連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある企業については、連結の範囲に含めないこととされている。また、非連結子会社および重要な影響力を与えることができる会社（関連会社）については、持分法の適用範囲に含める。なお、日本でも、IFRSの共同支配企業に該当するものには持分法が適用される。

また、日本では、特別目的会社については、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」に基づき、特別目的会社が適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立され、当該特別目的会社の事業がその目的に従い適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社から独立しているものと認め、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定される。したがって、当該要件を満たす特別目的会社は、連結の範囲に含まれないことになる。ただし、このように連結の範囲に含まれない特別目的会社については、企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」に基づき、当該特別目的会社の概要、当該特別目的会社を利用した取引の概要、当期に行った当該特別

目的会社との取引金額または当該取引の期末残高等の一定の開示を行うことが、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社に求められている。

### 3) 企業結合

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、すべての企業結合（共同支配企業の設立、共通支配下の企業または事業の結合等を除く。）に取得法が適用されている。取得法では、取得日において、取得企業は識別可能な取得した資産および引き受けた負債を、原則として、取得日時点の公正価値で認識する。

日本でも、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に基づき、すべての企業結合（共同支配企業の形成および共通支配下の取引を除く。）はパーチェス法（取得法に類似する方法）で会計処理されている。

日本基準とIFRSの間には、主に以下の差異が存在する。

#### a) 取得関連コスト（企業結合に直接起因する費用）の処理

IFRSでは、IAS第32号およびIAS第39号にそれぞれ準拠して認識される負債性証券または持分証券の発行コストを除き、当該費用が発生してサービスの提供を受けた期間の費用として処理する。

日本では、取得関連費用は発生した事業年度の費用として処理される。

#### b) 条件付対価の処理

IFRSでは、取得企業は条件付対価を、被取得企業との交換で移転した対価に含め、取得日時点の公正価値で認識しなければならない。また、条件付対価の公正価値に事後的な変動があった場合でも、一定の場合を除き、のれんの修正は行わない。

日本では、条件付取得対価の交付または引渡しが確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点で、支払対価を取得原価として追加的に認識するとともに、のれんの修正を行う。

#### c) のれんの当初認識および非支配持分の測定

IFRSでは、企業結合ごとに以下のいずれかの方法を選択できる。

- ・ 非支配持分も含めた被取得企業全体を公正価値で測定し、のれんは非支配持分に帰属する部分も含めて測定する方法（全部のれん方式）
- ・ 非支配持分のうち、現在の所有持分であり、清算時に企業の純資産に対する比例的な取り分を保有者に与えているものは、被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する比例持分相当額として測定し、のれんは取得企業の持分相当額についてのみ認識する方法（購入のれん方式）

日本では、非支配持分自体を時価評価する処理（全部のれん方式）は認められておらず、のれんは、取得原価が、取得した資産および引き受けた負債に配分された純額を超過する額として算定される（購入のれん方式）。

#### d) のれんの償却

IFRSでは、のれんの償却は行わず、のれんは、IAS第36号「資産の減損」に従い、毎期および減損の兆候がある場合はその都度、減損テストの対象になる。

日本では、原則として、のれんの計上後20年以内に、定額法その他の合理的な方法により定期的に償却する。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。

### 4) 非支配持分

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、取得企業は、企業結合ごとに被取得企業に対する非支配持分のうち、現在の所有持分であり、清算時に企業の純資産に対する比例的な取り分を保有者に与えているものを、以下のいずれかにより測定しなければならない。

#### a) 取得日における非支配持分の公正価値

#### b) 取得日における被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する現在の所有権金融商品の比例的な取り分

非支配持分の他のすべての内訳項目は、他の測定基礎がIFRSで要求されている場合を除き、取得日の公正価値で測定しなければならない。

また、子会社に対する親会社の所有持分の変動（非支配持分との取引）で支配の喪失とならない場合には資本取引として会計処理される。

日本では、非支配持分自体を公正価値で測定する方法は認められておらず、非支配持分は取得日における被取得企業の識別可能純資産に対する現在の持分で測定される。

また、支配を喪失しない子会社に対する親会社持分の変動額と投資の増減額との差額は、資本剰余金として会計処理される。

### 5) 他の企業への関与の開示

IFRSでは、IFRS第12号「他の企業への関与の開示」に従い、子会社、共同支配の取決め、関連会社および非連結の組成された企業への関与の内容、関連するリスク、および財務上の影響を毎年開示しなければならない。

日本では、上記に関して包括的に規定する会計基準はないが、連結の範囲に含まれない特別目的会社に関する開示や、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、連結の範囲に含めた子会社、非連結子会社に関する事項その他連結の方針に関する重要な事項およびこれらに重要な変更があったときは、その旨およびその理由について開示することが要求されている。

#### 6) 金融商品の分類および評価

当行グループは、金融資産および負債を以下の区分に分類している。すなわち、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債、貸出金、売却可能金融資産、満期保有投資ならびにその他の金融負債である。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債： 当行グループは、一定の金融資産および金融負債を、トレーディング目的保有または、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたもの、のいずれかに分類する。これらは公正価値で計上され、それぞれ、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産、および純損益を通じて公正価値で測定する金融負債として表示される。トレーディング資産および負債の定義を満たさない一定の金融資産および負債は、公正価値オプションを利用し、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されている。純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定するには、金融資産および負債が、以下の基準のうちの一つを満たしていなくてはならない。(1) その指定により、測定上または認識上の矛盾が解消または著しく減少する、(2) 金融資産または負債、またはその両方からなるグループの運用管理および実績評価が、文書化されたリスク管理または投資戦略に従って、公正価値に基づいて行われている、あるいは、(3) その商品が一または複数の組込デリバティブを含んでいる（ただし、以下の場合は除く(a) 当該組込デリバティブが、そうでなければ契約で要求されていたであろうキャッシュ・フローを大きく修正しない場合、あるいは、(b) ほとんど、または全く分析しなくても、分離が禁じられていることが明らかかな場合)。

貸出金： 貸出金には、組成または購入した、支払額が固定的または決定可能なデリバティブ以外の金融資産で、活発な市場での相場価格がなく、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産にも、AFS金融資産または満期保有投資にも分類されていないものが含まれる。相場価格が、取引所、ディーラー、ブローカー、業界団体、プライシング・サービスまたは規制機関から容易かつ定期的に入手可能であり、かつこれらの価格が、独立第三者間取引条件による実際の定期的に生じる市場取引を表している場合に、活発な市場が存在するといえる。

企業結合または資産の購入以外により取得した貸出金は当初、その取引価格で認識される。取引価格とは、借手に支払った現金の額である。貸出金の当初の帳簿価額にはさらに、直接的増分取引費用およびフィーの純額が含まれる。これらの貸出金は、当初認識後は、実効金利法を用いて償却原価（減損控除後）で測定される。

企業結合の一部または資産の購入として取得した貸出金は当初、取得日の公正価値で認識される。これには、当行グループによる当初認識前に被取得企業が減損損失を計上した貸出金が含まれている。取得日の公正価値には、当該貸出金の信用の質（発生損失を含む。）を考慮した予想キャッシュ・フローが組み込まれ、新たな償却原価の基礎額となる。利息収益は、実効金利法を用いて認識される。純損益を通じて公正価値で測定するものにも、貸出金または満期保有投資にも分類されない金融資産は、売却可能として、負債証券または持分証券のいずれかとして分類される。

売却可能金融資産： 売却可能として分類された金融資産は、当初、公正価値に当該金融資産の取得に直接起因する取引費用を加算した額で認識される。プレミアムおよびディスカウントの償却は純利息収益に計上される。売却可能として分類された金融資産は公正価値で計上され、公正価値の変動は、当該資産が公正価値ヘッジの対象である場合を除き、その他の包括利益に計上される。当該資産が公正価値ヘッジの対象である場合には、ヘッジ対象リスクに起因する公正価値の変動は、その他の収益に計上される。

満期保有投資： 満期保有投資は、支払いが固定されているか確定可能で、満期が固定されたデリバティブ以外の金融資産である。これらの金融資産は、当行グループが満期まで保有する明確な意思と能力を持つもので、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産にも、貸出金またはAFS金融資産にも分類されない。満期保有投資は、当初、投資に直接起因する取引コストを加算した公正価値で計上され、その後は実効金利法を用いて償却原価で測定される。取得日後、当行グループは、減損の客観的証拠があるか否かを評価する。

金融負債： 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債を除き、金融負債は、実効金利法を用いて償却原価で測定される。金融負債には、発行した長期および短期の債務が含まれ、当初、公正価値すなわち受け取った対価から、負担した取引費用を控除した額で測定される。発行債務の市場での買戻しは消滅として取り扱われ、関連する利得または損失が連結損益計算書に計上される。自己社債の後日における市場での売却は、債務の再発行として取り扱われる。

金融資産の分類変更： 当行グループは、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」（トレーディング資産）または「AFS金融資産」に分類された一定の金融資産を、「貸出金」または「満期保有投資」へと分類変更することができる。資産の分類変更には、当初認識以降、経営陣による対象資産に関する意思の明確な変更がなければならず、かつ、当該金融資産は分類変更日において貸出金または満期保有投資の定義を充足していなければならない。加えて、分類変更日現在、当該資産を予見可能な将来まで保有する意思および能力を有していなければならない。「予見可能な将来」

を定義する単一の特定期間はなく、これは経営陣の判断を要する問題である。この判断を行うに当たり、当行グループは、何が「予見可能な将来」とされるかについて、以下の最低限の要件を設定した。分類変更時に、

- 対象資産を売却または証券化を通じて1年以内に処分する意思がないこと、ならびに対象資産を保有する当行グループの能力を制限するかまたは売却を要求する内部および外部的要求がないこと。
- 今後のビジネス・プランが、短期的な価格変動による利益を享受することであってはならない。

これらの基準を満たす分類変更が提案される金融資産は、検討対象の各金融資産の事実および状況に基づいて検討される。当該資産保有の戦略を実行する能力および妥当性を考慮に入れた上で、経営陣による肯定的な主張が必要となる。

上記の基準に加えて、当行グループはまた、資産の返済見込額が見積公正価値を超過していること、および予見可能な将来まで保有することにより資産に係るリターンが最適化することを示す説得力のある証拠が存在することを要求している。

金融資産は、分類変更日現在の公正価値で分類変更される。連結損益計算書に既に認識済の損益の振戻しは行われぬ。当該商品の分類変更日現在の公正価値が、当該商品の新たな償却原価となる。当該金融商品の予想キャッシュ・フローが分類変更日現在で見積られ、これらの見積りが当該商品の新たな実効金利の計算に使用される。回収可能性の増加により、分類変更後の資産の予想将来キャッシュ・フローがその後増加した場合、この増加による影響は、見積変更日現在の当該資産の帳簿価額の修正としてではなく、見積変更日以降の実効金利の修正として認識される。予想将来キャッシュ・フローがその後減少した場合、当行グループの年次連結財務書類の「貸出金の減損およびオフバランス信用リスク引当金繰入額」の項に記載のとおり、当該資産の減損の評価が行われる。減損とみなされていない分類変更後の資産のキャッシュ・フローの時期の変動は、資産の帳簿価額の修正として計上される。

AFSから貸出金または満期保有投資に分類変更された商品の場合、その他の包括利益に認識されている未実現損益は、その後当該商品の実効金利を用いて償却され、利息収益に計上される。その後当該商品に減損が生じた場合、当該商品に関連して同日現在その他の包括利益累計額に計上されていた未実現損失は、貸倒引当金繰入額として即時に連結損益計算書に認識される。

貸出金として分類されている資産が返済、条件変更または最終的に売却され、受取金額がその時点での帳簿価額を下回る範囲で、連結損益計算書に損失が、貸出金が減損している場合には信用リスク引当金繰入額の構成要素として、貸出金が減損していない場合にはその他の収益に認識される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、金融資産および金融負債は以下のように測定される。

- ・ 売買目的有価証券は、時価で測定し、時価の変動は純損益に認識される。
- ・ 個別財務諸表においては、子会社株式および関連会社株式は、取得原価で計上される。
- ・ 満期保有目的の債券は、取得原価または償却原価で測定される。
- ・ 売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式以外の有価証券（「その他有価証券」）は、時価で測定し、時価の変動額は
  - a) 純資産に計上され、売却、減損あるいは回収時に損益計算書に計上されるか、または
  - b) 個々の証券について、時価が原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に計上する。
- ・ 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券については、それぞれ次の方法による。
  - a) 社債その他の債券の貸借対照表価額は、債権の貸借対照表価額に準ずる（すなわち、取得原価または償却原価で測定される）。
  - b) 社債その他の債券以外の有価証券は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。
- ・ 貸付金および債権は、取得原価または償却原価で測定される。
- ・ 金融負債は債務額で測定される。ただし、社債については、社債金額よりも低い価格または高い価格で発行した場合など、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価法に基づいて算定された価額で評価しなければならない。

日本では、IFRSで認められている公正価値オプションに関する規定はない。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、売買目的または売却可能（その他有価証券）から満期保有目的への分類変更は認められず、売買目的から売却可能（その他有価証券）への分類変更については、正当な理由がある限られた状況（トレーディング業務の廃止を決定した場合に、売買目的として分類していた有価証券をすべて売却可能（その他有価証券）に分類変更することができる。）においてのみ認められている。

## 7) 資産の減損

非金融資産の減損：

IFRSでは、非流動資産の減損の兆候が認められ、その回収可能価額が帳簿価額を下回ると見積られる場合には、その差額を減損損失として認識する。回収可能価額は、非流動資産の売却費用控除後の公正価値と使用価値（当該資産から



生じると予想される将来キャッシュ・フローの現在価値)のいずれかが高い金額である。減損損失が最後に認識されてから、当該資産の回収可能価額の算定に用いられた見積りに変更があった場合には、のれんの減損を除き、減損損失の戻入が要求される。なお、耐用年数を確定できない無形資産やのれんについては、減損の兆候の有無にかかわらず、毎年減損テストを実施しなければならない。

日本では、「固定資産の減損に係る会計基準」に従い、資産または資産グループの減損の兆候が認められ、かつ割引前将来キャッシュ・フローの総額(20年以内の合理的な期間に基づく)が帳簿価額を下回ると見積られた場合に、その資産または資産グループの回収可能価額(正味売却価額と使用価値(資産または資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値)のいずれかが高い方の金額)と帳簿価額の差額につき減損損失を認識する。減損損失の戻入は認められない。

#### 金融資産の減損：

IFRSでは、金融資産または金融資産のグループが減損しているという客観的証拠の有無について各報告日に評価される。

貸付金および債権：減損の証拠(例えば、取引相手先の重大な財政的困難、利息もしくは元本の支払不履行または遅滞)が存在する場合、損失の額は、資産の帳簿価額とその見積将来キャッシュ・フローの現在価値との差額として測定される。減損損失の戻入は、損益計算書に認識される。

売却可能として分類された金融資産：売却可能として分類された資本性金融商品の場合、客観的証拠には、投資の公正価値の原価を下回る重要または長期的な下落が含まれる。売却可能として分類された負債証券の場合、減損は貸出金と同一の基準に基づき評価される。減損の証拠が存在する場合、以前資本において認識された金額は、資本から除去され、当期の損益計算書に認識される。この金額は、資産の取得原価(元本の返済および償却を控除後)と現在の公正価値(当該投資について以前損益計算書に認識された減損損失があればそれを控除後)との差額として決定される。売却可能として分類された資本性金融商品に係る減損損失の戻入は純損益を通じては行われず、その他の包括利益で認識される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従って、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式ならびにその他有価証券のうち、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品以外のものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。時価を把握することが極めて困難と認められる株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理する。また、営業債権・貸付金等の債権については、債務者の財政状態および経営成績等に応じて債権を3つ(一般債権、貸倒懸念債権および破産更正債権等)(金融機関では5つ)に区分し、区分ごとに定められた方法に従い貸倒見積高を算定する。

また日本では、減損の戻入は、株式について禁止されているだけでなく、満期目的保有の債券およびその他の有価証券に分類されている債券についても原則として認められていない。貸付金および債権についても、直接減額を行った場合には、減損の戻入益の計上は認められていない。

#### 8) ヘッジ会計

IFRSでは、公正価値変動のヘッジについては、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象資産または負債の公正価値の変動またはその一部は、当該デリバティブのすべての公正価値の変動とともに損益計算書に認識される。ヘッジの非有効部分はその他の収益に計上され、ヘッジされたリスクに関連した市場レートまたは価格の変動によりデリバティブおよびヘッジ対象項目に対して行われた公正価値修正の純影響額として測定される。キャッシュ・フロー変動のヘッジについては、ヘッジ対象項目に対する会計処理に変更はなく、デリバティブは公正価値で計上され、公正価値の変動は当初、ヘッジが有効である限り、損益計算書に認識されていない純利得(損失)に計上される。その他の包括利益に当初計上されたこれらの金額は、その後、予定取引が損益計算書に影響を与える期間と同一の期間に損益計算書に組み替えられる。ヘッジの非有効部分は、その他の収益に計上され、通常、実際のヘッジ手段であるデリバティブと仮定の最適ヘッジの公正価値変動の差額として測定される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従って、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益または評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰延べる方法(繰延ヘッジ)による。ただし、その他有価証券の場合等の一定の要件を満たす場合、ヘッジ対象に係る相場変動等を損益に反映させることにより、その損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識する方法(時価ヘッジ)も認められている。

また、ヘッジ全体が有効と判定され、ヘッジ会計の要件が満たされている場合には、ヘッジ手段に生じた損益のうち結果的に非有効となった部分についても、ヘッジ会計の対象として繰延処理を行うことができる。なお、非有効部分を

合理的に区分できる場合には、非有効部分を繰延処理の対象とせず、当期の純損益に計上する方法を採用することができる。

資産または負債に係る金利の受払条件を変換することを目的として利用されている金利スワップが、金利変換の対象となる資産または負債とヘッジ会計の要件を充たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件および契約期間が当該資産または負債とほぼ同一である場合には、金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産または負債に係る利息に加減する「特例処理」が認められている。また、ヘッジ会計の要件を満たす為替予約等については、当分の間、為替予約等により確定する決済時における円貨額により外貨建取引および金銭債権債務等を換算し直物為替相場との差額を期間配分する方法（「振当処理」）によることができる。

#### 9) 金融資産の認識の中止

IFRSでは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、または、当該資産からのキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡したか、もしくは一定の基準を条件としてまたは複数の受領者に対し当該キャッシュ・フローを支払う義務を引き受けた場合に、金融資産の認識の中止が検討される。譲渡した金融資産については、所有に関する実質上すべてのリスクおよび経済価値を移転した場合に、認識の中止を行う。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、譲渡金融資産の財務構成要素ごとに、支配が第三者に移転しているかどうかの判断に基づいて、当該金融資産の認識の中止がなされる。

#### 10) 株式を基礎とした報酬

IFRSでは、資本性金融商品として分類された報奨に関する報酬費用は、付与日において株式を基礎とした報奨の公正価値に基づき測定される。報酬費用は、従業員の当該報奨に関連する勤務の期間にわたり、または分割で交付される報奨に関しては当該部分の期間にわたり、定額法に基づき計上される。対応する金額は資本剰余金に計上される。

日本でも、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」に基づき、ストック・オプションの付与日から権利確定日までの期間にわたり、付与日現在のストック・オプションの公正な評価額に基づいて報酬費用が認識され、対応する金額は資本（純資産の部の新株予約権）に計上される。

ただし、同基準の適用範囲は持分決済型株式報酬に限定されており、現金決済型取引等については特段規定がなく、実務上は発生時に費用（引当）処理される。また持分決済型取引について、日本では、権利確定後に失効した場合には失効に対応する新株予約権につき利益計上（戻入）を行う等、IFRSと異なる処理が行われている。

#### 11) 退職後給付（確定給付制度）

##### a) 確定給付制度債務の期間配分方法

IFRSでは、IAS第19号「従業員給付」に従い、制度の給付算定式に基づいて勤務期間に給付を帰属させる方法（給付算定式基準）が原則とされている。

日本では、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」に基づき、期間定額基準と給付算定式基準のいずれかを選択適用できる。

##### b) 数理計算上の仮定

###### ・ 割引率

IFRSでは、報告期間の末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しなければならない。そのような債券について厚みのある市場が存在しない国では、国債の市場利回り（報告期間の末日時点）を使用しなければならない。また割引率は、各報告日に見直さなければならない。

日本では、安全性の高い債券の利回りを基礎として決定するが、これには、期末における国債、政府機関債および優良社債の利回りが含まれ、いずれも選択可能である。また、割引率等の計算基礎に一定の重要な変動が生じていない場合には、割引率を見直さないことが認められている。

###### ・ 制度資産に係る利息収益（長期期待運用収益）

IFRSでは、年次報告期間の開始日時時点で、制度資産の公正価値に上記の割引率を乗じて算定する。なお、制度資産に係る利息収益は、確定給付制度債務に係る利息費用と相殺の上、確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額に含める。

日本では、期首の年金資産の額に合理的に予想される収益率（長期期待運用収益率）を乗じて算定する。

##### c) 数理計算上の差異（再測定）および過去勤務費用

IFRSでは、数理計算上の差異は、発生時にその全額をその他の包括利益に認識する。その他の包括利益から純損益への振替（リサイクル）は、禁止されている。また、過去勤務費用は、純損益に即時認識する。

日本では、数理計算上の差異は、原則として各期の発生額について、平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を每期費用処理する。数理計算上の差異の当期発生額のうち費用処理されない部分（未認識数理計算上の差異）および過去勤務費用の当期発生額のうち費用処理されない部分（未認識過去勤務費用）についてはいずれも、その他の包括

利益に計上する。また、その他の包括利益累計額に計上された未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用のうち、当期に費用処理された部分については、その他の包括利益の組替調整（リサイクル）を行う。

d) 確定給付資産の上限

IFRSでは、確定給付制度が積立超過の場合には、確定給付資産の純額を次のいずれか低い方で測定する。

- ・ 当該確定給付制度の積立超過
- ・ 制度からの返還または制度への将来掛金の減額の形で利用可能な経済的便益の現在価値（資産上限額）

日本では、そのような確定給付資産の上限はない。

12) 金融保証契約

IFRSでは、金融保証契約について、当初、公正価値で負債に計上することが要求され、以後は、当初測定額から償却累計額を控除した額と、貸借対照表日における現在の債務の決済に要する支出の最善の見積額のいずれか高い方の額で測定される。

日本では、金融資産または金融負債の消滅の認識の結果生じる債務保証を除いて、保証を当初より公正価値で貸借対照表に計上することは求められていない。銀行の場合には、第三者に負う保証債務は偶発債務として額面金額を支払承諾勘定に計上し、同時に銀行が顧客から得る求償権を偶発債権として支払承諾見返勘定に計上する。保証に起因して、将来の損失が発生する可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることができる場合には、債務保証損失引当金を計上する。

13) 投資不動産

IFRSでは、投資不動産の当初認識後の評価方法として、事業体は以下のいずれかを選択できる。

- 公正価値モデル。投資不動産は公正価値で測定され、公正価値の変動は損益計算書において認識される。
- 原価モデル。原価モデルでは、投資不動産を減価償却後の簿価（減損損失累計額控除後）で測定することが要求される。原価モデルを選択した事業体は、投資不動産の公正価値情報を開示する。

日本では、投資不動産についても、通常の有形固定資産と同様に取得原価に基づく会計処理を行う（原価モデルを適用）。また、企業会計基準第20号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」に従い、賃貸等不動産を保有している企業は以下の事項を注記することが求められている。

- 賃貸等不動産の概要
- 賃貸等不動産の貸借対照表計上額および期中における主な変動
- 賃貸等不動産の当期末における時価およびその算定方法
- 賃貸等不動産に関する損益

14) リース取引

IFRSでは、資産の所有権に係るすべてのリスクおよび経済価値が借手に実質的に移転されるリースは、借手の財務諸表にファイナンス・リースとして資産計上され、対応するリース債務が負債として計上される。

日本では、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に従い、ファイナンス・リース取引とは、解約不能かつフルペイアウトの要件を満たすものをいい、ファイナンス・リース取引に該当するかどうかについてはその経済的実質に基づいて判断すべきものであるとしている。ただし、解約不能リース期間がリース物件の経済的耐用年数の概ね75%以上、または解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値がリース物件を借手が現金で購入するものと仮定した場合の合理的見積金額の概ね90%以上のいずれかに該当する場合は、ファイナンス・リースと判定され、借手の財務諸表に資産計上し、対応するリース債務を負債に計上する。なお、少額（リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース）または短期（1年以内）のファイナンス・リースについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。

15) 金融商品の公正価値の開示

IFRSでは、事業体の財政状態および業績に対する金融商品の重要性、金融商品から生じる信用リスク、流動性リスクおよびマーケット・リスクに関する定性的および定量的情報ならびに事業体のリスク管理方法について開示することが要求されている。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」に基づき、時価等の開示がすべての金融商品に求められ、かつ金融商品から生じるリスクについての開示も求められている。ただし、金融商品から生じるリスクのうちマーケット・リスクに関する定量的開示が求められているのは、金融商品から生じるリスクが重要な企業（銀行・証券会社等）が想定されている。また、マーケット・リスク以外のリスク（流動性リスク・信用リスク）に関する定量的開示については明確な規定がない。

#### 16) 公正価値測定

IFRSでは、IFRS第13号「公正価値測定」は、一定の場合を除き、他のIFRSが公正価値測定または公正価値測定に関する開示（および、売却コスト控除後の公正価値のような、公正価値を基礎とする測定または当該測定に関する開示）を要求または許容している場合に適用される。IFRS第13号では、公正価値を「測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格」と定義している。また、IFRS第13号は、公正価値の測定に用いたインプットの性質に基づき3つのヒエラルキーに分類し、公正価値測定を当該ヒエラルキー別に開示することを求めている。

日本では、すべての金融資産・負債ならびに非金融資産・負債を対象とする公正価値測定を包括的に規定する会計基準はなく、各会計基準において時価の算定方法が個別に定められている。金融商品の時価については、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」において、時価とは公正な評価額をいい、市場価格に基づく価額、市場価格がない場合には合理的に算定された価額と定義されている。また、公正価値のヒエラルキーに関する会計基準は、現時点では基準化されていない。

## 第7【外国為替相場の推移】

本項目の記載は、最近6か月間の日本円とユーロの為替レートが日本において2以上の日刊新聞紙に掲載されているので、記載を省略する。

### 1【当該半期中における月別為替相場の推移】

本項目の記載は、最近6か月間の日本円とユーロの為替レートが日本において2以上の日刊新聞紙に掲載されているので、記載を省略する。

### 2【最近日の為替相場】

1ユーロ = 131.34円 (2017年8月31日)

第8【提出会社の参考情報】

提出書類	提出年月日
発行登録追補書類	平成29年 1月10日
発行登録追補書類	平成29年 1月10日
発行登録追補書類	平成29年 1月10日
発行登録追補書類	平成29年 1月18日
訂正発行登録書	平成29年 1月25日
発行登録追補書類	平成29年 1月27日
発行登録追補書類	平成29年 2月 8日
発行登録追補書類	平成29年 2月16日
発行登録追補書類	平成29年 2月20日
訂正発行登録書	平成29年 2月22日
発行登録追補書類	平成29年 2月24日
発行登録追補書類	平成29年 2月27日
発行登録追補書類	平成29年 2月27日
訂正発行登録書	平成29年 2月27日
発行登録追補書類	平成29年 3月 8日
発行登録追補書類	平成29年 3月 9日
発行登録追補書類	平成29年 3月24日
発行登録追補書類	平成29年 3月24日
訂正発行登録書	平成29年 3月28日
平成28年 8月24日提出の臨時報告書の訂正報告書	平成29年 3月31日
臨時報告書（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第1号の規定に基づく）	平成29年 3月31日
臨時報告書（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第1号に基づく）	平成29年 3月31日
訂正発行登録書	平成29年 3月31日
訂正発行登録書	平成29年 3月31日
発行登録追補書類	平成29年 4月 3日
発行登録追補書類	平成29年 4月18日
平成29年 3月31日提出の臨時報告書（ライツ・オフアリング）の訂正報告書	平成29年 4月25日
訂正発行登録書	平成29年 4月25日
訂正発行登録書	平成29年 4月25日
訂正発行登録書	平成29年 4月27日
発行登録追補書類	平成29年 5月 8日
発行登録追補書類	平成29年 5月17日
発行登録追補書類	平成29年 5月18日
発行登録追補書類	平成29年 5月24日
発行登録追補書類	平成29年 5月25日
発行登録追補書類	平成29年 5月25日
発行登録追補書類	平成29年 5月30日
発行登録追補書類	平成29年 6月 2日
発行登録追補書類	平成29年 6月 2日
発行登録追補書類	平成29年 6月 9日
有価証券報告書	平成29年 6月29日
有価証券報告書の訂正報告書	平成29年 6月29日
訂正発行登録書	平成29年 6月29日
訂正発行登録書	平成29年 6月29日
発行登録追補書類	平成29年 7月 3日

発行登録追補書類	平成29年 7月 4日
発行登録追補書類	平成29年 7月10日
訂正発行登録書	平成29年 7月13日
発行登録追補書類	平成29年 7月14日
訂正発行登録書	平成29年 7月18日
訂正発行登録書	平成29年 7月19日
訂正発行登録書	平成29年 7月19日
発行登録追補書類	平成29年 8月 1日
発行登録追補書類	平成29年 8月 3日
発行登録追補書類	平成29年 8月 4日
発行登録追補書類	平成29年 8月10日
発行登録追補書類	平成29年 8月10日
発行登録追補書類	平成29年 8月16日
発行登録追補書類	平成29年 8月18日
発行登録追補書類	平成29年 8月21日
発行登録追補書類	平成29年 8月22日
発行登録追補書類	平成29年 8月28日
発行登録追補書類	平成29年 8月28日
発行登録追補書類	平成29年 9月 7日
発行登録追補書類	平成29年 9月15日
訂正発行登録書	平成29年 9月21日
訂正発行登録書	平成29年 9月21日

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

### 第1【保証会社情報】

該当事項なし



## 第2【保証会社以外の会社の情報】

### 1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

#### 1. ドイツ銀行ロンドン支店2017年10月10日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（ヤマハ発動機株式会社）

##### (1) 対象株式の発行会社の名称および住所

ヤマハ発動機株式会社  
静岡県磐田市新貝2500番地

##### (2) 対象株式の開示を必要とする理由

ヤマハ発動機株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

##### (3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式  
発行済株式総数 : 349,914,284 (平成29年8月9日現在)  
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所市場第一部  
内容 : 単元株式数100株

#### 2. ドイツ銀行ロンドン支店2017年10月17日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（日新製鋼株式会社）

##### (1) 対象株式の発行会社の名称および住所

日新製鋼株式会社  
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

##### (2) 対象株式の開示を必要とする理由

日新製鋼株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

##### (3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式  
発行済株式総数 : 109,843,923 (平成29年8月9日現在)  
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)  
内容 : 単元株式数100株

#### 3. ドイツ銀行ロンドン支店2017年11月1日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（ヤマハ発動機株式会社）

##### (1) 対象株式の発行会社の名称および住所

ヤマハ発動機株式会社  
静岡県磐田市新貝2500番地

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

ヤマハ発動機株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式  
発行済株式総数 : 349,914,284 (平成29年8月9日現在)  
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所市場第一部  
内容 : 単元株式数100株

4. ドイツ銀行ロンドン支店2017年11月2日満期 早期償還条項付 他社株式株価連動 デジタルクーポン円建社債(株式会社村田製作所)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社村田製作所  
京都府長岡京市東神足1丁目10番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社村田製作所は、参照株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、参照株式水準がロックイン水準以下となった場合で最終株式水準が行使価格未満の場合には、最終株式水準を当初株式水準で除した数に額面金額を乗じた満期償還金額(0円以上額面金額以下の金額)の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式  
発行済株式総数 : 225,271,427 (平成29年8月10日現在)  
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所市場第一部、シンガポール証券取引所  
内容 : 単元株式数100株

- (注) 1 発行済株式総数のうち350,000株は現物出資(株式会社 福井村田製作所株式 昭和37年9月5日払込 17百万円)によるものである。  
2 平成29年7月28日付で、金銭報酬債権(135,310,450円)を対価に、譲渡制限付株式報酬として、新株式(7,835株)を発行している。

5. ドイツ銀行ロンドン支店2018年1月31日満期早期償還条項付 他社株式株価連動 円建社債(任天堂株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

任天堂株式会社  
京都府京都市南区上鳥羽鉾立町11番地1

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

任天堂株式会社は、参照株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、参照株式水準がロックイン水準以下となった場合で最終株式水準が行使価格未満の場合には、最終株式水準を当初株式水準で除した数に額面金額を乗じた満期償還金額（0円以上額面金額以下の金額）の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式  
発行済株式総数 : 141,669,000 (平成29年8月10日現在)  
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)  
内容 : 単元株式数100株

6. ドイツ銀行ロンドン支店2018年3月1日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 円建社債 (ヤフー株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

ヤフー株式会社  
東京都千代田区紀尾井町1番3号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

ヤフー株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式  
発行済株式総数 : 5,696,598,500 (2017年8月10日現在)  
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)  
内容 : 単元株式数は100株である。

(注) 発行済株式総数には、2017年8月1日から2017年8月10日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まない。また当該会社は、2017年7月20日付で金銭報酬債権および金銭債権(合計391,230,000円)を出資財産とする譲渡制限付株式報酬として、普通株式805,000株を発行している。

7. ドイツ銀行ロンドン支店2018年3月8日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 円建社債 (パナソニック株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

パナソニック株式会社  
大阪府門真市大字門真1006番地

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

パナソニック株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その

他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式  
発行済株式総数 : 2,453,053,497 (平成29年8月8日現在)  
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所(市場第一部)、名古屋証券取引所(市場第一部)  
内容 : 一単元の株式数は100株である。

8. ドイツ銀行ロンドン支店2018年3月14日満期 早期償還条項付 他社株式株価連動 円建社債(ソフトバンクグループ株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

ソフトバンクグループ株式会社  
東京都港区東新橋一丁目9番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

ソフトバンクグループ株式会社は、参照株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、参照株式水準がロックイン水準以下となった場合で最終株式水準が行使価格未満の場合には、最終株式水準を当初株式水準で除した数に1口当たり額面金額の100%を乗じた満期償還金額(額面金額の0%以上額面金額の100%以下の金額)の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式  
発行済株式総数 : 1,100,660,365 (2017年8月10日現在)  
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所(市場第一部)  
内容 : 完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のないソフトバンクグループ(株)における標準となる株式である。  
単元株式数は、100株である。

(注) 発行済株式総数には、2017年8月1日から2017年8月10日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

9. ドイツ銀行ロンドン支店2018年4月23日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債(ヤフー株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

ヤフー株式会社  
東京都千代田区紀尾井町1番3号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

ヤフー株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式  
発行済株式総数 : 5,696,598,500 (2017年8月10日現在)  
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所(市場第一部)  
内容 : 単元株式数は100株である。

(注) 発行済株式総数には、2017年8月1日から2017年8月10日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まない。また当該会社は、2017年7月20日付で金銭報酬債権および金銭債権(合計391,230,000円)を出資財産とする譲渡制限付株式報酬として、普通株式805,000株を発行している。

10. ドイツ銀行AG ロンドン 2018年6月22日満期 2銘柄対象 ノックイン・期限前償還・他社株転換条項付 デジタルクーポン円建債(セイコーエプソン株式会社・株式会社NTTドコモ)

A セイコーエプソン株式会社の情報

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

セイコーエプソン株式会社  
東京都新宿区新宿四丁目1番6号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

セイコーエプソン株式会社は、償還対象株式の発行会社のうちの1つであり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、期限前償還判定事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、最終判定日における満期償還対象株式の対象株式判定価格が関連する転換価格未満であり、かつ、ノックイン事由が発生したことがある場合、交付株式数の交付および現金調整額の支払によって償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報にいていかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式  
発行済株式総数 : 399,634,778 (2017年7月31日現在)  
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所市場第一部  
内容 : 権利内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式であり、単元株式数は100株である。

B 株式会社NTTドコモの情報

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社NTTドコモ  
東京都千代田区永田町二丁目11番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社NTTドコモは、償還対象株式の発行会社のうちの1つであり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、期限前償還事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、最終判定日における満期償還対象株式の対象株式判定価格が関連する転換価格未満であり、かつ、ノックイン事由が発生したことがある場合、交付株式数の交付および現金調整額の支払によって償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報にいていかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式

発行済株式総数 : 3,899,563,000 (2017年8月2日現在)  
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所市場第一部、ニューヨーク証券取引所  
内容 : 単元株式数100株

11. ドイツ銀行ロンドン支店2018年8月1日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 円建社債 (富士重工業株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社SUBARU (注)

東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号

(注) 富士重工業株式会社は、2017年4月1日付で株式会社SUBARUに商号を変更している。

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社SUBARUは、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式

発行済株式総数 : 769,175,873 (2017年8月9日現在)

上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)

内容 : 単元株式数は100株である。

12. ドイツ銀行ロンドン支店2018年9月21日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 円建社債 (野村ホールディングス株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

野村ホールディングス株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

野村ホールディングス株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式

発行済株式総数 : 3,822,562,601 (注1) (2017年8月14日現在)

上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (注2)、名古屋証券取引所 (注2)、  
シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所

内容 : 単元株式数 100株

(注) 1 発行済株式総数には、2017年8月1日から2017年8月14日までの間に新株予約権の行使があった場合に発行される株式数は含まれていない。

2 各市場第一部

13. ドイツ銀行ロンドン支店2018年9月21日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債(富士重工業株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社SUBARU(注)

東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号

(注) 富士重工業株式会社は、2017年4月1日付で株式会社SUBARUに商号を変更している。

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社SUBARUは、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ノックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がノックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式  
発行済株式総数 : 769,175,873 (2017年8月9日現在)  
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所(市場第一部)  
内容 : 単元株式数は100株である。

14. ドイツ銀行ロンドン支店2018年9月28日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債(セイコーエプソン株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

セイコーエプソン株式会社

東京都新宿区新宿四丁目1番6号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

セイコーエプソン株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ノックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がノックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式  
発行済株式総数 : 399,634,778 (2017年7月31日現在)  
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所市場第一部  
内容 : 権利内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式であり、単元株式数は100株である。

15. ドイツ銀行ロンドン支店2018年12月13日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 円建社債(第一生命ホールディングス株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

第一生命ホールディングス株式会社  
東京都千代田区有楽町一丁目13番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

第一生命ホールディングス株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式  
発行済株式総数 : 1,198,023,000 (2017年8月9日現在)  
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)  
内容 : 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当該会社にとって標準となる株式  
(1単元の株式数 100株)

16. ドイツ銀行ロンドン支店2018年12月20日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 円建社債 (株式会社T & Dホールディングス)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社T & Dホールディングス  
東京都中央区日本橋二丁目7番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社T & Dホールディングスは、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式  
発行済株式総数 : 681,480,000 (平成29年8月9日現在)  
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)  
内容 : 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式  
単元株式数 100株

17. ドイツ銀行ロンドン支店2018年12月20日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (LINE株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

LINE株式会社  
東京都新宿区新宿四丁目1番6号



(2) 対象株式の開示を必要とする理由

LINE株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式  
発行済株式総数 : 220,442,310 (2017年8月10日現在)  
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所(市場第一部)、ニューヨーク証券取引所  
内容 : 1単元の株式数は、100株である。権利内容に何ら限定のない、当該会社における標準となる株式である。

- (注) 1 発行済株式総数には、2017年8月1日から2017年8月10日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。  
2 2017年7月18日付第三者割当増資により、発行済株式が1,007,810株増加している。

18. ドイツ銀行ロンドン支店2018年12月27日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 円建社債(ヤマハ発動機株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

ヤマハ発動機株式会社  
静岡県磐田市新貝2500番地

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

ヤマハ発動機株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式  
発行済株式総数 : 349,914,284 (平成29年8月9日現在)  
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所市場第一部  
内容 : 単元株式数100株

19. ドイツ銀行ロンドン支店2018年12月28日満期 早期償還条項付 他社株式株価連動 円建社債(任天堂株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

任天堂株式会社  
京都府京都市南区上鳥羽鉾立町11番地1

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

任天堂株式会社は、参照株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、参照株式水準がロックイン水準以下となった場合で最終株式水準が行使価格未満の場合

合には、最終株式水準を当初株式水準で除した数に額面金額を乗じた満期償還金額（0円以上額面金額以下の金額）の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式  
発行済株式総数 : 141,669,000 (平成29年8月10日現在)  
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)  
内容 : 単元株式数100株

20. ドイツ銀行ロンドン支店2019年1月25日満期 早期償還条項付 他社株式株価連動 円建社債 (ソフトバンクグループ株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

ソフトバンクグループ株式会社  
東京都港区東新橋一丁目9番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

ソフトバンクグループ株式会社は、参照株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、参照株式水準がロックイン水準以下となった場合で最終株式水準が行使価格未満の場合には、最終株式水準を当初株式水準で除した数に額面金額を乗じた満期償還金額（0円以上額面金額以下の金額）の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式  
発行済株式総数 : 1,100,660,365 (2017年8月10日現在)  
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)  
内容 : 完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のないソフトバンクグループ(株)における標準となる株式である。  
単元株式数は、100株である。

(注) 発行済株式総数には、2017年8月1日から2017年8月10日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

21. ドイツ銀行ロンドン支店2019年3月4日満期 早期償還条項付 他社株式株価連動 円建社債 (任天堂株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

任天堂株式会社  
京都府京都市南区上鳥羽鉾立町11番地1

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

任天堂株式会社は、参照株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、参照株式水準がロックイン水準以下となった場合で最終株式水準が行使価格未満の場合には、最終株式水準を当初株式水準で除した数に1口当たり額面金額の100%を乗じた満期償還金額（額面金額の0%以上額面金額の100%以下の金額）の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に

係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式  
発行済株式総数 : 141,669,000 (平成29年8月10日現在)  
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所(市場第一部)  
内容 : 単元株式数100株

22. ドイツ銀行ロンドン支店2019年3月29日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債(出光興産株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

出光興産株式会社  
東京都千代田区丸の内三丁目1番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

出光興産株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式  
発行済株式総数 : 208,000,000 (平成29年8月14日現在)  
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所市場第一部  
内容 : 単元株式数100株

23. ドイツ銀行ロンドン支店2019年8月23日満期 早期償還条項付 他社株式株価連動 円建社債(株式会社ファーストリテイリング)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社ファーストリテイリング  
山口県山口市佐山717番地1

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社ファーストリテイリングは、参照株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、参照株式水準がロックイン水準以下となった場合で最終株式水準が行使価格未満の場合には、最終株式水準を当初株式水準で除した数に額面金額を乗じた満期償還金額(0円以上額面金額以下の金額)の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式  
発行済株式総数 : 106,073,656 (2017年7月14日現在)

上場金融商品取引所 : 東京証券取引所(市場第一部)、  
香港証券取引所メインボード市場(注)

内容 : 単元株式数100株

(注) 香港預託証券(HDR)を香港証券取引所メインボード市場に上場している。

24. ドイツ銀行ロンドン支店2019年9月13日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債(株式会社T & Dホールディングス)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社T & Dホールディングス  
東京都中央区日本橋二丁目7番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社T & Dホールディングスは、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式

発行済株式総数 : 681,480,000 (平成29年8月9日現在)

上場金融商品取引所 : 東京証券取引所(市場第一部)

内容 : 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式  
単元株式数 100株

## 2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

- 1．ドイツ銀行ロンドン支店2017年10月10日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（ヤマハ発動機株式会社）

ヤマハ発動機株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第82期）（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）平成29年3月24日関東財務局長に提出  
四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間（第83期第2四半期）（自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日）四半期報告書を平成  
29年8月9日関東財務局長に提出

臨時報告書

平成29年3月27日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

- 2．ドイツ銀行ロンドン支店2017年10月17日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（日新製鋼株式会社）

日新製鋼株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第5期）（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）平成29年6月27日関東財務局長に提出  
四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間（第6期第1四半期）（自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日）四半期報告書を平成  
29年8月9日関東財務局長に提出

臨時報告書

平成29年6月29日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

- 3．ドイツ銀行ロンドン支店2017年11月1日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（ヤマハ発動機株式会社）

ヤマハ発動機株式会社の情報

上記1.に同じ

- 4．ドイツ銀行ロンドン支店2017年11月2日満期 早期償還条項付 他社株式株価連動 デジタルクーポン円建社債（株式会社村田製作所）

株式会社村田製作所の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第81期）（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）平成29年6月29日関東財務局長に提出  
四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第82期第1四半期）（自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日）四半期報告書を平成  
29年8月10日関東財務局長に提出

臨時報告書

平成29年7月3日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社村田製作所 東京支社

東京都渋谷区渋谷3丁目29番12号

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

5. ドイツ銀行ロンドン支店2018年1月31日満期 早期償還条項付 他社株式株価連動 円建社債（任天堂株式会社）  
任天堂株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第77期）（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）平成29年6月30日関東財務局長に提出  
四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第78期第1四半期）（自平成29年4月1日至平成29年6月30日）四半期報告書を平成  
29年8月10日関東財務局長に提出

臨時報告書

平成29年7月3日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

任天堂株式会社 東京支店

東京都台東区浅草橋5丁目21番5号

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

6. ドイツ銀行ロンドン支店2018年3月1日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 円建社債（ヤフー株式会社）  
ヤフー株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第22期）（自2016年4月1日至2017年3月31日）2017年6月19日関東財務局長に提出  
四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第23期第1四半期）（自2017年4月1日至2017年6月30日）四半期報告書を2017年8  
月10日関東財務局長に提出

臨時報告書

ア 2017年6月23日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する  
内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

イ 2017年8月1日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する  
内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

7. ドイツ銀行ロンドン支店2018年3月8日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 円建社債（パナソニック株式会  
社）

パナソニック株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第110期）（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）平成29年6月30日関東財務局長に提出

四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第111期第1四半期）（自平成29年4月1日至平成29年6月30日）四半期報告書を平成29年8月8日関東財務局長に提出

臨時報告書

ア 平成29年7月3日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

イ 平成29年7月31日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および第2項第2号の2の規定に基づく）

訂正報告書

イの臨時報告書の訂正報告書を平成29年8月23日関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

パナソニック株式会社 渉外本部	東京都港区東新橋一丁目5番1号 (パナソニック東京汐留ビル)
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

8. ドイツ銀行ロンドン支店2018年3月14日満期 早期償還条項付 他社株式株価連動 円建社債（ソフトバンクグループ株式会社）

ソフトバンクグループ株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第37期）（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）平成29年6月21日関東財務局長に提出  
四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第38期第1四半期）（自平成29年4月1日至平成29年6月30日）四半期報告書を平成29年8月10日関東財務局長に提出

臨時報告書

ア 2017年6月23日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

イ 平成29年8月2日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
-------------	-----------------

9. ドイツ銀行ロンドン支店2018年4月23日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（ヤフー株式会社）

ヤフー株式会社の情報

上記6.に同じ

10. ドイツ銀行AGロンドン 2018年6月22日満期 2銘柄対象 ノックイン・期限前償還・他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（セイコーエプソン株式会社・株式会社NTTドコモ）

A セイコーエプソン株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第75期）（自2016年4月1日至2017年3月31日）2017年6月29日関東財務局長に提出  
四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第76期第1四半期）（自2017年4月1日至2017年6月30日）四半期報告書を2017年7月31日関東財務局長に提出

臨時報告書

2017年7月3日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

の臨時報告書の訂正報告書を2017年7月4日関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

## B 株式会社NTTドコモの情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第26期）（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）2017年6月21日関東財務局長に提出

四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第27期第1四半期）（自 2017年4月1日 至 2017年6月30日）四半期報告書を2017年8

月2日関東財務局長に提出

臨時報告書

2017年6月21日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

## 11. ドイツ銀行ロンドン支店2018年8月1日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 円建社債（富士重工業株式会社）

株式会社SUBARUの情報（注）

（注）富士重工業株式会社は、2017年4月1日付で株式会社SUBARUに商号を変更している。

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第86期）（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）2017年6月26日関東財務局長に提出

四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第87期第1四半期）（自 2017年4月1日 至 2017年6月30日）四半期報告書を2017年8

月9日関東財務局長に提出

臨時報告書

ア 2017年6月26日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

イ 2017年8月25日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号および第19号の規定に基づく）

訂正報告書

の有価証券報告書の訂正報告書を2017年8月9日関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

## 12. ドイツ銀行ロンドン支店2018年9月21日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 円建社債（野村ホールディングス株式会社）

野村ホールディングス株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第113期）（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）2017年6月26日関東財務局長に提出

四半期報告書又は半期報告書



四半期会計期間（第114期第1四半期）（自 2017年4月1日 至 2017年6月30日）四半期報告書を2017年8月14日関東財務局長に提出  
臨時報告書  
該当事項なし  
訂正報告書  
該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

13. ドイツ銀行ロンドン支店2018年9月21日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（富士重工業株式会社）

株式会社SUBARUの情報（注）

（注）富士重工業株式会社は、2017年4月1日付で株式会社SUBARUに商号を変更している。

上記11.に同じ

14. ドイツ銀行ロンドン支店2018年9月28日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（セイコーエプソン株式会社）

セイコーエプソン株式会社の情報

上記10. Aに同じ

15. ドイツ銀行ロンドン支店2018年12月13日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 円建社債（第一生命ホールディングス株式会社）

第一生命ホールディングス株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第115期）（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）平成29年6月26日関東財務局長に提出  
四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第116期第1四半期）（自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日）四半期報告書を平成29年8月9日関東財務局長に提出

臨時報告書

ア 平成29年6月28日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

イ 平成29年8月9日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく）

訂正報告書

イの臨時報告書の訂正報告書を平成29年8月24日関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
-------------	-----------------

16. ドイツ銀行ロンドン支店2018年12月20日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 円建社債（株式会社T & Dホールディングス）

株式会社T & Dホールディングスの情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第13期）（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）平成29年6月28日関東財務局長に提出  
四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第14期第1四半期）（自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日）四半期報告書を平成29年8月9日関東財務局長に提出

臨時報告書

- ア 平成29年6月29日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）
  - イ 平成29年6月29日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく）
- 訂正報告書  
イの臨時報告書の訂正報告書を平成29年8月2日関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

17. ドイツ銀行ロンドン支店2018年12月20日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（LINE株式会社）

LINE株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第17期）（自 2016年1月1日 至 2016年12月31日）2017年3月31日関東財務局長に提出

四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第18期第2四半期）（自 2017年4月1日 至 2017年6月30日）四半期報告書を2017年8月10日関東財務局長に提出

臨時報告書

ア 2017年3月31日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

イ 2017年6月26日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および第2項第2号の2の規定に基づく）

ウ 2017年7月26日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく）

訂正報告書

アの臨時報告書の訂正報告書を2017年5月11日関東財務局長に提出

イの臨時報告書の訂正報告書を2017年7月19日関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

18. ドイツ銀行ロンドン支店2018年12月27日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 円建社債（ヤマハ発動機株式会社）

ヤマハ発動機株式会社の情報

上記1.に同じ

19. ドイツ銀行ロンドン支店2018年12月28日満期 早期償還条項付 他社株式株価連動 円建社債（任天堂株式会社）

任天堂株式会社の情報

上記5.に同じ

20. ドイツ銀行ロンドン支店2019年1月25日満期 早期償還条項付 他社株式株価連動 円建社債（ソフトバンクグループ株式会社）

ソフトバンクグループ株式会社の情報

上記8.に同じ

21. ドイツ銀行ロンドン支店2019年3月4日満期 早期償還条項付 他社株式株価連動 円建社債（任天堂株式会社）

任天堂株式会社の情報

上記5.に同じ

22. ドイツ銀行ロンドン支店2019年3月29日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（出光興産株式会社）

出光興産株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第102期）（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）平成29年6月29日関東財務局長に提出  
四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第103期第1四半期）（自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日）四半期報告書を平成  
29年8月14日関東財務局長に提出

臨時報告書

ア 平成29年7月3日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

イ 平成29年7月3日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく）

訂正報告書

イの臨時報告書の訂正報告書を平成29年7月5日関東財務局長に提出

イの臨時報告書の訂正報告書を平成29年7月12日関東財務局長に提出

イの臨時報告書の訂正報告書を平成29年7月21日関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

23. ドイツ銀行ロンドン支店2019年8月23日満期 早期償還条項付 他社株式株価連動 円建社債（株式会社ファーストリテイリング）

株式会社ファーストリテイリングの情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第55期）（自 2015年9月1日 至 2016年8月31日）2016年11月25日関東財務局長に提出

四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第56期第3四半期）（自 2017年3月1日 至 2017年5月31日）四半期報告書を2017年7月14日関東財務局長に提出

臨時報告書

2016年11月25日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

24. ドイツ銀行ロンドン支店2019年9月13日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社T & Dホールディングス）

株式会社T & Dホールディングスの情報

上記16.に同じ

### 第3【指数等の情報】

#### 1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

##### (1) 理由

##### 1. 当行の発行している指数にかかる有価証券

ドイツ銀行ロンドン支店2017年11月2日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債  
 (NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)

ドイツ銀行ロンドン支店2017年11月20日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債  
 (NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)

ドイツ銀行ロンドン支店2017年12月7日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債  
 (NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)

ドイツ銀行ロンドン支店2018年2月23日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債  
 (NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)

ドイツ銀行ロンドン支店2018年3月16日満期 期限前償還条項付 日米2指数参照円建社債(ノックイン60)

ドイツ銀行ロンドン支店2018年7月13日満期 早期償還条項付ノックイン型 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債

ドイツ銀行ロンドン支店2018年7月20日満期 期限前償還条項付 日経平均株価参照円建社債(ノックイン65)

ドイツ銀行ロンドン支店2018年7月20日満期 期限前償還条項付 日米2指数参照円建社債(ノックイン60)

ドイツ銀行ロンドン支店2018年12月14日満期 期限前償還条項付 日経平均株価参照円建社債(ノックイン65)

ドイツ銀行ロンドン支店2019年3月1日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債  
 (NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)

ドイツ銀行ロンドン支店2019年3月14日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債  
 (NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)

ドイツ銀行ロンドン支店2019年6月20日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価連動社債

ドイツ銀行ロンドン支店2019年6月27日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債  
 (NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)

ドイツ銀行ロンドン支店 2019年7月18日満期 早期償還条項付 ノックイン型 日経平均株価連動円建社債

ドイツ銀行ロンドン支店2019年10月16日満期 期限前償還条項付 日経平均株価・ブラジル・リアル/円為替参照円建社債(ノックイン60)

ドイツ銀行ロンドン支店2019年12月16日満期 期限前償還条項付 日経平均株価・ブラジル・リアル/円為替参照円建社債(ノックイン55)

ドイツ銀行ロンドン支店2020年2月14日満期 期限前償還条項付 日経平均株価・ブラジル・リアル/円為替参照円建社債(ノックイン55)

ドイツ銀行ロンドン支店2020年3月12日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債  
 (NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)

ドイツ銀行AGロンドン2020年8月14日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動3段デジタルクーポン円建社債

2. 上記各社債の満期償還金額、利息金額および/または早期(期限前)償還事由の有無(ならびにこれらのいずれかに相当するもの)の全部または一部(該当する場合は、日経平均株価に連動し、および/または日経平均株価の水準によって決定される。従って、日経平均株価指数の情報は、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

##### (2) 内容

##### 日経平均株価指数(日経225指数)

日本経済新聞社によって公表されている株価指数であり、選択された日本株式の株価実績の合成値を計測するものである。株価指数は現在、東京証券取引所上場の225銘柄をベースにしており、これらは日本の広範囲な産業分野を代表している。構成銘柄225種は、すべて東京証券取引所の一部上場株式であり、東京証券取引所で最も活発に取引されているものに属する。株価指数は、修正された株価加重指数であり、構成銘柄の株価指数中に占めるウェイトは、株式銘柄の発行会社の株式時価総額ではなく一株当たりの価格に基づいている。

## 2【当該指数等の推移】

### 日経平均株価指数

次表は最近5年間および当該中間会計期間中最近6か月の日経平均株価指数（終値）の最高・最低値を示したものである。

最近5年間の年度別最高・最低値	年度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
	最高（円）	10,395.18	16,291.31	17,935.64	20,868.03	19,494.53
	最低（円）	8,295.63	10,486.99	13,910.16	16,795.96	14,952.02

最近6か月の月別最高・最低値	月別	2017年1月	2017年2月	2017年3月	2017年4月	2017年5月	2017年6月
	最高（円）	19,594.16	19,459.15	19,633.75	19,289.43	19,961.55	20,230.41
	最低（円）	18,787.99	18,907.67	18,909.26	18,335.63	19,310.52	19,831.82

2017年9月27日現在、日経平均株価指数の終値は、20,267.05円であった。